

# 令和 3 年度

## 包括外部監査報告書

「指定管理者制度に関する事務の執行及び  
対象施設の管理運営について」

令和 4 年 2 月  
横浜市包括外部監査人  
柳原 匠巳



#### **(本報告書における記載内容の注意事項)**

##### **・監査の「指摘」**

今後、横浜市において何らかの措置が必要であると認められる事項。主に、合規性に関する事項（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の視点からの結論も含まれる。

##### **・監査の「意見」**

監査の「指摘」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化等のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、横浜市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するもの。

##### **・端数処理**

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

##### **・報告書の数値等の出典**

報告書の数値等は、原則として横浜市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典を明示していない場合がある。

報告書の数値等のうち、横浜市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

## 目次

第1章 監査の概要 .....	1
1. 監査の種類 .....	1
2. 選定した特定の事件（監査のテーマ） .....	1
3. 特定の事件（監査のテーマ）を選定した理由 .....	1
4. 監査の対象期間 .....	2
5. 監査の視点 .....	2
6. 監査手続 .....	2
7. 監査対象部局・監査対象施設・指定管理者 .....	2
8. 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格 .....	5
9. 監査の実施期間 .....	5
10. 利害関係 .....	5
第2章 指定管理者制度の概要 .....	6
1. 公の施設 .....	6
2. 指定管理者制度 .....	8
第3章 横浜市における指定管理者制度 .....	11
I. 横浜市指定管理者制度の運用ガイドラインの策定と基本理念 .....	11
1. 横浜市指定管理者制度運用ガイドライン .....	11
2. 横浜市における指定管理者制度の基本理念とマネジメントシステム .....	12
3. 横浜市によるモニタリング及び評価 .....	15
II. 横浜市が指定管理者を指定している施設 .....	17
1. 指定管理者制度の適用の検討に関する基本的な考え方 .....	17
2. 指定管理者を指定している施設 .....	18
第4章 外部監査の結果に係る指摘及び意見の一覧 .....	20
第5章 横浜市全体に係る指摘及び意見 .....	28
1. 自主事業について .....	28
2. 収支報告書について .....	32
3. 備品について .....	38
4. 第三者への委託について .....	46
第6章 対象施設に係る指摘及び意見 .....	49
1. 横浜市鶴見中央コミュニティハウス .....	49
2. 横浜市白幡地区センター .....	57
3. 横浜市戸部コミュニティハウス .....	65
4. 柏葉公園こどもログハウス .....	72

5.	横浜市中村地区センター .....	82
6.	港南台北公園こどもログハウス .....	89
7.	横浜市瀬戸ケ谷スポーツ会館 .....	98
8.	横浜市本村スポーツ会館 .....	103
9.	横浜市滝頭コミュニティハウス .....	109
10.	横浜市金沢公会堂.....	114
11.	綱島公園こどもログハウス .....	123
12.	横浜市霧が丘コミュニティハウス .....	131
13.	横浜市荏田コミュニティハウス.....	138
14.	横浜市東山田スポーツ会館 .....	144
15.	横浜市踊場地区センター.....	153
16.	横浜市上郷矢沢コミュニティハウス .....	165
17.	横浜市しらゆり集会所 .....	172
18.	瀬谷中央公園こどもログハウス.....	181
19.	横浜国際プール .....	187
20.	横浜市民ギャラリーあざみ野 .....	198
21.	横浜市栄区精神障害者生活支援センター .....	206
22.	日野こもれび納骨堂 .....	215
23.	横浜市寿町健康福祉交流センター .....	224
24.	深谷町ふれあい公園（ハマヤク農園） .....	237
25.	動物園.....	249
26.	横浜市道路附属物自動車駐車場.....	267
27.	横浜市海づくり施設.....	285
28.	横浜市三殿台考古館 .....	296
29.	横浜市少年自然の家 .....	304
30.	横浜市山内図書館.....	312



## 第1章 監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）

指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について

### 3. 特定の事件（監査のテーマ）を選定した理由

平成15年の改正地方自治法施行で指定管理者制度（地方自治法第244条の2）が導入され、それまで公共的団体等にしか認められていなかった「公の施設」の管理運営に関して、民間事業者等の参入も可能とされた。指定管理者制度は、公の施設の管理運営を通じて政策目的を達成するための手法の一つと位置付けられ、その目的は多様化する市民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることである。

横浜市においては、既に900を超える施設について当制度を取り入れている。制度運用にあたっては、民間事業者の能力や創意工夫を最大限に引き出し、行政と民間事業者が双方向のコミュニケーションを通じて、それぞれのノウハウや経営資源を最適な形で組み合わせることにより、市民サービス向上と地域活性化を図り、新たな価値を創出する「共創」の理念が礎にあり、指定管理者制度が施設管理の民間委託による単なる「経費削減」ではないことが明確に示されている。

370万人を超える人口で、約2,600の施設を有する横浜市では、指定管理者制度の対象となる公の施設の種類・立地・設置目的は多種多様であり、対象施設を画一的に管理することは現実的ではないが、指定管理者の選定やモニタリングにおいては、施設の多様性に関係なく、共通する手続も数多くあるため横断的な管理も求められる。

また、指定管理者候補となる民間企業等の数も地域や施設形態により制約を受けることとなるため、制度導入施設の管理において民間事業者の能力や創意工夫を最大限に引き出すことが不可能となる場合には、指定管理業務内容の見直しや、市の直営等の選択肢を検討することも必要となる。

さらには、施設の老朽化・耐震化への取り組み、並びに、施設の複合化や機能の多様化、IoT・AIの仕組みを活用した施設管理事業形態の急速な変化への対応は、市が長期的・全体的な視点に立ち、民間企業等の力を積極的に活用すること

が重要であると考えられる。

このような考え方から、横浜市における指定管理者制度導入施設の管理及び財務事務の執行が適切に行われているかを検証する必要があると認め、指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について令和3年度における包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

## 4. 監査の対象期間

原則として令和2年度。

必要に応じて令和元年度以前及び令和3年度の執行分を含む。

## 5. 監査の視点

### (1) 指定管理者制度に関する事務の合規性に問題はないか

指定管理者制度に関する事務は、地方自治法、地方自治法施行令、横浜市が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか。

### (2) 指定管理者制度に関する事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか

指定管理者制度に関する事務は、経済性、効率性及び有効性に充分配慮して行われているか。

## 6. 監査手続

- ・関係書類の閲覧
- ・監査対象部局及び指定管理者への質問
- ・監査対象施設等での現地調査
- ・検出された問題点に関する改善策の検討
- ・その他必要とした手続

## 7. 監査対象部局・監査対象施設・指定管理者

No	監査対象部局	監査対象施設
		指定管理者
1	政策局	—
2	鶴見区	横浜市鶴見中央コミュニティハウス
		特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会

No	監査対象部局	監査対象施設
		指定管理者
3	神奈川区	横浜市白幡地区センター
		アクティオ株式会社
4	西区	横浜市戸部コミュニティハウス
		一般社団法人西区区民利用施設協会
5	中区	柏葉公園こどもログハウス
		一般社団法人中区民活動支援協会
6	南区	横浜市中村地区センター
		特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会
7	港南区	港南台北公園こどもログハウス
		特定非営利活動法人港南区レクリエーション協会
8	保土ヶ谷区	横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館
		一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会
9	旭区	横浜市本村スポーツ会館
		一般社団法人あさひ区民利用施設協会
10	磯子区	横浜市滝頭コミュニティハウス
		一般社団法人磯子区区民利用施設協会
11	金沢区	横浜市金沢公会堂
		相鉄企業株式会社
12	港北区	綱島公園こどもログハウス
		一般財団法人こうほく区民施設協会
13	緑区	横浜市霧が丘コミュニティハウス
		一般社団法人緑区区民利用施設協会
14	青葉区	横浜市荏田コミュニティハウス
		公益社団法人横浜市民施設協会
15	都筑区	横浜市東山田スポーツ会館
		特定非営利活動法人つづき区民交流協会
16	戸塚区	横浜市踊場地区センター
		公益社団法人とつか区民活動支援協会
17	栄区	横浜市上郷矢沢コミュニティハウス
		特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会

## 第1章 監査の概要

No	監査対象部局	監査対象施設
		指定管理者
18	泉区	横浜市しらゆり集会所
		白桜会
19	瀬谷区	瀬谷中央公園こどもログハウス
		特定非営利活動法人区民施設協会・せや
20	市民局	横浜国際プール
		横浜市スポーツ協会・コナミスポーツ・トーリングループ
21	文化観光局	横浜市民ギャラリーあざみ野
		公益財団法人横浜市芸術文化振興財団
22	健康福祉局	横浜市栄区精神障害者生活支援センター
		社会福祉法人恵友会
23	健康福祉局	日野こもれび納骨堂
		清光社・横浜植木共同事業体
24	健康福祉局	横浜市寿町健康福祉交流センター
		公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会
25	環境創造局	深谷町ふれあい公園（ハマヤク農園）
		株式会社田澤園
26	環境創造局	弘明寺公園・中村公園（プール及び子供用プールに限る。）
		株式会社フクシ・エンタープライズ
27	環境創造局	千草台公園（プール及び子供用プールに限る。）
		オーエンスグループ
28	環境創造局	動物園（よこはま、野毛山、金沢）
		公益財団法人横浜市緑の協会
29	道路局	横浜市道路附属物自動車駐車場
		日本パーキング株式会社
30	港湾局	横浜市海づり施設（大黒、本牧、磯子）
		イオンディライト株式会社
31	教育委員会事務局	横浜市三殿台考古館
		公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団

No	監査対象部局	監査対象施設
		指定管理者
32	教育委員会事務局	横浜市少年自然の家（赤城林間学園、南伊豆臨海学園）
		公益財団法人横浜市スポーツ協会
33	教育委員会事務局	横浜市山内図書館
		有隣堂グループ

## 8. 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

### (1) 包括外部監査人

柳原 匠巳 公認会計士・税理士

### (2) 補助者

江口 一生	税理士
加藤 聰	公認会計士・税理士
神戸 政之	公認会計士
木下 哲	公認会計士・税理士
田中 友里子	税理士
名手 芳隆	公認会計士・税理士
本郷 順子	税理士

## 9. 監査の実施期間

令和3年6月28日から令和4年2月21日まで

## 10. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

## 第2章 指定管理者制度の概要

### 1. 公の施設

#### (1) 定義

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方自治体が設置する施設のことであり、地方自治法第 244 条に規定されている。

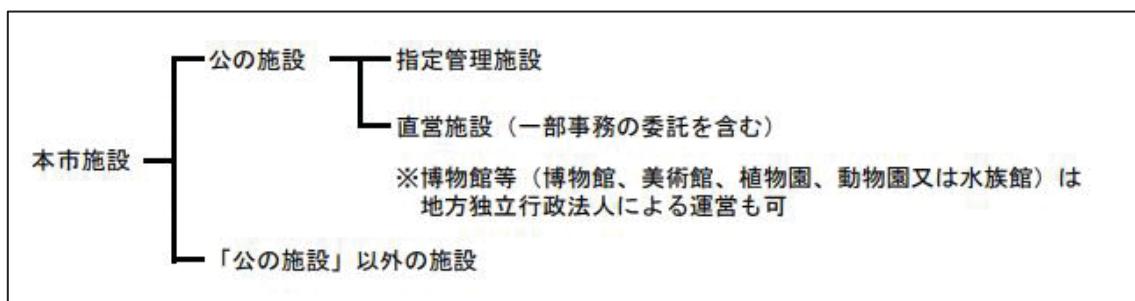
「横浜市指定管理者制度 運用ガイドライン 第 14 版」（以下「ガイドライン」という。）より抜粋

「公の施設」は、「住民の福祉を増進する目的をもつて、その利用に供するため」に地方公共団体が設ける施設」と定義され（地方自治法第 244 条第 1 項）、「公の施設」の設置及び管理に関する事項は条例で定めることとされている（地方自治法第 244 条の 2 第 1 項）。

また、次のような要件を満たさない場合には、地方自治体が所有又は設置する施設であっても、「公の施設」とは位置付けられることとなる。

- 住民の利用に供する施設であること（純然たる試験研究所や庁舎等は、住民の利用を目的として設置された施設ではないため、公の施設ではない。）
- 当該地方自治体の区域内に住所を有する者の利用に供する施設であること（観光ホテル等は、公の施設ではない場合がある。）
- 住民の福祉を直接的に増進することを目的とすること（競輪場等のように福祉の増進に結びつかない施設は公の施設ではない。）

図表1 横浜市施設の分類



（出典：ガイドライン）

## (2) 公の施設の例

公の施設の主な例は図表2 の通りである。

図表2 公の施設の区分ごとの施設例

区分	代表例
レクリエーション・スポーツ施設	競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等
産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
基盤施設	駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場、ケーブルテレビ施設等
文教施設	県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等
社会福祉施設	病院、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター等

(出典：総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」調査要領)

## 2. 指定管理者制度

### (1) 定義

指定管理者制度とは、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について、民間事業者に委ねることを可能とする地方自治法上の制度である（地方自治法第244条の2）。

地方自治法第244条の2より抜粋

第3項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

### (2) 制度導入の目的

指定管理者制度導入前は、「公の施設」の管理運営について、管理委託制度のもとその委託先が公共的団体等に限られていたが、指定管理者制度導入後は、企業・特定非営利活動法人等を含む団体（以下「民間事業者」という。）に委ねることが可能になった。

このように公の施設の管理運営の担い手が拡大された背景としては、民間事業者においても十分な公的サービスを提供する能力が認められるという事実が挙げられる。また、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するためには、公の施設の管理運営に民間事業者の有するノウハウを活用し住民サービスの向上を図るとともに、管理運営費の縮減を図ることが必要とされているという状況もある。

指定管理者制度の導入にあたっては、平成15年7月17日付け総行行第87号総務省自治行政局長通知において、次の通りその目的が明示されている。

平成15年7月17日付け総行行第87号総務省自治行政局長通知より抜粋

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、  
公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、  
経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、  
公の施設の適正な管理に努められたいこと

（下線は監査人が加工）

なお、指定管理者制度が創設される以前の管理委託制度とは、主に次のような相違点がある。

図表3 管理委託制度と指定管理者制度の比較

区分	管理委託制度（改正前）	指定管理者制度（改正後）
管理運営の主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共団体、公共的団体、市の出資法人等に限定</li> <li>・ 相手方を条例で規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者を含む幅広い団体（個人は除く）</li> <li>・ 議会の議決を得て指定</li> </ul>
権限と業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の設置者たる地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う</li> <li>・ 施設の管理権限及び責任は、地方自治体が引き続き有する（使用許可権限も付与できない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の管理権限を指定管理者に委任（使用許可権限を含む）</li> <li>・ 地方自治体は、管理権限は行使せず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う</li> </ul>
条例で規定する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託の条件、相手方等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲</li> </ul>
法的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託（契約）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定（行政処分）</li> <li>・ 管理運営の細目等については、協定（行政処分の附款）により規定</li> </ul>

(出典：ガイドライン)

### (3) 制度の導入状況

指定管理者制度は平成15年9月2日に施行され、指定管理者制度が導入されている施設の数は、次表の通り推移している。

図表4 公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果

調査時点	平成18年 9月2日	平成21年 4月1日	平成24年 4月1日	平成27年 4月1日	平成30年 4月1日
都道府県	7,083	6,882	7,123	6,909	6,847
指定都市	5,540	6,327	7,641	7,912	8,057
市区町村	48,942	56,813	58,712	61,967	61,364
合計	61,565	70,022	73,476	76,788	76,268
民間事業者等の割合 ※	29.1%	29.3%	33.2%	37.5%	40.0%

※：民間事業者等とは、株式会社、NPO法人、その他（学校法人、医療法人等）をいい、  
社団・財団法人、公共的団体及び地縁による団体を除いている。

（出典：総務省資料）

指定管理者制度は導入から15年超が経過した。その間、指定管理者制度を導入する公の施設の数は徐々に増えてきたが、平成30年4月1日時点の調査では減少に転じていることがわかる。

一方、民間事業者が指定管理者として公の施設を管理・運営する施設の割合は徐々に増加しており、制度導入当初の「民間事業者のノウハウ・アイデアや経営手法を活用する」という目的は、一定程度果たされてきているとも考えられる。

## 第3章 横浜市における指定管理者制度

### I. 横浜市指定管理者制度の運用ガイドラインの策定と基本理念

#### 1. 横浜市指定管理者制度運用ガイドライン

##### (1) 策定

横浜市では、行政と民間事業者が双方向のコミュニケーションを通じて、それぞれのノウハウや経営資源を最適な形で組み合わせることにより、市民サービス向上と地域活性化を図り、新しい公共を「共に創る（共創）」ことを目指して、平成21年3月に「共創推進の指針」を策定した。

この「共創推進の指針」を公民連携事業の上位概念に据えながら、指定管理者制度の適正な運用を目指して、平成21年10月に「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」を今後の制度運用の基礎として策定している。

このガイドラインは、横浜市が所管する公の施設のうち、指定管理者制度によって管理運営を行っている施設における制度運用の「原則」を示すものとして定められている。

##### (2) 内容

ガイドラインの大まかな内容については、図表5の通りである。

図表5 ガイドラインの内容

章番号	内容
第1章	指定管理者制度の概要
第2章	本市における指定管理者制度運用の理念
第3章	制度運用全般に関する事項
第4章	運用手続《1》指定管理者の公募及び選定
第5章	運用手続《2》協定の締結及び管理運営の実施
第6章	運用手続《3》モニタリング及び評価
第7章	関係各部署の役割

（出典：ガイドライン）

## 2. 横浜市における指定管理者制度の基本理念とマネジメントシステム

### (1) 基本理念

横浜市における指定管理者制度の基本理念は、次の2つによって構成されている。

#### ① 指定管理施設のマネジメントシステムの確立

指定管理者制度の目的は、前述の通り「住民サービスの向上」と「経費の節減」を図ることが主たるものとされている。しかし、そもそも公の施設は「政策目的達成」のために設置されるものであり、横浜市としては、その管理運営の質が向上したと言えるためには、利用者に対する「住民サービスの向上」と「経費の節減」のみでは不十分としている。

そこで、ガイドラインにおいて、設置目的を明確化した指定管理施設マネジメントシステムを確立することの重要性を説いている。

#### ガイドラインより抜粋

そこで、本市における指定管理者制度の運用にあたって、まず各施設に固有の設置目的（ミッション：mission）を明確化した上で、その効果的かつ効率的な達成を目指すことをマネジメントとして確立する。

本市においては、指定管理者制度の運用に際しては、単に「（建物としての）施設の管理を行う」ということではなく、明確化された目的の達成を目指すための手法として指定管理者制度を位置づけ、運用していくことを基本姿勢とする。

#### ② パートナーシップに基づく「共創」の実現

ガイドラインの上位規範にあたる「共創推進の指針」では、「共創」を次の通り定義づけている。

#### 共創推進の指針より抜粋

共創とは、『社会的課題の解決を目指し、民間事業者と行政の対話により連携を進め、相互の知恵とノウハウを結集して新たな価値を創出すること』をいいます。

これを受け、横浜市では、横浜市と指定管理者との関係を、より積極的に、お互いの持つ強みに基づき適切に分担された役割を果たすことによって、新たな

価値の創出という共通の目的の達成を目指す「パートナーシップ」として位置付けている。

そして、横浜市と指定管理者との間での「パートナーシップ」を実現していくためには、目的・目標の明確化及び共有が不可欠であることから、明確化された目的・目標に基づくマネジメントシステムの確立は、指定管理者制度の運用における実効性ある「共創」の基盤としても必要となるものである、としている。

## (2) 指定管理施設のマネジメントシステム

基本理念の項に記載した通り、「共創」の実現には施設の設置目的を明確化することが必要である。一方、ガイドラインにも記載のことだが、各施設の設置目的は抽象的であることが多い。そこで、横浜市は、すべての活動をその目的達成に方向づけていくためにはより具体化・細分化された「指標」に落とし込んだ上で、その指標に対する「目標（値）」を設定し、それに基づいた施設のマネジメントを行うことが必要であるとしている。

図表6 指標の3類型

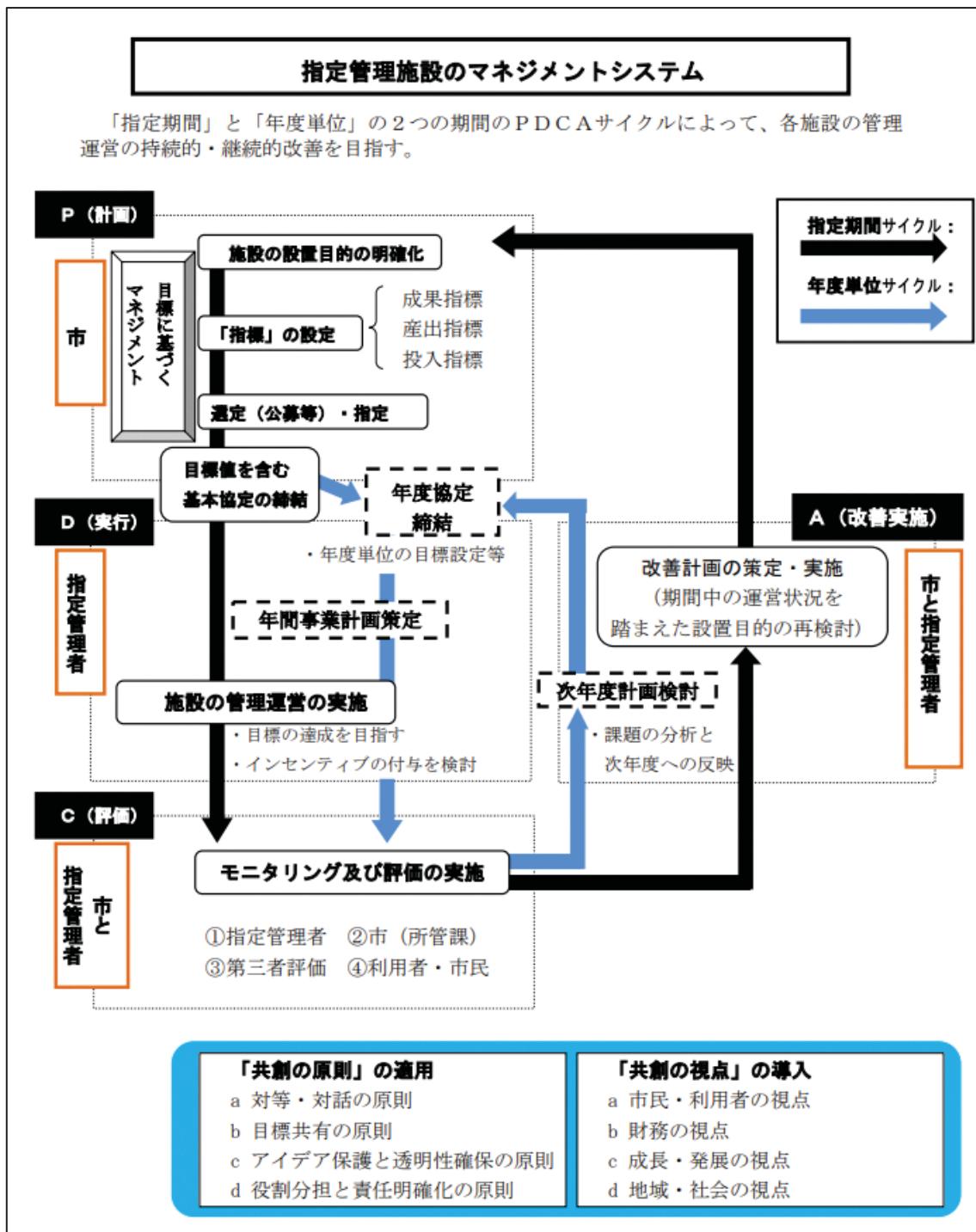
区分	投入指標	産出指標	成果指標
指標例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数</li> <li>・イベントに支出した金額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントの実施回数</li> <li>・来館者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・○○文化の普及率</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定が最も容易</li> <li>・低成本で測定可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定が容易</li> <li>・比較的低成本で測定可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的に対する成果が直接的に測定可能</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果との関連性が最も小さい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果との関連性が小さい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定が困難な可能性</li> <li>・測定に大きなコストがかかる可能性</li> <li>・実施から成果発生まで長時間を要する可能性</li> </ul>

(出典：ガイドライン)

横浜市は、この「目的・目標に基づくマネジメント」を、指定管理者制度の運用におけるマネジメントシステムの基本として定めている。

指定管理施設のマネジメントシステムのPDCAに係る全体像は図表7の通りである。

図表7 指定管理施設のマネジメントシステム



(出典：ガイドライン)

### 3. 横浜市によるモニタリング及び評価

#### (1) 概要

横浜市による指定管理者制度の運用におけるモニタリング及び評価の概要については、ガイドラインの第6章に記載がある。

##### ガイドライン第6章より抜粋

本市の指定管理者制度の運用におけるモニタリング及び評価は、PDCAサイクルに基づくマネジメントシステムの一環である「C (Check: 評価)」の役割を担うプロセスに位置づけられる。

ここで、モニタリングとは、「施設の管理運営の水準等について、日常的・継続的に確認を実施すること」とし、評価とは、「施設の管理運営の水準等について、日常のモニタリングプロセスとは別に、一定の方法・様式等を定めて、定期的に、協定に対する達成状況等を測定すること」とする。

モニタリング及び評価の目的は、運営上の課題等を発見し、施設の管理運営にフィードバックし、施設の管理運営状況を向上させることにある。

したがって、モニタリング及び評価自体を目的化したり、あるいは、その結果を指定管理料や次期選定等に反映することを目的化してはならない。

モニタリング及び評価については、ガイドラインでは次の通り4つに分けて説明が行われている。

- ① 指定管理者による自己評価
- ② 横浜市（施設所管課）による評価
- ③ 第三者評価機関・選定評価委員会による評価
- ④ 利用者等による評価

#### (2) 横浜市によるモニタリング及び評価

横浜市（施設所管課）による指定管理者のモニタリングについては、地方自治法第244条の2第7項により義務とされている。

##### 地方自治法より抜粋

第244条の2第7項 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

これに基づき、横浜市では協定書及び毎年作成・提出を行う事業報告書の記載項目に基づく管理運営状況の確認を行っている。

ガイドラインにおいて、事業報告書には、次の項目を必ず記載することとしている。

#### ガイドラインより抜粋

事業報告書には、次の項目を必ず記載することとする。

- (1) 管理経費の支出状況
- (2) 利用料金の収入状況
- (3) 利用実績（利用者数、自主事業への参加者数等）
- (4) 管理運営の実施状況（自主事業の実施状況、施設の管理状況、施設点検の実施状況及び結果等）
- (5) 指定管理者による自己評価結果（利用者会議・アンケート等含む）
- (6) 指標に対する目標値の達成状況

また、管理運営状況の把握及び持続的改善等のために、定期的にモニタリングの実施を求めている。

#### ガイドラインより抜粋

日常の管理運営の状況を把握し、持続的改善を促すことを目的として、市（施設所管課）は定期的（毎月又は四半期ごと等）に、次に基づき、モニタリングを実施する。

- (1) 関係書類の確認（例：日報、利用申請書、経理関係書類等）
- (2) 実地調査の実施
- (3) 適切な指示・指導の実施
- (4) 指示・指導に対する改善状況の確認

施設の安定的な管理運営を確保するため、年1回を目途として、指定管理者となっている民間事業者等の団体の財務状況を把握することが重要である。そのため、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の確認を行う。

また、備品については、年に1回は物品管理簿と現物の突合せ（棚卸し）をして、管理状況等を確認する。

なお、以上の市による評価の結果については、「事業計画書」「事業報告書」を本市ウェブサイトに掲載するなど、積極的な公表に努める。

## II. 横浜市が指定管理者を指定している施設

### 1. 指定管理者制度の適用の検討に関する基本的な考え方

公の施設に指定管理者制度を適用する場合の基本的な考え方は、ガイドラインでは次の通り記載されている。

#### ガイドラインより抜粋

地方自治法上、「公の施設」は、本市による直営（一部事務の民間事業者等への委託を含む）あるいは指定管理者制度による管理運営を行うことと定められている（個別法により指定管理者制度の適用が認められない施設を除く。）。

その際、「どちらの管理形態が、より効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成できると考えられるか」を基本的な判断基準とするべきであり、単純に施設の性質例えは、「〇〇施設は公共性が高いから直営であるべき」）によって決定されるべきものではない。

これはあくまでも施設の設置目的の達成を最上位に位置付け、そのための手段として指定管理者制度の適用を検討しようとする横浜市の姿勢を表すものである。

他方で、設置目的の達成に指定管理者制度の趣旨が結びつかない場合にはこれを適用しないということでもあるが、そのようなものとして、横浜市に管理権限を留保する必要性が高い施設、あるいは指定管理者制度を導入する必然性の低い施設を想定している。具体的な例示としては次のようなものが挙げられる。

- 個別法により指定管理者制度の適用が認められない施設
- 指定管理者制度の導入により、経費の上昇又はサービスの低下が想定される施設
- 運営形態の変更を実施中又は検討中の施設
- その他、指定管理者として適切な民間事業者が存在しないことが明らかな場合など、横浜市の直接的関与が必要であると判断される施設

## 2. 指定管理者を指定している施設

横浜市では、指定管理者制度の適用の検討に関する基本的な考え方に基づき、令和3年4月1日時点で944の公の施設で指定管理者制度を導入している。

具体的には、地区センター、地域ケアプラザ、公園、スポーツセンター等の地域に密着した施設のほか、横浜美術館、横浜みなとみらいホール、横浜国際プール、みなと赤十字病院等の大規模施設を指定管理者制度の対象としている。

所管別種類別施設別の指定管理者を指定している施設数は、図表8の通りである。

また、横浜市が指定管理者を指定した施設のうち、監査対象とした43の施設の内訳数についても図表8に記載している。

図表8 所管別種類別施設別の指定管理者を指定している施設数、監査対象施設数

所管別	施設数	左記施設 数のうち 監査対象 施設数
種類別		
施設別		
局所管施設	582	25
レクリエーション・スポーツ施設	38	4
プール	6	1
海づくり関連施設	4	3
体育館	2	-
臨港パーク関連施設	8	-
その他レクリエーション・スポーツ施設	18	-
基盤施設	465	11
公園等	96	4
市営住宅	281	-
駐車場	24	6
墓園、斎場等	2	1
その他基盤施設	62	-
社会福祉施設	39	2
高齢者施設	2	-
障害者施設	23	1
特別養護老人ホーム	3	-
病院	4	-
その他社会福祉施設	7	1

所管別	施設別	施設数	左記施設 数のうち 監査対象 施設数
種類別			
文教施設	ホール	3	-
	合宿所、研修所等	7	2
	図書館	1	1
	博物館等	10	4
	その他文教施設	19	1
	区所管施設	362	18
区所管施設	レクリエーション・スポーツ施設	47	7
	こどもログハウス	18	4
	スポーツセンター	18	-
	スポーツ会館	11	3
社会福祉施設	地域ケアプラザ	132	-
	福祉保健活動拠点	18	-
	老人福祉センター	18	-
	文教施設	147	11
文教施設	コミュニティハウス	35	6
	区民文化センター	10	-
	公会堂	17	1
	集会所	5	1
	地区センター	80	3
総計		944	43

(出典：横浜市作成資料を監査人が加工)

## 第4章 外部監査の結果に係る指摘及び意見の一覧

監査の結果、発見された指摘及び意見の一覧は、次の通りである。なお、指摘は28件、意見は131件である。

対象施設名等	指摘及び意見	参照頁
横浜市全体	【意見全-1】 自主事業の明確化	30
	【意見全-2】 収支報告書の様式について	34
	【意見全-3】 収支報告書の説明欄の活用	35
	【意見全-4】 収支報告書の補正予算欄の活用	36
	【意見全-5】 収支報告書の本部事務経費の明確化	36
	【意見全-6】 備品として管理する金額的な基準について	40
	【意見全-7】 指定管理料から購入した備品について	41
	【意見全-8】 備品の棚卸しについて	43
	【意見全-9】 第三者への委託業務に関する承認手続きの徹底	47
	【意見全-10】 第三者への委託業務の効果について	48
横浜市鶴見中央コミュニティハウス	【意見 1-1】 事業計画書の見直し	52
	【意見 1-2】 自己評価表の記載方法について	53
	【意見 1-3】 備品管理状況の報告方法の見直し	54
	【意見 1-4】 事務経費（本部経費）の増減要因について	54
	【意見 1-5】 事務経費（本部経費）の取り扱いについて	55
	【意見 1-6】 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う市民利用施設等の休館期間等における指定管理料について	56
横浜市白幡地区センター	【意見 2-1】 本部事務経費の取り扱いについて	60
	【意見 2-2】 指定管理者の財務状況の確認	60
	【意見 2-3】 備品の実査方法について	62
	【意見 2-4】 3万円以下の備品管理について	62
	【意見 2-5】 情報公開の時期について	63

対象施設名等	指摘及び意見	参照頁
横浜市戸部コミュニティハウス	【意見3-1】 本部事務経費の増減理由について	68
	【意見3-2】 収支予算書兼決算書の記載について	69
	【意見3-3】 備品の実査方法について	69
	【意見3-4】 運営委員会での自主事業計画と収支予算の取り扱い	70
柏葉公園こどもログハウス	【指摘4-1】 自己評価表の項目設定について	75
	【指摘4-2】 自己評価表の公表について	76
	【意見4-1】 事業計画書に対応した事業報告書の見直し	77
	【意見4-2】 第三者への委託に係る承認手続の明確化	77
	【意見4-3】 備品管理状況の報告方法の見直し	78
	【意見4-4】 増収策の検討について	78
	【意見4-5】 指定管理者の財務状況の検討	79
横浜市中村地区センター	【意見4-6】 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う市民利用施設等の休館期間等における指定管理料について	80
	【意見4-7】 公募方法も含めた運営方法の再検討	80
横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館	【意見5-1】 指定管理者の選定基準について	85
	【意見5-2】 ニーズ対応費の計画について	87
	【意見5-3】 収支予算書兼決算書の記載について	88
港南台北公園こどもログハウス	【指摘6-1】 収支報告書の記載誤りについて	92
	【意見6-1】 請求書の内訳記載誤りについて	93
	【意見6-2】 リース契約のリース期間について	94
	【意見6-3】 第三者への委託に係る承認手続の明確化	94
	【意見6-4】 休館中の人件費について	95
横浜市本村スポーツ会館	【意見7-1】 修繕費の基準額について	101
横浜市本村スポーツ会館	【意見8-1】 第三者への委託における横浜市の承諾について	106
	【意見8-2】 モニタリングの証跡について	107

#### 第4章 外部監査の結果に係る指摘及び意見の一覧

対象施設名等	指摘及び意見	参照頁
横浜市滝頭コミュニティハウス	【意見 9-1】 備品の管理について	112
横浜市金沢公会堂	【意見 10-1】 収支予算書兼決算書について	117
	【指摘 10-1】 自主事業の承認について	118
	【意見 10-2】 AED の設置について	119
	【指摘 10-2】 備品の棚卸しについて	120
	【指摘 10-3】 備品管理台帳（備品一覧表）の書式について	120
	【指摘 10-4】 備品の寄贈について	121
	【意見 10-3】 情報公開の時期について	122
綱島公園こどもログハウス	【意見 11-1】 事業計画書の記載内容の見直し	126
	【意見 11-2】 事業計画書に対応した事業報告書の見直し	126
	【意見 11-3】 第三者への委託に係る承認手続の明確化	127
	【意見 11-4】 備品管理状況の報告方法の見直し	128
	【意見 11-5】 事務経費（本部経費）に係る増減要因の把握について	128
	【意見 11-6】 事務経費（本部経費）の取り扱いについて	129
	【意見 11-7】 公募方法も含めた運営方法の再検討	129
横浜市霧が丘コミュニティハウス	【意見 12-1】 本部事務経費について	134
	【意見 12-2】 リース料について	135
	【意見 12-3】 指定管理者の役員変更について	135
	【意見 12-4】 第三者評価の有用性について	136
横浜市荏田コミュニティハウス	【意見 13-1】 事務経費の計上と施設運営の関係について	141
	【意見 13-2】 事務経費の計上方針について	143

対象施設名等	指摘及び意見	参照頁
横浜市東山田 スポーツ会館	【意見 14-1】 備品の管理状況について	147
	【意見 14-2】 本部事務経費について	148
	【意見 14-3】 リース料について	149
	【指摘 14-1】 事業報告について	149
	【意見 14-4】 目的外使用について	150
	【指摘 14-2】 目的外使用について（令和3年度指定管理者公募にあたって）	151
	【意見 14-5】 収入額と人件費の関係について	152
横浜市踊場地区センター	【意見 15-1】 備品の種別について	156
	【意見 15-2】 備品の廃棄について	159
	【指摘 15-1】 第三者への委託に関する承認漏れ	159
	【指摘 15-2】 第三者への委託に関する報告漏れ	159
	【意見 15-3】 第三者への委託に関する様式の見直し	160
	【意見 15-4】 第三者への委託に関する協議について	160
	【意見 15-5】 第三者への委託の適正な実施について	161
横浜市上郷矢 沢コミュニティハウス	【意見 15-6】 指定管理者の選考方法について	162
	【意見 16-1】 備品台帳の記載漏れについて	168
	【意見 16-2】 第三者への委託に係る承認手続の明確化	169
横浜市しらゆ り集会所	【意見 16-3】 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休館による収支について	170
	【意見 17-1】 情報公開について	175
	【意見 17-2】 備品廃棄手続の明確化	176
	【意見 17-3】 リース契約期間について	176
	【意見 17-4】 事業報告書の様式について	177
	【意見 17-5】 指定管理者の所在地について	178
	【意見 17-6】 指定管理者の役員変更について	178
瀬谷中央公園 こどもログハウ ス	【意見 17-7】 予算と実績の乖離理由の明確化	179
	【指摘 18-1】 本部事務管理費の評価について	184
	【意見 18-1】 モニタリングの証跡について	185

対象施設名等	指摘及び意見	参照頁
横浜国際プール	【意見 19-1】 収支報告書の様式について	190
	【意見 19-2】 本部事務経費の金額の妥当性について	190
	【意見 19-3】 預金口座の区分管理について	191
	【意見 19-4】 備品等の購入、修繕等における費用の負担について	192
	【指摘 19-1】 備品の実査について	193
	【意見 19-5】 濱ともカード利用者数の管理方法について	195
	【意見 19-6】 券売機精算業務の改善について	195
	【意見 19-7】 使用不能となった備品の取り扱いについて	196
横浜市民ギャラリーあざみ野	【意見 19-8】 横浜国際プールの利用方法の一本化について	196
	【指摘 20-1】 不明備品等の取り扱いについて	201
	【意見 20-1】 指定管理者における備品管理方法について	202
	【意見 20-2】 備品管理状況の報告方法の見直し	202
	【意見 20-3】 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた web 対応等の年度目標及び評価への組入れ	203
横浜市栄区精神障害者生活支援センター	【意見 20-4】 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた指定管理料の調整について	203
	【意見 21-1】 収支決算書に記載すべき範囲について	209
	【意見 21-2】 利用料金の見直し	211
	【意見 21-3】 修繕積立金について	212
	【指摘 21-1】 備品台帳の記載について	213
	【指摘 21-2】 備品実査について	213
	【意見 21-4】 情報公開のタイミングについて	214
	【意見 21-5】 指定管理料の消費税の取り扱いについて	214

対象施設名等	指摘及び意見	参照頁
日野こもれび 納骨堂	【指摘 22-1】 備品管理について	218
	【指摘 22-2】 合葬式納骨用消耗品の認識について	219
	【指摘 22-3】 合葬式納骨用消耗品の過剰在庫について	220
	【意見 22-1】 第三者への委託に係る承認手続の明確化	221
	【意見 22-2】 収支予算書及び報告書について	222
横浜市寿町健 康福祉交流セ ンター	【意見 23-1】 第三者への委託に係る承認手続の明確化	229
	【指摘 23-1】 貸借対照表の表記内容について	229
	【意見 23-2】 指定管理者の選定方法について	230
	【意見 23-3】 寿生活館とのバンドリングについて	231
	【意見 23-4】 収支計算における指定管理料の取り扱い	233
深谷町ふれあ い公園（ハマ ヤク農園）	【意見 23-5】 収支の大幅な黒字の取り扱い	235
	【意見 24-1】 事業報告書の様式について	242
	【意見 24-2】 指定管理者の帳簿と事業報告書との整合性	244
	【意見 24-3】 自主事業の評価について	245
	【意見 24-4】 付帯設備・電気設備の管理状況について	246
	【意見 24-5】 備品の管理状況について	247
動物園	【意見 24-6】 AED の設置場所について	248
	【意見 25-1】 動物園に附帯する駐車場からの収益について	255
	【意見 25-2】 よこはま動物園の備品管理について	258
	【意見 25-3】 指定管理者の財務諸表について	259
	【意見 25-4】 指定管理者の収支報告の記載について	260
	【意見 25-5】 野毛山動物園の入園料について	262

対象施設名等	指摘及び意見	参照頁
横浜市道路附 属物自動車駐 車場	【指摘 26-1】 定期利用者の使用用途について（横浜市山下町地下駐車場）	272
	【指摘 26-2】 回数駐車券の管理について（横浜市山下町地下駐車場）	273
	【指摘 26-3】 現金管理について（横浜市山下町地下駐車場）	274
	【意見 26-1】 現金管理について（横浜市日本大通り地下駐車場）	274
	【指摘 26-4】 個人情報保護について（横浜市日本大通り地下駐車場）	275
	【指摘 26-5】 指定管理者変更時における回数駐車券の既発行分について（全駐車場）	276
	【意見 26-2】 第三者への外部委託について	278
	【意見 26-3】 備品の管理状況について	279
	【意見 26-4】 事業報告業務の効率化	280
	【意見 26-5】 料金の減免について	281
横浜市海づくり 施設	【指摘 27-1】 中間時の自己評価の明確化	290
	【意見 27-1】 備品管理の報告について	290
	【意見 27-2】 事業報告書内における資料間の数値の齟齬について	293
	【意見 27-3】 指定期間初年度における納付金の算定方法について	293
横浜市三殿台考 古館	【意見 28-1】 第三者への委託に係る承認手続の明確化	300
	【意見 28-2】 施設の管理体制について	300
	【意見 28-3】 収支計算における指定管理料の取り扱い	301
横浜市少年自 然の家	【意見 29-1】 横浜市内団体の利用率について	309

第4章 外部監査の結果に係る指摘及び意見の一覧

対象施設名等	指摘及び意見	参照頁
横浜市山内図書館	【意見 30-1】 備品の管理について	315
	【指摘 30-1】 備品等(Ⅱ種)の取り扱いについて	316
	【意見 30-2】 その他資産について	316
	【指摘 30-2】 第三者への委託に係る適正な手続について	317
	【意見 30-3】 臨時休館に伴う助成金の処理について	319

## 第5章 横浜市全体に係る指摘及び意見

### 1. 自主事業について

#### (1) 指定管理者が行う事業の分類と自主事業の定義

指定管理者が指定管理施設において行う事業は、施設を管理して行う事業と使用して行う事業に分けられる。管理して行う事業は、正に指定管理者として行う施設の管理事業である。一方、使用して行う事業とは、指定管理者の立場というよりは、他の事業者と同様に、その施設を使用して行う管理以外の事業ということができる。

指定管理者制度における「自主事業」には明確な定義はないものの、「自主」という言葉の意味より、指定管理者が自ら実施する事業は「自主事業」と捉えることができる。したがって、上記の事業分類にあてはめると、地方自治体が業務内容を決める管理事業というよりは、その施設を使用して指定管理者が自ら行う管理以外の事業と捉えることができる。

#### (2) 横浜市における自主事業の規定

横浜市の指定管理施設においても広く自主事業が行われているが、この自主事業については明確な定義がなされておらず、ガイドラインや基本協定書のひな形である「横浜市○○施設の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定書参考例」という。）においては、自主事業に関連する内容が次の通り記載されている。

#### ガイドラインより抜粋

##### 3 選定に関する手続

###### (2) 選定時における評価の考え方

###### ア 評価項目及び選定基準

###### (ア) 地域特性を反映した評価項目の設定

特に地域に密着した施設（地区センター等）については、当該施設の置かれた地域の特性を反映したサービスの提供を促進することを目的として、施設の管理運営への地域特性の反映の有無を盛り込み、各応募者が提案した管理運営計画や自主事業の内容等に基づいて、施設の地域特性の考慮度合いや地域活性化への貢献等の評価を検討する。

基本協定書参考例より抜粋

第6章 指定管理者の収入等

(指定管理者の収入)

第39条 指定管理者の収入は、指定管理料、利用料金、自主事業収入及び雑入とする。

2 指定管理者は、指定管理料、利用料金、自主事業収入及び雑入について、必要な帳簿を作成し他の経費と混同することのないよう、適正に管理するものとする。

(本指定管理の範囲外の業務)

第62条 指定管理者は、〇〇施設の設置目的に合致し、かつ本指定管理の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 指定管理者は自主事業を実施する場合は、自主事業の事業計画書を事前に市に提出し、承認を得なければならない。この場合において、市及び指定管理者は必要な協議を行うものとする。

3 市及び指定管理者は、協議により、自主事業の実施条件等を別に定めることができるものとする。

ガイドラインでの自主事業についての記載からは、少なくとも自主事業を実施する目的の一つは、当該施設の置かれた地域の特性を反映したサービスの提供を促進することにあり、実施内容は、各応募者（指定管理者）が提案することを前提としている。

また、基本協定書参考例では、収入面、費用面、及び実施方法についての方針が示されている。すなわち、自主事業収入は、指定管理料や利用料金とは明確に区分されるものであり、その費用については他の経費と明確に区分した上で、指定管理者の責任と費用において実施すべきとされている。また、実施にあたっては、横浜市との事前協議と横浜市の事前承認が求められている。

次に自主事業に関する報告についてであるが、横浜市地区センター条例第1条第2項に掲げる施設（地区センター、コミュニティハウス、集会所及びスポーツ会館）における指定管理者に対する業務点検の実施マニュアルには、様式3「収支予算書兼決算書」が用意されている。

収支予算書兼決算書においては、自主事業に関連する科目は、収入の部に「自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入」と「自主事業収入」、支出の部に「自主事業（指定管理料充当の自主事業）費」と「自主事業費」がある。それぞれの

違いは指定管理料充当か否かと読み取れるが、「指定管理料充当」の意味や内容の記載はなく、その分類は明確ではない。

### (3) 監査の結果

#### 【意見 全-1】 自主事業の明確化

自主事業は、民間事業者の能力や創意工夫を最大限に引き出し、市民サービスの向上と経費の削減等を図るために最も期待される事業であるが、横浜市では、ガイドラインや基本協定書参考例において、自主事業の具体的な内容等を規定するのではなく、その目的や収入・費用についての考え方を示す程度にとどめている。運用については、各施設所管課が公募要項等で示す形となっている。

その結果として、各指定管理施設において、公募要項や仕様書等に記載することにより自主事業は展開されているが、自主事業に係る損益の計上方法の検証、自主事業損益の分析、実施による赤字が生じた場合への対応などは行われていない。また、実施した自主事業の効果の達成度の判断も施設ごとに対応が異なり、明確な基準も無いため、事業継続の判断が難しい。

住民サービスの向上と同時に、施設の老朽化等や維持管理コストへの対応等を考えると、施設の種類によっては多くの収入を見込めないこともあるが、横浜市として実施が望ましいと考える自主事業を公募要項等でさらに明確に示すとともに、指定管理者の裁量により実施できる自主事業の幅を広げることにより、積極的な自主事業の展開による指定管理者の収益拡大に加え、横浜市へも収益を還元する仕組み（指定管理料の縮減）の構築が期待される。

特に、指定管理者の創意工夫を引き出すには経営努力に結びつくインセンティブが必要となる。指定管理者にとってのインセンティブは、収益拡大や企業イメージの向上と考えられるが、インセンティブの付与は指定管理者からの提案を受け入れるだけでは不十分であると考える。施設の設置目的や地域特性に沿った自主事業の新たな可能性を横浜市が積極的に検討し、仕組みを整備することが求められる。

したがって、横浜市として実施すべき自主事業について以下の点に留意し、指定管理者が容易に活動でき、発展し、継続して展開できるような指針を示すべきと考える。

- ① 自主事業の定義を明確にする必要がある。
- ② 指定管理業務と自主事業を明確に区分する必要がある。
- ③ 自主事業の目的と効果測定手段を明確にする必要がある。

- ④ 自主事業実施に係る損益の計上科目及び内容を明確にする必要がある。特に、自主事業を実施する担当者的人件費のように指定管理業務と共に発生する経費についての取り扱いを明確にする必要がある。
- ⑤ 指定管理者のインセンティブとなる自主事業実施の仕組みを構築する。
- ⑥ 自主事業の展開による、指定管理料縮減の方法を明示する必要がある。

## 2. 収支報告書について

### (1) 収支報告の規定

地方自治法第244条の2第7項では、指定管理者に事業報告書の提出を義務づけており、総務省自治行政局長の各都道府県知事あて通知（平成15年7月17日付け）「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」において、事業報告書に収支状況が含まれることを規定している。

#### 地方自治法より抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

#### 第244条の2

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

#### 地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）より抜粋

#### 3 適正な管理の確保等に関する事項

（1）「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。（第244条の2第7項関係）

上記を踏まえながら、ガイドラインでは、以下のように記載している。

#### ガイドラインより抜粋

#### 第6章 運用手続《3》モニタリング及び評価

#### 3 市（施設所管課）による評価

市（施設所管課）による指定管理者の適切なモニタリングは、地方自治法上も義務とされており（第244条の2第7項）、協定書及び毎年作成・提出を行う事業報告書の記載項目に基づく管理運営状況の確認を行う。

事業報告書には、次の項目を必ず記載することとする。

（1）管理経費の支出状況

（2）利用料金の収入状況

（3）利用実績（利用者数、自主事業への参加者数等）

（4）管理運営の実施状況（自主事業の実施状況、施設の管理状況、施設点検の実施状況及び結果等）

（5）指定管理者による自己評価結果（利用者会議・アンケート等含む）

(6) 指標に対する目標値の達成状況

また、日常の管理運営の状況を把握し、持続的改善を促すことを目的として、市（施設所管課）は定期的（毎月又は四半期ごと等）に、次に基づき、モニタリングを実施する。

- (1) 関係書類の確認（例：日報、利用申請書、経理関係書類等）
- (2) 実地調査の実施
- (3) 適切な指示・指導の実施
- (4) 指示・指導に対する改善状況の確認

施設の安定的な管理運営を確保するため、年1回を目途として、指定管理者となっている民間事業者等の団体の財務状況を把握することが重要である。そのため、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の確認を行う。

また、地方自治法第244条の2第10項では、地方公共団体が指定管理者に対し、経理の状況に関して報告を求め、調査又は必要な指示をすることができるとしている。

地方自治法より抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(2) 現状と問題点

収支の状況のモニタリングは、主に収支報告の書類を使用して行われている。収支報告の書類は「地区センター条例施設の指定管理者に対する業務点検の実施マニュアル」の中で様式3「収支予算書兼決算書」として例示している。

なお、収支報告の書類は、各指定管理者によって複数の名称が使用されているため、この章においては「収支報告書」という。

ガイドラインにも示されている通り、横浜市は年度のモニタリングを適切に実施するにあたっては、利用実績や管理運営の実施状況等の財務以外の情報と利用料金の収入状況や管理経費の支出状況の財務情報を確認することとしている。

ここで、収支報告書は、公の施設の指定管理業務に関する1年間の収支状況

を表す書類として非常に重要であるとともに、モニタリングを適切に実施するためには、収支報告書が指定管理業務の実施状況を正しく反映して作成されていること、モニタリングすべき内容が適切に網羅的に記録されていること等の収支報告書自体の品質が保たれていることが必要となる。

また、モニタリングを行う施設所管課の担当者にも、モニタリングを行うための収支報告書に関する知識や間違い等を発見する能力等が必要となる。その上で、収支報告書は、モニタリングを行う適切な時期に、適時に作成・提出が行われなければならない。

今回の監査を通じて、そのモニタリングが必ずしも十分に行われていないということが分かった。その原因としては、収支報告書自体の品質に影響するところが大きいと考えられる。

具体的には、予算と実績が乖離していてもその理由が明記されてなかった。また、収支報告書には、予算についての補正欄が設けられているが、補正欄を利用して予算管理を行っている施設は、監査結果を記載した30施設（バンドリングを含む）のうち1施設のみであった。

加えて、本部事務経費という定義があいまいな支出項目があるため、収支報告の正確性の確認が困難であり、全体として利益なのか赤字なのかの判断も難しい。

このような状況に加え、そもそも収支報告書についてチェックを行う施設所管課の担当者のチェック能力や経験についても当然にばらつきがあるため、このままの状況で、施設所管課がモニタリングを継続すること自体が問題であると考えられる。

### (3) 監査の結果

#### 【意見 全-2】 収支報告書の様式について

「業務点検の実施マニュアル」が策定されている地区センターや公会堂においては、「業務点検の実施マニュアル」の中で収支報告書の様式3を例示しているため、各施設の指定管理者間で同形式の収支報告書が採用されていた。

一方、「業務点検の実施マニュアル」が策定されていない公の施設では、各施設所管課あるいは指定管理者が作成した独自の収支報告書の様式となっていた。

具体的には、監査結果を記載した30施設のうち、様式3を使用している施設は、23施設あり、その他は公益法人の「正味財産増減計算書」や「正味財産増減内訳計算書」、四半期ごとに記載された収支報告書で予算欄があるものや予算欄がないもの等が使用されている。

今回の監査を通じて、指定管理者のモニタリングを実施するすべての職員に、収支報告書の確認に関して同じレベルでの実施を求めるることは困難であると感じた。さらには、指定管理者の法人形態や経理職員の数・経験・能力等についても相当のばらつきがある。したがって、横浜市全体のモニタリングの品質向上と管理コスト削減のためには、指定管理者に収支報告書を適切な書式で提出させることの重要性は非常に高いと考えられる。

そのためには、それぞれの公の施設の特徴（規模や実施している事業）や指定管理者である法人の種類（例えば、株式会社、社会福祉法人、公益法人など）ごとに、収支報告書の様式を統一する方向で全市的に見直すことが望ましい。

見直しを行うにあたっては、下記を参考にされたい。

#### ① 収支報告書が指定管理者の決算数値と一致する様式

今回の監査においては、収支報告書と指定管理者である法人の財務諸表に不一致が生じている施設が確認された。収支報告書は、法人の財務諸表に計上される数値と一致すべきであるが、法人の帳簿や財務諸表から収支報告書への転記において間違いが生じている。したがって、法人の財務諸表からの組替え表等を利用する様式にすることが望まれる。

#### ② 法人の部門別決算書の利用

今回の監査においては、そもそも指定管理者において、指定管理施設に関する収支を詳細に把握していない施設も見受けられた。指定管理者である法人は複数の事業を実施し、複数施設の指定管理者となっていることが多いが、少なくとも法人内において部門別管理を実施し、施設ごとの収支（又は損益）を把握することが求められる。このように法人内で適正に部門別管理ができているのであれば、追加の時間と費用をかけて横浜市に提出するための収支報告書を作成する必要もない。可能な限り、法人が作成する財務諸表の内訳としての部門別決算書を利用できる仕組みの構築が求められる。

### 【意見 全-3】 収支報告書の説明欄の活用

収支報告書の説明欄については、どういった場合に記載を行うのかが明瞭でないため、各施設所管課で説明欄への記載にばらつきがある。説明欄に科目の内訳について記載している施設もあれば、空欄のまま提出している施設もある。また、予算額と決算額に大幅な乖離がある場合でも、乖離の要因となった項目や金額の記載が行われていない施設も見受けられた。

指定管理者のモニタリングにおいて、支出経費の妥当性を判断するためには、各支出科目の内訳の確認が必須であり、予算施行状況の適切性を判断するためには、予算決算差額の原因となった主な項目の内容やその金額の確認は必須事項と考えられる。

説明欄についての記載を今後も継続することを前提とすると、説明欄に必ず記載しなければならない項目、任意に記載できる項目、記載してはいけない項目等を明確にし、横浜市として、記載項目に対するモニタリング方法についても統一した方針を準備する必要がある。

なお、説明欄の記載項目については、下記を参考にされたい。

予算額と決算額に一定額または一定割合以上の乖離が発生している項目についてはその原因（金額も含む）を記載することが求められる。また、指定管理料全体に対して一定割合以上を占める金額的に重要な経費やモニタリング項目として質的に重要な経費についてはその内訳を記載することも求められる。一方、収支報告書が数値に関する情報という性質を考えると、実施した事業についての文章や経費の詳細な説明などは記載すべきではないと考えられる。

#### 【意見 全-4】 収支報告書の補正予算欄の活用

収支報告書の補正予算欄について、1施設を除いて、監査対象とした指定管理者が収支報告書に記載を行っているケースは見受けられなかった。特に新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた令和2年度の収支報告書において補正予算欄への記載を行わないのであれば、現状のままの運用では今後も使用することはないと推察される。

補正予算を適正に活用し、管理の実効性を高めるためには、自主事業の大幅な見直しや管理運営体制の変更を行った場合、指定管理者が法人の決算で指定管理に係る事業の補正予算を組んだ場合など、当初予算から一定割合の変更が生じた際には必ず補正予算欄への記載を義務付ける必要がある。

なお、これらについて各施設所管課や担当者で個別に対応することは技術的に難しい。横浜市として補正予算欄に記載を行うべきパターンを明示し、適正な収支報告の作成と適切な運用を図るよう指導することが求められる。

#### 【意見 全-5】 収支報告書の本部事務経費の明確化

収支報告書に記載される本部事務経費については、指定管理者の本部（本社）で発生した費用の中で計上できる科目やその計算方法等の取り扱いが明確でな

いため、施設所管課による本部事務経費の確認は効果的には行われていない。すなわち、本部事務経費の計算根拠はどうあるべきかについて、横浜市の中で統一した見解がないため、施設所管課としてもどのように確認し、指導すべきか迷うところである。他方、指定管理者も如何様にも解釈できる余地があるため、指定管理者が解釈した方法による計算が行われており、その計算が正しいのか、間違っているのか、誰も判断できない状況のまま収支報告書への記載が行われている。

例えば、予算と同額を計上している施設、法人本社費（管理費）の一定割合を計上している施設や、法人の販売費及び一般管理費の一定割合を計上している施設などであり、横浜市の中で統一した処理は行われていないと言える。

収支報告はあくまでも実績額の報告が原則であり、当年度の指定管理業務が適正な金額で実施できたことの確認に加え、今後の指定管理料算定について有用な情報を提供するものでなくてはならない。したがって、実績額に基づく検証可能な数値としての報告が可能となるよう横浜市としての統一した計算方法の確立が必要である。

なお、本部事務経費の計算方法はどうあるべきかについては次の考え方を参考にされたい。

本部事務経費とは指定管理者の法人における一般管理費の一部であると考えることが妥当である。これは施設の運営にかかるコストには直接的なものと間接的なものがあり、間接的なものの代表が指定管理者の法人運営全体にかかるコストであると考えるからである。例えば、指定管理者の法人の代表者の報酬、同じく経理や人事などの管理部門の職員の給与手当、また、本社あるいは本部の事務所家賃等、本社あるいは本部の運営にかかる様々な事務費が挙げられる。

施設の運営にかかる収支計算にこのような本部事務経費を入れる場合には、こういった項目（勘定科目）を限定列挙し、そのうちの一定割合を「本部事務経費」として計上して良いとするのが合理的である。ただし、指定管理者の法人規模の影響も考慮しなければならないため、上限値も決めておく必要がある。この場合、例えば、指定管理料の一定割合を上限とするなどとしておくことが考えられる。

### 3. 備品について

#### (1) 横浜市における備品の規定

指定管理施設には、その設置目的や利用形態に応じて、様々な種類の備品が設置されており、その数も施設の特徴により決まってくる。児童・生徒や市民が多数集まる施設では同種の椅子や机が多数必要になり、動物園や博物館のように、動物の飼育や作品の展示に個別的な特徴がある場合には、目的に合った種類の備品が必要となる。

このように指定管理施設には多種多様な備品が用意されているが、あくまでも横浜市が所有する備品であるため、第一義的な管理は横浜市が行う必要があり、その管理においては横浜市物品規則に従うことになる。

横浜市物品規則における物品管理の主な規定は次の通りである。

#### 横浜市物品規則より抜粋

##### (物品の分類)

第8条 物品は、次の区分により分類整理しなければならない。

(1)備品 その性質または形状を変ずることなく、相当長期間にわたり使用できるもの及びその性質が材料または消耗品であっても標本、陳列品またはこれらに類するものとして保管するもの

##### (物品管理簿)

第43条 物品管理者は、物品管理簿(第14号様式)を備えて、その保管に係る物品を整理しなければならない。

##### (物品の検査)

第46条 会計管理者は、毎年1回以上その所属の物品出納員の物品の出納及び保管の事務を検査するものとする。この場合において、物品管理者に立会いその他の協力を求めることができる。

#### (2) 指定管理者制度における備品の規定

ガイドラインにおいては、備品について直接規定した項目はないが、協定書の記載項目として、次の通り定めている。

#### ガイドラインより抜粋

第5章 運用手続《2》協定の締結及び管理運営の実施

2 協定書の記載項目

## (4) 次期指定管理者への引継ぎの実施等

エ 建物・設備、備品等の明け渡し・引き渡しのルールを明確に規定する。建物・設備については、「原状回復」を原則とするが、現実的に困難又は不適当な場合は、市との間で合意することを条件に、現在の状況をもって明け渡すことも可能とする。

備品については、指定管理期間の当初から存在した備品（市又は以前の指定管理者から引き継いだもの）と、期間中に購入等を行った備品を区分して管理し、後者については、市の負担で購入等を行ったものと、指定管理者の負担において購入等を行ったものを明確に区別して管理する。その上で、当初から存在した備品及び市の負担で購入等を行ったものについては、確実に次期の指定管理者に引継ぐこととし、指定管理者の負担において購入等を行ったものについては、市と旧指定管理者の間の協議により定めることとする。

また、指定管理業務の実施に必要な文書については、指定期間終了後、旧指定管理者が市に対して確実に引き渡しを行うことを規定する。

また、基本協定書参考例には、備品等の取り扱いについて次の通り記載されている。

## 基本協定書参考例より抜粋

## 第4章 備品等の扱い

## (指定管理者による備品等の管理等)

第31条 指定管理者は、本指定管理実施の用に供するため、別添の市が所有する備品等（以下「備品等(I種)」という。）を管理する。

2 指定管理者は、指定期間中、備品等(I種)を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等(I種)が経年劣化等により本指定管理実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、市との協議により、必要に応じて、自己の費用により当該備品等を修繕するものとする。

4 前項の場合において、多額の費用を要することなどにより当該備品の修繕が困難なときは、指定管理者は、市との協議により、必要に応じて、当該備品を廃棄することができる。

5 前項の規定に基づき当該備品を廃棄する場合、指定管理者は、市との協議により、同等の機能を有する備品等を、自己の費用により購入又は調達するものとする。ただし、市が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

6 指定管理者は、前項の規定により購入または調達した備品等について、市に所有権を移転するとともに、備品等(I種)として管理することができる。ただ

し、市が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

7 指定管理者は、故意又は過失により備品等(I種)を破損滅失したときは、市との協議により、必要に応じてこれを弁償するものとする。

(指定管理者による備品等の購入等)

第32条 指定管理者は、本指定管理の実施のため、自己の費用により備品等を購入又は調達することができる。

2 指定管理者は、自己の費用により購入又は調達した備品等(以下「備品等(II種)」という。)を帳票に記載し、前条に規定する備品等(I種)と明確に区別して管理しなければならない。

3 前項に規定する備品等(II種)は、指定管理者に帰属するものとする。ただし、市と指定管理者の協議により、市に所有権を移転することを妨げない。

### (3)監査の結果

#### 【意見 全-6】 備品として管理する金額的な基準について

横浜市物品規則における、備品の定義については上記規定の通りであるが、金額的な取り扱いは規定されていない。そこで、平成29年3月13日に会計管理者から各区局長宛に発出された「備品と消耗品の区分基準、備品の分類及び重要物品の指定等について(通知)」には、備品の価格についての取り扱いが次の通り示されている。

備品と消耗品の区分基準、備品の分類及び重要物品の指定等について(通知)より抜粋

備品と消耗品の区分基準は、規則第8条第1項に規定されているとおり、備品は、その性質又は形状を変ずることなく、相当長期間(1年以上)にわたり使用できるものを言います。

ただし、備品の性質を備えていても、(表1)の消耗品の価格未満であれば消耗品として取り扱うことができます。

(表1)

	備品	消耗品
一般的な区分	価格30,000円以上	価格30,000円未満
図書	価格15,000円以上	価格15,000円未満

指定管理者制度は、平成15年度より開始されたが、今回の監査で対象とした施設には指定管理者制度導入以前より設置されていた施設も多く存在する。したがって、取得後20年以上経過した備品も多く、それらの中には、現在の金額

基準である30,000円より低い金額で計上されている備品や、取得価額が判明せず備忘価額の1円で計上されている備品、あるいは金額欄が空欄となっている備品もある。

備品については、詳細に管理すればするほど管理の有効性は高まることが期待されるが、当然にその管理コストは増大する。特に、指定管理施設で使用する備品については、その管理を指定管理者が実施するため、その費用負担は指定管理料に反映される。したがって、施設運営面から考えて有効な備品管理が確保されていることを前提とすると、管理対象となる備品の数はできる限り少なくすることが求められる。

以上より、横浜市として、指定管理施設において管理対象とする備品の基準をもう一度検討することが望まれる。特に、現在の基準である30,000円未満の備品については、過去に取得し現在の備品台帳に計上されているものも含め、金額的な重要性が低いことと管理コストの削減を考慮し、備品としての管理対象から外すべきと考えられる。

### 【意見 全-7】 指定管理料から購入した備品について

指定管理施設内では、横浜市が準備した備品だけでなく、指定管理者が準備した備品の使用も認められている。指定期間中に購入等を行った備品については、横浜市の負担で購入等を行ったものと、指定管理者の負担において購入等を行ったものとを明確に区別して管理する旨、各施設の基本協定書で定められている。

指定管理施設で使用する備品を購入するに当たっては、購入等の調達手続を行う者と費用負担を行う者で分類すると次表のような用語で整理される。

図表9 指定管理施設で使用する備品の分類

費用負担 調達手續	横浜市	指定管理者
横浜市	「I種備品」	該当無し
指定管理者	「指定管理料から 購入した備品」	「指定管理料から 購入した備品」 又は 「II種備品」

一般的な備品購入手続を考えると、調達手続を行う者と費用負担を行う者は一致しているため、ほとんどの備品は「I種備品」か「II種備品」に分類される。しかし、施設所有者とその管理・運営を行う者が別である指定管理者制度の特徴から、「指定管理料から購入した備品」という取り扱いが行われている。

具体的には、指定管理者が備品調達手続を行う場合には、用語が明記されていなく、費用負担を横浜市が行う場合と、指定管理者が行う場合の両方が考えられ、共に「指定管理料から購入した備品」の名称が使われることがある。

ここで費用負担を横浜市が行う場合とは、その財源を横浜市が負担する場合を指している。すなわち、指定管理者が購入手続を行った備品については、当然に、その支払いも指定管理者が行うが、その財源については、指定管理料の上乗せとして横浜市から指定管理者に支払われ、その上乗せ分を使い指定管理者が備品販売業者に支払うという事務が行われることがある。

この点については、各施設を担当する所管課でも取り扱いに迷うこともある。例えば、『【意見 15-1】 備品の種別について』に記載しているケースでは、基本協定書と内部規定で取り扱いに矛盾が生じている施設も見受けられた。

#### 基本協定書より抜粋

第 29 条 指定管理者は、本業務の用に供するため、別添「備品台帳」に示す管理物品（以下「備品（I種）」という。）を、管理する。

6 指定管理者が本業務会計において購入した備品については、備品（I種）として備品台帳に登載するものとし、その帰属は市のものとする。備品（I種）とするにあたっては、寄贈願を市に提出する。

#### 戸塚区役所における内部規定より抜粋

後者に関して、「市の負担で購入した備品等」と、「指定管理者の負担で購入した備品等」を区別した上で、「指定管理料で購入した場合、市の負担で購入したものとして、市の所有とみなす」という考え方方が存在するが妥当ではない。指定管理料は、指定管理者の（「一般財源」的な）収入であり、別途の定めがない限り、指定管理者による支出に「色」はない。つまり、原則として、「指定管理料で購入」という概念は存在せず、指定管理者が購入した備品等はすべて、「指定管理者の負担で購入した」こととなる。

指定管理料（本業務会計）から購入した備品について、基本協定書では備品（I種）として市に帰属すると記載されているが、内部規定ではそのような概念はない記載されている。

原則的には、内部規定の考え方が妥当であり、例外を認める特別な理由はないと考えられる。特に、横浜市が費用（財源）負担し、指定管理者が調達する備品については、比較的高額で大規模な備品も想定される。

横浜市は施設の設置者として責任を負っており、備品や消耗品も含め、施設の存続に関わる維持管理については、横浜市の責任において対応すべきである。仮に、財源を横浜市が負担したとしても、指定管理料に含めての支出であれば、一度、指定管理者の収入となるため、購入した備品の所有者も指定管理者になり、備品設置に係る責任も所有者である指定管理者が負うこととなる。

一方、指定管理者が備品を調達するメリットもある。民間の指定管理者であれば、ネットからの購入や中古市場からの購入も可能であるため、緊急に必要なものを短期間で用意でき、また金額的にも安いコストでの調達が期待される。

これらの状況を勘案し、指定管理施設における備品調達の方法等について、用語も含め、明確なルールを整備することが求められる。ルールの整備に当たっては、施設の設置者である横浜市が負担すべき責任と、指定管理者が調達する際の時間的・金額的な効果を比較し、調達する備品の種類や金額を具体的に検討することが望まれる。

### 【意見 全-8】 備品の棚卸しについて

横浜市の指定管理者に対するモニタリングとして、備品について、年に1回は物品管理簿（備品台帳）と現物の突合せ（棚卸し）をすることをガイドラインで定めている。

#### ガイドラインより抜粋

施設の安定的な管理運営を確保するため、年1回を目途として、指定管理者となっている民間事業者等の団体の財務状況を把握することが重要である。そのため、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の確認を行う。

また、備品については、年に1回は物品管理簿と現物の突合せ（棚卸し）をして、管理状況等を確認する

しかし、年に1回物品管理簿と現物の突合せ（棚卸し）を実施していない所管課や、実施していても記録として残していない所管課が見受けられた。今回の監査においては、棚卸しが行われていない施設については、その点を指摘しているが、年に1回の棚卸しが、全ての施設や全ての備品について必要かどうかについては再検討しなければならない。

例えば、事務所に設置されている机や椅子のように日常的に使用している物

品や、スポーツ施設等で施設利用に供されるネットやゴール等については、棚卸しをするまでもなく、その実在性や品質等は判明する。今回の監査においても、使用中の備品についての重大な品質劣化や数量不足で実在性が確認できない等の問題は発見されなかったが、不定期に一定の場所以外で使用する展示用備品の一部について実在性を確認できないものは見受けられた。

一方、今回の監査において多くの指摘をした内容としては、備品台帳の記載誤りに起因するものである。例えば、①備品台帳より現物の数量の方が多い（計上漏れ）。②Ⅰ種備品がⅡ種備品として計上されている（誤計上）。③同じ備品が重複して記載されている（二重計上）。④備品台帳と実際の保管場所が相違している。⑤廃棄した備品が台帳上に載っている、などである。

そもそも実際に使用している備品や探し難い比較的容易に特定できる備品について、わざわざ物品管理簿を作成して管理する主な目的としては、複数の場所に点在して使用する備品を一覧表にして管理する、管理対象となる備品を明確にする、所有者を明確にする、取得年月日や取得金額などの現物を見ただけでは判明できない情報を記録することが考えられる。

また、物品管理簿を作成しても日常的にその効果が確認されることは少ないが、例えば、備品が紛失した場合には物品管理簿がないとその物品を特定することはできない。また、指定管理者の交代時には必要となり、備品更新時に経過年数や再取得金額等についての有益な情報を得ることも可能である。

ただし、上記の目的を達成するためには、常に現物の備品と物品管理簿が一致していることが必要となる。言い換えると、物品管理簿は現物の備品の増減（取得・廃棄）や配置換え等に伴い、常に更新されていなければならない。したがって、重要なのは物品管理簿を使用した日常的な管理であり、期末等に行われる年1回の現物の突合せ（棚卸し）は、ガイドラインにも記載の通り、あくまでも日常的な管理を実施した上での管理状況等の確認である。

以上の内容を前提とすると、備品の購入や廃棄の承認時には、物品管理簿の更新も同時に使う仕組みが求められる。また、管理コスト削減のためには、物品管理簿はできるだけ簡易な様式が望ましいため、記載する内容は絶対的な項目のみにして横浜市で統一すると共に、様式も統一し、システム化することが望まれる。

また、棚卸しについては、毎年全件について実施する必要性は乏しいため、備品の種類や金額的な重要性等も加味し、指定期間に内に2回等の基準を決めて効率的に実施することが望まれる。

なお、今回の監査において確認したほとんどの施設において、棚卸しを実施した証跡が残されていなかったため、棚卸しを実施したかどうかや、いつ実施したかを物品管理簿の記録で確認することはできなかった。

棚卸しは、あくまでも実施時点の状況であり、その状況が継続しているかどうかを示す手続ではないが、物品管理簿の記載誤りや、表計算ソフトで作成した場合の保存誤りなどを考慮した場合には、少なくとも棚卸し実施時点の証跡は、次の棚卸しまでの一定期間が経過するまでは保存すべきと考えられる。

## 4. 第三者への委託について

### (1) 横浜市における第三者への委託の規定

ガイドラインにおいては、第三者への委託について、協定書の記載項目として、次の通り定めている。

#### ガイドラインより抜粋

##### 第5章 運用手続《2》協定の締結及び管理運営の実施

###### 2 協定書の記載項目

###### (5) 協定書に盛り込むべきその他の主な項目

次に掲げる項目についても協定書において記載する。

###### イ 第三者への委託等

指定管理者が行うべき業務について、予め、本市と文書による協議を行い、承認を得た上でその一部を第三者（当該業務を専門とする事業者等）に委託することが可能であることを規定する。

ただし、第三者への委託を実施する際、請け負う事業者や指定管理者にまかせきりになることなく、施設所管課がその実態を必ず把握し、個別に状況を確認することが必要である。

また、基本協定書参考例においては、次の通り記載されている。

#### 基本協定書参考例より抜粋

##### （第三者による実施）

第19条 指定管理者は、第9条に定める業務の一部について、委託する業務の内容、委託契約の締結方式及び相手方等に関して予め市と文書により協議し承認を得た上で、第三者に委託することができる。ただし、〇〇業務及び〇〇業務については、委託することができない。

2 指定管理者がその業務の一部を第三者に実施させることとなる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うこととし、当該業務に関し指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、すべて指定管理者が負担するものとする。

公の施設について、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図る指定管理者制度ではあるが、指定管理者となる全ての民間事業者が施設管理の全業務についてのノウハウを有しているとは限らない。指定管理者が実施する業務には、公の施設を運営する業務と施設設備自体の

維持管理業務があり、公の施設を運営する業務内容に応じて指定管理者の選考が行われるため、施設設備自体の維持管理業務については、ノウハウを有していないことが多い。

このような特徴を持つ指定管理者制度において、指定管理施設の管理を適正に実施するためには、実施する業務内容によって、指定管理者が自ら実施すべき業務と第三者へ委託可能な業務を分ける必要があり、横浜市のガイドラインや基本協定書参考例においてもそのように記載されている。ただし、第三者へ委託する場合には、横浜市の承認が必要となっている。

基本的には、民間事業者に施設管理を包括的に行わせる指定管理者制度において、第三者への委託に関して横浜市の承認が必要な理由については、管理業務の一括委託（いわゆる丸投げ）の禁止や業者選定が適正に行われているかの確認が必要なためと考えられる。

## （2）監査の結果

### 【意見 全-9】 第三者への委託業務に関する承認手続の徹底

今回の監査を実施した結果、第三者への委託については、基本協定書において、予め市と協議して承認を得ると記載しているにもかかわらず、事前承認を得ていない施設が見受けられた。事業計画書の一部である施設管理計画や、委託内容一覧をもって書面での承認手続としているケースも見受けられた。さらには、計画時の委託一覧と実施した結果の委託一覧で委託先を変更しているケースも発見された。

横浜市としては、基本協定書参考例やガイドラインにおいて、第三者への委託についての方針や考え方は示されているものの、実際の運用は施設担当の所管課に委ねられている。もちろん、施設の特徴や指定管理者の事業形態により、第三者へ委託する業務内容やその範囲は異なるが、第三者への委託について事前に承認を受ける目的が一括委託の禁止や業者選定の適正性の確保にあると考えると、承認手続について各施設の基本協定書で取り扱い方法を変える必要性は乏しい。むしろ統一した手続を実施することによる品質確保と事務の効率性を優先すべきと考えられる。

したがって、指定管理施設の特徴等を考慮し、相手先、業務内容、金額、実施時期等について承認する基準と承認しない基準を明確に定め、各指定管理施設における判断や手續が容易になるように、その承認手続については、横浜市で統一的な運用をするためのルール及び様式を整備することが求められる。

### 【意見 全-10】 第三者への委託業務の効果について

第三者への委託にかかる承認手続としては、前述の通りであるが、承認手続が適正に行われたとしても、個々の契約における金額的な妥当性や横浜市全体としての業務効率化が達成されるとは限らない。委託内容一覧に委託金額の記載はあるものの、その金額が複数見積によるものか、あるいは他の類似業務と比較して妥当なものか等の検証が行われていない施設も見受けられる。

委託業務実施にあたっての一般的な議論ではあるが、複数の業務や施設を包括的に委託することにより、より大きな効果を得ることが可能となる場合がある。現状では、各施設の管理業務については、それぞれの施設において第三者への委託を実施しているが、一つ一つの施設としては規模が小さいこともログハウスやコミュニティハウスでは、受託する民間事業者による創意工夫の余地は少ないため、地域や事業内容等が関連する施設の業務についてはまとめて同一の市内民間事業者に委託することで、業務における創意工夫や価格面を含めた参入意欲を引き出すことも可能となる。また、各施設で行う第三者への委託に関する事務処理費用は指定管理料に反映されることになるが、各施設の関連する業務を一括して横浜市が行うことにより費用が削減されることも期待でき、指定管理者が施設運営業務により集中できる環境の整備も可能となる。

指定管理者の選考は公募による提案型で行われることが多い。選考の段階では、価格面の要素も検討されているが、あくまでも指定管理業務全体としての価格であり、個別の業務が横断的に比較されることは行われていない。

指定管理者制度を導入して20年近くが経過しようとしているが、第三者への委託業務については、もう一度原点に還り、各施設での事務処理業務が標準化されているか、民間事業者の創意工夫が反映される仕組みとなっているか、規模の経済性による価格面のメリットを横浜市が享受できているかについて、各施設を横断的かつ定量的に分析し結論を得ることが有効であると考える。

## 第6章 対象施設に係る指摘及び意見

### 1. 横浜市鶴見中央コミュニティハウス

#### (1) 施設概要

##### ① 施設の特徴

鶴見中央コミュニティハウスは、横浜市地区センター条例に規定されるコミュニティハウスとして平成22年に開館した。鶴見駅東口地区市街地再開発事業により建設された複合ビル（愛称：シークレイン）2階に設置されており、大きな鏡があるレクリエーションホールが特徴的である。

##### ② 施設の概要

名称	横浜市鶴見中央コミュニティハウス	
場所	横浜市鶴見区鶴見中央1-31-2 214 シークレイン内	
指定管理者	特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会	
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）	
施設規模	構造	鉄筋コンクリート造り 地上31階 地下1階建ての2階部分
	延床面積	291.40 m <sup>2</sup> （共用部分面積32.61 m <sup>2</sup> を含む。）
設置の根拠	横浜市地区センター条例	
設置目的	地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、横浜市に地区センターを置く。	

### ③ 運営状況

開館時間	月曜日から土曜日まで：午前9時から午後9時まで 日曜日、祝日及び休日：午前9時から午後5時まで
休館日	12月29日から1月3日まで
自主事業	未就園児及び保護者、小・中学生、成人等を対象として各種講座を開催している。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止から中止せざるを得なかったものも多いが、以下のような講座が開催されている。 [令和2年度における開催講座例] ○親子ゆとり広場（対象：未就園児/保護者） ○夏休み宿題教室（対象：小学生、中学生） ○ストレッチ＆リンパマッサージ（対象：成人） 等

### ④ 指定管理料の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料（千円）	17,475	17,475	17,475	17,637	17,799

### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開館日数（日）	348	347	347	319	288
入館者数（人）	55,226	58,586	63,013	65,346	26,819

## ⑥ 収支決算書

(様式3)

(指定管理者が記入する様式)

令和2年度 「横浜市鶴見中央コミュニティハウス」 収支予算書兼決算書 (02. 04. 01~03. 03. 31)						
収入の部 (税込、単位：円)						
科目	当初予算額(A)	補正額(B)	予算現額(C=A+B)	決算額(D)	差引(C-D)	説明
指定管理料	17,799,000		17,799,000	17,799,000	0	横浜市より
利用料金収入			0		0	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	263,000		263,000	72,300	190,700	
自主事業収入			0		0	
雑入	169,000	0	169,000	46,644	122,356	
印刷代	80,000		80,000	1,464	78,536	
自動販売機手数料	89,000		89,000	45,176	43,824	
駐車場利用料収入			0		0	
その他（広告ラック収入・預金利息）			0	4	△ 4	
収入合計	18,231,000	0	18,231,000	17,917,944	313,056	
支出の部						
科目	当初予算額(A)	補正額(B)	予算現額(C=A+B)	決算額(D)	差引(C-D)	説明
人件費	10,588,000	0	10,588,000	9,550,474	1,037,526	
給与・賃金	9,700,000		9,700,000	8,652,982	1,047,018	館長・日給職員及び時給職員12名
社会保険料	520,000		520,000	552,167	△ 32,167	
通勤手当	300,000		300,000	278,156	21,844	常勤職員・日給職員・時給職員
健康診断費	8,000		8,000	7,169	831	常勤職員・日給職員
勤労者福祉共済掛金	60,000		60,000	60,000	0	
退職給付引当金繰入額			0		0	
事務費	845,000	0	845,000	1,125,570	△ 280,570	
旅費	5,000		5,000	776	4,224	出張旅費
消耗品費	220,000		220,000	249,622	△ 29,622	事務消耗品費
会議賄い費	10,000		10,000	4,456	5,544	諸費を含む
印刷製本費			0		0	
通信費	160,000		160,000	180,598	△ 20,598	電話代・郵送料等
使用料及び賃借料	100,000	0	100,000	81,972	18,028	
横浜市への支払分			0		0	目的外使用料等
その他	100,000		100,000	81,972	18,028	リース経費等
備品購入費			0		0	
図書購入費			0		0	
施設賠償責任保険	3,000		3,000	2,340	660	
職員等研修費			0		0	
振込手数料	2,000		2,000	1,210	790	
リース料	45,000		45,000	47,300	△ 2,300	
手数料	300,000		300,000	557,296	△ 257,296	
地域協力費			0		0	地域イベントの協力費等
事業費	523,000	0	523,000	152,300	370,700	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	523,000		523,000	152,300	370,700	
自主事業費			0		0	イベントの実施
管理費	4,769,000	0	4,769,000	4,575,423	193,577	
光熱水費	1,115,000	0	1,115,000	888,754	226,246	
電気料金	390,000		390,000	286,960	103,040	
ガス料金	700,000		700,000	570,540	129,460	
水道料金	25,000		25,000	31,254	△ 6,254	
清掃費	1,170,000		1,170,000	1,017,923	152,077	日常・定期清掃費
修繕費	20,000		20,000	47,462	△ 27,462	
機械警備費	194,000		194,000	198,000	△ 4,000	
設備保全費	310,000	0	310,000	456,640	△ 146,640	
空調衛生設備保守			0		0	
消防設備保守			0		0	
電気設備保守			0	87,130	△ 87,130	
害虫駆除清掃保守			0	13,884	△ 13,884	
駐車場設備保全費			0		0	
その他保全費	310,000		310,000	355,626	△ 45,626	ピアノ、音響、コピー機保守費
共益費	1,960,000		1,960,000	1,966,644	△ 6,644	
公租公課	706,000	0	706,000	831,935	△ 125,935	
事業所税			0	3,224	△ 3,224	
消費税	706,000		706,000	828,711	△ 122,711	
印紙税			0		0	
その他（ ）			0		0	
事務経費（計算根拠を説明欄に記載）	800,000	0	800,000	1,395,733	△ 595,733	
本部分	800,000		800,000	815,919	△ 15,919	労務・経理等の本部事務経費
当該施設分			0	579,814	△ 579,814	休業手当
ニーズ対応費			0		0	
支出合計	18,231,000	0	18,231,000	17,631,435	599,565	
差引	0	0	0	286,509	△ 286,509	

## (2) 監査の結果

### 【意見1-1】 事業計画書の見直し

事業計画書等の資料においては、指定管理者が計画する利用促進策や施設の維持管理計画等が記載されている。

一方、事業報告書には利用者数の実績、自主事業の実績（自主事業報告書）、維持管理・保守点検報告書、苦情対応状況報告、サービス向上及び経費節減努力事項報告等が含まれているものの、必ずしも事業計画書等に記載された計画や目標値と対応したものとなっていない。

指定管理者の業務遂行状況を明瞭に示す上では、事業計画書等において記載した計画や目標値等に対応した実績を示すことが望まれる。事業報告書様式は所管局での指定によるものであるため、今後、事業計画書を事業報告書に記載した各項目に対応した様式とすることを検討されたい。

特に、事業計画書及び事業報告書は横浜市のwebページにて公表しているものもあり、より明瞭な記載とすることが望まれる。

#### 事業計画書より抜粋

##### 2.鶴見中央コミュニティハウス管理運営の基本方針

##### 3.運営体制

- (1) 人員体制
- (2) 個人情報保護及び研修体制
- (3) 緊急時の体制と対応計画

##### 4.施設の運営計画

- (1) 運営内容
  - ①鶴見中央地区の自治活動の利用促進
  - ②地域施設及び団体と連携した事業展開
- (2) 利用促進策
  - ①施設利用促進策
  - ②図書利用促進策
- (3) 利用者ニーズの把握と取組み
  - ①利用者ニーズの把握
  - ②利用者サービスの向上
- (4) 横浜市重要施策に対する取組み
  - ①図書活動推進事業
  - ②シニアが活躍するまち（健康づくり・介護予防）
  - ③子育て支援の場や機会の充実

- ④子ども・青少年の健全育成に向けた地域連携の推進
- ⑤参加と協働による地域自治会の支援
- ⑥文化芸術活動の支援

#### 5.自主事業計画

#### 6.施設の維持管理計画

#### 【意見1-2】自己評価表の記載方法について

指定管理者から提出された、令和2年度鶴見中央コミュニティハウス自己評価表の一部は次の通りである。

令和2年度 鶴見中央コミュニティハウス自己評価表より抜粋

目標設定の視点	計画内容及び運営目標	計画内容及び運営目標に対する実績	今後の取組(改善計画)	自己評価
業務運営	〈設置理念に即した運営〉 ①地域自治会関係団体の活動支援 ②地域子育てグループの活動支援 ③国際交流支援 他	・コロナ禍による3密回避のため、支援はできていない。	・コロナ禍でもできることを模索し実行する	B
	〈自主事業計画〉 ①熟年者向け事業（健康体操・ボイストレーニング他） ②子育て親応援事業（お話し会&相談会他） ③区内活動団体との共催事業（歴史文学講座・学習支援・国際交流事業・コンサート）	・3密を避けるための利用人数制限により、少人数で開催している。 ・大型イベント、講座は中止	・感染防止対策を徹底し自主事業を実施	B

自己評価表においては、A～Cの3段階での評価が記載されている（A：計画、目標を上回って実施、B：計画、目標を保持して実施、C：計画、目標を下回って実施）。

令和2年度においては、特に新型コロナウイルス感染症の影響から中止又は

縮小して実施した事業があるが、そのような事業についても、自己評価がB（計画、目標を保持して実施）となっているものがある。

そのような評価とした理由が記載されていないため詳細は不明であるが、實際には目標を下回って実施している以上、C（計画、目標を下回って実施）とした上で「今後の取組」欄でその理由を含めて記載するか、代替的な方法等で実質的に達成しているとしてBとするのであれば、同様に、「今後の取組」欄等にその理由が分かるような記載とすることが明瞭性の点から望ましい。

自己評価自体は指定管理者が行うものであるが、横浜市が定める方法で目標設定を行うものであり、自己評価表の中で評価の根拠が分かるような記載とするよう指定管理者を指導されたい。

#### 基本協定書より抜粋

##### （自己評価）

第43条 指定管理者は、本業務の遂行について、施設の設置目的や協定書、仕様書等に沿って行われているか、利用者のニーズに合致したものになっているかを確認するため、市が定める方法で、目標設定を行い、年1回以上、自己評価を行わなければならない。

#### 【意見1-3】 備品管理状況の報告方法の見直し

横浜市が貸与する備品等はあくまでも横浜市が所有するものであり、基本協定書においても、指定管理者は、指定期間中に横浜市から貸与された備品等を常に良好な状態に保つことを求められている。

横浜市からの貸与備品については増減時の報告と併せて、令和元年度においては、横浜市と指定管理者がともに棚卸し（台帳と現物との照合）を行ったとのことであるが、令和2年度は新型コロナウィルス感染症の影響から実施は見送ったとのことである。

継続して指定管理者の備品管理状況を把握し、横浜市と指定管理者との認識を共有するためにも、例えば、指定管理者に年に1回は備品等の棚卸し（台帳と現物との照合）を行うこととし、事業計画書に棚卸しの実施計画を記載し、その結果を事業報告書にて報告する運用とすることを検討されたい。

#### 【意見1-4】 事務経費（本部経費）の増減要因について

平成27年に行われた指定管理者選定時の提案書においては、事務経費（本部経費）は357千円（支出総額に対する割合1.9%）とされていた。

しかし、令和2年度においては1,395千円が計上されている。このうち、579千円は職員への休業手当分とのことであるが、それを除いても815千円と当初提案の2倍以上の金額となっている。

所管課としては特段その要因を把握していない。

本部経費については、間接経費であることから勘定科目名からはその内容が判然としない。このため、少なくとも収支決算書の説明欄に増減要因の記載を求め、必要に応じて指定管理者にヒアリングする等、指定管理料の使途として明らかに不合理なものではないことを確認しておくことが望ましい。

図表10 提案時及び令和2年度における事務経費（本部経費）の状況

(単位：千円)

区分	提案時	令和2年度	
		予算	決算
収入	18,758	18,231	17,918
内、指定管理料	17,799	17,799	17,799
支出：A	18,758	18,231	17,631
内、人件費	11,791	10,588	9,550
内、事務経費：B	357	800	815
事務経費割合(B/A)	1.9%	4.4%	4.6%

注：事務経費は、休業手当相当額控除後の数値。

(出典：横浜市提供資料より監査人作成)

### 【意見1-5】 事務経費（本部経費）の取り扱いについて

事務経費（本部経費）の水準は、指定管理者の企業規模や業務を実施する体制等に依存するものであり、その金額の多寡のみをもって良し悪しを判断できるものではない。また、直接的な経費と異なり、その支出がどの程度指定管理業務に貢献しているのか判然としない側面がある。特に、間接費であることから、直接的な収入や支出の額により按分された額が計上されていることもあり、事後的なヒアリング等だけでは、その金額の妥当性を検証することは困難を伴うことも想定される。

このため、事前に、指定管理業務に係る本部経費の計上方法についてルール化しておくことが考えられる。例えば、①提案時に本部経費の計上方針（対象経費の範囲や按分方法等）の説明を求めた上で、これを妥当と認めるのであれば、毎年度の予算及び決算に際しては、当該方針に沿っているかどうかを必要に応じて確認する方法、②按分経費である以上、詳細を詰める意義に乏しいとして公募

時に金額の上限を定め、指定期間中はこれを固定する等の方法等が考えられる。いずれにしても、本部経費の計上方法等については、一定のルールを事前に定めることを検討されたい。

#### 【意見 1-6】 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う市民利用施設等の休館期間等における指定管理料について

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う市民利用施設等の休館期間等における指定管理者とのリスク分担等に関する基本的な考え方（通知）」（令和2年7月8日政策局共創推進課担当課長）によれば、基本協定書等に規定がない場合には、原則として、「指定管理者に生じた損額、損失及び増加した費用」から「業務が実施できなかったことにより免れた費用」を差し引いた額を算出し、プラスの場合には合理性が認められる範囲でその差額を横浜市が負担し、マイナスの場合には令和2年度の指定管理料から減額するものとしている。

所管課としては影響額を314千円のマイナスと把握しており、指定管理者の営業努力という理由で返還を要求しなかった。しかし、休館という不可抗力により、業務の一部を実施できなかったことによって免れた費用であり、減額するのが適当であった。

但し、新型コロナウイルス感染症の影響により、休館期間終了後においても消耗品費や廃棄物処理費がかかり増しとなっていることは想定されるところである。本来、その判断を行う上では、新型コロナウイルス感染症に起因するかかり増し経費が通年でどれだけあったか報告を求めた上で、返還の要否を判断することが望ましかったものと考える。

新型コロナウイルス感染症の影響額の積算にあたっては、その範囲や金額を算定する上で困難が伴う場合もあるが、そうであるからこそ、その結論に至った経緯を文書等にて明確にしておくことが望ましい。今後、類似の事象等が生じた際には、判断根拠の文書化を検討されたい。

## 2. 横浜市白幡地区センター

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

白幡地区センターは、横浜市地区センター条例に規定される地区センターであり、地域の住民が自主的な「活動」と「交流」を通じ、地域コミュニティを形成することを目的として設置されている。

さまざまな「サークル活動」や「集会」・「スポーツ」など、生涯学習の場として利用されており、子どもからお年寄りまで、地域の誰もが気軽に利用出来る施設である。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市白幡地区センター	
場所	横浜市神奈川区白幡上町 44-12	
指定管理者	アクティオ株式会社	
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）	
施設規模	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建て
	延床面積	1,804.83 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市地区センター条例	
設置目的	地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、横浜市に地区センターを置く。	

#### ③ 運営状況

開館時間	月曜日から土曜日まで：午前9時から午後9時まで 日曜日、祝日及び休日：午前9時から午後5時まで
休館日	毎月第3火曜日（この日が祝休日のときは翌日） 年末年始（12月28日から1月4日）
自主事業	会議室等を利用して各種教室や講座、イベントを行っている。 令和2年度は63の講座やイベントを予定し、延参加予定人数9,133人を計画していたが、感染症対策のため一部の事業については実施を見合わせ、延参加人数は419人となった。

## 第6章 対象施設に係る指摘及び意見

### ④ 指定管理料の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料（千円）	33,179	33,186	33,193	33,543	34,172

### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開館日数（日）	345	345	345	318	286
入館者数（人）	98,262	99,062	100,396	88,496	34,925

## ⑥ 収支決算書

(様式3)

令和2年度 「横浜市白幡地区センター」 収支予算書兼決算書  
(02. 04. 01~03. 31)

(指定管理者が記入する様式)

収入の部						(税込、単位：円)
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	34,172,000		34,172,000	34,172,000	0	横浜市より
利用料金収入	4,417,000		4,417,000	2,310,130	2,106,870	
自主事業（指定管理料以外の自主事業）収入	800,000		800,000	113,400	686,600	
自主事業収入	0		0	0	0	
横浜市運営支援（休館期間）	0		0	0	0	新型コロナウイルス感染症に関する運営支援金(4~5月)
横浜市運営支援（開館期間）	0		0	1,217,883	△ 1,217,883	新型コロナウイルス感染症に関する運営支援金(6~3月)
緊急雇用創出事業費	0		0	2,300,000	△ 2,300,000	2020年12月～2月雇用創出事業対応
雑入	950,000	0	950,000	373,136	576,864	
印刷代	150,000		150,000	61,263	88,737	
白動販売機手数料	600,000		600,000	307,488	292,512	
駐車場利用料収入	0		0	0	0	
その他（図書カード、公衆電話等）	200,000		200,000	4,385	195,615	
収入合計	40,339,000	0	40,339,000	40,486,549	△ 147,549	
支出の部						
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	22,522,000	0	22,522,000	21,586,746	935,254	
給与・賃金	20,360,000		20,360,000	19,530,198	829,802	館長・副館長・事務職員及び時給職員15名
社会保険料	1,800,000		1,800,000	1,784,028	15,972	
通勤手当	360,000		360,000	260,520	89,480	常勤職員・時給職員
健診費掛費	12,000		12,000	12,000	0	常勤職員
労働者福祉共済掛金	0		0	0	0	
事務費	2,065,000	0	2,065,000	1,750,501	334,499	
旅費	16,000		16,000	3,211	12,789	出張旅費
消耗品費	546,000		546,000	431,093	114,907	事務消耗品費
会議室・会議室備品	10,000		10,000	6,043	3,957	
印刷機本費	50,000		50,000	57,200	△ 7,200	中調査等墨類
通信費	350,000		350,000	352,066	△ 2,066	電話代・郵送料等
使用料及び賃借料	28,000	0	28,000	81,840	△ 53,840	
横浜市への支払分	28,000		28,000	81,840	△ 53,840	目的外使用料等（白動販売機2台）
その他	0		0	0	0	
備品購入費	30,000		30,000	40,805	△ 10,805	
同書購入費	0		0	0	0	
施設設備責任保険	150,000		150,000	139,349	10,651	
機器等研修費	30,000		30,000	19,800	10,200	
振込手数料	15,000		15,000	13,513	1,487	
リース料	800,000		800,000	553,593	246,407	印刷機、コピー機、OA機器
手数料	30,000		30,000	31,988	△ 1,988	横浜市ルート回収等
地域協力費	10,000		10,000	0	10,000	
事務費	1,300,000	0	1,300,000	203,701	1,096,299	
自主事業（指定管理料以外の自主事業）費	1,300,000		1,300,000	203,701	1,096,299	
自主事業費	0		0	0	0	
管理費	8,879,000	0	8,879,000	8,137,085	741,915	
光熱水費	3,970,000	0	3,970,000	3,299,064	670,936	
電気料金	2,600,000		2,600,000	2,137,336	462,664	
ガス料金	1,010,000		1,010,000	961,406	48,594	
水道料金	360,000		360,000	200,322	159,678	
消耗費	1,028,500		1,028,500	1,028,500	0	定期消耗費(床・窓等)
修繕費	1,200,000		1,200,000	1,128,561	71,439	
機械設備費	254,100		254,100	254,100	0	
設備保守全費	2,426,400	0	2,426,400	2,426,860	△ 460	
空調衛生設備保守	1,129,810		1,129,810	1,129,810	0	
消防設備保守	143,000		143,000	143,000	0	
電気設備保守	198,000		198,000	198,000	0	
衛虫駆除消殺保守	102,740		102,740	102,740	0	
駐車場設備保全費	0		0	0	0	
その他保全費	852,850		852,850	853,310	△ 460	建物、備品等保守費、ゴミ処理費
共益費	0		0	0	0	
公料公課	1,800,000	0	1,800,000	1,933,397	△ 133,397	
事業税				0	0	
消費税	1,800,000		1,800,000	1,933,397	△ 133,397	
印紙税				0	0	
その他（ ）				0	0	
事務経費（計算結果を四捨五入後）	2,300,000	0	2,300,000	4,669,660	△ 2,369,660	
本部分	2,300,000		2,300,000	2,369,660	△ 69,660	労務・経理等の本部事務費+指定管理料の5%相当付加
緊急雇用創出事業費	0		0	2,300,000	△ 2,300,000	2020年12月～2月雇用創出事業対応費(人件費、事業経費等含む)
当該施設分				0	0	
ニーズ対応費	1,473,000		1,473,000	1,495,725	△ 22,725	
支出合計	40,339,000	0	40,339,000	39,756,815	582,185	
差引	0	0	0	729,734	△ 729,734	
自主事業費収入				0		
自主事業費支出				0		
自主事業収支				0		
管理許可・目的外使用許可収入				307,488		
管理許可・目的外使用許可支出				81,840		
管理許可・目的外使用許可收支				225,648		

## (2) 監査の結果

### 【意見 2-1】 本部事務経費の取り扱いについて

令和2年度「白幡地区センター」収支予算書兼決算書において、事務経費本部分は、予算額2,300,000円に対して決算額2,369,660円が計上されている。その根拠については、説明欄に「労務・経理等の本部事務経費+指定管理料の5%相当付加」と記載されている。

本部経費の計上に関するルールについては、仕様書に定められている。

横浜市白幡地区センター指定管理業務仕様書より抜粋

エ 事務経費 施設の運営に関する本部事務経費を計上する場合は、労務、経理、契約等の事務に要する経費を、人件費、事務費、管理費の総額との割合より勘案し、算出すること。

当該説明欄において、「労務・経理等の本部事務経費」については書類郵送代等の実際に支出した経費であり、「指定管理料の5%相当付加」については指定管理者が指定管理運営にかかる労務、経理、契約等の事務に要している経費として算出、計上している。いずれも当該欄に記載することは適切であると考えられるが、「指定管理料の5%相当付加」という説明は企業の手数料・利益とも読み取れてしまうため、仕様書の記載を勘案して「実際に支出した経費であり、人件費、事務費、管理費の総額の〇%分となる」と記載するなど、施設の運営に関する事務経費として計上していることを示す適切な表現とすることが望ましい。

なお、本部事務経費については、「【意見 全-5】収支報告書の本部事務経費の明確化」を参考に、横浜市として明確なルールを定めた上で、指定管理者に本部事務経費の計上とその内容の記載を求めることが必要である点に留意されたい。

### 【意見 2-2】 指定管理者の財務状況の確認

横浜市では、指定管理業務の評価・モニタリングの一環として、指定管理者の財務状況の確認を各年度に1回行うものとしており、政策局共創推進課より、「指定管理者の財務状況の確認について（依頼）」が令和3年1月20日に出されている。

**指定管理者の財務状況の確認について（依頼）より抜粋**

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大が深刻な事態になっており、こうした状況下で、市民サービスを維持するために、より一層、団体の財務状況を把握することの重要度が増しています。

また、基本協定書の参考例にも毎年度、団体の財務状況を確認する旨の記載をしています。

つきましては、指定管理者となっている団体が安定的な財政基盤を有しているかを、次のとおり確認し、結果をご回答ください。

指定管理者が複数の公の施設の指定管理を行っているため、白幡地区センターの所管課である神奈川区地域振興課は、財務状況確認の直接の窓口ではない。そのため、神奈川区地域振興課は、財務状況確認の担当である西区地域振興課が実施した「指定管理者の財務状況確認 1次チェック作業シート」を入手し、財務チェックの結果に関して問題なしと判断している。

そこで、令和3年1月26日に西区地域振興課が実施した「指定管理者の財務状況確認 1次チェック作業シート」を閲覧したところ、指定管理者の直近の決算日令和元年12月末時点の数値を使用して指定管理者の財務状況の確認を実施していた。

これは手続的には、何らの問題もないが、「指定管理者の財務状況の確認について（依頼）」では、上記の通り新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して財務状況を把握することが重要であるという旨の一文が追加されており、令和元年12月末時点の決算数値では、指定管理者が新型コロナウイルス感染症によって受けた影響はわからない。

そこで、政策局共創推進課が求める安全確認の目的を達成するためには、指定管理者から提出された最新の財務状況の数値が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前のものであることから、依頼元である政策局共創推進課に対し、どのように財務状況の安全性を確認するかについて照会を行うなどの対応が望ましかったと考える。

### 【意見 2-3】 備品の実査方法について

所管課による指定管理者の適切なモニタリングの一環として、ガイドラインにおいて備品の実査に関する記載がある。

ガイドラインより抜粋

備品については、年に1回は物品管理簿と現物の突合せ(棚卸し)をして、管理状況等を確認する。

備品実査については、上記のように年に1回の棚卸しが所管課に義務付けられている。一方で、指定管理者から提出された令和3年4月1日の備品寄贈願を見覧したところ、取得年度が過年度の物品の寄贈が見受けられた。

過年度取得の物品について長らく寄贈が行われていなかったのは、第一義的には、指定管理者による備品管理の不備が原因であるが、所管課による備品棚卸の実施方法が適切でなかったことも原因である。

例えば、備品台帳に掲載されている物品を確認することにより、廃棄済みの架空のものがないことを確かめることはできる（実在性）が、計上漏れの物品を見つける（網羅性）には、物品自体にシールが適切に貼付されているか、物品自体が台帳に記載があるかどうかなど、現物から台帳記録等を確認する手続を実施することが必要である。

この点については、備品台帳への計上漏れについて点検した結果を踏まえ、取得年度が過年度の物品について令和3年4月1日付で備品の寄贈が行われており、現時点では適切な備品管理がなされている状況にある。今後も継続して適切な確認手続を実施することが望まれる。

### 【意見 2-4】 3万円以下の備品管理について

備品台帳（物品管理簿）を確認したところ、横浜市で定める備品の基準に該当しない、金額的に重要性の乏しい備品まで台帳に記載されていた。

特記仕様書より抜粋

イ 備品台帳

(略) 備品とは、比較的長期間にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、価格 30,000 円以上（当該物品を取得するために支払った金額とし、消費税及び付随費用（送料、取付費、設置費等）を含む取得価格）の物品等をいう。

上記の通り、備品に該当するものは税込み30,000円以上の比較的長期間使用できる物品等と定めている。このように備品として取り扱う金額基準を30,000円以上と設定したのは、費用対効果の観点から備品管理の効率性を勘案して定められたものと考えられる。

したがって、すべての備品を台帳に記載した場合、廃棄・移動・棚卸しの際に一定の管理コストがかかることから、特記仕様書等に記載のルールに従つて効果的かつ効率的に管理を行うことが望ましい。

なお、従来のように30,000円未満の比較的長期間使用できる物品についても所有権を明確にする際、指定管理者に寄贈願への記載を求めたとしても、備品としての台帳管理は不要にするなど、効率的な管理に努められたい。

### 【意見2-5】情報公開の時期について

横浜市は基本協定書に記載の通り、事業計画書等の業務実施状況を記載した資料について公表する必要がある。

#### 基本協定書より抜粋

(業務実施状況等の公表)

第34条 市及び指定管理者は、第30条から第33条に定める事業計画書、収支予算書、事業報告書及び収支決算書を公表するものとする。

また、業務実施状況等を記載した資料のみならず横浜市では、各種様式などを積極的に公開している。これは、横浜市情報公開条例第3条に基づくものである。

#### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例より抜粋

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の定めるところにより、当該実施機関の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

現在、各施設の所管課は、それぞれ指定管理者の業務実施状況等を横浜市のwebページ上で公開しているが、その公開時期については特段の定めはなされていない。

そのせいもあり、監査資料の提出を受けた令和3年7月26日時点において、

## 第6章 対象施設に係る指摘及び意見

令和2年度の白幡地区センターの指定管理者の業務実施状況を記載した資料が市のwebページ上に公開されていなかった。今後は市民局と調整し、タイムリーな開示が可能となるよう、情報公開時期のルール化や適切なスケジュール管理を実施されたい。

### 3. 横浜市戸部コミュニティハウス

#### (1) 施設概要

##### ① 施設の特徴

戸部コミュニティハウスは、横浜市地区センター条例に規定されるコミュニティハウスとして平成8年に開館した。地下には壁面鏡を備えたレクリエーションルームがあり、ダンス等のサークル活動や会議、集会等に多く利用されている。

##### ② 施設の概要

名称	横浜市戸部コミュニティハウス				
場所	横浜市西区御所山町1-8				
指定管理者	一般社団法人西区区民利用施設協会				
指定期間	平成28年4月1日～令和4年3月31日（6年間）				
施設規模	構造	鉄筋コンクリート造り	地上2階 地下1階		
	延床面積	481.60 m <sup>2</sup>			
設置の根拠	横浜市地区センター条例				
設置目的	地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として設置されている。				

##### ③ 運営状況

開館時間	月曜日から土曜日まで：午前9時から午後9時まで 日曜日、祝日及び休日：午前9時から午後5時まで
休館日	12月29日から1月3日まで
自主事業	未就園児及び保護者、小・中学生、成人等を対象として各種講座を開催している。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止から中止せざるを得なかったものも多いが、以下のような講座が開催されている。 [令和2年度における開催講座例] ○親子でおはなし会 ○東日本大震災パネル展示 ○英語でリズム遊び 等

#### ④ 指定管理料の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
指定管理料（千円）	11,562	11,562	11,562	11,674	11,776

#### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開館日数（日）	347	347	347	319	288
入館者数（人）	25,172	24,731	24,318	22,832	10,943

図表11 戸部コミュニティハウスの外観



(監査人撮影)

## ⑥ 収支決算書

(様式12)

(指定管理者が記入する様式)

## 令和2年度 戸部コミュニティハウス 収支予算書兼決算書

(02. 04. 01~03. 03. 31) 4月~3月

(税込、単位：円)

収入の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	11,776,000		11,776,000	11,776,000	0	横浜市より
利用料金収入			0	0	0	
自主事業（指定管理者充當の負担額）収入	92,000		92,000	53,100	38,900	
自主事業収入	0		0	0	0	
横浜市による運営支援（体験研修等）	0		0	0	0	
横浜市による運営支援（利用再開後の相談）	0		0	1,003,154	△ 1,003,154	
輸入	2,174,000	0	2,174,000	389,609	1,784,391	
印刷代	20,000		20,000	16,512	3,488	
自動販売機手数料	480,000		480,000	283,132	196,868	
駐車場利用料収入	0		0	0	0	
その他（自販機電気使用料他）	1,674,000		1,674,000	89,965	1,584,035	
収入合計	14,042,000	0	14,042,000	13,221,863	820,137	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	7,140,000	0	7,140,000	6,449,115	690,885	
給与・賃金	6,527,000		6,527,000	5,868,585	658,415	監査及び時給職員
社会保険料	562,000		562,000	530,450	31,550	
通勤手当	0		0	0	0	
健康診断費	45,000		45,000	44,080	920	常勤職員・時給職員
労働者福祉共済掛金	6,000		6,000	6,000	0	
退職給付引当金繰入額	0		0	0	0	
事務費	615,000	0	615,000	729,799	△ 114,799	
旅費	9,000		9,000	2,158	6,842	出張旅費
消耗品費	106,000		106,000	164,131	△ 58,131	事務消耗品費
会議展示費	16,000		16,000	2,695	13,305	
印刷製本費	0		0	0	0	
通信費	154,000		154,000	148,960	5,040	電話代・郵送料等
使用料及び償却料	111,000	0	111,000	73,309	37,691	
横浜市への支払分	22,000		22,000	21,600	400	目的外使用料等
その他	89,000		89,000	51,709	37,291	リース経費等
商品購入費	101,000		101,000	190,960	△ 89,960	
図書購入費	0		0	0	0	
施設賃借責任保険	17,000		17,000	16,828	172	
職員等研修費	5,000		5,000	0	5,000	
搬入手数料	10,000		10,000	7,040	2,960	
リース料	78,000		78,000	68,640	9,360	
手数料	8,000		8,000	55,078	△ 47,078	
地域協力費	0		0	0	0	地域イベントの協力費等
事業費	273,000	0	273,000	118,225	154,775	
自主事業（指定管理者充當の負担額）費	273,000		273,000	118,225	154,775	
自主事業費			0	0	0	イベントの実施
差損費	3,705,000	0	3,705,000	3,575,174	129,826	
光熱水費	1,713,000	0	1,713,000	1,465,611	247,389	
電気料金	981,000		981,000	837,550	143,450	
ガス料金	559,000		559,000	471,743	87,257	
水道料金	173,000		173,000	156,318	16,682	
清掃費	356,000		356,000	323,141	32,859	日常・定期清掃費
修繕費	455,000		455,000	569,470	△ 114,470	
機械設備費	109,000		109,000	109,956	△ 956	
設備保全費	1,050,000	0	1,050,000	1,057,496	△ 7,496	
空調衛生設備保守	411,000		411,000	413,996	△ 2,996	
消防設備保守	41,000		41,000	40,700	300	
電気設備保守	598,000		598,000	602,800	△ 4,800	
害虫駆除清掃保守	0		0	0	0	
駐車場設備保全費	0		0	0	0	
その他の保全費	0		0	0	0	
共益費	22,000		22,000	49,500	△ 27,500	
公租公課	717,000	0	717,000	901,391	△ 184,391	
事業所税			0	0	0	
消費税	717,000		717,000	901,391	△ 184,391	
印紙税			0	0	0	
その他（ ）			0	0	0	
事務経費（計算結果を根拠的に記載）	1,592,000	0	1,592,000	1,535,724	56,276	
本部分	1,592,000		1,592,000	1,535,724	56,276	業務・経理等の本部事務経費
当該施設分			0	0	0	
リース対応費			0	0	0	
支出合計	14,042,000	0	14,042,000	13,309,428	732,572	
差引	0	0	0	△ 87,565	87,565	

## (2) 監査の結果

### 【意見3-1】 本部事務経費の増減理由について

「地区センター条例施設の指定管理者に対する業務点検の実施マニュアル」によると、本部事務経費を計上している場合は、次の通り確認するものとされている。

地区センター条例施設の指定管理者に対する業務点検の実施マニュアルより抜粋

#### 事務経費

「本部分」に本部事務経費を計上している場合は、労務、経理、契約等の事務に関する経費が、人件費、事務費、管理費等の総額の割合から勘案して算出されているか確認します。

また、収支決算書の説明欄には決算額の根拠を記載してもらいます。

本事業の収支決算書によると過去5年度分の本部事務経費及び人件費、事務費、管理費等の総額は、図表12の通りに推移しており、令和元年度以前については説明欄に記載がなく、令和2年度の収支決算書の説明欄には、「労務・経理等の本部事務経費」との抽象的な記載があるのみであった。

図表12 本部事務経費等の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A：本部事務経費(千円)	1,504	1,503	811	1,574	1,535
B：人件費+事務費+管理費(千円)	9,741	10,123	10,932	10,597	10,754
割合(A/B)	15.4%	14.8%	7.4%	14.9%	14.3%

(出典：各年度の収支決算書より監査人作成)

本部事務経費とは、人件費、事務費、管理費等の総額に変動がない場合、つまり、指定管理料・事業内容・人員配置等に大きな動きがない場合は、変動すべき性質の経費ではない。

戸部コミュニティハウスの収支決算書では、平成30年度を挟んで本部事務経費が大きく増減しているものの、所管課としては特段その要因を把握していない。本部事務経費については算出方法を明確にしておかないと、利益調整項目として使用されてしまう可能性があるため、少なくとも収支決算書の説明欄に増減要因の記載を求め、必要に応じて指定管理者にヒアリングする等、指定管理料の使途として明らかに不合理なものではないことを確認しておくことが望まし

い。

なお、本部事務経費については、「【意見 全-5】収支報告書の本部事務経費の明確化」を参考に、横浜市として明確なルールを定めた上で、指定管理者に本部事務経費の計上とその内容の記載を求めることが必要である点に留意されたい。

### 【意見 3-2】 収支予算書兼決算書の記載について

年度終了後に指定管理者は横浜市に対して事業報告を行うが、これには収支の決算情報も付される。

その決算情報は、収支予算書兼決算書に記載されているが、これは収入と支出について予算額と決算額を併記し、両者の差額も記載する形式である。そして、この書式には説明欄があるが、金額の重要性等に関係なく、一部の勘定科目の内容について説明が行われているのみである。

説明欄の使い方は様々であるが、例えば、修繕費の説明欄には「「(様式9) 令和2年度 修繕一覧」参照」等と記載することで、各提出書類間の整合性がわかりやすくなることがある。

また、予算額と決算額が著しく相違した場合にはその理由を記載することも重要である。一体、何が起こってこのような結果になったのかを指定管理者は横浜市に報告する義務があり、同時に横浜市は把握しておく責務がある。それゆえ、令和2年度収支予算書兼決算書の雑入その他（自販機電気使用料ほか）など予算額と決算額の差異が甚だしいと思われる項目については、その理由を記載しておくことが望ましい。

### 【意見 3-3】 備品の実査方法について

所管課による指定管理者の適切なモニタリングの一環として、ガイドラインにおいて備品の実査に関する記載がある。

#### ガイドラインより抜粋

備品については、年に1回は物品管理簿と現物の突合せ(棚卸し)をして、管理状況等を確認する。

備品実査については、上記のように年に1回の棚卸しが所管課に義務付けられている。一方で、指定管理者から提出された令和2年4月7日の備品寄贈願を閲覧したところ、取得年度が過年度の物品の寄贈が見受けられた。

過年度取得の物品について長らく寄贈が行われていなかったのは、第一義的

には、指定管理者による備品管理の不備が原因であるが、所管課による備品棚卸の実施方法が適切でなかったことも原因である。

例えば、備品台帳に掲載されている物品を確認することにより、廃棄済みの架空のものがないことを確かめることはできる（実在性）が、計上漏れの物品を見つける（網羅性）には、物品自体にシールが適切に貼付されているか、物品自体が台帳に記載があるかどうかなど、現物から台帳記録等を確認する手続を実施することが必要である。

この点については、備品台帳への計上漏れについてあらためて点検を実施した結果として、取得年度が過年度の物品について令和2年4月7日の備品寄贈願に反映されたものとなっており、現時点では適切に管理がなされている状況にある。今後も継続して適切な確認手続を実施することが望まれる。

#### 【意見3-4】 運営委員会での自主事業計画と収支予算の取り扱い

事業計画書及び収支予算書の提出については、次の通り仕様書に定められている。

##### 仕様書より抜粋

###### 事業計画書等の作成

指定管理者は、毎年度当初に事業計画書及び収支予算書を作成し、区に提出すること。また、前年度の1月末日までに次年度事業計画書及び次年度収支予算書（案）を作成し、区に提出すること。作成に当たっては、区と調整を図ること。

戸部コミュニティハウスの運営委員会議事録を閲覧したところ、その年度の「自主事業計画（案）」と「事業収支予算（案）」を年度開始後の5月の運営委員会で承認し、この結果「（案）」を削除する、という記載が見受けられた。

自主事業計画及び事業収支予算については、指定管理者がその責務を果たすため、仕様書等に基づいて年度当初時点での横浜市への提出が義務付けられており、運営委員会が承認すべきものではない。

したがって、「自主事業計画（案）」と「事業収支予算（案）」については、指定管理者が法人内で作成・承認したものを確定した提出書類として取り扱い、運営委員会では「自主事業計画」と「事業収支予算」を報告事項として取り扱うことが望ましい。

また、横浜市戸部コミュニティハウス委員会要綱においては、運営委員会の目

的を次の通り定めている。

**横浜市戸部コミュニティハウス委員会要綱より抜粋**

**第2条 委員会は、指定管理者が管理する横浜市戸部コミュニティハウスの管理運営に関して意見等を指定管理者に具申することにより、横浜市地区センター条例第2条に定める利用の目的の実現を目指すことを目的とする。**

上記要綱の目的を踏まえると、運営委員会では、前年度の1月末日までに指定管理者が作成した次年度事業計画書及び次年度収支予算書(案)をたたき台として、指定管理者に意見を具申することが望ましい。

これによって、指定管理者が年度当初に横浜市へ事業計画書及び収支予算書を提出する前に、運営委員会の意見を事業計画書及び収支予算書に反映させることが可能となり、要綱に沿った運営委員会の目的を果たすことができる。

## 4. 柏葉公園こどもログハウス

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

柏葉公園こどもログハウスは、横浜市公園条例に基づき設置される施設であり平成5年に開館している。屋内には遊具を備えたスペース、読書及び工作等ができるスペース、かくれんぼや鬼ごっこができるスペース等があり、ネット階段、ポールプール及びスパイラルグライダー等が設置されている。

#### ② 施設の概要

名称	柏葉公園こどもログハウス	
場所	横浜市中区柏葉 89-1	
指定管理者	一般社団法人中区民活動支援協会	
指定期間	平成28年4月1日～令和4年3月31日（6年間）	
施設規模	構造	木造1階建
	延床面積	253.60 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市公園条例	
設置目的	こども達が身近なところで木のぬくもりを感じ、自由に集い遊ぶことのできる新たな魅力空間としての屋内施設を公園内に設置し、こども同士の心のふれあいや創造力、表現力の向上を図る場とすることを目的として設置される施設である。	

#### ③ 運営状況

開館時間	1月から10月まで：午前9時から午後5時まで 11月から12月まで：午前9時から午後4時30分まで
休館日	毎月第2月曜日（ただし、第2月曜日が祝日等の場合は翌日） 年末年始期間（12月29日から1月3日まで）
自主事業	七夕、夏休みイベント、ハロウィン、クリスマス、節分等の季節のイベントを計画していたが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症予防のため、全てのイベントが中止となっている。

#### ④ 指定管理料の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
指定管理料（千円）	7,210	7,831	7,831	7,903	7,977

#### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開館日数（日）	281	347	353	317	287
利用者数（人）	24,286	31,012	29,352	24,605	7,772

## ⑥ 収支決算書

令和2年度 「柏葉公園こどもログハウス」 収支予算書兼決算書

(R2. 4. 1～R3. 3. 31)

(税込、単位：円)

収入の部						
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	7,977,000	0	7,977,000	7,977,000	0	横浜市より
利用料金収入	0	0	0	0	0	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	0	0	0	0	0	
自主事業収入	0	0	0	0	0	
雑入	0	0	0	339	△ 339	
印刷代	0	0	0	0	0	
自動販売機手数料	0	0	0	0	0	
駐車場利用料収入	0	0	0	0	0	
その他（）	0	0	0	339	△ 339	利息・古紙
収入合計	7,977,000	0	7,977,000	7,977,339	△ 339	
支出の部						
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	5,897,000	0	5,897,000	5,836,712	60,288	
給与・賃金	5,724,000	0	5,724,000	5,668,199	55,801	時給職員12名
社会保険料	60,000	0	60,000	53,453	6,547	
通勤手当	33,000	0	33,000	56,320	△ 23,320	常勤職員・時給職員
健康診断費	80,000	0	80,000	58,740	21,260	常勤職員・時給職員
勤労者福祉共済掛金		0	0	0	0	
退職給付引当金繰入額	0	0	0	0	0	
事務費	663,000	0	663,000	1,118,191	△ 455,191	
旅費	20,000	0	20,000	1,760	18,240	出張旅費
消耗品費	244,000	0	244,000	325,656	△ 81,656	事務消耗品費
会議賄い費	2,000	0	2,000	0	2,000	
印刷製本費	2,000	0	2,000	0	2,000	
通信費	45,000	0	45,000	73,635	△ 28,635	電話代・郵送料等
使用料及び借入料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分	0	0	0	0	0	目的外使用料等
その他	0	0	0	0	0	リース経費等
備品購入費	30,000	0	30,000	365,860	△ 335,860	
図書購入費	0	0	0	0	0	
施設賠償責任保険	312,000	0	312,000	252,230	59,770	
職員等研修費	0	0	0	0	0	
振込手数料	1,000	0	1,000	0	1,000	
リース料	0	0	0	0	0	
手数料	7,000	0	7,000	99,050	△ 92,050	廃棄物処理費
地域協力費	0	0	0	0	0	地域イベントの協力費等
事業費	99,000	0	99,000	0	99,000	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	99,000	0	99,000	0	99,000	
自主事業費	0	0	0	0	0	イベントの実施
管理費	668,000	0	668,000	688,512	△ 20,512	
光熱水費	0	0	0	0	0	
電気料金	0	0	0	0	0	
ガス料金	0	0	0	0	0	
水道料金	0	0	0	0	0	
清掃費	275,000	0	275,000	405,900	△ 130,900	日常・定期清掃費
修繕費	163,000	0	163,000	45,012	117,988	
機械警備費	230,000	0	230,000	237,600	△ 7,600	
設備保全費	0	0	0	0	0	
空調衛生設備保守	0	0	0	0	0	
消防設備保守	0	0	0	0	0	
電気設備保守	0	0	0	0	0	
害虫駆除清掃保守	0	0	0	0	0	
駐車場設備保全費	0	0	0	0	0	
その他保全費	0	0	0	0	0	ピアノ、音響、コピー機保守費
共益費	0	0	0	0	0	
公租公課	446,000	0	446,000	472,830	△ 26,830	
事業所税	0	0	0	0	0	
消費税	446,000	0	446,000	472,830	△ 26,830	
印紙税	0	0	0	0	0	
その他（）	0	0	0	0	0	
事務経費（計算根拠を説明欄に記載）	204,000	0	204,000	77,936	126,064	
本部分	0	0	0	0	0	労務・経理等の本部事務経費
当該施設分	204,000	0	204,000	77,936	126,064	
ニーズ対応費	0	0	0	0	0	
支出合計	7,977,000	0	7,977,000	8,194,181	△ 217,181	
差引	0	0	0	△ 216,842	216,842	

## (2) 監査の結果

### 【指摘4-1】 自己評価表の項目設定について

令和2年度柏葉公園こどもログハウス自己評価表の一部は、次の通りである。

令和2年度柏葉公園こどもログハウス自己評価表より抜粋

目標設定の視点	計画内容及び運営目標	計画内容及び運営目標に対する実績	今後の取組(改善計画)	自己評価
財務	事業計画書 (6) 施設の維持管理計画 (における効率化の工夫) に記載しているもので、対象年度に行う予定のもの			
	(7) ア 収入計画の考え方			
	イ 増収策			
	ウ 支出計画	・当施設では、収入を得ることができないため、施設の適切な維持管理を行えるよう、経費節減に努めてまいりました。	引き続き、経費節減に取り組みながら、施設の適切な維持管理に努めてまいります。	A
注：例示として「財務」の項目を抜粋				

指定管理者から事業報告書の一部として提出された自己評価表の項目（計画内容及び運営目標）が別の指定管理施設である地区センターの公募様式に対応したものとなっている。このため、例えば、「財務」の項目において、「計画内容及び運営目標」として「ウ 支出計画」と記載され、これに対する実績として「・当施設では、収入を得ることができないため、施設の適切な維持管理を行えるよう、経費節減に努めてまいりました。」とし、自己評価をA（計画、目標を上回って実施）としているものの、どのような計画に照らした自己評価であるのか判然としない。

仮に、計画内容を收支予算書と捉えた場合、令和2年度においては、支出予算額7,977千円に対して決算額は8,194千円と予算額を超過している。新型コロナウィルス感染症への対応等による費用の増加もあると思われるが、特段の記載がないため、何をもって自己評価をAとしたか不明である。

いずれにしても、自己評価表を柏葉公園こどもログハウスに沿った項目とともに、具体的な計画内容及び運営目標を示し、これに対する実績を踏まえた自己評価となっていることを示す目標設定とする必要がある。

#### 【指摘4-2】 自己評価表の公表について

基本協定書第31条第2項において、事業報告書には自己評価の結果も含めるものとするとともに、第38条第5項においては、指定管理者は、設定目標、自己評価の結果、改善計画及び改善結果を公表しなければならないと定められている。

一方、横浜市のwebページにて公表されている事業報告書には自己評価表が含まれていないとともに、指定管理者である一般社団法人中区民活動支援協会のwebページにも自己評価表は掲載されていない。結果として、自己評価表が公表されていないことから、今後、自己評価表も事業報告書に包含されるものとして、横浜市のwebページにて公表する必要がある。

#### 基本協定書より抜粋

##### (事業報告書)

第31条 指定管理者は、別途定める様式により事業報告書を作成し、毎年度終了後2か月以内に市に提出し、市の確認を受けなければならない。

2 前項に定める事業報告書には、第38条に定める自己評価の結果も含めるものとする。

##### (自己評価)

第38条 指定管理者は、本業務の遂行について、施設の設置目的や協定書、仕様書等に沿って行われているか、利用者のニーズに合致したものになっているかを確認するため、市が定める方法で、目標設定を行い、年1回以上、自己評価を行わなければならない。

##### (略)

5 指定管理者は、設定目標、自己評価の結果、改善計画及び改善結果を公表しなければならない。

### 【意見4-1】事業計画書に対応した事業報告書の見直し

事業計画書においては、利用者数の増加目標、研修計画、事故防止・安全対策、施設の運営計画（地域との連携に関する計画、広報及び利用促進策等）等の計画や目標値が記載されている。

一方、事業年度終了後に指定管理者から提出される事業報告書は、収支予算書兼決算書、利用状況、自主事業報告書、委託内容一覧、修繕一覧、備品一覧、苦情対応状況報告、サービス向上及び経費節減努力事項報告及び自己評価表から構成されている。

これらによって、当該年度における利用者数や実施された自主事業（イベント）、各種設備点検及び清掃業務等の状況が報告されているが、必ずしも事業計画書に記載された計画や目標値と対応したものとなっていない。

所管課としては、事業報告書の受領と併せて指定管理者に対してヒアリング等を行っており、その状況を把握しているとのことであるが、指定管理者の業務遂行状況を明瞭に示す上では、事業報告書において、事業計画書に記載した計画や目標値等に対応した実績を明瞭に示すことが望まれる。今後、事業報告書を事業計画書の各項目に対応したものとすることを検討されたい。

特に、事業計画書及び事業報告書は横浜市のwebページにおいて市民向けに公表しているものもあり、より明瞭な記載とすることが望まれる。

### 【意見4-2】第三者への委託に係る承認手続の明確化

基本協定書第20条において、指定管理者は、第三者に指定管理業務の一部を委託する際には、事前に横浜市の承認を得ることが定められている。

一方、第三者への委託業務については、事業報告書の一部として「委託内容一覧」として報告されているが、事前の承認は得られていない。

例年、柏葉公園こどもログハウスに係る第三者への委託内容は主に清掃業務及び機械警備業務であるが、例えば、事業計画書の一部として施設管理計画を位置付け、清掃業務等の実施計画を示すとともに、委託事業の内容、委託予定期間、委託先業者名及び予定金額等を記載すること等により、事前承認の形態とすることを検討されたい。

基本協定書より抜粋

(第三者による実施)

第20条 指定管理者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 指定管理者は、事前に市の承諾を受けた場合、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

#### 令和2年度委託内容一覧より抜粋

No.	委託期間	委託内容	金額（円）	業者名
1	令和2年4月～ 令和3年3月	定期清掃業務	363,000	(株)齋藤商会
2	令和2年4月～ 令和3年3月	機械警備	237,600	ニットービスコム(株)

#### 【意見4-3】 備品管理状況の報告方法の見直し

横浜市が貸与する備品等はあくまでも横浜市が所有するものであり、基本協定書においても、指定管理者は、指定期間中、横浜市から貸与された備品等を常に良好な状態に保つことを求めている。

現在、横浜市から指定管理者に貸与されている備品に関しては、年に1回指定管理者にて棚卸し（台帳と現物との照合）を行っていることであるが、事業報告書の一部である「備品一覧」において、当該年度中の増減（購入又は廃棄等）が報告されているものの、棚卸しの実施結果等の報告は求めていない。

横浜市として指定管理者の備品管理状況を把握し、横浜市と指定管理者との認識を共有するためにも、例えば、棚卸しの実施計画を事業計画書に明示し、その結果を事業報告書にて報告する運用とすることを検討されたい。

#### 【意見4-4】 増収策の検討について

現指定期間(平成28年度～令和2年度)における指定管理業務に係る収支は、継続的に赤字となっている。

人件費や諸経費の節減努力も必要ではあるものの、年間8百万円程度の支出規模の事業では人件費や諸経費の節減等だけでは限界があるものとも言える。一方、他区に設置されているこどもログハウスで見られるような自動販売機の設置手数料収入は計上されていない。

増収策については、本来、指定管理者が検討すべきことであり、こどもログハウスの性格上、増収策を導入する余地には乏しいものと言えるが、他区におけるこどもログハウスの事例等を参考に、公園やこどもログハウス利用者の利便性向上の観点から望ましい施策があれば、所管課から指定管理者に対して情報提供し、その採用の可否等に係る検討を促されたい。

図表13 過去5年間における収支の状況

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入	7,210	7,831	7,831	7,904	7,977
うち指定 管理料	7,210	7,831	7,831	7,903	7,977
支出	7,330	8,114	8,657	8,394	8,194
収支	△119	△283	△825	△489	△216

(出典：横浜市提供資料より監査人作成)

### 【意見4-5】 指定管理者の財務状況の検討

横浜市では、指定管理業務の評価・モニタリングの一環として、指定管理者の財務状況の確認を各年度に1回行うものとしているが、横浜市の施設管理業務のみを行っている団体については、政策局共創推進課通知により対象外とされている（令和3年1月20日 政策局共創推進課担当課長「指定管理者の財務状況の確認について（依頼）」）。

柏葉公園こどもログハウスの指定管理者である一般社団法人中区民活動支援協会はこれに該当するため、5年に一度の指定管理者選定時以外は財務状況の確認は行われていない。

一方、「【意見4-4】 増収策の検討について」に記載したように、現指定期間中において、柏葉公園こどもログハウスの指定管理業務に係る収支は継続的に赤字となっており、所管課によれば、最低賃金水準の上昇に伴う人件費の増加が主要因と考えられるとのことである。

一般社団法人中区民活動支援協会は、コミュニティハウス等の横浜市の指定管理業務のみを行う団体であり、その性格上、人件費が支出において大きな割合を占めるものと考えられ、他の指定管理業務においても、人件費が増加し収支状況に影響を与えている可能性がある。

平成27年の指定管理者選定時において提出された法人の決算報告書においては、事業活動収支ベースで黒字を計上しているが、事業活動収入に対する事業活動収支差額の比率は0.6%と僅少である。政策局共創推進課の求める財務状況の確認対象となる団体ではないものの、指定管理業務での赤字が継続していることもあり、そのような場合には所管課の判断で財務状況を確認する等の対応を検討されたい。

### 【意見 4-6】 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う市民利用施設等の休館期間等における指定管理料について

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う市民利用施設等の休館期間等における指定管理者とのリスク分担等に関する基本的な考え方(通知)」(令和2年7月8日政策局共創推進課担当課長)によれば、基本協定書等に規定がない場合には、原則として、「指定管理者に生じた損額、損失及び増加した費用」から「業務が実施できなかったことにより免れた費用」を差し引いた額を算出し、プラスの場合には合理性が認められる範囲でその差額を横浜市が負担し、マイナスの場合には令和2年度の指定管理料から減額するものとしている。

所管課としては影響額を166千円のマイナスと把握しているが、令和2年度の指定管理業務に係る収支が赤字であるとして特に返還は求めていない。当該指定管理業務は新型コロナウイルス感染症の発生前より赤字であり、この点のみをもって返還を求めるることは根拠に乏しいものと言えるが、一方、収支決算書上において、対予算比で消耗品費や廃棄物処理費が170千円程度増加しており、これらの新型コロナウイルス感染症対策に追加で要した費用に充当したものとして返還を求める事にも合理性があるものと言える。

本来、その判断を行う上では、新型コロナウイルス感染症に起因するかかり増し経費が通年でどれだけあったか報告を求めた上で、返還の要否を判断すべきであったものと考える。新型コロナウイルス感染症の影響額の積算にあたっては、その範囲や金額を算定する上で困難が伴う場合もあるが、そうであるからこそ、その結論に至った経緯を文書等にて明確にしておくことが望ましい。今後、類似の事象等が生じた際には、判断根拠の文書化を検討されたい。

### 【意見 4-7】 公募方法も含めた運営方法の再検討

現指定期間における指定管理者の公募時においては、応募した者は一般社団法人中区民活動支援協会1者にとどまっている。柏葉公園こどもログハウスの指定管理事業に係る収支規模は8百万円程度であり、自主事業等による增收策にも限りがあることから、現状においては、民間事業者の参入による効率化等の余地に乏しいものと思われる。

ガイドラインにおいては、「地域の住民グループ」による管理が効果的であると考えられる場合等、公募とすることのデメリットがメリットを上回ることが考えられるため、「非公募」による選定とすることも可能とされている。柏葉公園こどもログハウスにおいても、これまでの指定管理者制度の運用結果を踏まえて、公募制を採用する際のメリットとデメリットをあらためて整理した上で、非公募を採用する余地についても検討されたい。

また、こどもログハウスは市の公園内に設置された施設でもあり、将来的には、例えば、Park-PFI により公園全体の活性化を行う中でこどもログハウスの運営を事業者に委ねる等といった、こどもログハウス単独での指定管理に限定されない運営方法についても検討されたい。

## 5. 横浜市中村地区センター

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

横浜市中村地区センターは、地域の住民が自らの生活環境の向上のために、自主的な活動を通じて相互の交流を深め、地域コミュニティーの醸成や地域連帯意識の形成を図ることを目的として、幼児からお年寄りまで、幅広い層が誰でも気軽に利用できる施設である。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市中村地区センター	
場所	横浜市南区中村町 4-270	
指定管理者	特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会	
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）	
施設規模	構造	鉄筋コンクリート造 地上3階
	延床面積	2,325.99 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市地区センター条例	
設置目的	地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、横浜市に地区センターを置く。	

### ③ 運営状況

開館時間	月曜日から土曜日：9時から21時 日曜日・祝休日：9時から17時
休館日	毎月第3月曜日（この日が祝休日のときは翌日） 年末年始（12月28日から1月4日）
小中学生の退館時間	小学生以下：17時まで 中学生：18時まで ただし、保護者同伴を除きます。
図書の貸出・カードの作成	月曜日から土曜日：20時30分まで 日曜日・祝日：16時30分まで
自主事業	会議室等を利用して各種教室や講座を行っている。 令和2年度は51講座、延参加予定人数3,807人を計画していたが、感染症対策のため一部の事業については実施を見合わせ、延参加人数は366人となった。

### ④ 指定管理料の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料（千円）	32,512	32,512	32,512	32,964	33,905

### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開館日数（日）	345	345	345	317	286
入館者数（人）	97,204	111,879	107,145	97,743	37,063

## 第6章 対象施設に係る指摘及び意見

### ⑥ 収支決算書

(様式3)

(指定管理者が記入する様式)

#### 令和2年度 「中村地区センター」 収支予算書兼決算書

収入の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	33,905,000		33,905,000	33,905,000	0	横浜市より
横浜市負担金				1,577,000	△ 1,577,000	
利用料金収入	4,221,000		4,221,000	2,015,660	2,205,340	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	609,000		609,000	249,300	359,700	
自主事業収入				0	0	
雑入	1,580,000	0	1,580,000	951,827	628,173	
印刷代	130,000		130,000	53,669	76,331	
自動販売機手数料	1,320,000		1,320,000	784,084	535,916	
駐車場利用料収入				0	0	
その他（ ）	130,000		130,000	114,074	15,926	
収入合計	40,315,000	0	40,315,000	38,698,787	1,616,213	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	23,569,000	0	23,569,000	22,515,621	1,053,379	
給与・賃金	20,632,000		20,632,000	19,669,342	962,658	
社会保険料	1,743,000		1,743,000	1,694,561	48,439	
通勤手当	1,036,000		1,036,000	990,420	45,580	
健康診断費	140,000		140,000	143,298	△ 3,298	
勤労者福祉共済掛金	18,000		18,000	18,000	0	
退職給付引当金繰入額				0	0	
事務費	1,881,000	0	1,881,000	3,452,811	△ 1,571,611	
旅費	12,000		12,000	1,700	10,300	
消耗品費	820,000		820,000	872,036	△ 52,036	
会議開催費	8,000		8,000	0	8,000	
印刷製本費	10,000		10,000	0	10,000	
通信費	170,000		170,000	163,471	6,529	
使用料及び借入料	436,000	0	436,000	1,842,416	△ 1,406,416	
横浜市への支払分	239,000		239,000	238,856	144	
その他	197,000		197,000	1,603,560	△ 1,406,560	
備品購入費	120,000		120,000	211,060	△ 91,060	
図書購入費	150,000		150,000	163,145	△ 13,145	
施設賃借責任保険	22,000		22,000	21,750	250	
職員等研修費	10,000		10,000	11,620	△ 1,620	
振込手数料	13,000		13,000	29,863	△ 16,863	
リース料			0	0	0	
手数料	80,000		80,000	135,550	△ 55,550	
地域協力費	30,000		30,000	0	30,000	
事業費	1,000,000	0	1,000,000	473,989	526,011	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	1,000,000		1,000,000	473,989	526,011	
自主事業費			0	0	0	
管理費	7,905,000	0	7,905,000	7,421,022	483,978	
光热水費	3,690,000	0	3,690,000	2,739,443	950,557	
電気料金	2,300,000		2,300,000	1,675,564	624,436	
ガス料金	940,000		940,000	854,619	85,381	
水道料金	450,000		450,000	209,260	240,740	
清掃費	820,000		820,000	773,860	46,140	
修繕費	600,000		600,000	1,076,979	△ 476,979	
機械設備費	260,000		260,000	250,800	9,200	
設備保全費	2,535,000	0	2,535,000	2,579,940	△ 44,940	
空調衛生設備保守	880,000		880,000	660,000	220,000	
消防設備保守	88,000		88,000	88,000	0	
電気設備保守	744,000		744,000	738,540	5,460	
害虫駆除清掃保守	73,000		73,000	72,600	400	
駐車場設備保全費			0	0	0	
その他保全費	750,000		750,000	1,020,800	△ 270,800	
共益費			0	0	0	
公租公課	1,723,000	0	1,723,000	2,109,000	△ 386,000	
事業所税			0	0	0	
消費税	1,723,000		1,723,000	2,109,000	△ 386,000	
印紙税			0	0	0	
その他（ ）			0	0	0	
事務経費（計算根拠を説明欄に記載）	2,830,000	0	2,830,000	2,813,339	16,661	
本部分	2,680,000		2,680,000	2,561,000	119,000	施設の指定管理料で本部経費を按分
当該施設分	150,000		150,000	252,339	△ 102,339	
ニーズ対応費	1,407,000		1,407,000	1,022,283	384,717	
支出合計	40,315,000	0	40,315,000	39,807,865	507,135	
差引	0	0	0	△ 1,109,078	1,109,078	
自主事業費収入				0		
自主事業費支出				0		
自主事業収支			0			
管理許可・目的外使用許可収入				784,084		
管理許可・目的外使用許可支出				238,856		
管理許可・目的外使用許可収支				545,228		

## (2) 監査の結果

### 【意見 5-1】 指定管理者の選定基準について

本施設の令和2年度における指定管理者は、令和元年度に選定が行われ、指定期間は令和2年度からの5年間とされている。

この選定は5名の外部委員により評点を付して行われている。以下は、評点の集計結果の内容である。なお、この選定に対する申込は2者（表中のA者とB者）からなされており、A者が現指定管理者である。

図表14 評点の集計結果

No	評価基準項目 ※1	配点 ※2	A者	B者
1	基本条件の理解度	10	46	43
2	公平性	10	43	40
3	安定性・安全性	25	105	111
4	運営の実施効果	20	93	86
5	利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組	20	90	92
6	効果的な自主事業展開	30	130	130
7	効率性	25	100	106
8	積極性、意欲	10	44	45
9	団体の資質・実績	10	46	22
合計			697	675

※1：ここでは評価基準項目の細目は省略している。

※2：委員1人に与えられた配点である。したがって、表中の評価結果は配点×5点が満点となる。

（出典：評点集計表より監査人作成）

ここで、上表の評価基準項目9「団体の資質・実績」は、A者が46点であり、B者は22点となっているが、さらに、本項目について細目単位での評価結果を見てみると図表15のようになっている。

図表15 評価基準項目9「団体の資質・実績」の細目

	評価基準項目（細目）	配点※	A者	B者
9-1	団体の経営状況、社内体制、業務実績が本業務遂行上問題の無いものであるか。	5	21	22
9-2	応募団体は、市内中小企業又は地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体か。	5	25	0

※：委員1人に与えられた配点である。

(出典：評点集計表より監査人作成)

これより、1から9-1までの点数の合計はA者が672点、B者が675点であり、B者の方が3点ほど高い評価結果であった。

評価基準項目の内容を見ると、9-2以外の項目は、指定管理者としての業務の遂行能力に直結する項目であり、それはすなわち、横浜市民に対する行政サービスの質と密接に関係する項目といえる。一方、評価基準項目の9-2については、団体の属性に関する項目であり、横浜市民に対する行政サービスの質とは基本的には関係しない項目である。このことは、結果的に、市民に対する行政サービスの質と密接に関係する項目で点数の低かったA者が、「市内中小企業又は地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体」であることにより、指定管理者となったということであり、選定委員の評価では、B者の方が市民に対してより良い行政サービスを提供できた可能性があるにもかかわらず、それを選択しなかったということになる。

無論、実際には、A者とB者の点差はわずかであり、どちらも適切なサービス提供をする能力があると判断してほぼ間違いないと考えられるが、それではこのような評点を付けることの意義を否定してしまうことになる。

評価基準項目の9-2のような項目は、地元の中小事業者の育成やきめ細やかな地元サービスを提供しようとする施設の運営には意義のあるものである。しかし、それは横浜市民に対する行政サービスの質を犠牲にしてまで設定するものではないと考える。

したがって、このような中小企業や地元の団体を優遇する条件を付すことは、サービス等の質に直結する項目の評価が同点になった場合やどこで契約してもサービス等の質に大きな違いが生じないであろう物品購入や小規模の工事等の場合に限り認めるべきである。

また、それでも横浜市の方針としてこのような評価項目を設けるのならば、少なくともB者のような大企業(9-2項目の評点がゼロになってしまう企業)は予め選定参加者から除外することも検討すべきである。

## 【意見 5-2】ニーズ対応費の計画について

ニーズ対応費とは、利用料金収入見込額の1/3に相当する額を利用者ニーズに対応するための費用として執行することを仕様書上定めたものである。基本的な考え方としては、「利用者のためになるものとして、利用者が直接使う物品の購入や、利便性向上につながる設備の改修などに充てることとし、使途について疑義がある場合は区と協議する」とされている。

令和2年度からの指定期間にかかる指定管理者の選定は、令和元年度において行われた。その際、現指定管理者も当然のことながら、公募要項に則った申込を行っているが、その提案書の中には次のような記載がある。

### 指定管理者の提案書より抜粋

#### (4) 施設の運営計画 カ ニーズ対応費の使途について

利用者要望の反映、サービスの向上や利用者が直接使う物品の購入、施設の利便性や環境の向上につながる設備の改修などに使います。

- ・ Web予約システムの導入
- ・ 照明器具のLED化による適正照度の確保、一般トイレ照明を人感センサーLEDへ改修
- ・ 階下への音・振動の伝播改善のため多目的室の床を改修（防音振動対策）
- ・ 無線LAN（Wi-Fi）の導入（利用者サービス）
- ・ 双方向通訳機（ポケトーク）の導入（外国語のままコミュニケーションが取れるサービス）
- ・ カラオケリース料・通信費

この点につき、令和2年度の事業報告の記載によると、既に着手している、あるいは実現していると思われるものは、「Web予約システムの導入」、「双方向通訳機（ポケトーク）の導入（外国語のままコミュニケーションが取れるサービス）」、「カラオケリース料・通信費」である。指定期間は5年間であり、その初年度から着実に実行している点は評価されるべきであろう。

一方、監査実施時点である令和3年7月時点では、「照明器具のLED化による適正照度の確保、一般トイレ照明を人感センサーLEDへ改修」、「階下への音・振動の伝播改善のため多目的室の床を改修（防音振動対策）」、「無線LAN（Wi-Fi）の導入（利用者サービス）」について、横浜市はこれらの実現にかかる具体的な計画や予定は把握していなかった。

横浜市の協力が必要なものや施設の部分的な休止を要する工事が必要なものについては、横浜市と指定管理者の間で早めに計画等を打ち合わせておくことが望ましい。

なお、「照明器具の LED 化による適正照度の確保、一般トイレ照明を人感センサー LED へ改修」、「階下への音・振動の伝播改善のため多目的室の床を改修（防音振動対策）」については令和 3 年度中に対応しており、また、「無線 LAN（Wi-Fi）の導入（利用者サービス）」についても令和 3 年度中の導入を検討している。

### 【意見 5-3】 収支予算書兼決算書の記載について

年度終了後に指定管理者は横浜市に対して事業報告を行うが、これには収支の決算情報も付される。

その決算情報は、「令和 2 年度「中村地区センター」収支予算書兼決算書」に記載されているが、これは収入と支出について予算額と決算額を併記し、両者の差額も記載する形式である。そして、この書式には説明欄があるが、収入の「指定管理料」の欄と支出の「事務経費/本部分」欄に簡易な記載があるのみでその他には記載が見られない。

説明欄の使い方は様々であるが、予算額と決算額が著しく相違した場合にはその理由を記載することも重要である。一体、何が起こってこのような結果になったのかを指定管理者は横浜市に報告する義務があり、同時に横浜市は把握しておく責務がある。それゆえ、予算額と決算額の差異が甚だしいと思われる項目についてはその理由を記載しておくことが望ましい。

## 6. 港南台北公園こどもログハウス

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

港南台北公園こどもログハウスは、横浜市公園条例に規定される港南台北公園内にあるログハウスとして昭和63年に開館した。山小屋のような建物内には滑り台や、地下には迷路もあり幼児から中学生まで利用されている。

#### ② 施設の概要

名称	港南台北公園こどもログハウス（どんぐりハウス）	
場所	横浜市港南区港南台1-3	
指定管理者	特定非営利活動法人港南区レクリエーション協会	
指定期間	平成28年4月1日～令和4年3月31日（6年間）	
施設規模	構造	木造2階建
	延床面積	256.00 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市公園条例	
設置目的	こども達が身近なところで木のぬくもりを感じ、自由に集い遊ぶことのできる新たな魅力空間としての屋内施設を公園内に設置し、こども同士の心のふれあいや創造力、表現力の向上を図る場とすることを目的として設置する。	

#### ③ 運営状況

開館時間	午前9時から午後5時まで
休館日	毎月第3火曜日（ただし第3火曜日が祝日の場合は翌日） 年末年始（12月29日から1月3日まで）
自主事業	ふれあい広場、おはなし会、季節行事他

#### ④ 指定管理料の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料（千円）	7,803	8,049	8,049	8,124	8,199

## ⑤ 利用実績の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開館日数（日）	347	347	347	319	288
入館者数（人）	25,172	24,731	24,318	22,832	10,943

## ⑥ 収支決算書

令和2年度 「港南台北公園こどもログハウス」 収支予算書兼決算書  
(2. 4. 1~3. 3. 31)

(税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	8,199,000		8,199,000	8,199,000	0	横浜市より
利用料金収入			0	0	0	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	35,000		35,000	800	34,200	
自主事業収入			0	0	0	
横浜市による運営支援（休館期間等）	0		0		0	休館期間等における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた横浜市による運営支援
横浜市による運営支援（利用再開後の期間等）	0		350,000	350,000	0	利用再開後の期間等における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた横浜市による運営支援
雑入	191,000	0	191,000	168,507	22,493	
印刷代			0	0	0	
自動販売機手数料	190,000		190,000	168,507	21,493	
駐車場利用料収入			0	0	0	
その他（広告ラック収入・預金利息）	1,000		1,000	0	1,000	
収入合計	8,425,000	0	8,775,000	8,718,307	56,693	
支出の部						
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	6,155,000	0	6,155,000	6,223,054	△ 68,054	
給与・賃金	6,070,000		6,070,000	6,136,680	△ 66,680	時給職員 8名
社会保険料	25,000		25,000	24,774	226	年額61,935円（ログ分24,774円）
通勤手当	0		0		0	
健康診断費	60,000		60,000	61,600	△ 1,600	時給職員
労働者福祉共済掛金	0		0		0	
退職給付引当金繰入額	0		0		0	
事務費	945,000	0	945,000	1,138,811	△ 193,811	
旅費	5,000		5,000	1,760	3,240	出張旅費
消耗品費	200,000		200,000	275,526	△ 75,526	事務消耗品費、コロナ感染予防消耗品費
会議用い費	5,000		5,000	1,999	3,001	ログハウス委員会、こども委員会
印刷製本費	100,000		100,000	76,154	23,846	ログハウスたより、研修会資料
通信費	100,000		100,000	125,306	△ 25,306	電話代・郵送料等
使用料及び借入料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分	0		0		0	
その他	0		0		0	リース経費等
備品購入費	30,000		30,000	0	30,000	道具
図書購入費	25,000		25,000	15,158	9,842	児童書
施設賃借責任保険	105,000		105,000	102,900	2,100	施設賃借責任保険
職員等研修費	5,000		5,000	0	5,000	施設研修
振込手数料	10,000		10,000	33,896	△ 23,896	銀行振込手数料
リース料	355,000		355,000	504,112	△ 149,112	コピー機、電話 FAX複合機、AED、パソコン
手数料			0	0	0	
地域協力費	5,000		5,000	2,000	3,000	地域イベントの協力費等
事業費	200,000	0	200,000	71,348	128,652	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	200,000		200,000	71,348	128,652	4月～6月は中止
自主事業費	0		0	0	0	
管理費	645,000	0	645,000	644,257	743	
光热水費	0	0	0	0	0	
電気料金			0	0	0	
ガス料金			0	0	0	
水道料金			0	0	0	
清掃費	348,000		348,000	338,000	10,000	日常・定期清掃費、紙ごみ袋代
修繕費	30,000		30,000	53,917	△ 23,917	倉庫ドア補修、水道蛇口交換
機械警備費	247,000		247,000	250,800	△ 3,800	
設備保全費	20,000	0	20,000	1,540	18,460	
空調衛生設備保守			0	0	0	
消防設備保守	10,000		10,000	1,540	8,460	
電気設備保守			0	0	0	
害虫駆除清掃保守			0	0	0	
駐車場設備保全費			0	0	0	
その他保全費	10,000		10,000	0	10,000	コピー機保守費
共益費			0	0	0	
公租公課	380,000	0	380,000	437,360	△ 57,360	
事業所税	80,000		80,000	35,080	44,920	年税額87,700円（ログ分35,080円）
消費税	300,000		300,000	402,280	△ 102,280	年税額1,005,700円（ログ分402,280円△）
印紙税			0	0	0	
その他（ ）			0	0	0	
事務経費（計算根拠を説明欄に記載）	100,000	0	100,000	203,477	△ 103,477	
本部分	100,000		100,000	203,477	△ 103,477	労務・経理等の本部事務経費、コロナ感染予防休館期間施設管理経費
当該施設分			0	0	0	
ニーズ対応費			0	0	0	
支出合計	8,425,000	0	8,425,000	8,718,307	△ 293,307	
差引	0	0	350,000	0	350,000	
自主事業費収入				0	0	
自主事業費支出				0	0	
自主事業収支				0	0	
管理許可・目的外使用許可収入				168,507		
管理許可・目的外使用許可支出				0	0	
管理許可・目的外使用許可収支				168,507		

## (2) 監査の結果

### 【指摘 6-1】 収支報告書の記載誤りについて

収支決算書については、基本協定書第31条により提出が義務付けられている。

基本協定書より抜粋

(収支決算書)

第31条 指定管理者は、市が定めるところにより市の指定する期日までに年間事業報告書等を市に提出しなければならない。

令和2年度収支決算書は「施設概要⑥収支決算書」に記載のものが提出されおり、その収入の部を取り出すと次の記載となっている。

令和2年度港南台北公園こどもログハウス収支予算書兼決算書より抜粋

(単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)
指定管理料	8,199,000		8,199,000	8,199,000	0
利用料金収入			0		0
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	35,000		35,000	800	34,200
自主事業収入			0		
横浜市による運営支援（休館期間等）			0		0
横浜市による運営支援（利用再開後の期間等）			350,000	350,000	0
雑入	191,000	0	191,000	168,507	22,493
印刷代					
自動販売機手数料	190,000		190,000	168,507	21,493
駐車場利用料収入					
その他（広告ラック収入、預金利息）	1,000		1,000	0	1,000
収入合計	8,425,000	0	8,775,000	8,718,307	56,693

横浜市が提出を求めている収支予算書兼決算書では、予算に関しては、当初予算額に補正額を加えて予算現額を計算する様式になっている。その後予算現額

は決算額と比較され、予算決算差額としての差引が計算される。

令和2年度においては、港南台北公園こどもログハウスの指定管理者には、コロナウィルス感染症の運営支援として横浜市より350,000円が支給され、指定管理者は収入の部「横浜市による運営支援(利用再開後の期間等)」勘定の予算現額欄と決算額欄に計上を行った。報告書の様式では、予算現額(C)は当初予算額(A)と補正額(B)の合計( $C = A+B$ )で計算されるため、補正額欄(B)へ計上せず、予算現額欄(C)へ直接計上した場合、表としての整合性が取れなくなる。

単純な記載漏れであるが、横浜市のwebページで公開されるものであり、指定管理料の収支を表す重要な書類であるため、誤りのない報告書の作成が必要であると同時に、所管課としても提出された資料の正確性は必ず確認し、誤りや不十分な点が発見された場合には指定管理者に修正作業を求め、正確な報告書を公表しなければならない。

### 【意見6-1】 請求書の内訳記載誤りについて

令和2年度指定管理料4月分の請求書の内訳金額に記載誤りがあった。  
請求金額1,544,000円の請求書には、内訳金額として図表16のように記載されていた。

図表16 誤っている請求書の記載

税抜金額	消費税(10%)	計
1,404,000円	140,000円	1,544,000円

(出典：実施調査の結果報告書より監査人作成)

請求金額の「計」は正しいが、内訳としての「税抜金額」と「消費税(10%)」は誤りであり、図表17の記載が正しい内訳金額である。

図表17 正しい請求書の記載

税抜金額	消費税(10%)	計
1,403,637円	140,363円	1,544,000円

(出典：実施調査の結果報告書より監査人作成)

令和5年10月より適格請求書等保存方式が導入されることも鑑み、請求金額のみならず、消費税額の正確な記載が必要である。

### 【意見 6-2】 リース契約のリース期間について

本施設の収支予算書兼決算書の事務費項目に当初予算額 355,000 円、決算額 504,112 円のリース料が計上されている。リース契約書を確認したところ、AED、複合機等のリース契約であった。その中で AED のリースについては平成 28 年から令和 3 年 3 月までの 5 年契約であり、指定期間終了の時期と一致している。

一方、複合機等のリースについては平成 30 年、31 年の契約から 6 年間の契約を締結している。これらの契約は指定管理の期間を 3 年以上超える事になる。

所管課に確認したところでは、指定管理者のリース契約については特に協議はせず、なるべく指定管理の契約期間内で終了するような契約が望ましいとの要請にとどまるという。

指定管理者制度には一定の期間が定められており、現在の指定管理者が次回の指定管理者に選定されるとは限らない。リース契約は特別な場合を除き、一度契約を締結するとリース期間内に中途解約は認められず、仮にリース資産を使用しなくてもリース料の負担は続くことになる。指定管理者の他業務への転用が可能であれば問題はないが、状況によっては残債が負担となることも考えられる。指定期間途中でのリース契約については、その必要性も含め、横浜市との協議を行うことが望ましい。

### 【意見 6-3】 第三者への委託に係る承認手続の明確化

第三者への委託については、基本協定書第 18 条では次の通り規定されている。

#### 基本協定書より抜粋

第 18 条 指定管理者は、第 9 条に定める業務の一部について、委託する業務の内容、委託契約の締結方式及び相手方に関して予め市と文書により協議し承認を得た上で、第三者に委託することができる。

2 指定管理者がその業務の一部を第三者に実施させこととなる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うこととし、当該業務に関し指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、すべて指定管理者が負担するものとする。

令和2年度事業報告書によれば委託業務の内容は図表18の通りである。

図表18 第三者への委託業務の内容

No	委託期間	委託内容	金額	業者名
1	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	消防設備保守点検（非常警報設備点検、消火器維持点検）年2回	15,400円	東宝防災(株)
2	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	機械警備点検	250,800円	(株)KSP
3	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	清掃業務	330,000円	神奈川清和(株)
4	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	廃棄物収集運搬業務	27,000円	佐藤清掃(株)
5	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	施設賠償責任保険	102,900円	東京海上日動火 災保険(株)
6	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	電子複写機レンタル・保守	451,128円	ラディックス(株)
7	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	AEDレンタル	115,344円	ニットービスコ ム(株)
8	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	飲料自動販売機設置・販売	円 ※	アサヒ飲料(株)

※：空欄である

（出典：令和2年度事業報告書より監査人作成）

実際に第三者への委託は行われているが、協定書にあるように予め文書による協議は行われてはおらず、委託先選定は指定管理者が行い、事後的な報告書が事業報告書内文書として提出されるにとどまっている。協定書を遵守するという観点からすれば、予め横浜市と文書による協議及び承認の手続を取ることが望ましい。

#### 【意見6-4】休館中の人件費について

令和2年4月及び5月は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う市民利用施設等の休館期間であり、図表19の通り1日も開館していない。2か月間稼働していない状態ではあったが、令和元年度収支決算書と比較して人件費の総額に大きな違いがみられなかった。

具体的には、令和元年度の年間人件費総額は6,238千円であり、令和2年度

の人物費総額は6,223千円であり、15千円の減少であった。

所管課に対してその原因を質問したところ、研修や小破修繕等のため出勤していたという回答であった。

図表19 令和2年度区民利用者月別推移

月別	開館日数 (日)	利用層別利用数(人)					
		幼児	小学 1.2年	小学 3,4年	小学 5,6年	中学生	大人
4月	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0
6月	29	412	107	103	157	45	448
7月	30	481	232	285	244	72	547
8月	30	605	186	220	149	28	621
9月	29	774	322	206	168	43	744
上半期	118	2,272	847	814	718	188	2,360
10月	30	905	359	343	267	35	908
11月	29	1021	297	470	316	24	1,079
12月	27	643	187	297	197	36	593
1月	27	630	173	179	173	12	653
2月	27	944	184	188	203	13	886
3月	30	945	312	302	353	57	900
下半期	170	5,097	1,512	1,777	1,509	177	5,019
年間合計	288	7,369	2,359	2,591	2,227	365	7,379
							22,290

(出典：令和2年度区民利用施設利用統計(港南台北公園こどもログハウス)より監査人作成)

スタッフの出勤状況を確認したところ、令和2年度各月の出勤日数、出勤時間、支払給与額の合計は下記のような状況である。スタッフの人物費は指定管理運営を目的とする必要経費であり、管理施設が休館中の2か月に及び、通常月と同様の勤務時間による勤務体制を必要としたのであれば特別な理由が存在すると考えられる。

しかしながら、令和2年度の事業報告書内には記述がなく、その理由が判然としない。令和2年度第一四半期のモニタリング報告書を確認したところ、4月及び5月の臨時休館中の勤務内容について記載はあるが、通常開館日と同様の勤務体制が特別に必要であったと確認できる報告内容は確認できない。

なお、出勤は令和2年3月2日に市民局地域施設課から発出された「新型コ

コロナウイルス（COVID-19）対応 Q&A」に基づき決定されている。

#### 新型コロナウイルス（COVID-19）対応 Q&A より抜粋

Q12 施設を全館休館する場合、市民利用と合わせて施設職員の出勤を停止しなければならないのか。

（回答）

各施設においては、休館中の施設の管理・運営や市民からの問い合わせ、各区局からの問い合わせ等を考慮した適切な対応をお願いします。

令和2年度指定管理料収入に占める人件費の割合は71.50%にも及ぶものであり、コロナ禍における特別な状況であればこそ尚更、休館中であるが、敢えて通常通りの勤務体制、給与支払が必要であった場合には、その理由となる業務内容は明確に報告される必要があると考える。

図表20 令和2年度スタッフの出勤状況・給与支払額

月別	出勤日数（日）	出勤時間（時間）	支払給与額（円）
4月	134	472	475,100
5月	135	490	505,600
6月	137	520	537,100
7月	125	504	520,880
8月	129	519	535,980
9月	130	537	554,240
10月	131	524	541,080
11月	130	520	535,200
12月	134	536	553,470
1月	127	501	517,270
2月	126	511	526,770
3月	123	500	516,900

注：給与支給額の計算は前月の出勤時間をもとに計算されているため、4月及び5月の休館期間の給与は翌月給与に反映されている。

（出典：実地調査の結果報告書より監査人作成）

## 7. 横浜市瀬戸ケ谷スポーツ会館

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

瀬戸ケ谷スポーツ会館は、横浜市の高速道路網の整備に合わせ、高架下用地の有効利用として平成2年7月に「高速神奈川3号狩場線」の高架下に横浜市の11番目のスポーツ会館として設置された施設である。

地域住民が、卓球、体操、ダンス、空手などのスポーツのほか、幼児の遊び場や麻雀、会合などに利用している。また、各種イベントも開催しており、地域住民の交流の場として利用されている。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市瀬戸ケ谷スポーツ会館	
場所	横浜市保土ヶ谷区瀬戸ケ谷町71	
指定管理者	一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会	
指定期間	平成28年4月1日～令和4年3月31日（6年間）	
施設規模	構造	鉄骨造 地上1階
	延床面積	258.90 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市地区センター条例	
設置目的	地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、横浜市に地区センターを置く。	

#### ③ 運営状況

開館時間	平日 9:00～21:00 日曜・祝日 9:00～17:00
休館日	第3月曜日が休館日 (第3月曜日が祝日の場合は翌日が休館日)
自主事業	体育室や屋外にて各種教室や講座を行っている。 令和2年度は11講座を計画していたが、感染症対策のため一部の事業については実施を見合わせ、延参加人数は109人となつた。

#### ④ 指定管理料の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
指定管理料（千円）	6,668	6,668	6,668	6,711	6,749

#### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開館日数（日）	345	345	345	318	286
入館者数（人）	18,715	19,179	17,195	15,553	8,669

## 第6章 対象施設に係る指摘及び意見

### ⑥ 収支決算書

(様式12)

(指定管理者が記入する様式)

令和2年度 濑戸ケ谷スポーツ会館 収支決算書  
(R2.4.1~R3.3.31)

(税込、単位：円)					
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)
指定管理料	6,749,000		6,749,000	6,749,000	0
利用料金収入	0		0	0	0
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	49,000		49,000	8,300	40,700
自主事業収入	0		0	0	0
横浜市による運営委支援 （休館期間）	0		0	0	0
横浜市による運営委支援 （利用両間後の期間等）	0		0	0	0
雑入	128,000	0	128,000	172,403	44,403
印刷代	0		0	3,010	3,010
自動販売機手数料	78,000		78,000	135,418	57,418
駐車場利用料収入	0		0	0	0
その他（広告ラック収入・預金利息）	50,000		50,000	33,975	16,025
収入合計	6,926,000	0	6,926,000	6,929,703	3,703
支出の部					
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)
人件費	4,560,000	0	4,560,000	4,362,311	197,689
給与・賃金	4,550,000		4,550,000	4,353,431	196,569
社会保険料	10,000		10,000	8,880	1,120
通勤手当	0		0	0	0
健康診断費	0		0	0	0
労働者福祉共済掛金	0		0	0	0
退職給付引当金繰入額	0		0	0	0
事務費	327,000	0	327,000	594,897	267,897
旅費	5,000		5,000	0	5,000
消耗品費	95,000		95,000	147,265	52,265
会議開催費	5,000		5,000	0	5,000
印刷製本費	0		0	34,320	34,320
通信費	107,000		107,000	108,318	1,318
使用料及び賃借料	76,000	0	76,000	75,480	520
横浜市への支払分	11,000		11,000	10,800	200
その他	65,000		65,000	64,680	320
備品購入費	0		0	198,990	198,990
図書購入費	0		0	0	0
施設賃借責任保険	5,000		5,000	5,000	0
職員等研修費	21,000		21,000	16,224	4,776
振込手数料	3,000		3,000	0	3,000
リース料	0		0	0	0
手数料	0		0	0	0
地域協力費	10,000		10,000	9,300	700
事業費	146,000	0	146,000	29,682	116,318
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	146,000		146,000	29,682	116,318
自主事業費	0		0	0	0
管理費	1,370,000	0	1,370,000	1,746,881	376,881
光热水費	964,000	0	964,000	792,628	171,372
電気料金	900,000		900,000	773,097	126,903
方々料金	0		0	0	0
水道料金	64,000		64,000	19,531	44,469
清掃費	74,000		74,000	73,260	740
修繕費	0		0	568,326	568,326
機械整備費	198,000		198,000	198,000	0
設備保全費	134,000	0	134,000	114,667	19,333
空調衛生設備保守	0		0	0	0
消防設備保守	22,000		22,000	22,000	0
電気設備保守	0		0	0	0
害虫駆除消掃保守	42,000		42,000	35,640	6,360
駐車場設備保全費	0		0	0	0
その他抱全費	70,000		70,000	57,027	12,973
共益費			0	0	0
公租公課	463,000	0	463,000	414,386	48,614
事業所税	0		0	0	0
消費税	463,000		463,000	414,386	48,614
印紙税	0		0	0	0
その他（）	0		0	0	0
事務経費（計算結果を説明欄に記載）	60,000	0	60,000	60,000	0
本部分	60,000		60,000	60,000	0
当該施設分	0		0	0	0
ニーズ対応費	0		0	0	0
支出合計	6,926,000	0	6,926,000	7,208,157	282,157
差引	0	0	0	278,454	278,454
自主事業費収入				0	
自主事業費支出				0	
自主事業収支				0	
管理許可・目的外使用許可収入			135,418		
管理許可・目的外使用許可支出			10,800		
管理許可・目的外使用許可収支			124,618		

## (2) 監査の結果

### 【意見 7-1】 修繕費の基準額について

本施設における修繕費については基本協定書の中で次の通りに定められている。

#### 基本協定書より抜粋

##### (管理施設の改修等)

第21条 管理施設の改修、増築、移設業務については、市が自己的費用と責任において実施するものとする。ただし、市の承認を得た場合、指定管理者は、これらの業務を自己の費用と責任において実施することができる。

2 管理施設の修繕については、1件につき60万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては市が自己的費用と責任において実施するものとし、1件につき60万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては指定管理者が自己的費用と責任において実施するものとする。ただし、指定期間終了後の買収は求めないことを条件に、市との協議に基づき執行する場合はこの限りではない。

指定管理者制度を採用している公の施設では、このように通常発生する施設の修繕費用を指定管理者の負担としているが、どんなに大きな施設でも本施設のように小さな施設でもその基準額は1件当たり60万円としていることが多い。ここで、本施設の指定管理料は年間6,749,000円である。これより60万円という金額は、指定管理料のおおよそ9%ほどに相当する。

指定管理料が何千万円という比較的大規模な施設の場合は、60万円が指定管理料全体に占める割合は大きくないため、収支に与える影響もそれほど考慮する必要はないであろう。しかし、本施設のように指定管理料が少ない施設の場合、60万円が収支に与える影響は大きい。適切な収支状況が保たれることは継続的な施設運営の基礎であるため、収支の不安定要素は改善すべきである。また、このような状況の放置は、必要な修繕が行われないことにもつながる恐れがある。

したがって、修繕費負担の基準額1件当たり60万円については指定管理料との見合いで適正な基準額とすることを検討されたい。

なお、令和2年度における本施設で発生した修繕費は合計で568,326円であり、その内訳は図表21の通りであった。このような現状も踏まえた上で適正な基準額を設定すべきである。

図表21 令和2年度における修繕費

No.	修繕月日	修繕箇所	金額
1	4月9日	事務所流し台水栓修理	3,850円
2	9月2日	外倒し排煙装置 窓修理	412,500円
3	12月8日	ミーティング室エアコン 室外機四方弁 コイル交換	38,500円
4	1月14日	女子トイレ換気扇交換工事	22,176円
5	1月15日	汚水管詰まり修理	77,000円
6	3月23日	事務所入り口ドアクローザー交換	14,300円

(出典：令和2年度事業報告より監査人作成)

## 8. 横浜市本村スポーツ会館

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

横浜市本村スポーツ会館は、幅広い世代の住民がスポーツを通じて自主的な活動と交流を深める場として利用が可能な施設である。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市本村スポーツ会館	
場所	横浜市旭区本村町 15 番地	
指定管理者	一般社団法人あさひ区民利用施設協会	
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日（6 年間）	
施設規模	構造	鉄骨造平屋建
	延床面積	500 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市地区センター条例	
設置目的	地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として設置されている。	

#### ③ 運営状況

開館時間	午前 9 時～午後 9 時
休館日	毎月第 2 月曜日・年末年始(12 月 28 日～1 月 4 日)
自主事業	バドミントン指導、卓球指導、さわやかスポーツ こどもスポーツ教室、いきいき体操、救急救命講習会

#### ④ 指定管理料の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
指定管理料（千円）	8,632	8,632	8,632	8,712	8,792

## ⑤ 利用実績の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開館日数（日）	344	346	345	316	283
入館者数（人）	21,273	20,393	19,961	17,318	12,648

## ⑥ 収支決算書

(様式12)

(指定管理者が記入する様式)

### 令和2年度 「本村スポーツ会館」 収支予算書兼決算書 (R2.4.1~R3.4.31)

収入の部						(税込、単位：円)
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	8,792,000		8,792,000	8,792,000	0	横浜市より
利用料金収入	0		0	0	0	部屋利用料
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	927,000		927,000	390,300	536,700	自主事業参加費
自主事業	0		0		0	
雑入	270,000	0	270,000	247,884	22,116	
印刷代	0		0	20	△ 20	
自動販売機手数料	150,000		150,000	105,855	44,145	
駐車場利用料収入	120,000		120,000	142,009	△ 22,009	
その他（広告ラック収入・預金利息）	120,000		120,000	142,009	△ 22,009	
収入合計	9,989,000	0	9,989,000	9,430,184	558,816	
支出の部						
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	6,038,000	0	6,038,000	5,645,806	392,194	
給与・賃金	5,716,000		5,716,000	5,430,426	285,574	時給職員7名
社会保険料	16,000		16,000	11,520	4,480	
通勤手当	306,000		306,000	203,860	102,140	
健康診断費	0		0	0	0	
労働者福祉共済掛金	0		0	0	0	
退職給付引当金繰入額				0	0	
事務費	677,000	0	677,000	647,952	29,048	
旅費	7,000		7,000	2,000	5,000	出張旅費
消耗品費	135,000		135,000	195,940	△ 60,940	事務消耗品費
会議賄い費	5,000		5,000	1,996	3,004	委員会そのほか会議
印刷製本費	10,000		10,000	0	10,000	利用申込書、その他外注印刷物
通信費	108,000		108,000	149,295	△ 41,295	電話代・インターネット・郵送料等
使用料及び賃借料	136,000	0	136,000	111,470	24,530	
横浜市への支払分	0		0	0	0	目的外使用料等
その他	136,000		136,000	111,470	24,530	
備品購入費	50,000		50,000	0	50,000	事務機器等
図書購入費	0		0	0	0	
施設賠償責任保険	49,000		49,000	48,920	80	
職員等研修費	1,000		1,000	0	1,000	研修資料等
振込手数料	3,000		3,000	0	3,000	
リース料	66,000		66,000	65,316	684	AED等
手数料	102,000		102,000	73,015	28,985	ごみルート回収費等
地域協力費	5,000		5,000	0	5,000	祝金等
事業費	976,000	0	976,000	341,033	634,967	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	976,000		976,000	341,033	634,967	
自主事業	0		0	0	0	
管理費	1,562,000	0	1,562,000	1,240,853	321,147	
光熱水費	528,000	0	528,000	410,463	117,537	
電気料金	483,000		483,000	381,782	101,218	
ガス料金	0		0	0	0	
水道料金	45,000		45,000	28,681	16,319	
清掃費	440,000		440,000	439,120	880	定期清掃費
修繕費	270,000		270,000	69,850	200,150	
機械警備費	259,000		259,000	258,720	280	
設備保全費	65,000	0	65,000	62,700	2,300	
空調衛生設備保守	0		0	0	0	
消防設備保守	14,000		14,000	13,200	800	
電気設備保守	0		0	0	0	
害虫駆除清掃保守	26,000		26,000	25,300	700	
駐車場設備保全費			0		0	
その他保全費	25,000		25,000	24,200	800	冷水器清掃点検
共益費			0		0	
公租公課	481,000	0	481,000	965,118	△ 484,118	
事業所税	4,000		4,000	0	4,000	
消費税	477,000		477,000	959,903	△ 482,903	
印紙税			0	0	0	
その他（法人県民税・市民			0	5,215	△ 5,215	
事務経費（計算根拠を説明欄に記	255,000	0	255,000	442,000	△ 187,000	
本部分	255,000		255,000	255,000	0	施設協会事務局経費（労務・経理等の本部事務経費）
当該施設分			0	187,000	△ 187,000	諸費
ニーズ対応費	0		0	0	0	
協会資金運用費	0		0	0	0	
支出合計	9,989,000	0	9,989,000	9,282,762	706,238	
差引	0	0	0	147,422	△ 147,422	
自主事業費収入			0			
自主事業費支出			0			
自主事業収支			0			
管理許可・目的外使用許可収入			105,855			
管理許可・目的外使用許可支出			0			
管理許可・目的外使用許可収支			105,855			

## (2) 監査の結果

### 【意見 8-1】 第三者への委託における横浜市の承諾について

横浜市本村スポーツ会館では、定期清掃、害虫駆除、警備、設備保守等の業務を外部の業者に委託している。指定管理者が、令和 2 年度中に第三者と契約した委託契約は図表 22 の通りである。

図表22 令和 2 年度第三者への委託内容一覧

No	委託期間	委託内容	金額	業者名
1	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月	定期清掃	439,120	相鉄企業(株)
2	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月	害虫駆除	25,300	相鉄企業(株)
3	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月	機械警備	258,720	(株)国際連邦警備保障
4	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月	消防設備保守	13,200	相日防災(株)
5	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月	ウォーターカー	24,200	(株)東和メンテナンス
計			760,540	

指定管理者は、上記業者に対して業務を委託するにあたり、契約書を締結している。契約を締結する前に「契約締結前に契約の概要を記載した書面」を交わしており、当該書面の「17. 警備業務の再委託に関する事項」には、「本件業務の遂行を下請け警備業者に再委託させることができるものとする。」との記載がある。

すなわち、現状の契約書においては、指定管理者と業務委託契約を締結した受託者は、その業務を別の第三者に対して委託をすることが許容されている。

基本協定書第 23 条において、指定管理者が第三者に業務の全部又は一部を委託する場合を定めている。

#### 基本協定書より抜粋

(第三者による実施)

第 23 条 指定管理者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 指定管理者は、事前に市の承諾を受けた場合、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

基本協定書第 23 条は、発注者が受注した契約を他者に譲渡することやいわゆる丸投げを禁止するものであり、発注者が受注した業務の一部を第三者に委託することを禁じるものではなく、事前に横浜市の承諾を受けた場合には第三者

に委託することができるというものである。

ただし、施設の管理を行う指定管理業務においては、業務の一部について第三者への委託は、清掃や機械警備など指定管理者では技術面等の理由で実施できない業務についてのみ認められるべきである。さらには、受託した第三者がその他の業者に再委託することは丸投げと同様の結果になる懸念があり、一般的には予定されていないと考えられる。

指定管理者が委託業務を締結するにあたっては、事前に横浜市の承諾を受けることは当然であるが、承諾にあたっては、業務内容が第三者に委託すべき内容か否かの判断を慎重に行うことも求められ、さらには、委託業務の契約内容が基本協定書を守り、指定管理者制度の目的に合致するように実行されるよう指導することが求められる。

また、当指定管理施設の第三者への委託については、過去から継続して同じ契約書を使用しており、契約書の文言まで確認していなかったということであった。指定管理者においても、契約書の文言を内部で相互チェックする体制を構築するとともに、最低でも年に1回は契約書の文言を見直すことを要望する。

### 【意見8-2】モニタリングの証跡について

ガイドラインにおいては、モニタリングに関して次の通り規定している。

#### ガイドラインより抜粋

##### 第6章 運用手続《3》モニタリング及び評価

##### 3 市（施設所管課）による評価

市（施設所管課）による指定管理者の適切なモニタリングは、地方自治法上も義務とされており（第244条の2第7項）、協定書及び毎年作成・提出を行う事業報告書の記載項目に基づく管理運営状況の確認を行う。

事業報告書には、次の項目を必ず記載することとする。

- (1) 管理経費の支出状況
- (2) 利用料金の収入状況
- (3) 利用実績（利用者数、自主事業への参加者数等）
- (4) 管理運営の実施状況（自主事業の実施状況、施設の管理状況、施設点検の実施状況及び結果等）
- (5) 指定管理者による自己評価結果（利用者会議・アンケート等含む）
- (6) 指標に対する目標値の達成状況

また、日常の管理運営の状況を把握し、持続的改善を促すことを目的として、市（施設所管課）は定期的（毎月又は四半期ごと等）に、次に基づき、モニタリングを実施する。

- (1) 関係書類の確認（例：日報、利用申請書、経理関係書類等）
- (2) 実地調査の実施
- (3) 適切な指示・指導の実施
- (4) 指示・指導に対する改善状況の確認

所管課は、指定管理者の日常の管理運営の状況を把握し、持続的改善を促すことを目的として、定期的（毎月又は四半期ごと等）に、モニタリングを実施することが要請されている。

具体的な取組としては、事業報告書の記載項目に基づく管理運営状況の確認のほか、関係書類の確認（例：日報、利用申請書、経理関係書類等）、実地調査の実施、適切な指示・指導の実施、指示・指導に対する改善状況の確認である。

所管課に確認したところ、モニタリングの時期及び手法等については、定期的に現地を訪問し、指定管理者による管理運営の状況等をモニタリングしているとのことであったが、現地視察の証跡は残されていなかった。証跡のないモニタリングについては、モニタリングが実施されていない場合との区別ができず、公の施設の管理責任を果たしているとは評価できない。

モニタリング指針に基づき、定期的に現地にてモニタリングを実施しているのであれば、たとえ問題とすべき事項がない場合であっても、モニタリングの実施証跡を適正に文書に記録されることを要望する。

## 9. 横浜市滝頭コミュニティハウス

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

滝頭コミュニティハウスは、平成16年5月15日に磯子区内で指定管理者制度第1号としてオープンした。

幅広い年齢層で利用され、「地域に根差した施設」として成長を続けている。利用者が気軽に利用できる23,000冊の蔵書を抱える施設である。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市滝頭コミュニティハウス	
場所	横浜市磯子区滝頭2-31-39	
指定管理者	一般社団法人磯子区区民利用施設協会	
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）	
施設規模	構造	鉄筋コンクリート造り 地上2階
	延床面積	562.80 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市地区センター条例	
設置目的	地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として設置されている。	

### ③ 運営状況

開館時間	月曜日から土曜日まで：午前9時～午後9時 日曜日、祝日及び休日：午前9時～午後5時
休館日	毎月第4月曜日（祝日の場合は翌日） 年末年始 12月29日～1月3日
自主事業 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 親子や子どもが対象の「パパママ＆ベビーヨガ講座」、「親子木工教室」、「夏のハーバリウム講座」など</li> <li>(2) 世代間交流を深めるため「子どもの縁日Day」を企画・実施。</li> <li>(3) 地域の子どもを対象に、蔵書を活用した「おはなし会」を毎月企画・実施。</li> <li>(4) 青少年指導員・スポーツ推進委員・子供会などの共催事業を通じ、講師として地域の人材を活用する「風鈴作り講座」、「紙ヒコーキ大会」、「凧揚げ＆七福神めぐり」などを企画・実施。</li> <li>(5) 近隣商店・企業と連携した「夏野菜を育てよう」「秋の寄せ植え講座」などを企画・実施。</li> <li>(6) 「大人の色鉛筆講座」「初心者向け筆ペン入門」など文化系の講座を増やし、新規の来館者の増加を図る。</li> </ul>
※ 上記自主事業は令和2年度実施予定として計画していたが、新型コロナウィルスの影響により1講座のみの実施となった。	

### ④ 指定管理料の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料（千円）	24,110	24,110	24,110	24,838	25,185

### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開館日数（日）	347	347	322	314	287
入館者数（人）	41,532	40,840	33,945	30,537	10,136

## ⑥ 収支決算書

R2年度 「滝頭コミュニティハウス」 収支予算書兼決算書

(R2年4月1日～R3年3月31日)

						(税込、単位：円)	
収入の部		当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料		25,185,000		25,185,000	25,185,000	0	横浜市より
利用料金収入				0	0	0	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	480,000			480,000	26,600	453,400	自主事業参加費
自主事業収入				0	0	0	
雑入	450,000	0		450,000	459,890	909,802	
印刷代	70,000			70,000	38,722	108,722	印刷・コピー代
自動販売機手数料	380,000			380,000	421,124	801,124	自動販売機手数料
駐車場利用料収入				0	0	0	
その他（預金利息）				0	44	△ 44	
収入合計	26,115,000	0		26,115,000	25,671,490	1,363,202	
支出の部							
科目		当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費		17,213,000	0	17,213,000	16,631,233	581,767	
給与・賃金	14,941,000			14,941,000	14,528,205	412,795	常勤・スタッフ
社会保険料	1,659,000			1,659,000	1,676,034	△ 17,034	事業主負担分
通勤手当	545,000			545,000	362,840	182,160	通勤費
健康診断費	50,000			50,000	45,654	4,346	健康診断費 ※インフルエンザ予防接種補助金含む
労働者福祉共済掛金	18,000			18,000	18,500	△ 500	横浜市労働者福祉共済
退職給付引当金繰入額				0	0	0	
事務費	997,000	0		997,000	1,185,297	△ 188,297	
旅費	5,000			5,000	2,640	2,360	事務連絡、会議等出張旅費
消耗品費	192,000			192,000	475,515	△ 283,515	事務用消耗品
会議賄い費	5,000			5,000		5,000	会議用茶菓代
印刷製本費	29,000			29,000	28,820	180	利用申込書等印刷代
通信費	180,000			180,000	172,499	7,501	電話代、イターネット使用料、郵便代等
使用料及び賃借料	14,000	0		14,000	13,650	350	
横浜市への支払分							目的外使用料は業者負担のため未計上
その他	14,000			14,000	13,650	350	NHK受信料
備品購入費	50,000			50,000		50,000	什器備品購入費
図書購入費	316,000			316,000	276,525	39,475	図書、図書備品、新聞購読料
施設賠償責任保険	6,000			6,000	5,500	500	施設損害賠償責任保険料
職員等研修費				0	0	0	
振込手数料							
リース料	174,000			174,000	192,408	△ 18,408	AEDリース料+コピーマシン+テレコムカード
手数料	16,000			16,000	17,740	△ 1,740	HP掲載費
その他	10,000			10,000		10,000	諸費
事業費	880,000	0		880,000	30,920	849,080	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	880,000			880,000	30,920	849,080	
自主事業費				0		0	
管理費	3,599,000	0		3,599,000	4,335,628	△ 736,628	
光熱水費	1,635,000	0		1,635,000	1,692,117	△ 57,117	
電気料金	930,000			930,000	953,241	△ 23,241	電気使用料
ガス料金	545,000			545,000	612,623	△ 67,623	ガス使用料
水道料金	160,000			160,000	126,253	33,747	水道使用料
清掃費	756,000			756,000	770,000	△ 14,000	定期清掃費
修繕費	100,000			100,000	179,630	△ 79,630	施設修繕費
機械警備費	176,000			176,000	175,560	440	機械警備費
設備保全費	932,000	0		932,000	1,518,321	△ 586,321	
空調衛生設備保守	214,000			214,000	596,200	△ 382,200	
消防設備保守	25,000			25,000	24,750	250	消防設備点検
電気設備保守	540,000			540,000	541,200	△ 1,200	印影機・コピー機・モニタ保守、自動扉保守等電気設備保守
害虫駆除清掃保守	33,000			33,000	33,000	0	害虫防除
その他保全費	120,000			120,000	233,171	△ 203,171	印刷機・コピー機・モニタ保守、ごみルート回収、
駐車場設備保全費							
共益費							
公租公課	1,638,000	0		1,638,000	2,309,677	△ 671,677	
事業所税	349,000			349,000	867,147	△ 518,147	法人、市県民税
消費税	1,289,000			1,289,000	1,442,530	△ 153,530	消費税
印紙税				0		0	
その他（）				0		0	
事務経費（計算根据を説明欄に記）	1,788,000	0		1,788,000	1,904,955	△ 116,955	
本部分	1,788,000			1,788,000	1,904,955	△ 116,955	事務局経費（指定管理料収入に応じて按分負担）
当該施設分				0		0	
ニーズ対応費				0		0	
支出合計	26,115,000	0		26,115,000	26,397,710	△ 282,710	
差引	0	0		0	△ 726,220	1,645,912	
自主事業費収入	0			0	0	0	
自主事業費支出	0			0	0	0	
自主事業収支	0			0	0	0	
管理許可・目的外使用許可収入	380,000			380,000	421,124	801,124	
管理許可・目的外使用許可支出	0			0	323,171	0	
管理許可・目的外使用許可収支	380,000			380,000	97,953	801,124	

## (2) 監査の結果

### 【意見9-1】 備品の管理について

指定管理者が管理している備品台帳を閲覧したところ、下記形式によって備品台帳を管理していた。

#### 指定管理者が管理している備品台帳より一部抜粋

No.	日付	分類コード	品質形状	数量	単価	保管場所
1	2004/5/14	05-02-02		1	42,780	事務室
2	2004/5/15	01-01-02		1	44,800	更衣室 青少年図書館から
3	2004/5/15	01-02-01		1	21,000	事務室
4	2004/5/15	01-02-01		1	21,000	事務室
5	2004/5/15	01-04-06		3	1	会議室 青少年図書館から

注：単価が1となっているのは、前施設の青少年図書館から移管され、取得価格が不明のものである。

備品台帳は日付ごとに管理され、備品ごとにコードが付与されて管理されている。

横浜市物品規則において、物品を備品、消耗品等に区分した上で分類整理することを規定しており、備品等を定義している。また、平成29年3月13日に会計管理者から各区局長宛に発出された「備品と消耗品の区分基準、備品の分類及び重要物品の指定等について（通知）」には、備品の価格についての取り扱いが示されている。

#### 横浜市物品規則より一部抜粋

##### (物品の分類)

第8条 物品は、次の区分により分類整理しなければならない。

- (1)備品 その性質または形状を変ずることなく、相当長期間にわたり使用できるもの及びその性質が材料または消耗品であっても標本、陳列品またはこれらに類するものとして保管するもの
- (2)消耗品 短期間の使用によってその性質もしくは形状を変じ、またはその全部もしくは一部を消耗するもの及び実験用材料として使用するもの、または贈与を目的とするもの

「備品と消耗品の区分基準、備品の分類及び重要物品の指定等について（通知）」より抜粋

備品と消耗品の区分基準は、規則第8条第1項に規定されているとおり、備品は、その性質又は形状を変ずることなく、相当長期間（1年以上）にわたり使用できるものを言います。

ただし、備品の性質を備えていても、（表1）の消耗品の価格未満であれば消耗品として取り扱うことができます。

(表1)

	備品	消耗品
一般的な区分	価格 30,000円以上	価格 30,000円未満
図書	価格 15,000円以上	価格 15,000円未満

所管課では、横浜市物品規則に従い、備品及び消耗品を区分している。また、30,000円未満の物品については、通知に従い処理され、消耗品として備品台帳に記載しないこともできるが、青少年図書館からの引継ぎも多く、備品台帳に記載することとしている。

確かに、備品や図書について、基準額未満のものも備品台帳に記載して管理対象とすることも、備品の適正な管理に結びつくものであることは理解できるが、一方で、備品台帳での管理点数は多くなるため、備品管理の効率性は失われる。特に、除却時の事務や備品の棚卸し（現物確認）については、相当な作業量になることが予想される。

備品管理を効果的かつ効率的に実施するためにも、基準価格未満の備品については、現在すでに備品台帳で管理している備品も含め、消耗品としての取り扱いの可否について再検討することが求められる。

また、棚卸しについても、備品の種類、使用の頻度、保管場所等により備品を分類し、複数年に分けてすべての備品を循環棚卸しする方法等、横浜市において有効な管理ができ、指定管理者の負担も最小限となる方法での実施を検討されたい。

## 10. 横浜市金沢公会堂

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

横浜市金沢公会堂は、区民の集会や各種団体の行事、催事に使用することを目的として昭和46年6月に金沢区総合庁舎に併設して開館している。総合庁舎の再整備に伴い平成31年3月に講堂・会議室・和室をリニューアルしている。

金沢公会堂は、子どもから高齢者まで多くの区民が集う地域文化・地域福祉醸成の場としての役割を担っている。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市金沢公会堂	
場所	横浜市金沢区泥亀二丁目9番1号（金沢区総合庁舎内）	
指定管理者	相鉄企業株式会社	
指定期間	平成31年3月1日～令和6年3月31日（5年1か月間）	
施設規模	構造	鉄骨鉄筋コンクリート(一部鉄筋コンクリート造) 地上5階
	延床面積	5,477.82 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市公会堂条例	
設置目的	市民の集会その他各種行事の用に供する目的をもって、公会堂を設置する。	

#### ③ 運営状況

開館時間	午前9時から午後10時まで
休館日	12月29日から1月3日まで
自主事業	・ピアノ練習日 ・かなざわ寄席 例年実施していたワンコインコンサートなどは、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止となっている。

#### ④ 指定管理料の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
指定管理料（千円）	17,086	17,086	17,910	29,697	30,421

#### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開館日数（日）	346	346	346	319	287
入館者数（人）	19,311	20,938	32,036	93,711	29,997

注 1：平成 30 年度までは、多目的室及びリハーサル室が指定管理の対象であったが、リニューアルに伴い、平成 31 年 3 月から講堂、会議室（第 1・第 2）、和室、多目的室及びリハーサル室が指定管理対象となり、令和元年度から入館者数が大幅に増加している。

注 2：令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、開館日数も利用当たりの入館者数も減らしている。

図表23 横浜市金沢公会堂の外観



(監査人撮影)

## 第6章 対象施設に係る指摘及び意見

### ⑥ 収支決算書

令和2年度 横浜市金沢公会堂 収支予算書兼決算書

収入の部						
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額合計 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	30,421,000	0	30,421,000	30,421,000	0	横浜市より
利用料金収入	10,707,000	0	10,707,000	6,207,220	4,499,780	施設利用料、什器設備利用料、传达電気
自主事業(運営費削減対象の供給事業)収入	0	0	0	0	0	
自主事業収入	393,000	0	393,000	885,600	492,600	ワニコイン・コンサート ピアノ練習日
横浜市による運営支援(休憩料 開等)	0	0	0	1,296,000	1,296,000	休憩料開等における新型コロナウイルス感 染症の影響を踏まえた横浜市による運営支 援
輸入	1,018,000	0	1,018,000	860,361	157,639	
印刷代	0	0	0	0	0	
自動販売機手数料	362,000	0	362,000	190,765	171,235	自動販売機目的外使用料、手数料
駐車場利用料収入	0	0	0	0	0	
その他(飲食コーナー目的外使用料等)	656,000	0	656,000	669,596	13,596	飲食コーナー目的外使用料、電気水道代
収入合計	42,539,000	0	42,539,000	39,670,181	2,968,819	
支出の部						
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額合計 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	20,650,000	0	20,650,000	19,064,509	1,585,491	
給与・賞金	17,363,000	0	17,363,000	15,415,224	1,947,776	
社会保険料	2,052,000	0	2,052,000	2,361,581	209,581	
通勤手当	911,000	0	911,000	843,458	67,542	
健診検査費	0	0	0	0	0	
労働者福祉共済掛金	0	0	0	0	0	
退職給付引当金繰入額	324,000	0	324,000	544,246	220,246	
事務費	1,523,000	0	1,523,000	1,898,819	175,819	
旅費	0	0	0	17,617	17,617	
消耗品費	554,000	0	554,000	533,601	20,399	事務用品
会議謝賀費	0	0	0	4,584	4,584	
印刷製本費	132,000	0	132,000	48,028	85,972	コピー代、利用申請書印刷
通信費	92,000	0	92,000	101,205	9,205	館内Wi-Fi使用料
使用料及び譲借料	531,000	0	531,000	517,404	13,596	販賣機、郵便コーナー目的外使用料
横浜市への支払分	531,000	0	531,000	517,404	13,596	
その他	0	0	0	0	0	
機品購入費	48,000	0	48,000	205,000	157,000	被服償却費、サーモグラフィ
図書購入費	0	0	0	0	0	
施設新規責任保険	166,000	0	166,000	192,330	26,330	指定管理新規保険、新規統合保険
職員等研修費	0	0	0	1,870	1,870	
預込手数料	0	0	0	1,280	1,280	
リース料	0	0	0	0	0	
手数料	0	0	0	77,900	77,900	
駐地協力費	0	0	0	0	0	
事務費	686,000	0	686,000	875,353	189,353	
自主事業(運営費削減対象の供給事業)費	686,000	0	686,000	875,353	189,353	イベントの実施、広告宣伝費
自主事業費	0	0	0	0	0	
管理費	17,488,000	0	17,488,000	13,751,285	3,736,715	
光熱水費	6,773,000	0	6,773,000	3,238,985	3,534,015	
電気料金	6,333,000	0	6,333,000	3,066,119	3,266,881	第3回半期賦課料▲411千円
ガス料金	0	0	0	0	0	
水道料金	440,000	0	440,000	172,866	267,134	
満港費	5,550,000	0	5,550,000	5,549,500	500	日常清掃・定期清掃
保線費	462,000	0	462,000	57,200	404,800	会議室座席点灯器修理
機械設備費	528,000	0	528,000	528,000	0	
設備保全費	4,175,000	0	4,175,000	4,377,600	202,600	
空調衛生設備保守	1,848,000	0	1,848,000	1,848,000	0	
消防設備保守	0	0	0	0	0	
電気設備保守	0	0	0	0	0	
害虫駆除消滅保守	77,000	0	77,000	77,000	0	
駐車場設備保全費	0	0	0	0	0	
その他備保全費	2,250,000	0	2,250,000	2,452,600	202,600	エレベーター点検、ピアノ保守、自動ドア点検
共益費	0	0	0	0	0	
公租公課	25,000	0	25,000	28,589	3,589	
事業所税	23,000	0	23,000	26,389	3,389	
消費税	0	0	0	0	0	
印紙税	2,000	0	2,000	2,200	200	
その他( )	0	0	0	0	0	
事務経費(料理器具を税別離し、記載)	2,167,000	0	2,167,000	2,019,209	147,791	
本部分	2,167,000	0	2,167,000	2,019,209	147,791	収入合計の6.09%
当期差引き	0	0	0	0	0	
二子ヶ叶出費	0	0	0	0	0	
支出合計	42,539,000	0	42,539,000	37,437,764	5,101,236	
毎月	0	0	0	2,232,417	2,232,417	
自主事業費収入				885,600		
自主事業費支出				726,715		
自主事業費支支				159,885		
管理許可・目的外使用許可収入				517,404		
管理許可・目的外使用許可支出				517,404		
管理許可・目的外使用許可支支				0		

## (2) 監査の結果

### 【意見 10-1】 収支予算書兼決算書について

収支予算書兼決算書については、基本協定書により提出が義務付けられている。

基本協定書より抜粋

(収支決算書)

第33条 指定管理者は、別途定める様式により収支決算書を作成し、毎年度市が指定する期日までに市に提出し、市の確認を得なければならない。

令和2年度に指定管理者から提出された収支予算書兼決算書を確認したところ、次の事項が検出された。

- ① 自主事業収入の説明欄に「ワンコインコンサート」の記載があるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度には開催されていない。
- ② 支出の部備品購入費の説明欄に「減価償却費」と記載されているが、減価償却費は当年度の支出額ではないため、説明欄に記載するべきではない。
- ③ 本表支出の部の「自主事業（指定管理充当の自主事業）費」と本表欄外の自主事業費支出が同額で計上されていない。差額について所管課に確認したところ、所管課でも理由を把握していなかった。
- ④ 本表欄外の管理許可・目的外使用許可収入の金額に、管理許可・目的外使用許可支出と同額の517,404円と記載されている。収入金額としては、目的外使用を許可された自動販売機の売上手数料や軽食コーナーに係る事業収入の合計額を記載する必要があるため、適切な金額が記載されていなかった。
- ⑤ 支出の部に消費税の欄があるが、当該欄に金額が記載されていない。金沢公会堂の指定管理料は、消費税が課税される収入のため、収支決算書から推定すると180万円程度の税額負担が見込まれるが、記載が漏れている。所管課としてはその原因や別の科目で計上されているかどうか等のモニタリングを実施していなかった。

- ⑥ 差引欄は予算現額から決算額合計を控除して算出されるが、例えば会議賄い費をみると、予算現額0円、決算額合計4,584円なので、差引欄には△4,584と記載されるべきところ、単に4,584円と記載されていた。他の科目についてもすべてマイナス表記が行われておらず、閲覧する市民の誤認を招くおそれがある。

上記①～⑤の各項目については、指定管理者から収支予算書兼決算書が提出された際に、所管課が適時に指定管理者に対して内容を確認する必要があった。

収支予算書兼決算書は、指定管理料の妥当性や管理運営の適切性を把握するため、正確な記載が求められるものである。今後は、一致すべき項目の点検や、記載漏れの有無、収支予算書兼決算書全体の妥当性を検証できるようにチェックリストを作成するなど、所管課として適切な収支報告のモニタリングを実行できる仕組みを構築することが望ましい。

また、指定管理者においても当然に適切な収支報告を実施する義務がある。金沢公会堂の指定管理者は、横浜市泉区公会堂の指定管理者も兼務しており、泉区公会堂の収支予算書兼決算書では、消費税が計上されていた。公会堂間で開示に関する整合性を確認するなど、適切な収支報告に努められたい。

なお、⑥については、指定管理者が提出した収支予算書兼決算書は正しくマイナス表記がなされていたが、横浜市のwebページに掲載する用にPDFに変換したところマイナス表記が消えてしまったとのことである。同様の事例が他の公の施設の所管課でも散見されたため、細かい点ではあるが全市的に留意されたい。

### 【指摘 10-1】 自主事業の承認について

自主事業については、特記仕様書において次の通り定められている。

#### 特記仕様書より抜粋

指定管理者は、金沢区の賑わいの創出や、文化芸術振興、地域文化を支える団体や人の支援、利用者サービスの向上等を目的に自主事業を行うことができる。自主事業の実施は、毎回企画書を提出し、区の承認を得た上で行うこと。

指定管理者は、毎年自主事業に係る計画を事業計画書の中に織り込んで所管課に提出している。

しかし、特記仕様書に定める通りに、毎回企画書を提出し、区の承認を得た上で実施するというプロセスにはなっていない。特記仕様書に沿って、所管課に対

して毎回企画書を提出し、所管課は個別に承認を行う必要があった。

なお、地区センター等他の公の施設の多くは、指定管理者が実施する自主事業の毎回の企画書の提出と承認までは求めていなかった。事務が過度に煩雑となるないように、自主事業について事業計画書への記載を前提として実施する場合には、毎回の企画書の提出や個別の承認に関する記載を除外するなど、年度協定書で自主事業の取り扱いについて変更することや、次期指定管理者の公募において特記仕様書の記載を変更することを検討されたい。

### 【意見 10-2】 AED の設置について

AED の設置については、法律によって規定されているわけではないが、一般財団法人日本救急医療財団が「AED の適正配置に関するガイドライン」を出している。横浜市では、他の自治体に先んじて「横浜市救急条例」及び「横浜市安全管理局告示第 1 号」において一定の施設について AED の設置を義務付けている。

金沢公会堂は階数や延べ面積の要件から、横浜市救急条例等による AED の設置義務のない建物である。そのため、市民サービス向上の点から、特記仕様書において、AED に関して次の通り記載している。

#### 特記仕様書より抜粋

##### 2 施設の運営業務

###### (5) 緊急時の対応

指定管理者は、AED（自動体外式除細動器）の積極的な導入に努め、導入した場合は適切な管理及び職員への十分な操作研修を行うこと。

金沢公会堂では、特記仕様書に上記の記載があるものの、令和 2 年度より横浜市の負担で AED の導入を行っている。一方他の指定管理施設においては、特記仕様書の記載に基づき、AED 設置を指定管理者の負担で行っていた。

AED の設置自体は好ましいものであるが、特記仕様書において指定管理者の負担による AED の導入に努めるよう求めていることから、今後、指定管理者の負担による設置について調整を図る必要がある。

### 【指摘10-2】 備品の棚卸しについて

公会堂の指定管理者の管理運営を業務点検するにあたって、全区で統一して実施する最低限の基準を定めたものとして、「公会堂の指定管理者に対する業務点検の実施マニュアル」がある。

備品の棚卸しについては、当該マニュアルの「区が実施する業務点検」に記載がある。

公会堂の指定管理者に対する業務点検の実施マニュアルより抜粋

年1回は物品管理簿と現物の突合せ（棚卸し）をして、管理状況を確認します。

上記の通り、物品管理簿（金沢公会堂においては、「備品一覧表」）について、所管課が現物との突合せを年に1回は実施することが最低限の基準として定められているが、金沢公会堂においては、この作業が実施されていない。

今後はマニュアルの通り、年に1回は物品管理簿と現物との突合せを実施する必要がある。

### 【指摘10-3】 備品管理台帳（備品一覧表）の書式について

備品管理台帳については、特記仕様書の施設の維持管理業務として次の通り記載事項が定められている。

特記仕様書より抜粋

3 施設の維持管理業務

(4) 備品管理業務

イ 備品台帳

備品台帳に記載する事項は、品名、規格、金額（単価）、数量、購入年月日、保管場所、整理番号等を必ず含むこととし、現品を管理するシールにも整理番号を記載して管理を徹底すること。

ただし、監査の際に提出された備品台帳には、購入年月日の欄が設けられておらず取得の日付が確認できなかった。また、一部の物品については、金額（単価）の記載が漏れている。

図表24 金沢公会堂の備品台帳

金沢公会堂備品一覧表【講堂】

No.	品名	形状	数量	単価	金額	保管場所1
KK59	金庫	軽量耐火	1	60,000	60,000	事務室
KK60	白板	I TO月間予定	1	57,000	57,000	ロビー
KK61	白板	行事予定表	1	87,000	87,000	事務室
KK62	脇机		1		0	TW支店から転用
KK63	CZRワゴンA42段(脇机)	CZR-046MPCSB-W9	3	88,500	265,500	事務室
KK64	クリスマス用キャビネット	HKS-0612CM-WE	1	22,200	22,200	事務室
KK65	書庫	引出型	1		0	事務室
KK66	シライン引戸型下段	HTM-069GSN-W9	2	48,900	97,800	事務室
KK67	クリスマス用トレー	A4浅型 NTA-34A-W9	2	47,200	94,400	事務室
KK68	冷蔵庫	ナショナルNR-B 11M3	1	50,000	50,000	事務室
KK69	テレビ	液晶デジタルテレビ(KDL-22EX300)	1		0	事務室

(出典：指定管理者作成の備品台帳の一部を抜粋)

今後備品台帳の書式については、特記仕様書の記載の通り購入年月日欄を設け、金額も適切に入力するなど、「公会堂の指定管理者に対する業務点検の実施マニュアル」の様式9を参考にして、備品台帳の適切な運用を図る必要がある。

#### 【指摘 10-4】 備品の寄贈について

収支決算書の備品購入費の項目にある通り、令和2年度に指定管理者はサーモグラフィーを購入している。当該物品は指定管理料から購入した備品であり、基本協定書に従うと横浜市のものとなる。

#### 基本協定書より抜粋

##### 第4章 備品の取扱

(指定管理者による備品の管理等)

5～略～備品（I種）とするにあたっては、寄贈願を市に提出する。

6 指定管理者が本業務会計において購入した備品については、備品（I種）として備品台帳に登載するものとし、その帰属は市のものとする。

サーモグラフィーについては、備品台帳に適切に登録していることは確認したが、横浜市が譲り受ける際に提出される寄贈願が適時に作成されていなかった。指定管理者は、速やかに寄贈願を作成し、所管課に提出する必要があった。

また、所管課としても寄贈の漏れがないことを確認できるよう、備品台帳の当期取得分と寄贈願の照合を行うなど、モニタリングの強化に努められたい。

なお、「【意見 全-7】 指定管理料から購入した備品について」で備品の帰属について検討を行っているとおり、仮に、財源を横浜市が負担したとしても、指定管理料に含めての支出であれば、一度、指定管理者の収入となるため、購入した備品の所有者も指定管理者になると考えられるので、政策局共創推進課の助言を踏まえて基本協定書の備品の帰属に関する記載自体を検討することが望ましい。

### 【意見 10-3】 情報公開の時期について

所管課は、基本協定書に記載の通り、事業計画書等の業務実施状況を記載した資料について公表する必要がある。

基本協定書より抜粋

(業務実施状況等の公表)

第34条 市は、第30条から第33条に定める事業計画書、収支予算書、事業報告書及び収支決算書を公表するものとする。

また、業務実施状況等を記載した資料のみならず、横浜市では、各種様式などを積極的に公開している。これは、横浜市情報公開条例第3条に基づくものである。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例より抜粋

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の定めるところにより、当該実施機関の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

現在、各施設の所管課は、それぞれ指定管理者の業務実施状況等を市のwebページ上で公開しているが、その公開時期については特段の定めはなされていない。

そのせいもあり、監査資料の提出を依頼した令和3年8月3日時点において、令和2年度の金沢公会堂の指定管理者の業務実施状況を記載した資料が市のwebページ上に公開されていなかった。今後は市民局と調整し、市民や利用者に対するタイムリーな開示が可能となるよう、情報公開期限のルール化や適切なスケジュール管理を実施されたい。

## 11. 綱島公園こどもログハウス

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

綱島公園こどもログハウスは、横浜市公園条例に基づき設置される施設であり平成4年に開館している。屋内には遊具を備えたスペース、読書等ができるスペース、かくれんぼができるスペース等があり、ネット階段、丸太はしご及び回転すべり台等が設置されている。

#### ② 施設の概要

名称	綱島公園こどもログハウス	
場所	横浜市港北区綱島台1	
指定管理者	一般財団法人こうほく区民施設協会	
指定期間	平成28年4月1日～令和4年3月31日（6年間）	
施設規模	構造	木造1階建
	延床面積	225 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市公園条例	
設置目的	こども達が身近なところで木のぬくもりを感じ、自由に集い遊ぶことのできる新たな魅力空間としての屋内施設を公園内に設置し、こども同士の心のふれあいや創造力、表現力の向上を図る場とすることを目的として設置される施設である。	

#### ③ 運営状況

開館時間	4月1日から9月30日まで：午前9時から午後5時30分まで 10月1日から3月31日まで：午前9時から午後4時30分まで
休館日	毎月第3月曜日（ただし、第3月曜日が祝日等の場合は翌日） 年末年始期間（12月29日から1月3日まで）
自主事業	令和2年度においては、以下の事業を行っている。 ①モッキーだより発行、②緑化事業、③七夕まつり ④秋まつり、⑤クリスマス会、⑥豆まき

④ 指定管理料の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
指定管理料（千円）	8,541	8,541	8,541	8,626	8,317

⑤ 利用実績の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開館日数（日）	347	275	347	319	288
利用者数（人）	72,399	60,041	68,463	58,811	18,396

## ⑥ 収支決算書

令和2年度 「網島公園こどもログハウス」 収支予算書兼決算書  
(2020. 04. 01~2021. 03. 31)

収入の部						
科目	当初予算額(A)	補正額(B)	予算現額(C=A+B)	決算額(D)	差引(C-D)	説明
指定管理料	8,706,000		8,706,000	8,317,000	389,000	横浜市より
利用料金収入	0		0	0	0	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入			0	0	0	
自主事業収入			0	0	0	
雑入	410,000	0	410,000	459,007	△ 49,007	
印刷代	0		0	0	0	
自動販売機手数料	330,000		330,000	345,863	△ 15,863	
駐車場利用料収入	0		0	0	0	
その他（広告ラック収入・預金利息）	80,000		80,000	113,144	△ 33,144	
収入合計	9,116,000	0	9,116,000	8,776,007	339,993	
支出の部						
科目	当初予算額(A)	補正額(B)	予算現額(C=A+B)	決算額(D)	差引(C-D)	説明
人件費	6,720,000	0	6,720,000	5,610,685	1,109,315	
給与・賃金	6,550,000		6,550,000	5,540,321	1,009,679	時給職員10名
社会保険料	20,000		20,000	24,720	△ 4,720	
通勤手当	150,000		150,000	45,644	104,356	常勤職員・時給職員
健康診断費	0		0	0	0	常勤職員
勤労者福祉共済掛金	0		0	0	0	
退職給付引当金繰入額	0		0	0	0	
事務費	480,000	0	480,000	612,172	△ 132,172	
旅費	5,000		5,000	5,000	0	出張旅費
消耗品費	200,000		200,000	406,509	△ 206,509	事務消耗品費（図書購入費、会議賄費、職員研修費、手数料含む）
会議賄い費	0		0	0	0	
印刷製本費	0		0	0	0	
通信費	100,000		100,000	130,033	△ 30,033	電話代・郵送料等
使用料及び賃借料	25,000	0	25,000	0	25,000	
横浜市への支払分	25,000		25,000	0	25,000	目的外使用料等
その他			0	0	0	
備品購入費	30,000		30,000	30,000	0	
図書購入費	0		0	0	0	
施設賠償責任保険	5,000		5,000	5,670	△ 670	
職員等研修費	0		0	0	0	
振込手数料	0		0	0	0	
リース料	105,000		105,000	69,960	35,040	AED
手数料	0		0	0	0	
地域協力費	10,000		10,000	0	10,000	地域イベントの協力費等
事業費	130,000	0	130,000	61,671	68,329	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	130,000		130,000	61,671	68,329	
自主事業費	0		0	0	0	イベントの実施
管理費	616,000	0	616,000	686,906	△ 70,906	
光熱水費	0	0	0	0	0	
電気料金	0		0	0	0	
ガス料金	0		0	0	0	
水道料金	0		0	0	0	
清掃費	280,000		280,000	249,150	30,850	日常・定期清掃費
修繕費	80,000		80,000	189,200	△ 109,200	
機械警備費	230,000		230,000	224,400	5,600	
設備保全費	26,000	0	26,000	24,156	1,844	
空調衛生設備保守	0		0	0	0	
消防設備保守	15,000		15,000	13,200	1,800	
電気設備保守	0		0	0	0	
害虫駆除清掃保守	11,000		11,000	10,956	44	
駐車場設備保全費	0		0	0	0	
その他保全費	0		0	0	0	
共益費			0	0	0	
公租公課	700,000	0	700,000	736,960	△ 36,960	
事業所税			0	0	0	
消費税	700,000		700,000	736,960	△ 36,960	
印紙税			0	0	0	
その他（ ）			0	0	0	
事務経費（計算根据を説明欄に記載）	470,000	0	470,000	850,000	△ 380,000	
本部分	470,000		470,000	850,000	△ 380,000	労務・経理等の本部事務経費
当該施設分			0	0	0	
ニーズ対応費	0		0	0	0	
支出合計	9,116,000	0	9,116,000	8,558,394	557,606	
差引	0	0	0	217,613	△ 217,613	

## (2) 監査の結果

### 【意見 11-1】 事業計画書の記載内容の見直し

事業計画書においては、運営方針、運営目標、利用の促進等の項目に沿った記載がなされているが、定性的な記述が多い。

事業計画書は、指定管理者が当該年度において行うことを予定している内容を集約したものであり、後日行う実績評価の指標となるものである。定性的な記述も必要ではあるものの、併せて数値目標を設定することや、予定している PR 方法、計画している維持管理や点検の時期等を記載する等、より具体的な記述となるよう、横浜市は指定管理者を指導することが望まれる。

令和2年度事業計画書より抜粋

利用の促進	常に地域や利用者の声に耳を傾けてニーズの把握に努め、これに基づいた自主事業の展開や、子供達が楽しめる新たな遊具の導入など館の魅力を高め、また積極的に PR を行って利用の促進を図ります。
事業目標	恒例行事として定着しているログハウスの七夕や秋祭り、クリスマス会など季節感のあるイベントを引き続き実施するとともに綱島地区センターと地域でのイベントとも連携し積極的な事業展開を図ります。
維持管理目標	安全・清潔をモットーに良好な維持管理に努めます。スタッフによる日常点検によって清潔な状態を維持するとともに、常に施設や遊具の点検を行い、必要に応じて補修するなど安全・良好な施設の維持を図ります。

注：一部の項目を例示として抜粋した

### 【意見 11-2】 事業計画書に対応した事業報告書の見直し

事業年度終了後に指定管理者から提出される事業報告書は、収支予算書兼決算書、利用状況、自主事業報告書、施設管理計画・実績表、委託内容一覧、修繕一覧、備品一覧、苦情対応状況報告、サービス向上及び経費節減努力事項報告及び自己評価表から構成されている。これらによって、当該年度における利用者数や実施された自主事業（イベント）、各種設備点検及び清掃業務等の状況が報告されている。しかし、必ずしも事業計画書に記載された「利用の促進」や「危機管理」等といった項目に対応したものとなっていない。

指定管理者の業務遂行状況を明瞭に示す上では、事業計画書において記載し

た計画や目標値等に対応した実績を明瞭に示すことが望まれる。今後、事業報告書を事業計画書の各項目に対応したものとすることを検討されたい。

特に、事業計画書及び事業報告書は横浜市のwebページにおいて市民向けに公表しているものもあり、より明瞭な記載とすることが望まれる。

### 【意見 11-3】 第三者への委託に係る承認手続の明確化

基本協定書第16条において、指定管理者は、第三者に指定管理業務の一部を委託する際には、事前に横浜市の承認を得ることが定められている。

一方、第三者への委託業務については、事業報告書の一部として「委託内容一覧」として報告されているが、事前の承認は得られていない。

例年、綱島公園こどもログハウスに係る第三者への委託内容は主に清掃業務や機械警備業務等であるが、例えば、事業計画書の一部として施設管理計画を位置付け、消防用設備点検や清掃業務等の実施計画を示すとともに、委託事業の内容、委託予定期間、委託先業者名及び予定金額等を記載すること等により、事前承認の手続をとることを検討されたい。

#### 基本協定書より抜粋

##### (第三者による実施)

第16条 指定管理者は、第7条に定める業務の一部について、委託する業務の内容、委託契約の締結方式及び相手方等に関して予め市と協議し承認を得た上で、第三者に委託することができる。

ただし、本業務の全部を第三者に委託してはならない。

#### 令和2年度委託内容一覧より抜粋

NO.	委託期間	委託内容	金額（円）	業者名
1	R2.4.1～ R3.3.31	消防用設備点検	13,200	ハマ防災
2	R2.4.1～ R3.3.31	機械警備	224,400	KSP
3	R2.4.1～ R3.3.31	清掃業務	249,150	トップランドコーポレーション
4	R2.4.1～ R3.3.31	害虫駆除	10,956	総合企画有限会社

### 【意見 11-4】 備品管理状況の報告方法の見直し

横浜市が貸与する備品等はあくまでも市が所有するものであり、基本協定書においても、指定管理者は、指定期間中、横浜市から貸与された備品等を常に良好な状態に保つことを求めている。

現在、横浜市から指定管理者に貸与されている備品に関しては、事業報告書の一部である「備品一覧」において、当該年度中の増減（購入又は廃棄等）が報告されているが、貸与備品の一覧（台帳）と現物との照合結果等の報告は求めていません。

所管課として指定管理者の備品管理状況を把握し、所管課と指定管理者との認識を共有するためにも、例えば、指定管理者に年に1回は備品等の棚卸し（台帳と現物との照合）を行うこととし、事業計画書に棚卸しの実施計画を記載し、その結果を事業報告書にて報告する運用とすることを検討されたい。

### 【意見 11-5】 事務経費（本部経費）に係る増減要因の把握について

平成27年に行われた本指定期間に係る指定管理者選定時の提案書においては、事務経費（本部経費）は200千円（支出に対する割合2.2%）とされていた。

しかし、実際に業務が開始された後においては、支出総額に対して6~11%の事務経費が計上されており、令和2年度においては850千円と当初提案額200千円の4倍以上の金額となっている。また、令和2年度の予算額470千円に対しても80%の増加となっているが、所管課としては特段その要因を把握していない。

図表25 提案時及び令和2年度における事務経費（本部経費）の状況

区分	提案時	令和2年度	
		予算	決算
収入	8,846千円	9,116千円	8,776千円
内、指定管理料	8,541千円	8,706千円	8,317千円
支出：A	8,846千円	9,116千円	8,558千円
内、人件費	6,225千円	6,720千円	5,610千円
内、事務経費：B	200千円	470千円	850千円
事務経費割合 (B÷A)	2.2%	5.1%	9.9%

（出典：横浜市提供資料より監査人作成）

本部経費については、間接経費であることから勘定科目名からはその内容が判然としない。このため、少なくとも収支決算書の説明欄に増減要因の記載を求めるとともに、事業報告書として収支決算書が提出された際には、必要に応じて指定管理者に増減要因をヒアリングする等、指定管理料の使途として明らかに不合理なものではないことを確認しておくことを検討されたい。

### 【意見 11-6】 事務経費（本部経費）の取り扱いについて

本部経費の水準は、指定管理者の企業規模や業務を実施する体制等に依存するものであり、その金額の多寡のみをもって良し悪しを判断できるものではない。また、直接的な経費と異なり、その支出がどの程度指定管理業務に貢献しているのか判然としない側面がある。特に、間接費であることから、直接的な収入や支出の額により按分された額が計上されていることもあり、事後的なヒアリング等だけでは、その金額の妥当性を検証することは困難を伴うことも想定される。

このため、事前に、指定管理業務に係る本部経費の計上方法についてルール化しておくことが考えられる。例えば、①提案時に本部経費の計上方針（対象経費の範囲や按分方法等）の説明を求めた上で、これを妥当と認めるのであれば、毎年度の予算及び決算に際しては、当該方針に沿っているかどうかを必要に応じて確認する方法、②按分経費である以上、詳細を詰める意義に乏しいとして公募時に金額の上限を定め、指定期間中はこれを固定する等の方法等が考えられる。いずれにしても、本部経費の計上方法等については、一定のルールを事前に定めることを検討されたい。

### 【意見 11-7】 公募方法も含めた運営方法の再検討

本指定期間における指定管理者の公募時においては、応募した者は一般財団法人こうほく区民施設協会 1 者にとどまっている。綱島公園こどもログハウスの指定管理業務に係る収支規模は 8 百万円程度であり、自主事業等による增收策にも限りがあることから、現状においては、民間事業者の参入による効率化等の余地に乏しいものと思われる。

ガイドラインにおいては、「地域の住民グループ」による管理が効果的であると考えられる場合等、公募とすることのデメリットがメリットを上回ることが考えられるため、「非公募」による選定とすることも可能とされている。綱島公園こどもログハウスにおいても、これまでの指定管理者制度の運用結果を踏まえて、公募制を採用する際のメリットとデメリットをあらためて整理した上で、

非公募を採用する余地についても検討されたい。

また、こどもログハウスは市の公園内に設置された施設でもあり、将来的には、例えば、Park-PFI により公園全体の活性化を行う中でこどもログハウスの運営を事業者に委ねる等といった、こどもログハウス単独での指定管理に限定されない運営方法についても検討されたい。

## 12. 横浜市霧が丘コミュニティハウス

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

横浜市霧が丘コミュニティハウスは、横浜市地区センター条例に規定されるコミュニティハウスとして平成20年に複合施設「霧の里」内にて開館した。研修室3室、和室、自習室、図書コーナー等を有しており、ダンス等のサークル活動やコラス等の文化活動、集会等に多く利用されている。

なお、複合施設「霧の里」とは、平成18年度における霧が丘地区の小学校統合に伴い、廃校となった旧霧が丘第三小学校跡の建物を「教育、地域活動、文化、スポーツ、防犯・防災」の役割を担うための施設として利用することを目的として開館したものである。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市霧が丘コミュニティハウス	
場所	横浜市緑区霧が丘3-23（「霧の里」内2階一部）	
指定管理者	一般社団法人緑区区民利用施設協会	
指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日（5年間）	
施設規模	構造	鉄筋コンクリート造り 地上3階建ての2階の一部
	延床面積	751.48 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市地区センター条例	
設置目的	地域住民の自主的活動を援助し、地域住民の参加による新たなコミュニティ団体やグループの形成及び地域住民の相互交流の推進を目的とする。	

### ③ 運営状況

開館時間	月曜日から土曜日まで：午前9時から午後9時まで 日曜日、祝日及び休日：午前9時から午後5時まで
休館日	12月29日から1月3日まで 毎月第4月曜日
自主事業	令和2年度実績：過ぎし日に想いをはせて…、おはなしポケットのおはなし会、みどりでつながろう、つくってあそぼう！、仏像彫刻、干支の作品つくり、こどもアート教室

### ④ 指定管理料の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料(千円)	14,606	14,606	14,606	14,855	14,987

### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開館日数(日)	347	347	347	318	288
入館者数(人)	15,684	16,341	15,578	12,709	7,641

## ⑥ 収支決算書

(様式12)

(指定管理者が記入する様式)

## 令和2年度 「森が丘コミュニティハウス」 収支予算書兼決算書

(税込、単位：円)

収入の部	科 目	当 初 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	予 算 現 額 (C=A+B)	決 算 額 (D)	差 引 (C-D)	説 明
	指定管理料	14,987,000		14,987,000	14,987,000	0	横浜市より
	利用料金収入	0		0	0	0	
	自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	136,400		136,400	39,700	96,700	
	自主事業収入	0		0	0	0	
	雑入	151,600	0	151,600	147,721	3,879	
	印刷代	150,000		150,000	146,267	3,733	
	自動販売機手数料	0		0	0	0	
	駐車場利用料収入	0		0	0	0	
	その他（古紙・利子他）	1,600		1,600	1,454	146	
収入合計		15,275,000	0	15,275,000	15,174,421	100,579	
支出の部	科 目	当 初 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	予 算 現 額 (C=A+B)	決 算 額 (D)	差 引 (C-D)	説 明
	人件費	7,964,000	0	7,964,000	7,786,213	197,787	
	給与・賃金	7,400,000		7,400,000	7,206,944	193,056	館長・時給スタッフ8名
	社会保険料	550,000		550,000	549,450	550	
	通勤手当	0		0	0	0	
	健康診断費	8,000		8,000	3,819	4,181	常勤職員
	労働者福祉共済掛金	6,000		6,000	6,000	0	
	退職給付引当金繰入額	0		0	0	0	
	事務費	1,405,100	0	1,405,100	1,407,344	2,244	
	旅費	27,000		27,000	10,800	16,200	出張旅費
	消耗品費	282,000		282,000	348,780	66,780	事務消耗品費
	会議旅費	20,000		20,000	255	19,745	
	印刷製本費	222,000		222,000	158,724	63,276	
	通信費	151,000		151,000	133,905	17,095	電話代・郵送料等
	使用料及び借入料	31,000	0	31,000	25,872	5,128	
	横浜市への支払分	0		0	0	0	
	その他	31,000		31,000	25,872	5,128	リース経費等
	備品購入費	70,000		70,000	102,300	32,300	
	図書購入費	107,000		107,000	167,410	60,410	
	施設賃借責任保険	25,000		25,000	9,300	15,700	
	職員等研修費	20,000		20,000	0	20,000	
	振込手数料	20,100		20,100	9,438	10,662	
	リース料	200,000		200,000	195,024	4,976	
	手数料	230,000		230,000	245,536	15,536	
	地域協力費	0		0	0	0	
	事業費	336,900	0	336,900	117,394	219,506	
	自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	336,900		336,900	117,394	219,506	
	自主事業費	0		0	0	0	
	管理費	3,492,000	0	3,492,000	2,937,668	554,332	
	光熱水費	1,262,000	0	1,262,000	965,039	296,961	
	電気料金	697,000		697,000	649,943	47,057	
	ガス料金	497,000		497,000	266,868	230,132	
	水道料金	68,000		68,000	48,228	19,772	
	清掃費	990,000		990,000	936,870	53,130	日常・定期清掃費
	修繕費	558,000		558,000	347,956	210,044	
	機械警備費	61,000		61,000	62,489	1,489	
	設備保全費	621,000	0	621,000	625,314	4,314	
	空調衛生設備保守	0		0	0	0	
	消防設備保守	48,000		48,000	45,210	2,790	
	電気設備保守	50,000		50,000	44,939	5,061	
	設備総合巡視点検	40,000		40,000	32,868	7,132	
	特定建物年間管理・計画・計画	150,000		150,000	122,889	27,111	
	エレベーター	123,000		123,000	123,552	552	
	自動ドア	16,000		16,000	11,880	4,120	
	猫糞管理	82,000		82,000	147,000	65,000	
	害虫駆除清掃保守	50,000		50,000	34,661	15,339	
	駐車場設備保全費	0		0	0	0	
	その他保全費・1	27,000		27,000	27,390	390	空気環境測定
	その他保全費・2	35,000		35,000	34,925	75	カーテン・水質検査・保守点検
	共益費	0		0	0	0	
	公租公課	952,000	0	952,000	1,245,520	293,520	
	事業所税	0		0	0	0	
	消費税	870,000		870,000	1,042,395	172,395	
	印紙税	2,000		2,000	3,970	1,970	
	その他（県民税他）	80,000		80,000	199,155	119,155	
	事務経費（計算抵触を説明欄に記載）	1,125,000	0	1,125,000	1,700,282	575,282	
	本部分	1,125,000		1,125,000	1,700,282	575,282	労務・経理等の本部事務経費
	当該施設分	0		0	0	0	
	二・二・二対応費	0		0	0	0	
支出合計		15,275,000	0	15,275,000	15,174,421	100,579	
	差引	0	0	0	0	0	
	自主事業費収入				0		
	自主事業費支出				0		
	自主事業費収支				0		
	管理許可・目的外使用許可収入				0		
	管理許可・目的外使用許可支出				34,925		
	管理許可・目的外使用許可収支				34,925		

## (2) 監査の結果

### 【意見 12-1】 本部事務経費について

「地区センター条例施設の指定管理者に対する業務点検の実施マニュアル」によると、本部事務経費を計上している場合は、次の通り確認するものとされている。

地区センター条例施設の指定管理者に対する業務点検の実施マニュアルより一部抜粋

#### (イ)事務経費

・「本部分」に本部事務経費を計上している場合は、労務、経理、契約等の事務に関する経費が、人件費、事務費、管理費等の総額の割合から勘案して算出されているか確認します。

また、収支決算書の説明欄には決算額の根拠を記載してもらいます。

本事業の事業報告書によると過去 5 年度分の本部事務経費及び人件費、事務費、管理費等の総額は、図表 26 の通りに推移しており、説明欄には、「労務・経理等の本部事務経費」との記載がある。

図表26 本部事務経費等の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
A：本部事務経費(千円)	2,074	1,431	1,411	1,913	1,700
B：人件費+事務費+管理費(千円)	11,957	11,917	11,968	11,698	12,111
割合(A/B)	17.34%	12.00%	11.78%	16.35%	14.03%

(出典:各年度の収支決算書より監査人作成)

本部事務経費とは、人件費、事務費、管理費等の総額に変動がない場合、つまり、指定管理料・事業内容・人員配置等に大きな動きがない場合は、変動すべき性質の経費ではない。

本部事務経費は利益調整項目として使用されるケースも考えられ、本事業の有効性の判断や、指定管理者が本事業より適正利益を獲得できているか判断する際、利益調整項目として使用された結果の事業報告書では参考とならないばかりか、判断を誤る危険性もある。

したがって、本部事務経費については「人件費、事務費、管理費等の総額の〇%を計上する」等、計上の基準を策定することが求められる。

### 【意見 12-2】 リース料について

事業報告書によると過去5年度分のリース料の推移は図表27の通りであり、指定管理者において指定期間をまたぐリース契約を締結しているものと推察される。

図表27 リース料の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
リース料(千円)	96	96	96	193	195

(出典:各年度の事業報告書より監査人作成)

本指定管理者が次期の公募において選定される保証がないという側面から考えると、本リース契約のような指定期間をまたぐリース契約を締結した場合、将来的に支払い不能に陥る危険性もある。

基本協定書においては、第33条及び第34条にて指定管理者による備品の管理等について定めがあるものの、リース契約に係る手続規定はない。

リース契約は、指定管理者が締結するものであり、原則的には市への影響はない。また、リース契約に係るリース物件の内容及びリース契約期間については、リース物件が施設設備付きの物件に限定されず、指定期間満了後に他の区民利用施設等で当該物件のリース契約を継続することも考えられる。

したがって、必ずしもリース契約期間を指定期間に合わせる必要はないが、少なくとも、当該物件に関するリース契約について、同施設において指定期間をまたぐ運営を前提とし、次期指定期間中の収入を前提に契約することを禁止する等の規定を定めるなど、市が何らかの形で市民利用施設全体としての方針を示すべきだと考える。

### 【意見 12-3】 指定管理者の役員変更について

本事業の指定管理者である一般社団法人緑区区民利用施設協会は、指定期間に代表者を変更しており、基本協定書第76条に基づき所定の届出書が提出されている。市においては所定の届出書が適正なものである場合には、書類受理後は特段何もしていないとのことである。

基本協定書より抜粋

(所在地等の変更の届出)

第76条 指定管理者は、その名称、所在地、代表者、代表者印などの使用印等

に変更があったときは、速やかにそれを証する文書を添付して書面により市に届け出るものとする。

一方、指定管理者公募時においては、応募書類にて欠格事項に該当しない宣誓書を徴求するとともに、応募団体の役員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）に該当する者でないかを警察へ問い合わせることとしている。

公募時の手続の主旨を鑑みた場合、指定管理者の代表者変更はもとより役員に変更があった際にも、公募時と同程度の手続を経た上での役員変更申請受理が望まれる。

#### 【意見12-4】 第三者評価の有用性について

令和3年1月においてSOMPOリスクマネジメント株式会社を評価機関として行われた「横浜市指定管理者第三者評価制度霧が丘コミュニティハウス評価シート」を閲覧することにより第三者評価の有効性を検討した。

ガイドラインによると、第三者評価は、指定管理者制度の運用におけるモニタリング及びPDCAサイクルに基づくマネジメントシステムの一環である「C(Check:)評価」の役割を担うプロセスに位置付けられており、「市及び指定管理者とは異なる客観的な視点に立って、管理運営水準の向上を目的に実施している」ものである。

評価シートの評価項目81項目を閲覧した結果、否定的な意見の記載は0件であり、本事業においては市が求める業務水準を達成できているものと見受けられる。

反面、否定的な意見がない場合、モニタリング及び第三者評価の目的である「運営上の課題の発見及び施設の管理運営状況の向上」の側面からは有効性を感じられない。

否定意見が出てこない要因の一つとして、評価機関の選定方法に問題があるのではないかと推察される。評価機関は、市が認定した評価機関の内から指定管理者が選定するものであり、なおかつ評価費用は指定管理者が負担する。すなわち、第三者評価機関側からすれば、次回も選定を受けることができるよう、かつ、他の指定管理者からも選定されるよう、否定的な意見を記載しないという恣意性が介入する可能性を否定できない。

したがって、指定管理者の第三者評価にあたっては、市が評価機関を選定する

とともに費用を負担し、第三者評価の有効性を高めるような対策の検討が必要と考える。

また、市から第三者評価機関に対して求めている提案事項の記載欄は5項目しかなく、その5項目のうち第三者評価機関からの提案があったのは2項目に留まった。今後第三者評価の有効性を担保するためには、第三者評価機関からより多くの提案を引き出せるような様式への改定が望まれる。

## 13. 横浜市荏田コミュニティハウス

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

横浜市荏田コミュニティハウスは、横浜市地区センター条例に規定されるコミュニティハウスとして令和元年5月に開館した比較的新しい施設である。平屋建で開放感のある造りから親しみやすい施設として多くの市民に利用されている。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市荏田コミュニティハウス	
場所	横浜市青葉区あざみ野南1丁目4-1 赤田東公園内	
指定管理者	公益社団法人横浜市民施設協会	
指定期間	令和元年5月18日～令和6年3月31日（4年10か月）	
施設規模	構造	鉄骨造 平屋建て
	延床面積	250.0 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市地区センター条例	
設置目的	地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、横浜市に地区センターを置く。	

#### ③ 運営状況

開館時間	月曜日～土曜日…午前9時～午後9時 日曜日・祝日…午前9時～午後5時 ※小学生の利用は午後5時、中学生の利用は午後6時まで (保護者同伴時は開館時間内)
休館日	第2水曜日（祝日の場合は、直後の平日） 年末年始（12月29日～1月3日）
自主事業	令和2年度は親子向けの催しや教室が12事業、一般向けの催しや講座が12事業、どなたでも参加できるコンサートが4回行われている。令和2年度は4月及び5月に閉館時期があったが、年間延653人が参加している。

#### ④ 指定管理料の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
指定管理料（千円）	-	-	-	14,510	16,982

注：本施設は、令和元年 5 月 18 日に開館した。

#### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開館日数（日）	-	-	-	274	288
入館者数（人）	-	-	-	14,363	10,566

注 1：本施設は、令和元年 5 月 18 日に開館した。

注 2：本施設は、令和 2 年 4 月から 5 月の間は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により休館している。

## ⑥ 収支決算書

(様式3)

(指定管理者が記入する様式)

## 令和2年度 「荏田コミュニティハウス」 収支予算書兼決算書

収入の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	16,982,000		16,982,000	16,982,000	0	横浜市より
利用料金収入	0		0	0	0	
自主事業（指定管理料未当の自主事業）収入	77,000	61,000	16,000	30,200	14,200	
自主事業収入	0		0	0	0	
雑入	153,000	27,000	126,000	238,015	112,015	
印刷代	8,000		8,000	6,580	1,420	
自動販売機手数料	135,000	27,000	108,000	231,400	123,400	自販機電気使用料、目的外使用料を含む
駐車場利用料収入			0	0	0	
その他（寄附金、利子、吉紙等）	10,000		10,000	35	9,965	
収入合計	17,212,000	88,000	17,124,000	17,250,215	126,215	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	9,941,000	325,000	9,616,000	9,299,646	316,354	
給与・賃金	9,047,000	222,000	8,825,000	8,507,476	317,524	
社会保険料	604,000	50,000	554,000	562,390	8,390	
通勤手当	192,000	53,000	139,000	137,280	1,720	
健康診断費	9,000		9,000	8,500	500	
勤労者福祉共済掛金	5,000		5,000	0	5,000	福利厚生費含む
退職給付引当金繰入額	84,000		84,000	84,000	0	中退共掛金
事務費	1,746,000	154,000	1,592,000	1,534,666	57,334	
旅費	15,000	3,000	12,000	6,392	5,608	
消耗品費	550,000	40,000	510,000	570,875	60,875	
会議謝意費	10,000	5,000	5,000	560	4,440	
印刷製本費	30,000	24,000	6,000	5,379	621	
通信費	150,000		150,000	169,235	19,235	
使用料及び借入料	351,000	0	351,000	350,455	545	
横浜市への支払分	2,000		2,000	1,920	80	自販機目的外使用料
その他	349,000		349,000	348,535	465	防犯カメラ等、AED、マットレンタル
備品購入費	150,000	75,000	75,000	0	75,000	
図書購入費	150,000		150,000	152,124	2,124	
施設賠償責任保険	4,000		4,000	3,992	8	
職員等研修費	10,000	2,000	8,000	0	8,000	
振込手数料	20,000		20,000	18,590	1,410	
リース料	117,000		117,000	116,640	360	コピー機リース
手数料	184,000		184,000	140,424	43,576	HPサポート
地域協力費	5,000	5,000	0	0	0	
事業費	277,000	61,000	216,000	175,562	40,438	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	277,000	61,000	216,000	175,562	40,438	
自主事業費	0		0	0	0	
管理費	1,229,000	41,000	1,188,000	1,061,817	126,183	
光熱水費	797,000	41,000	756,000	755,643	357	
電気料金	647,000	37,000	610,000	613,668	3,668	
ガス料金	0		0	0	0	
水道料金	150,000	4,000	146,000	141,975	4,025	
清掃費	100,000		100,000	99,374	626	
修繕費	150,000		150,000	74,800	75,200	
機械器具備費	132,000		132,000	132,000	0	
設備保全費	50,000	0	50,000	0	50,000	
空調衛生設備保守	0		0	0	0	
消防設備保守	0		0	0	0	
電気設備保守	0		0	0	0	
害虫駆除消掃保守	0		0	0	0	
駐車場設備保全費	0		0	0	0	
その他保全費	50,000		50,000	0	50,000	
共益費	0		0	0	0	
公租公課	1,251,000	23,000	1,274,000	1,284,720	10,720	
事業所税	0		0	0	0	
消費税	1,251,000	23,000	1,274,000	1,284,720	10,720	
印紙税	0		0	0	0	
その他（法人税）	0		0	0	0	
事務経費（計算根拠を説明欄に記載）	2,768,000	470,000	3,238,000	3,238,000	0	
本部分	2,763,000	2,601,100	161,900	161,900	0	
当該施設分	5,000	3,071,100	3,076,100	3,076,100	0	諸費
ニーズ対応費	0		0	0	0	なし
支出合計	17,212,000	88,000	17,124,000	16,594,411	529,589	
差引	0	0	0	655,804	655,804	
自主事業費収入				0		
自主事業費支出				0		
自主事業収支				0		
管理許可・目的外使用許可収入				231,400		
管理許可・目的外使用許可支出				1,920		
管理許可・目的外使用許可収支				229,480		

## (2) 監査の結果

### 【意見 13-1】 事務経費の計上と施設運営の関係について

指定管理者が作成する収支予算書及び収支決算書には、「事務経費」を計上する欄がある。そして、この事務経費は、「本部分」と「当該施設分」に分けられている。市のガイドラインには、この欄に何を計上するのかという規定は見られないが、一般的にいって、指定管理者の法人本部経費の一部をこの収支計算に含めることを認めるという趣旨に解釈できる。

それぞれの欄に計上される金額の根拠は、事務経費欄の横に「計算根拠を説明欄に記載」と書いてあるため、指定管理者が自らの判断で決めることができるようである（下図参照）。本施設の指定管理者が作成した収支予算書及び収支決算書の事務経費にかかる部分の推移は図表28の通りであった。

図表28 収支予算書及び収支決算書の事務経費

（単位：千円）

区分	R1 年度		R2 年度		R3 年度
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算
事務経費 (計算根拠を説明欄に記載)	788	786	2,768	3,238	3,471
本部分	783	783	2,763	161	173
当該施設分	5	3	5	3,076	3,297

（出典：横浜市提出資料より監査人作成）

一方で、指定管理者は、平成30年度に実施された公募による指定管理者の選定の際、市に提出した提案書に次のような記載をしている。

#### 提案書より抜粋

##### ■経費削減の取組

①～②省略

③ 事務経費の抑制

事務経費（法人事務局経費）については、事務の一元化・効率化に必要な最低限を確保することとし、指定管理料の全てを有効な施設運営に充てるこを目標として、抑制を図ります。

④～⑤省略

初年度である令和元年度から令和3年度予算にかけて事務経費は徐々に増えており、現状では、提案書に記載した内容とは違背していると言わざるを得ない。

本施設の事業報告によれば、令和元年度における収支差額は801,844円の黒字であり、令和2年度における収支差額は655,804円の黒字であった。本来、上記の事務経費も本施設の運営にかかった経費ではないため、施設のみの収支計算上は収支差額に含めるべき金額である。そのように考えると、令和元年度における収支差額は1,587,844円の黒字であり、令和2年度における収支差額は3,893,804円の黒字ということになる。つまり、現状では、想定より費用が少なく管理できているか、もしくは指定管理料が多かったということである。

本施設は令和元年度に設置された施設であり、全く新しい施設である。そのため、実際にどの程度の費用がかかるのかを想定するのは難しかったと考えられる。加えて、新型コロナウイルス感染症対策の影響もあって、費用にかかる短期的な計算想定はほぼ不可能な状態であった。したがって、必ずしも市の指定管理料の見積に誤謬があったと判断することは出来ない。しかし、現状の収支差額がそのまま指定管理者の利益として収納されるだけでは公の施設の運営として問題があるとも考えられる。そこで、直ちに指定管理料の見直しをするよりも、市民サービスを向上させるための投資のチャンスを模索し、指定管理者ができるることを考えて欲しい。

例えば、本施設は、夜間（16時50分から21時）においてスタッフが1名のみで運営されている。今まででは、新型コロナウイルス感染症対策の影響もあって、人出が少なかったため問題なかったかもしれないが、今後も1名のオペレーションで良いのか検討することも一案である。また、指定管理者は、先に述べた提案書で市民図書館の図書取次サービスを実施することも記載しているが、まだ実現していない。現状のスタッフ数では難しいようならば、収支差額に余裕があるのであるから、必要な人員配置を検討することが望ましいであろう。無論、区民ニーズを考慮した上でのことではあるが、これら以外にもサービス向上に資すると考える備品や設備にも投資するチャンスである。今後の積極的な運営に期待したい。

### 【意見 13-2】 事務経費の計上方針について

上述したように、本施設の指定管理者が作成する収支決算書の事務経費欄の横には、「計算根拠を説明欄に記載」と書いてある。しかし、本施設の収支決算書の同欄には、「諸費」としか記載されていない。これは令和元年度も令和2年度も同じであるが、計算根拠とはいえない記載である。横浜市は指定管理者に対し、今後、計算根拠を説明欄に記載するように指導することが望ましい。

なお、本部事務経費については、「【意見 全-5】収支報告書の本部事務経費の明確化」を参考に、横浜市として明確なルールを定めた上で、指定管理者に本部事務経費の計上とその内容の記載を求めることが必要である点に留意されたい。

## 14. 横浜市東山田スポーツ会館

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

横浜市東山田スポーツ会館は、横浜市地区センター条例に規定されるスポーツ会館として昭和58年に開館した。国道である第三京浜道路の高架下スペースを利用して建設されており、卓球、バスケットボール、バドミントン、バーボール等が可能なスポーツ室のほか、定員20名のミーティング室、テニスコート2面、ゲートボール等が可能な多目的広場を設置し、地元の方々を中心に幅広い年齢層に利用されている。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市東山田スポーツ会館	
場所	横浜市都筑区東山田町105-2	
指定管理者	特定非営利活動法人つづき区民交流協会	
指定期間	平成28年4月1日～令和4年3月31日（6年間）	
施設規模	構造	鉄骨造 地上1階
	延床面積	526.5 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市地区センター条例	
設置目的	地域住民の自主的活動を援助するものであり、地域住民の参加による新たな地域コミュニティ団体などの形成及び地域住民の相互交流の推進を目的とする。	

#### ③ 運営状況

開館時間	月曜日から土曜日まで：午前9時から午後9時まで 日曜日、祝日及び休日：午前9時から午後5時まで
休館日	毎月第3月曜日及び12月28日から1月4日まで
自主事業	令和2年度実績：いきいき健康体操、ペタンク大会 新型コロナウィルス感染症に伴い中止したもの：椅子ヨガ、会館まつり、ママさんバーボール大会

#### ④ 指定管理料の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
指定管理料(千円)	6,822	6,822	6,822	6,885	6,948

#### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開館日数(日)	345	345	345	317	286
入館者数(人)	27,806	28,717	28,419	25,053	22,641

## 第6章 対象施設に係る指摘及び意見

### ⑥ 収支決算書

(様式 1)

令和2年度 「東山田スポーツ会館」 収支予算書兼決算書

収入の部							(税込、単位：円)
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明	
指定管理料	6,948,000		6,948,000	6,948,000	0	横浜市より	
利用料金収入	0		0	0	0		
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	577,500		577,500	169,000	408,500		
自主事業収入	0		0	0	0		
横浜市費用負担	0		0	630,000	△ 630,000	新型コロナウイルス感染症に関する横浜市の費用負担分	
雑入	361,000	0	361,000	349,980	11,020		
印刷代	1,000		1,000	320	680		
自動販売機手数料	270,000		270,000	256,312	13,688	手数料 198,813/電気料 57,499	
駐車場利用料収入	0		0	0	0		
その他（寄附金・預金利子）	90,000		90,000	93,348	△ 3,348	寄附金93,346/預金利子2	
収入合計	7,886,500	0	7,886,500	8,096,980	△ 210,480		
支出の部							
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明	
人件費	5,825,000	0	5,825,000	5,399,381	425,619		
給与・賃金	5,704,000		5,704,000	5,282,812	421,188		
社会保険料	111,000		111,000	111,569	△ 569		
通勤手当	0		0	0	0		
健康診断費	10,000		10,000	5,000	5,000		
福利厚生費	0		0	0	0		
労働者福祉共済掛金	0		0	0	0		
退職給付引当金繰入額	0		0	0	0		
事務費	410,000	0	410,000	493,220	△ 83,220		
旅費	18,000		18,000	8,876	9,124		
消耗品費	120,000		120,000	193,781	△ 73,781		
会議賄い費	1,000		1,000	0	1,000		
印刷製本費	0		0	0	0		
通信費	110,000		110,000	105,433	4,567		
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0		
横浜市への支払分	0		0	0	0		
その他	0		0	0	0		
備品購入費	30,000		30,000	0	30,000		
図書購入費	0		0	0	0		
施設賃借責任保険	24,000		24,000	23,700	300		
職員等研修費	0		0	0	0		
振込手数料	0		0	0	0		
リース料	107,000		107,000	161,430	△ 54,430		
手数料	0		0	0	0		
地域協力費	0		0	0	0		
事業費	627,500	0	627,500	180,565	446,935		
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	627,500		627,500	180,565	446,935		
自主事業費	0		0	0	0		
管理費	1,367,000	0	1,367,000	1,440,347	△ 73,347		
光熱水費	910,000	0	910,000	764,660	145,340		
電気料金	860,000		860,000	728,140	131,860		
ガス料金	0		0	0	0		
水道料金	50,000		50,000	36,520	13,480		
清掃費	140,000		140,000	139,502	498		
修繕費	150,000		150,000	370,085	△ 220,085		
機械警備費	129,000		129,000	128,700	300		
設備保全費	38,000	0	38,000	37,400	600		
空調衛生設備保守	0		0	0	0		
消防設備保守	38,000		38,000	37,400	600		
電気設備保守	0		0	0	0		
害虫駆除清掃保守	0		0	0	0		
駐車場設備保全費	0		0	0	0		
その他保全費	0		0	0	0		
共益費	0		0	0	0		
公租公課	390,000	0	390,000	400,186	△ 10,186	確定	
事業所税	0		0	0	0		
消費税	380,000		380,000	379,664	336		
印紙税	0		0	0	0		
その他（法人税・法人住民税等）	10,000		10,000	20,522	△ 10,522		
事務経費（計算根拠を説明欄に記載）	△ 733,000	0	△ 733,000	△ 733,000	0		
本部分	△ 733,000		△ 733,000	△ 733,000	0	協会全体必要経費を指定管理料・管理費等の額に応じて14施設で配分	
当該施設分	0		0	0	0		
ニーズ対応費	0		0	0	0		
支出合計	7,886,500	0	7,886,500	7,180,699	705,801		
差引	0	0	0	916,281	△ 916,281		
自主事業費収入				0			
自主事業費支出				0			
自主事業取支				0			
管理許可・目的外使用許可収入				256,312			
管理許可・目的外使用許可支出				0			
管理許可・目的外使用許可取支				256,312			

## (2) 監査の結果

### 【意見 14-1】 備品の管理状況について

備品について、備品台帳を閲覧することによりその管理状況を確認した。備品台帳(Ⅱ種)を閲覧した結果、第三者から寄贈を受けた下記備品の存在が明らかとなった。なお、この寄贈の事実については、市の認識がなかった。

図表29 第三者から寄贈を受けた備品一覧

品目	数量	年月日	保管場所	その他
卓球台	2台	平成27年12月7日	スポーツ室器具庫	寄贈
卓球台	1台	令和元年5月23日	スポーツ室器具庫	寄贈
卓球台	1台	令和元年5月23日	スポーツ室器具庫	寄贈
卓球台	1台	令和2年1月15日	スポーツ室器具庫	寄贈

(出典：備品台帳(Ⅱ種)より監査人抜粋)

備品(Ⅱ種)とは、基本協定書第28条において次の通り定義付けされている。

#### 基本協定書より抜粋

(指定管理者による備品の購入等)

第28条 指定管理者は、前条に定めるもののほか、指定管理者の負担により指定管理者の所有に属する備品（以下「備品(Ⅱ種)」という。）を購入または調達した場合、市が示す備品台帳とは別に管理することとする。

寄贈備品を本条に当てはめて考察すると、寄贈を受けたものであることから「指定管理者の負担」がなく、かつ、一般的には寄贈者はその施設の使用を目的として寄贈したものと解することが妥当であり、本来は市に帰属する備品(Ⅰ種)(基本協定書第27条に規定)に該当する。

また、寄贈者が明確に指定管理者への寄贈を目的としたものであるとするならば、本来は指定管理者から寄贈者への受領書等書面の交付があつてしかるべきと考えるが、寄贈者への書面交付も行わなかつたとのことである。

現況の基本協定書においては、第三者から備品の寄贈を受けた際の手続規定がないことから、上記の手續が執られたものと思われるが、今後は第三者から寄贈を受けた際の手續について、基本協定書にて定めるとともに市の備品として管理することが望ましいものと考える。

### 【意見 14-2】 本部事務経費について

「地区センター条例施設の指定管理者に対する業務点検の実施マニュアル」によると、本部事務経費を計上している場合は、次の通り確認するものとされている。

#### 業務点検の実施マニュアルより抜粋

##### (イ) 事務経費

- ・「本部分」に本部事務経費を計上している場合は、労務、経理、契約等の事務に関する経費が、人件費、事務費、管理費等の総額の割合から勘案して算出されているか確認します。

また、収支決算書の説明欄には決算額の根拠を記載してもらいます。

本事業の事業報告書によると過去 5 年度分の本部事務経費及び人件費、事務費、管理費等の総額は、図表 30 の通りに推移しており、説明欄には、「全体必要経費を指定管理料・管理費等の額に応じて 14 施設で配分」との記載がある。

図表30 本部事務経費等の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
A : 本部事務経費(千円)	129	289	△20	△11	△733
B : 人件費+事務費+管理費(千円)	6,835	6,297	6,876	6,336	7,332
割合(A/B)	1.88%	4.58%	△0.29%	△0.17%	△9.99%

(出典：各年度の収支決算書より監査人作成)

本部事務経費とは、人件費、事務費、管理費等の総額に変動がない場合、つまり、指定管理料・事業内容・人員配置等に大きな動きがない場合は、変動すべき性質の経費ではない。

所管課へのヒアリングにおいては、本部事務経費は、指定管理者が算定しており、その増減内容の確認は困難である旨を聴取した。本部事務経費については算出方法を明確にしておかないと、利益調整項目として使用されてしまう可能性があるため、少なくとも収支決算書の説明欄に増減要因の記載を求め、必要に応じて指定管理者にヒアリングする等、指定管理料の使途として明らかに不合理なものではないことを確認しておくことが望ましい。

なお、本部事務経費については、「【意見 全-5】収支報告書の本部事務経費の明確化」を参考に、横浜市として明確なルールを定めた上で、指定管理者に本部

事務経費の計上とその内容の記載を求めることが必要である点に留意されたい。

### 【意見 14-3】 リース料について

事業報告書によると過去5年度分のリース料の推移は図表31の通りであり、指定管理者において、指定期間をまたぐリース契約を締結しているものと推察される。

図表31 リース料の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
リース料(千円)	284	78	76	101	161

(出典：各年度の事業報告書より監査人作成)

本指定管理者が次期の公募において選定される保証がないという側面から考えると、本リース契約のような指定期間をまたぐリース契約を締結した場合、将来的に支払い不能に陥る可能性を排除できず、かつ、この点を市が把握していないことが問題点として挙げられる。

基本協定書においては、第27条及び第28条において指定管理者による備品の管理等について定めがあるものの、リース契約に係る手続規定はない。しかしながら、横浜市は、リース契約に係るリース物件の内容及びリース期間を把握すべきであるとともに、リース契約期間を指定期間に合わせるよう、指定管理者に指導する必要があるものと考える。

### 【指摘 14-1】 事業報告について

本事業公募時の指定管理者からの応募書類、令和2年度事業計画書及び令和2年度事業報告書を比較閲覧し、指定管理者の業務執行状況の突合せを行った。特記する点は次の通りである。

#### 非常通報装置点検に関する記載の抜粋

公募時応募書類	様式2 事業計画(6) 施設の維持管理計画 2.外部委託業者による効率的管理 非常通報装置点検⇒1回/年実施
令和2年度事業計画書	記載なし
令和2年度事業報告書	記載なし

### 研修計画に関する記載の抜粋

公募時応募書類	様式2 事業計画(3)-イ 2. 研修計画 14項目の実施を計画
令和2年度事業計画書	個人情報保護研修の予定
令和2年度事業報告書	個人情報保護研修の実施

上記のうち、非常通報装置点検は実施していたが、令和2年度事業計画書及び令和2年度事業報告書においては記載がなかった。また、応募書類にある研修計画の一部については行われておらず、この点については、市においても事実を把握していなかった。

指定管理者が事業計画等に則り業務を遂行しているか管理するためにも、上記各書類の記載項目を網羅的に確認するためのチェックリスト等を活用し、指定管理者公募応募時から事業報告までの記載内容に一貫性を持たせるとともに、指定管理者が自ら行うものとして事業計画等にて記載したものについて、実際に行われていないことが判明した際には、隨時、所管課から指定管理者への確認及び必要な指導を行わなければならない。

### 【意見14-4】目的外使用について

当事業は第三京浜の高架下にて行われているが、建物底地は東日本高速道路株式会社（以下「ネクスコ」という。）の所有となっており、市においてはネクスコから道路占用許可を得ることにより当施設を所有している。

平成28年度から令和元年度までは、市において、道路占用許可を得た土地への自動販売機の設置についても行政財産目的外使用に該当するものとして、指定管理者より行政財産目的外使用料を徴収していた。

しかし、令和2年度以降は、道路占用許可を得た土地への自動販売機の設置については、行政財産目的外使用にあたらないという事実を改めて認識し、行政財産目的外使用料の徴収は行っていないとのことである。

なお、平成28年度から令和元年度までの間に徴取した行政財産目的外使用料は指定管理者へ返金していない。

本件においては、ネクスコと市との協議の結果、既設自動販売機については道路占用許可に含めて許可している扱いとなっており、現在も自動販売機の設置は継続しているとのことである。

占用許可はあくまでもネクスコが市に対して行ったものであるが、自動販売機からの収入及び自動販売機の設置に係る経費は指定管理者の収入及び費用と

して計上されている。

今後、当施設において自動販売機の設置を継続するにあたっては、自動販売機設置により発生する収益費用の帰属先が指定管理者となる法的根拠を明確化するよう検討されたい。

#### 【指摘 14-2】 目的外使用について（令和3年度指定管理者公募にあたって）

「【意見 14-4】目的外使用について」に記載の通り、当施設における自動販売機の設置については、行政財産目的外使用に該当しないものとして取り扱われている。

一方、令和3年度横浜市東山田スポーツ会館指定管理者に係る公募の際に公表された特記仕様書においては、特記仕様書7~8ページ目の施設の使用する場合の条件において次の通り「土地の目的外使用料」の記載がある。

##### 特記仕様書より抜粋

(イ) 目的外使用料	
物販等の場所にかかる目的外使用料を、横浜市の規定に従い納入すること。	
自動販売機	目的外使用料（参考） 3,100円／台・月（建物内）税別 900円／台・月（建物外：土地上）《非課税》
上記以外の物販等	横浜市財産評価審議会が評定した建物価格の1,000分の9以内で市長が定める額に当該建物の敷地の使用料（横浜市財産評価審議会が評定した土地価格の1,000分の5以内で市長が定める額）を加えた額

所管課として、当施設の底地に関しては行政財産に該当するものではないと判断した以上、土地に係る目的外使用料は発生しないものと解される。したがって、次回以降の指定管理者公募においては、特記仕様書から土地の目的外使用料に関する項目を削除する必要があるものと考える。

### 【意見 14-5】 収入額と人件費の関係について

本事業の指定管理料の推移は前述の通りであり、横浜市地区センター条例により利用料金は收受することが出来ない。反面、本来の営業日数から計算する最低賃金により計算した人件費は図表32 の通りとなる。

図表32 令和2年度に通常稼動したと仮定した場合の人件費

曜日	営業日数	営業時間	神奈川県 最低賃金	年間人件費
月～土	280 日/年	12 時間	1,012 円／時間	3,400 千円
日・祝日	65 日/年	8 時間	1,012 円／時間	526 千円
年間計				3,926 千円

(出典：横浜市提出資料等より監査人作成)

令和2年度の指定管理料 6,948千円に対して、最低賃金時間給にて常時1名を配置したと仮定した場合の人件費は3,926千円である。指定管理料を全額人件費に充当しても、常時複数人配置は不可能な計算となる。

本事業はスポーツ会館の運営であり、熱中症等利用者に不測の事態が発生することも想定されるが、常時1名での人員配置である場合、有事の際に初動が遅れる可能性が考えられる。地域住民に本施設を快適に安心して利用してもらうためにも、適正な人員配置を検討し、かつ、必要な指定管理料の見直しも望まれる。

## 15. 横浜市踊場地区センター

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

横浜市踊場地区センターは、横浜市地区センター条例に規定される地区センターとして平成16年に開館した。地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、あらゆる世代の方々が集い交流できる「居心地の良い地域の居場所」を提供する施設である。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市踊場地区センター	
場所	横浜市戸塚区汲沢2-23-1	
指定管理者	公益社団法人とつか区民活動支援協会	
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）	
施設規模	構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
	延床面積	1,775.21 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市地区センター条例	
設置目的	地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、講演会、サークル活動等を通じて相互交流を深めることを目的として設置する。	

#### ③ 運営状況

開館時間	月曜日から土曜日まで：午前9時から午後9時まで 日曜日、祝日及び休日：午前9時から午後6時まで
休館日	毎月第2月曜日（祝日にあたる時は、その翌日） 年末年始（12月28日から1月4日）
自主事業	放課後バドミントン教室、シニア健康体操、陶芸教室他

#### ④ 指定管理料の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料（千円）	35,619	35,614	34,960	35,980	36,662

## ⑤ 利用実績の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開館日数（日）	345	345	344	316	286
入館者数（人）	202,746	210,160	179,201	166,829	75,906

## ⑥ 収支決算書

令和2年度 「踊場地区センター」 収支予算書兼決算書						令和2年4月1日～令和3年3月31日 (税込、単位：円)
収入の部		当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)
科目						説明
指定管理料	36,662,000			36,662,000	36,662,000	0
補助金・負担金	0			0	239,771	△ 239,771
利用料金収入	3,300,000			3,300,000	2,188,720	1,111,280
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	2,274,000			2,274,000	466,840	1,807,160
自主事業収入	0			0	0	0
雑入	1,450,000	0		1,450,000	710,686	739,314
印刷代	180,000			180,000	208,416	△ 28,416
自動販売機手数料	950,000			950,000	433,708	516,292
駐車場利用料収入	0			0	0	0
その他（預金利子、カラオケ等）	320,000			320,000	68,562	251,438
収入合計	43,686,000	0		43,686,000	40,268,017	3,417,983
支出の部		当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)
科目						説明
人件費	24,751,000	0		24,751,000	22,410,777	2,340,223
給与・賃金	21,710,000			21,710,000	19,677,444	2,032,556
社会保険料	2,100,000			2,100,000	1,890,300	209,700
通勤手当	781,000			781,000	686,876	94,124
健康診断費	22,000			22,000	18,157	3,843
勤労者福祉共済掛金	18,000			18,000	18,000	0
退職金共済掛金	120,000			120,000	120,000	0
事務費	2,243,000	0		2,243,000	1,736,124	506,876
旅費	20,000			20,000	1,078	18,922
消耗品費	600,000			600,000	336,017	263,983
会議謝い費	13,000			13,000	1,140	11,860
印刷製本費	30,000			30,000	43,662	△ 13,662
通信費	447,000			447,000	452,235	△ 5,235
使用料及び償借料	0	0	0	0	0	0
横浜市への支払分	0			0	0	0
その他	0			0	0	0
備品購入費	330,000			330,000	141,900	188,100
図書購入費	0			0	0	0
施設賠償責任保険	26,000			26,000	25,780	220
職員等研修費	2,000			2,000	6,000	△ 4,000
振込手数料	10,000			10,000	9,167	833
リース料	586,000			586,000	585,012	988
手数料	179,000			179,000	134,133	44,867
地域協力費	0			0	0	0
法人会計に計上						
事業費	2,100,000	0		2,100,000	578,294	1,521,706
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	2,100,000			2,100,000	578,294	1,521,706
自主事業費	0			0	0	0
管理費	7,319,000	0		7,319,000	5,617,257	1,701,743
光熱水費	4,420,000	0		4,420,000	2,936,852	1,483,148
電気料金	2,510,000			2,510,000	1,630,404	879,596
ガス料金	1,450,000			1,450,000	1,087,391	362,609
水道料金	460,000			460,000	219,057	240,943
清掃費	770,000			770,000	763,400	6,600
修繕費	566,000			566,000	325,851	240,149
機械警備費	152,000			152,000	151,800	200
設備保全費	1,411,000	0		1,411,000	1,439,354	△ 28,354
空調衛生設備保守	149,000			149,000	79,013	69,987
消防設備保守	104,000			104,000	103,400	600
電気設備保守	238,000			238,000	237,600	400
害虫駆除清掃保守	44,000			44,000	44,000	0
駐車場設備保全費	0			0	0	0
その他保全費	876,000			876,000	975,341	△ 99,341
共益費	0			0	0	0
公租公課	2,623,000	0		2,623,000	2,108,055	514,945
事業所税				0	0	0
消費税	2,623,000			2,623,000	2,081,251	541,749
印紙税				0	0	0
その他（法人税）				0	26,804	△ 26,804
事務経費（計算根拠を説明欄に記載）	3,550,000	0		3,550,000	3,491,800	58,200
本部分	3,400,000			3,400,000	3,400,000	0
当該施設分	150,000			150,000	91,800	58,200
二ーズ対応費	1,100,000			1,100,000	657,761	442,239
支出合計	43,686,000	0		43,686,000	36,600,068	7,085,932
差引	0	0	0	0	3,667,949	△ 3,667,949
自主事業費収入					0	
自主事業費支出					0	
自主事業収支					0	
管理許可・目的外使用許可収入					0	
管理許可・目的外使用許可支出					0	
管理許可・目的外使用許可収支					0	

## (2) 監査の結果

### 【意見 15-1】 備品の種別について

基本協定書第29条第1項、6項及び7項及び第30条では、備品管理について次の通り規定している。

#### 基本協定書より抜粋

第29条 指定管理者は、本業務の用に供するため、別添「備品台帳」に示す管理物品（以下「備品（I種）」という。）を、管理する。

6 指定管理者が本業務会計において購入した備品については、備品（I種）として備品台帳に登載するものとし、その帰属は市のものとする。備品（I種）とするにあたっては、寄贈願を市に提出する。

7 指定管理者は、指定期間中、備品（I種）を本業務遂行のためにのみ使用するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は施設での利用以外の目的で貸与してはならない。

第30条 指定管理者は、前条に定めるもののほか、指定管理者の負担により指定管理者の所有に属する備品（以下「備品（II種）」という。）を購入又は調達した場合、市が示す備品台帳とは別に管理することとする。

横浜市踊場地区センターでは令和2年度に指定管理料で備品2点を購入し、その備品については備品台帳上に備品（II種）として登載し、監査日現在、横浜市に寄贈願は提出されていない。この事務処理は基本協定書第29条第6項の規定に反するものといえる。

一方で、指定管理料により取得した備品は、基本協定第30条に規定する指定管理者の負担により購入又は調達した備品（II種）に該当するという解釈も考えられる。

#### ガイドラインより抜粋

### 第5章 運用手続《2》協定の締結及び管理運営の実施

#### 1 協定の位置付け

市が指定管理者との間で締結する「協定」は、法的には「指定」という行政行為の「附款」（行政行為の効果を制限し、又は義務を課すために付加される行政の意思表示）と解釈することが妥当※である。

しかしながら、指定管理者制度の実際の運用に際しては、協定こそが市と指定管理者の間のパートナーシップの基盤となるものであり、「共創推進の指針」

に掲げる4つの原則（対等・対話、目標共有、アイデア保護と透明性確保、役割分担と責任明確化）を具体化する鍵となるものである。協定の締結・解釈・運用にあたっては、これを常に念頭に置くことが求められる。

※ 指定管理者の指定に伴う法律効果は、あくまでも「指定」という市の行政処分によって発生するため、協定の締結だけでは法律効果を発生させようとする「効果意思」を欠くことになり、単に独立した私法上の行為である「契約」と解することは困難であると考えられる。

政策局共創推進課作成のガイドラインによると協定書の位置づけは上記の通りであり、実際に指定管理者と締結される基本協定書の詳細な文言は各施設の所管課に委ねられている。監査時においても協定書内の備品項目の文言、解釈及びその運用も各施設により異なることを認識している。

また横浜市踊場地区センターの戸塚区役所における監査時には、備品については、引継ぎも含め内部の取り扱いとして次のような内部規定が確認された。

#### 内部規定より抜粋

##### 7 管理運営の実施

###### (1) 適切な引継ぎの実施

###### ③ 備品について

- ・ 備品については年に1回は物品管理簿と現物の突合せ（棚卸し）をして、管理状況等を確認
- ・ 備品等については、「指定管理期間の当初から存在した備品等（市または以前の指定管理者が引渡したもの）」と、「指定期間中に指定管理者が調達（購入等）を行った備品等」とを区分して管理
- ・ 前者については、市に帰属するものと考えられ（後述の備品等（I種）に該当）、また指定管理業務の実施に必要な備品等であると考えられることから、指定期間の満了や指定取消の実施時等には新指定管理者に確實に引渡す旨を協定で規定
- ・ 後者については、指定管理者に帰属し（後述の備品等（II種）に該当）、新指定管理者に引渡されないことが原則となる（※）。ただし、当初から存在した備品等（後述の備品等（I種）に該当）について全損等の原因で更新することを目的として新たに調達を行った場合には、指定管理者が変更した場合においても施設に存在する備品であることが求められるため、調達後速やかに市の所有に移すとともに新指定管理者に引渡すことができることを協定で規定。また、指定管理者が調達した備品等のうち更新以外の理由によるものであっても、協定の規定により、または市と指定管理者

の協議により新指定管理者に引渡すことができる旨も規定

- ・ 指定管理者が調達した備品等を市の所有とするためには、「寄贈」として横浜市物品規則第29条に規定された手続をとることが必要。具体的には、指定管理者から「寄贈願」を提出させ、それに基づき寄贈物品の受納について起案・決裁を経た上で、「物品受け入れ等処理票（第1号様式）」による処理を実施
- ・ 寄贈の手続をとる際には、市の所有とした場合には購入製品の保証を受けられなくなる可能性があること、1月1日時点で指定管理者が保有している場合には償却資産として固定資産税の課税対象となる可能性があることなどに留意
- ・ 手続きの詳細は、以下の「指定管理施設の備品等の管理について」を参照  
※ 後者に関して、「市の負担で購入した備品等」と、「指定管理者の負担で購入した備品等」を区別した上で、「指定管理料で購入した場合、市の負担で購入したものとして、市の所有とみなす」という考え方があるが妥当ではない。指定管理料は、指定管理者の（「一般財源」的な）収入であり、別途の定めがない限り、指定管理者による支出に「色」はない。つまり、原則として、「指定管理料で購入」という概念は存在せず、指定管理者が購入した備品等はすべて「指定管理者の負担で購入した」こととなる。

この内部規定の※以降の記述では、指定管理料は指定管理者の収入であり、その中から購入した備品等は指定管理者の負担で購入したことになる。すなわち指定管理料で購入した備品等はⅠ種に該当すると記載されている。

しかしながら、基本協定書第29条第6項では本業務会計（指定管理料を指すと考えられる）において購入した備品についてはⅠ種であると規定しており、両者の間には矛盾が生じている。

「本業務会計において購入した備品」の定義は難しく、原則的には指定管理者が購入した備品等は「指定管理者の負担で購入した備品」の解釈が正しいと考えられるため、用語の定義も含め、基本協定書の記載を見直すことが望まれる。

なお、指定管理者が購入した備品については、横浜市の指定管理施設全てに共通する問題であるため、横浜市としての方針を決め、その後所管課で対応することが求められる。

## 【意見 15-2】 備品の廃棄について

基本協定書より抜粋

第 29 条 3 備品( I 種)が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、市、指定管理者双方協議の上、必要に応じて当該備品を修繕又は購入若しくは調達するものとする。

備品の経年劣化等については、横浜市踊場地区センターの指定管理業務に関する基本協定書では、上記の規定があるのみで、廃棄の基準や方法や手続については規定されていない。

所管課に確認したところ、事業報告書による事後報告という実務で行われ、令和 2 年度については、事業報告書内の備品一覧において、購入と廃棄の両方の報告がなされ、備品台帳にも廃棄の記載がなされている。

ただし、当該備品の購入や調達の必要性の有無を協議したとする記載はない。書面において市、指定管理者双方協議の上、廃棄、修繕、購入若しくは調達に至ったことが明確になることが望ましい。

## 【指摘 15-1】 第三者への委託に関する承認漏れ

横浜市踊場地区センターの指定管理業務における第三者への委託の承認は、翌年度分の事業計画書の提出時に委託内容一覧（様式 8）の提出も求め、事業計画書の承認をもって第三者への委託についても承認を行っている。

令和 2 年度委託内容一覧には、「空調設備保守」については「東京ガス」に委託すると記載されているが、令和 2 年度の事業報告に添付されている「令和 2 年度施設管理計画・実績表」に記載されている空調機保守点検の「再委託会社」は、「市川総業」と記載されている。

指定管理者は、承認を受けた委託先に業務を発注すべきであるし、横浜市は、承認した第三者への委託が承認通りに実行されているかを確認しなければならない。

## 【指摘 15-2】 第三者への委託に関する報告漏れ

横浜市踊場地区センターの指定管理業務における第三者への委託の実績報告は、令和 2 年度事業報告に令和 2 年度委託内容一覧（様式 8）を添付して行われている。

この一覧には、「市川総業」に委託した空調機保守点検業務は記載されていない。

指定管理者は第三者へ委託したすべての業務を一覧に記載すべきであるし、横浜市は、一覧が網羅的に作成されていることを確認しなければならない。

### 【意見 15-3】 第三者への委託に関する様式の見直し

横浜市踊場地区センターの指定管理業務における第三者への委託の実績報告では、実施した内容は一覧表として記載されているが、計画した内容と比較する形式にはなっていない。

計画時の委託内容一覧表と実績報告に使われる委託内容一覧表を横に比較する形式にすると図表33の通りになる。比較形式にすると、計画した金額で実行されたかどうかや、計画した事業者で適正に実施できたかどうかのチェックも容易になるため、様式の変更を検討されたい。

図表33 委託内容一覧の計画と実績比較

委託内容	令和2年度 計画		令和2年度 実績	
	金額(円)	業者名	金額(円)	業者名
清掃	770,000	(株)市川総業	763,400	(株)市川総業
機械警備	152,000	セコム(株)	151,800	セコム(株)
消防用設備・機器点検	104,000	(株)東晃防災	103,400	(株)東晃防災
害虫駆除	44,000	(株)三共消毒	44,000	(株)三共消毒
受付システム保守	66,000	(株)ジユビロシステム	66,000	(株)ジユビロシステム
エレベーター保守	225,000	ジャパンエレベーターサービスホールディングス(株)	224,400	ジャパンエレベーターサービスホールディングス(株)
自動ドア	66,000	神奈川ナブコ	66,000	神奈川ナブコ
電気設備保守	238,000	(株)市川総業	237,600	(株)市川総業
空調設備保守	149,000	東京ガス	(記載なし)	
施設賠償責任保険	26,000	(株)コンチネンタル	25,780	(株)コンチネンタル

(出典：横浜市提出資料より監査人作成)

### 【意見 15-4】 第三者への委託に関する協議について

横浜市踊場地区センターの指定管理業務における第三者への委託について、令和2年度と令和3年度の計画を比較し、相違箇所を抜粋すると図表34の通りである。

図表34 計画時の相違点（令和2年度と令和3年度）

委託内容	令和2年度 計画		令和3年度 計画	
	金額(円)	業者名	金額(円)	業者名
清掃	770,000	(株)市川総業	790,000	(株)市川総業
空調設備保守	149,000	東京ガス		(記載なし)
設備総合巡視点検	(記載なし)		88,000	(株)市川総業

(出典：横浜市提出資料より監査人作成)

令和3年度について令和2年度と比較すると、清掃については金額が20,000円増額されている。また、空調設備保守については記載されていない。さらには、新たな委託として、設備総合巡視点検を計画している。

これらの変更については、「令和3年度踊場地区センター維持管理事業計画概要書」への記載が無く、変更について、どのような協議が行われ、どのような理由に基づいて承認されたのかは判明しない。

横浜市は、少なくとも前年と変更がある項目や内容については、変更理由を確認すると共に、計画概要書への記載を求め、変更内容を承認した理由や証跡を残すことが望ましい。

### 【意見15-5】 第三者への委託の適正な実施について

第三者への委託について、基本協定書では次の通り規定されている。

#### 基本協定書より抜粋

(第三者による実施)

第22条 指定管理者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 指定管理者は、事前に市の承諾を受けた場合、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

また、基本協定書参考例には、第三者への委託について次の通り記載されている。

### 基本協定書参考例より抜粋

#### (第三者による実施)

第19条 指定管理者は、第9条に定める業務の一部について、委託する業務の内容、委託契約の締結方式及び相手方等に関して予め市と文書により協議し承認を得た上で、第三者に委託することができる。ただし、○○業務及び○○業務については、委託することができない。

両者を比較すると、横浜市踊場地区センターの指定管理業務に関する基本協定書では、「委託する業務の内容、委託契約の締結方式及び相手方等に関して予め市と文書により協議し」及び「ただし、○○業務及び○○業務については、委託することができない。」の規定が記載されていない。

公の施設の管理に民間の能力を活用するためには、規定やルールは可能な限り少なくすべきと考えられるが、一方、地方自治法の規定に基づき公の施設の管理を行う指定管理者制度の趣旨に鑑みれば、その手続についても適正性の確保が求められる。

第三者への委託については、どのような手続で、何を協議し、承認し、実施した結果をチェックするかについて、基本協定書の記載内容も含め再検討が求められる。

なお、ガイドラインに記載されている通り、第三者への委託を実施する際、請け負う事業者や指定管理者にまかせきりになることなく、所管課がその実態を必ず把握し、個別に状況を確認することにより、実効性が確保されると考えられる。

### 【意見15-6】 指定管理者の選考方法について

指定管理者の選定は原則公募とされている。指定管理者の選考は予め横浜市より委嘱を受けた5名の選考委員により、選考委員会が開かれ、公募、所定の書類による応募書類の受付、応募者によるプレゼンテーション、質疑、審査が行われ、指定管理者が選定される。その選考方法は、応募書類及びプレゼンテーションの内容、質疑結果により選考委員が評点をつけるという方法による。その結果、評点の合計点の多い応募者が選ばれる結果となる。

横浜市踊場地区センターにおいても平成30年に第四期指定管理者選定が行われており、その際の選考も同様の方法によるものであった。2者の応募があり、次のような評点結果である。

図表35 横浜市踊場地区センター指定管理者選定 評点表

項目	配点	A法人	B法人
1 基本条件の理解度	10×5	41	42
2 公公平性	10×5	41	38
3 安定性・安全性	25×5	103	108
4 運営の実施効果	25×5	101	96
5 利用者ニーズの把握、利用サービス向上の取り組み	20×5	75	76
6 効率的な自主事業展開	20×5	78	81
7 効率性	25×5	88	90
8 積極性、意欲	10×5	44	39
9 団体の実質・実績			
9-1 団体の経営状況、社内体制、業務実績が本業務遂行上の問題のないものであるか	5×5	15	20
小計		586	590
9-2 応募団体は、市内中小企業又は地域住民を中心とした施設の管理運営等のために地域住民を中心には設立された団体か	5×5	25	0
10 実績評価 (現指定管理者が応募した場合)	±5×5	0	11
合計(満点 160 点/人×5=800 点)		611	601
注:配点は選考委員 5 名のため表中の点となる。評点項目は 1~8 についても項目別に区分されているが、表中では割愛している。			

(出典: 実地調査の結果報告書より監査人作成)

選考の結果、合計点ではA法人が 611 点、B法人が 601 点、10 点差でA法人が選ばれ、その後の手続を経て第四期指定管理者に選定された。

この評点項目は 1~8 については応募者の施設管理、運営上の内容が、9 は団体の実施・実績が、10 は現指定管理者に限定して、その実態が+5~△5 の加減点により問われるものである。9 の内、9-1 は団体の経営状況、社内体制等の内容により評価されるが、9-2 については「応募団体が市内中小企業又は地域住民を中心とした施設の管理運営等のために地域住民を中心には設立された団体か否か」によってのみ評点され、該当団体は 25 点、該当しない団体は 0 点の評点となり、大きく差がつく結果となる。

横浜踊場地区センター第四期指定管理者選考においては、A法人が「市内中小企業又は地域住民を中心とした施設の管理運営等のために地域住民を中心には設立された団体」に該当し、B法人は選考時点での「現指定管理者」であったため、

9-2についてはB法人、10についてはA法人の非該当項目は0点とされている。仮にこの2項目を除いて集計してみた場合、小計に示す通りA法人は586点、B法人590点となり、B法人の評点合計の方が高くなっている。1~8及び9-1の項目は応募者の施設管理、運営上の内容及び経営状況等が問われる項目であり、その合計点のみで比較した場合評点の高かった団体が、結果的に選定されなかったという見方もできることから、評点方法を含め選考方法等の見直しの検討が望ましい。

## 16. 横浜市上郷矢沢コミュニティハウス

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

横浜市上郷矢沢コミュニティハウスは、横浜市地区センター条例に規定されるコミュニティハウスとして平成25年に開館した。木造建築を生かした木のぬくもりが感じられ、落ち着く施設として好評を得ている。完全LED化で環境にやさしく、バリアフリー化されている。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市上郷矢沢コミュニティハウス	
場所	横浜市栄区桂台南2-34-2	
指定管理者	特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会	
指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日（5年間）	
施設規模	構造	木造1階建
	延床面積	316.35 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市地区センター条例	
設置目的	地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることを目的として設置する。	

#### ③ 運営状況

開館時間	月曜日から土曜日まで：午前9時から午後9時まで 日曜日、祝日及び休日：午前9時から午後5時まで
休館日	毎月第3水曜日（祝日の場合は、翌日） 12月29日から1月3日まで
自主事業	各種教室、講座、上映会等

#### ④ 指定管理料の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料（千円）	13,918	13,918	13,720	13,938	14,061

## ⑤ 利用実績の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開館日（日）	347	347	347	320	288
入館者（人）	23,821	20,190	19,150	17,634	11,541

## ⑥ 収支決算書

(様式12)

(指定管理者が記入する様式)

令和2年度 「上郷矢沢コミュニティハウス」 収支予算書兼決算書  
(R2.4.1～R3.3.31)

収入の部						(税込、単位：円)
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	14,061,000		14,061,000	14,061,000	0	横浜市より
利用料金収入	0		0	0	0	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	179,500		179,500	39,600	139,900	
自主事業収入	0		0	0	0	
雑入	140,000	0	140,000	119,315	20,685	
印刷代	40,000		40,000	14,850	25,150	
自動販売機手数料	100,000		100,000	104,133	△ 4,133	
駐車場利用料収入			0	0	0	
その他	0		0	332	△ 332	
収入合計	14,380,500	0	14,380,500	14,219,915	160,585	
支出の部						
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	7,549,000	0	7,549,000	7,095,492	453,508	
給与・賃金	6,607,000		6,607,000	6,332,071	274,929	館長及び時給職員6名
社会保険料	586,000		586,000	598,602	△ 12,602	
通勤手当	300,000		300,000	155,000	145,000	常勤職員・時給職員
健康診断費	50,000		50,000	3,819	46,181	常勤職員・時給職員
労働者福祉共済掛金	6,000		6,000	6,000	0	
退職給付引当金繰入額			0	0	0	
事務費	1,433,000	0	1,433,000	2,333,303	△ 900,303	
旅費	15,000		15,000	7,200	7,800	出張旅費
消耗品費	480,000		480,000	1,069,441	△ 589,441	事務消耗品費
会議謝り費	10,000		10,000	0	10,000	
印刷製本費	50,000		50,000	0	50,000	
通信費	180,000		180,000	133,874	46,126	電話代・郵送料等
使用料及び賃借料	110,000	0	110,000	139,315	△ 29,315	
横浜市への支払分	0		0	0	0	目的外使用料等
その他	110,000		110,000	139,315	△ 29,315	リース経費等
備品購入費	100,000		100,000	735,607	△ 635,607	
図書購入費	50,000		50,000	72,080	△ 22,080	
施設賃借責任保険	33,000		33,000	32,320	680	
職員等研修費	5,000		5,000	0	5,000	
振込手数料	10,000		10,000	8,866	1,134	
リース料	360,000		360,000	112,200	247,800	
手数料	20,000		20,000	22,400	△ 2,400	
地域協力費	0		0	0	0	地域イベントの協力費等
その他	10,000		10,000	0	10,000	
事業費	558,800	0	558,800	164,955	393,845	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	558,800		558,800	164,955	393,845	
自主事業費			0	0	0	イベントの実施
管理費	3,638,000	0	3,638,000	2,822,354	815,646	
光熱水費	1,000,000	0	1,000,000	848,573	151,427	
電気料金	800,000		800,000	706,253	93,747	
ガス料金	0		0	0	0	
水道料金	200,000		200,000	142,320	57,680	
清掃費	600,000		600,000	473,000	127,000	日常・定期清掃費
修繕費	338,000		338,000	0	338,000	
機械警備費	300,000		300,000	264,000	36,000	
設備保全費	1,400,000	0	1,400,000	1,236,781	163,219	
空調衛生設備保守	400,000		400,000	330,000	70,000	
消防設備保守	120,000		120,000	80,850	39,150	
電気設備保守	400,000		400,000	413,160	△ 13,160	
害虫駆除消掃保守	60,000		60,000	53,900	6,100	
駐車場設備保全費			0	0	0	
その他保全費	420,000		420,000	358,871	61,129	ピアノ、音響、コピー機保守費
共益費			0	0	0	
公租公課	780,700	0	780,700	915,223	△ 134,523	
事業所税			0	0	0	
消費税	780,700		780,700	915,223	△ 134,523	
印紙税			0	0	0	
その他（　　）			0	0	0	
事務経費（計算根拠を説明欄に記載）	421,000	0	421,000	421,000	0	
本部分	421,000		421,000	421,000	0	労務・経理等の本部事務経費
当該施設分			0	0	0	
ニーズ対応費	0		0	0	0	
支出合計	14,380,500	0	14,380,500	13,752,327	628,173	
差引	0	0	0	467,588	△ 467,588	
自主事業費収入				0		
自主事業費支出				0		
自主事業収支				0		
管理許可・目的外使用許可収入				104,133		
管理許可・目的外使用許可支出				0		
管理許可・目的外使用許可収支				104,133		

## (2) 監査の結果

## 【意見 16-1】 備品台帳の記載漏れについて

横浜市上郷矢沢コミュニティハウスの備品について書類上で令和 2 年度の増減の確認をしたところ、令和 2 年度事業報告書内備品一覧記載事項と監査を実施した令和 3 年 8 月 11 日時点での物品管理簿記載事項に不一致が見られた。

図表36 令和 2 年度備品一覧

№	品名	形状 その他	単価	購入		廃棄		増 減
				数量	年月日	数量	年月日	
1	空気清浄加湿器	KI-JP100	86,316	1	R2.12.7			+1
2	空気清浄加湿器	KI-JX75	49,467	1	R2.12.7			+1
3	空気清浄加湿器	KI-LS40	36,800	1	R2.12.7			+1
4	サーモゲート	零 ZERO	32,780	1	R2.12.7			+1
5	会議机	JTNN1845	30,118	8	R2.12.7	8	R2.12.7	0
6	ディスクマット	I-01-05-01・Y004	12,300			1	R3.3	-1
7	ディスクマット	I-01-05-02・Y005	12,300	1		1	R3.3	-1
8	ワイヤレスアンプ	WA2800CD	139,700	1	R3.3			+1
9	ワイヤレスチューナーユニット	WTU-1820	48,400	1	R3.3			+1
10	ワイヤレスマイク	WM-1220	36,520	1	R3.3			+2

(出典：令和 2 年度事業報告書)

令和 2 年度備品一覧の表中にも数値の不一致がある。No.10 ワイヤレスマイクの購入数量 1 に対して増減は +2 との記載であり、数量が合致していない。

また、物品管理簿と照合したところ、No.1～5 の購入備品計 12 品は整理番号 Y160～Y171 増加欄に記載されている。これらの備品 12 品の受入については、指定管理者が指定管理料で購入した後、市に寄附の申出を書面で提出し、市が受入処理をするという手続が必要になるため、備品一覧の購入年月日と物品管理簿の出納年月日は異なってしまう。

さらに廃棄備品について備品一覧には No.5～7 に記載はあるものの物品管理簿にはいずれも記載がされていない。

所管課に確認したところ廃棄の流れについては、①指定管理者から廃棄申請が提出され、②市が廃棄の決定（物品返納等処理表作成）を行い、その後、③市

が廃棄について指定管理者へ連絡（連絡日を記入）するルールであるため、指定管理者からの廃棄申請書類の提出漏れであることが判明した。

その後速やかに廃棄申請書の提出、廃棄の決定がされたが、備品一覧の記載廃棄日がR3. 3であるのに対し、物品管理簿の出納年月日は令和3年8月17日になるため、年度が異なる結果となった。

一方、購入備品No.8～10については、R3.3であり令和2年度の年度末の購入であったため、寄附の申出、物品受入処理が令和3年度になっているという報告であったが、監査を実施した令和3年8月11日時点では物品管理簿への記載がなかった点から、記載が漏れていたと言える。その後に修正した物品管理簿を確認したところ、No.8～10の備品についての受入日は令和3年6月22日であり、No.10ワイヤレスマイクは数量2が正しいことも判明したが、それら日付の相違、数量の記載誤りについて備考欄等への記載はされていない。

書類の提出漏れによる不備はもちろんのこと、手続の関係で購入日、実際の廃棄日等と物品管理簿への記載がずれる場合等において、同一物品であることの確認が不確かとなり、棚卸しの時期によっては、物品管理簿に記載されていない備品等が存在することにより混乱を招く恐れもある。そのような状況を防ぐためにも、備品等の購入廃棄については正確で迅速な処理をするとともに、他書類との確認を確実にするため、物品管理簿備考欄へ実廃棄日、実購入日等の記載をすることが望ましい。

### 【意見16-2】 第三者への委託に係る承認手続の明確化

横浜市上郷矢沢コミュニティハウスの指定管理業務に関する基本協定書第20条は次の通り規定されている。

#### 基本協定書より抜粋

第20条 指定管理者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
2 指定管理者は、事前に市の承諾を受けた場合、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
3 指定管理者が、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、この第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用は、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとする。

実際に第三者への委託は行われているが、基本協定書にある事前に市の承諾を受ける手続は行われてはおらず、委託先選定も指定管理者に任せられ、事後的な報告書が事業報告書内文書として提出されるにとどまる。

基本協定書を遵守するという観点からすれば、事前に市の承諾を受ける手続を取ることが望ましい。

図表37 令和2年度委託内容

No	委託期間	委託内容	金額（円）	業者名
1	4/1～3/31	機械警備業務	264,000	(株)リスクム
2	4/1～3/31	建物総合管理業務 ○設備総合巡視点検 ○定期清掃 ○消防設備点検 ○空調保守点検 ○自動ドア保守点検 ○害虫駆除	1,305,260	(株)キヨーエーメック
3	4/1～3/31	緑地管理生垣刈込	10,000/回	横溝総平
4	4/1～3/31	情報システム保守及びコンサルティング契約	41,062	xS-works
5	4/1～3/31	WEBホスティングプラン	6,600	(株)アリス

(出典：横浜市提供資料より監査人作成)

### 【意見 16-3】新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休館による収支について

上郷矢沢コミュニティハウスは、令和2年3月3日から3月31日まで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、横浜市の要請により臨時休館をしている。その際の収支について横浜市は「新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休館による収支について(2020年3月分)」の様式を使い指定管理者から報告を求めている。

指定管理者が提出した書類の記載内容は図表38の通りである。

図表38 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休館による収支

項目	金額(円)	備考
人件費等の減少額①	309,317	人件費 252,472 円 事務費 9,702 円 事業費 47,143 円
利用料金の減少額②	40,643	自主事業収入 13,400 円 雑入 27,243 円
不要となった額③ (①-②)	268,674	
施設改善等の実施④	280,000	空調機、排水溝修繕 ※利用者のために実施
収支差額 (③-④)	△11,326	※指定管理者側負担

(出典：新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休館による収支について  
(2020年3月分)より監査人作成)

このように、上郷矢沢コミュニティハウスでは、臨時休館により 268,674 円が不要になったと計算されたが、利用者の利便性を高める目的で施設改善等を実施し、超過分については指定管理者の負担との報告が行われた。

その後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きくなり、マスク、消毒液、感染防止対策用備品を調達する緊急性が高まったため、予定した「空調機・排水溝修繕」は最小限の維持管理支出に抑え、コロナ対策と通常使用の備品の買い替えとして使用された。しかし、これらの経緯については、指定管理者から所管課への報告は行われていなかった。

結果的には、横浜市への報告書には、実行されていない修繕予定支出を記載し提出したことになる。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による臨時休館という特別事情であるからこそ、その対応や報告は正確さが一層重視される。

報告書にはそれらを証する書類の添付をする等により事実確認を行い、やむを得ない事情により変更等を生じた場合にはその旨を速やかに報告することが求められる。また、実行予定の報告については、所管課としてもその結果について積極的に確認されたい。

## 17. 横浜市しらゆり集会所

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

横浜市しらゆり集会所は、横浜市地区センター条例に規定される集会所として昭和50年にしらゆり公園の中に開設された。会議室3室、和室二間、レクホールを有し、地域の自主的な活動や交流の場として利用されている。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市しらゆり集会所	
場所	横浜市泉区中田東一丁目41番1号	
指定管理者	白桜会	
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)	
施設規模	構造	鉄筋コンクリート造り 地上2階建
	延床面積	581.40 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市地区センター条例	
設置目的	地域住民の自主的活動を援助するものであり、地域住民の参加による新たな地域コミュニティ団体やグループの形成及び地域住民の相互交流の推進を目的とする。	

#### ③ 運営状況

開館時間	火曜日から日曜日まで：午前9時から午後9時まで 月曜日及び祝日の翌日(日曜日の時は火曜日以降の平日) ：午前9時から午後5時まで
休館日	12月28日から1月4日まで 毎月第4月曜日の施設点検日
自主事業	令和元年度実績 そば打ち体験会、カラオケひろば、夏のコンサート、子どもフェスティバル、フルート・ピアノミニコンサート、白桜しらゆりまつり、ギター演奏と歌の集い、メッシュフラワー教室、邦楽ミニコンサート、講演会：救命医療の今 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実績なし

#### ④ 指定管理料の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
指定管理料(千円)	8,188	8,188	8,188	8,264	10,192

#### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開館日数(日)	345	345	345	317	287
入館者数(人)	32,792	32,323	31,735	27,450	9,628

## 第6章 対象施設に係る指摘及び意見

### ⑥ 収支決算書

令和2年度 「しらゆり集会所」 収支予算書兼決算書  
(20. 04. 01~21. 03. 31)

(税込、単位：円)

収入の部						
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	10,192,000		10,192,000	10,192,000	0	横浜市より
利用料金収入			0	0	0	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	80,000		80,000	80,000	0	自主事業のうち、本市が仕様等で定め、自主事業にかかる財源を指定管理料から充当しているもの
自主事業収入			0	0	0	自主事業のうち、指定管理者が自発的に実施し、自主事業にかかる財源を指定管理料から充当しているもの（指定管理料を充当せず、参加費等を徴収して財源としているもの）
雑入	579,000	0	579,000	308,466	270,534	
印刷代	45,000		45,000	15,110	29,890	
自動販売機手数料	270,000		270,000	283,743	△ 13,743	
駐車場利用料収入			0	0	0	
その他（ビアノ・カラオケ・預金利息）	264,000		264,000	9,613	254,387	
収入合計	10,851,000	0	10,851,000	10,500,466	350,534	
支出の部						
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	5,548,000	0	5,548,000	5,505,379	42,621	
給与・賃金	5,480,000		5,480,000	5,492,459	△ 12,459	館長及び時給職員 5名
社会保険料	17,000		17,000	12,920	4,080	
通勤手当			0	0	0	常勤職員・時給職員
健康診断費	51,000		51,000	51,000	0	常勤職員・時給職員
労働者福祉共済掛金			0	0	0	
退職給付引当金繰入額			0	0	0	
事務費	2,255,100	0	2,255,100	2,220,467	34,633	
旅費	42,000		42,000	36,880	5,120	出張旅費
消耗品費	200,000		200,000	819,953	△ 619,953	事務消耗品費
会議謝い費	100,000		100,000	50,002	49,998	
印刷製本費	10,000		10,000	10,000	0	
通信費	233,500		233,500	240,361	△ 6,861	電話代・郵送料等
便用料及び賃借料	10,800	0	10,800	10,800	0	
横浜市への支払分	10,800		10,800	10,800	0	目的外使用料等
その他			0	0	0	リース経費等
備品購入費	1,105,000		1,105,000	555,034	549,966	
図書購入費			0	0	0	
施設賠償責任保険	5,000		5,000	5,000	0	
職員等研修費	5,000		5,000	5,000	0	
振込手数料	3,000		3,000	4,136	△ 1,136	
リース料	382,800		382,800	382,800	0	
手数料	88,000		88,000	88,000	0	
地域協力費	70,000		70,000	27,501	42,499	地域イベントの協力費等
事業費	175,200	0	175,200	0	175,200	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	175,200		175,200	175,200	0	自主事業のうち、本市が仕様等で定め、自主事業にかかる財源を指定管理料から充当しているもの
自主事業費			0	0	0	自主事業のうち、指定管理者が自発的に実施し、自主事業にかかる財源を指定管理料から充当しているもの（指定管理料を充当せず、参加費等を徴収して財源としているもの）
管理費	2,772,700	0	2,772,700	2,687,255	85,445	
光熱水費	1,067,000	0	1,067,000	859,277	207,723	
電気料金	850,000		850,000	657,768	192,232	
ガス料金	42,000		42,000	41,183	817	
水道料金	175,000		175,000	160,326	14,674	
清掃費	330,000		330,000	291,469	38,531	日常・定期清掃費
修繕費	650,000		650,000	806,256	△ 156,256	
機械設備費	290,400		290,400	290,400	0	
設備保全費	435,300	0	435,300	439,853	△ 4,553	
空調衛生設備保守	63,800		63,800	49,500	14,300	
消防設備保守	27,500		27,500	27,500	0	
電気設備保守	264,000		264,000	264,000	0	
害虫駆除消掃保守			0	0	0	
駐車場設備保全費			0	0	0	
その他保全費	80,000		80,000	98,853	△ 18,853	ピアノ、計り検査、ルート回収
共益費			0	0	0	
公租公課	100,000	0	100,000	92,800	7,200	
事業所税	100,000		100,000	92,800	7,200	
消費税			0	0	0	
印紙税			0	0	0	
その他（ ）			0	0	0	
事務経費（計算根拠を説明欄に記載）	0	0	0	0	0	
本部分			0	0	0	労務・経理等の本部事務経費
当該施設分			0	0	0	
ニーズ対応費			0	0	0	
支出合計	10,851,000	0	10,851,000	10,505,901	345,099	
差引	0	0	0	△ 5,435	5,435	
自主事業費収入				0		
自主事業費支出				0		
自主事業収支				0		
管理許可・目的外使用許可収入				283,743		
管理許可・目的外使用許可支出				10,800		
管理許可・目的外使用許可収支				272,943		

※横浜市 web ページ未公表（令和3年9月17日現在）

## (2) 監査の結果

### 【意見 17-1】 情報公開について

指定管理者制度の運用には高い透明性が求められることから、指定管理者は横浜市の保有する情報の公開に関する条例の主旨に則り、公の施設の管理運営業務に関して保有する情報の公開等に積極的に取り組むことが必要である。

指定管理施設に係る web ページの公開もその一つであり、基本協定書参考例には第 27 条においてウェブサイトの管理手続が規定されている。

#### 基本協定書参考例より抜粋

(○○施設のウェブサイトの管理)

第 27 条 指定管理者は、○○施設のウェブサイトを設置する際には、次の情報を掲載しなければならない。

(1) 指定管理者名

(2) ○○施設の事業報告書等が掲載されている市のウェブページへのリンク

一方、本指定管理者との間で締結した基本協定書におけるウェブサイトの管理手続は第 27 条第 6 項において次の通り規定されている。

#### 基本協定書より抜粋

(情報の適正管理)

第 27 条

6 指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、全ての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮しなければならない。

本施設のウェブサイトを閲覧した結果、事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページへのリンクはあったものの指定管理者名の記載はなかった。

指定管理者制度の運用には高い透明性が求められるという主旨から考えると、本指定管理施設ウェブサイトには指定管理者名を明記の上、基本協定書においてもウェブサイトへの記載範囲を明示する必要があると考える。

なお、令和 3 年 10 月 26 日現在においては、本指定管理施設ウェブサイトにおいて指定管理者名の記載があることを確認した。

### 【意見 17-2】 備品廃棄手続の明確化

備品について、物品管理簿を閲覧することにより管理状況を確認した。

備品管理簿を閲覧した結果、令和2年度においては図表39の備品について廃棄の事実が記載されているが、当該廃棄に係る事前協議に関する議事録等の保存は無く、廃棄許可書等の書面は不交付とのことである。

図表39 廃棄許可書等の書面が不交付の備品

品目	数量	廃棄年月日	保管場所
スチール事務机	1台	令和2年9月7日	事務室
ホワイトボード脚付	1台	令和2年12月15日	中会議室

(出典：物品管理簿より一部抜粋)

廃棄に係る手続については、次の通り基本協定書参考例で定められている。

#### 基本協定書参考例より抜粋

(指定管理者による備品等の管理等)

##### 第29条

3 備品等（I種）が経年劣化等により本指定管理実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、市との協議により、必要に応じて、自己の費用により当該備品等を修繕するものとする。

4 前項の場合において、多額の費用を要することなどにより当該備品の修繕が困難なときは、指定管理者は、市との協議により、必要に応じて、当該備品を廃棄することができる。

一方、基本協定書では、第29条において指定管理者による備品の管理等について定めがあるものの、備品廃棄に係る手續が定められていない。

備品の廃棄に関する履歴を残すためにも、基本協定書において備品廃棄の手續規定を設けることが望ましい。

### 【意見 17-3】 リース契約期間について

事業報告書によると過去5年度分のリース料の推移は、図表40の通りであり、指定管理者において指定期間をまたぐリース契約を締結しているものと推察される。

図表40 リース料の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
リース料(千円)	120	120	120	230	382

(出典：各年度の事業報告書より監査人作成)

本指定管理者は本施設の管理運営のみを目的として組織された任意団体であり、指定管理料以外の収入はない。本指定管理者が次期の公募において選定される保証がないという側面から考えると、本リース契約のような指定期間をまたぐリース契約を締結した場合、将来的に支払い不能に陥る可能性を排除できず、かつ、この点を市が把握していないことが問題点として挙げられる。

基本協定書においては、第 29 条及び第 30 条において指定管理者による備品の管理等について定めがあるものの、リース契約に係る手続規定はない。しかしながら、横浜市は、リース契約に係るリース物件の内容及びリース期間を把握すべきであるとともに、リース契約期間を指定期間に合わせるよう、指定管理者に指導する必要があるものと考える。

#### 【意見 17-4】 事業報告書の様式について

本事業の基本協定書、令和 2 年度事業計画書及び令和 2 年度事業報告書を比較閲覧し、指定管理者の業務執行状況の突合せを行った。特記する点は次の通りである。

##### 利用者会議に関する記載の抜粋

基本協定書	(利用者会議) 第 39 条 指定管理者は、利用者代表からなる利用者会議を開催しなくてはならない。 2 指定管理者は、利用者の意見等を施設の運営に取り入れるものとする。
令和 2 年度事業計画書	運営方針 地域・住民との連携欄：利用者会議の実施について記載あり
令和 2 年度事業報告書	記載なし

市からのヒアリングによると、令和 2 年度においては新型コロナウイルス感染症を鑑み利用者会議が未開催である旨を把握しているとのことであるが、事業報告書には、開催しなかった旨及びその理由の記載がない。

指定管理者が事業計画に則り業務を遂行しているか管理するためにも、上記各書類の記載項目が網羅的に記載されているかどうかを確認するためのチェックリスト等を活用し、基本協定書締結から事業報告までの記載内容に一貫性を持たせる工夫が求められる。

#### 【意見 17-5】 指定管理者の所在地について

本施設の指定管理者である白桜会は、本施設の管理運営のみを目的として組織された任意団体であり、その所在地は本施設の所在地と同一である。

そもそも指定管理者制度とは、地方自治体が設置する公の施設の管理運営について、民間事業者に委ねることを可能とする地方自治法上の制度であり、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としている。

したがって、指定管理者として選定されたとしても、指定管理者による本施設の使用を無条件に許可したものではなく、指定管理者が本施設を所在地として使用することは予定されていないため、指定管理業務の必要性を超えて使用していない場合においても、指定管理者の所在地と本施設の所在地は明確に区別することが望まれる。

#### 【意見 17-6】 指定管理者の役員変更について

白桜会は、指定期間中に代表者を変更しており、基本協定書第 73 条に基づき所定の届出書が提出されている。所管課においては所定の届出書が適正なものである場合には、書類受理後は特段何もしていないことである。

##### 基本協定書より抜粋

(所在地等の変更の届出)

第 73 条 指定管理者は、その名称、所在地、代表者、代表者印などの使用印等に変更があったときは、速やかにそれを証する文書を添付して書面により市に届け出るものとする。

一方、指定管理者公募時においては、応募書類にて欠格事項に該当しない宣誓書を徴求するとともに、応募団体の役員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）に

該当する者でないかを警察へ問い合わせることとしている。

公募時の当該手続の主旨を鑑みた場合、指定管理者の代表者変更はもとより役員に変更があった際にも、公募時と同程度の手続を経た上で役員変更申請受理が望まれるものと考える。

### 【意見 17-7】 予算と実績の乖離理由の明確化

本事業の指定管理料は、令和元年度指定管理者の公募の際に見直された。これは、市及び指定管理者との協議によるものであり、指定管理料の増加分は最低賃金の上昇に伴う人件費の過増、設備の老朽化に伴う維持管理経費（修繕・備品等の購入）等の支払に対応するための見直しである旨を聴取した。ただし、協議の議事録等は残っていないということである。

図表41は指定管理料、人件費、修繕費、備品購入費及び消耗品費の推移である。なお、当指定管理者は本施設の管理運営のみを目的として組織された任意団体であることから、人件費の額の算定にあたっては人件費に本部事務経費を加算した金額とした。

図表41 指定管理料及び人件費等の推移

(単位:千円)

項目	H28 年度 実績	H29 年度 実績	H30 年度 実績	R 元年度 実績	公募時 応募資料	R2 年度 実績	R3 年度 予算
指定管理料	8,188	8,188	8,188	8,264	10,192	10,192	10,197
A:人件費	4,813	5,210	5,288	5,315	5,637	5,505	5,530
B:修繕費	36	36	51	211	600	806	1,020
C:備品購入費	0	309	199	262	1,160	555	720
D:消耗品費	196	227	373	322	350	820	200
A+B+C+D	5,045	5,782	5,911	6,110	7,747	7,686	7,470

(出典：横浜市提供資料より監査人作成)

図表41の推移より、指定管理料の増加分が人件費、修繕費及び消耗品費に備品購入費に充當されていることは確認できた。しかしながら、備品購入費及び消耗品費の公募時の応募資料と令和2年度実績との比較から分かる通り、予算と実績に大きな乖離が見受けられた。この点について、所管課においては、令和2年度は新型コロナウィルスの感染症の拡大防止のため、施設の閉館や施設の利用制限を行うなど、公募時とは全く異なる状況の中での施設の管理運営となつたため、その特殊な状況下において、感染症対策等必要な経費を見極めながら予

算執行を行っており、公募時の計画と乖離があるのはやむを得ないものと判断したとのことであるが、事業報告書においてはその乖離した理由等の記載はなく事実関係を把握できない状態である。

今後、予算と実績に大きな乖離があった際には、事業報告書において乖離した理由を明示することが望ましい。

事業報告書に乖離の理由が明示されることで、今後指定管理料の見直しを実施する場合においても、指定管理料の合理的な積算に資する資料になるものと考える。

## 18. 瀬谷中央公園こどもログハウス

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

瀬谷中央公園こどもログハウスは、横浜市公園条例に基づき設置される施設であり、平成5年に開館している。地上2階建のログハウスであり、読書をするために設けられた静かな部屋、子供たちが活発に遊べる部屋、幼児でも遊べるプレイランドルームなど、多くの遊び場を設け、誰でも気軽に利用できるような施設となっている。

#### ② 施設の概要

名称	瀬谷中央公園こどもログハウス	
場所	横浜市瀬谷区本郷2-28-4	
指定管理者	特定非営利活動法人区民施設協会・せや	
指定期間	平成28年4月1日～令和4年3月31日（6年間）	
施設規模	構造	木造 地上2階
	延床面積	275 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市公園条例	
設置目的	こども達が身近なところで木のぬくもりを感じ、自由に集い遊ぶことのできる新たな魅力空間としての室内施設を公園内に設置し、こども同士の心のふれあいや創造力、表現力の向上を図る場とすることを目的として設置される施設である。	

### ③ 運営状況

開館時間	午前9時30分～午後4時30分
休館日	毎月第2月曜日【祝日の場合は翌日】 12月29日～1月3日
自主事業	①こども参加型イベント事業：こどもスポーツフェスティバル、ハロウィーンまつりやクリスマス会などこども参加型イベント事業を年3回企画 ②季節行事：日本の伝統文化や風習(端午の節句、七夕、十五夜など)を子ども世代に伝承する事業を実施 ③子育てママ応援事業：スタッフ主催の乳幼児対象の水遊び・クリスマス会事業を開催 等

### ④ 指定管理料の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料（千円）	7,139	7,139	7,139	7,205	7,339

### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開館日数（日）	346	347	347	262	275
入館者数（人）	37,511	35,309	32,652	24,648	13,008

## ⑥ 収支決算書

(様式12)

(指定管理者が記入する様式)

## 令和2年度 「瀬谷中央公園こどもログハウス」 収支予算書兼決算書

(2020. 4. 1~2021. 3. 31)

(税込、単位：円)

科目	当初予算額（A）	補正額（B）	予算現額（C=A+B）	決算額（D）	差引（C-D）	説明
指定管理料	7,339,000		7,339,000	7,339,000	0	横浜市より
利用料金収入	0		0	0	0	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	49,000		49,000	4,000	45,000	
自主事業収入				0	0	
横浜市による運営支援	0		0	56,000	△ 56,000	
雑入	1,524,000	0	1,524,000	715,909	808,091	
印刷代	0		0	0	0	
自動販売機手数料	203,000		203,000	135,906	67,094	
駐車場利用料収入	0		0	0	0	
その他（協会からの繰入金）	1,321,000		1,321,000	580,003	740,997	
収入合計	8,912,000	0	8,912,000	8,114,909	797,091	
支出の部						
科目	当初予算額（A）	補正額（B）	予算現額（C=A+B）	決算額（D）	差引（C-D）	説明
人件費	7,015,000	0	7,015,000	6,389,635	625,365	
給与・賃金	6,983,000		6,983,000	6,365,715	617,285	館長・副館長及び時給職員
社会保険料	18,000		18,000	17,920	80	
通勤手当	0		0	0	0	
健康診断費及びインフルエンザ予防接種補助	14,000		14,000	6,000	8,000	時給職員
勤労者福祉共済掛金	0		0	0	0	
中小企業退職金共済掛金	0		0	0	0	
事務費	416,000	0	416,000	471,135	△ 55,135	
旅費	10,000		10,000	778	9,222	出張旅費
消耗品費	120,000		120,000	206,592	△ 86,592	事務消耗品費
会議賄い費・諸費	14,000		14,000	1,080	12,920	
印刷製本費	0		0	0	0	
通信費	120,000		120,000	105,206	14,794	電話代・郵送料等
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分	0		0	0	0	目的外使用料等
その他	0		0	0	0	
備品購入費	50,000		50,000	33,070	16,930	
図書購入費	0		0	0	0	
施設賠償責任保険	15,000		15,000	40,630	△ 25,630	
職員等研修費	5,000		5,000	5,000	0	
振込手数料	2,000		2,000	1,210	790	
リース料	80,000		80,000	79,308	692	リース経費
手数料	0		0	3,261	△ 3,261	
地域協力費	0		0	0	0	地域イベントの協力費等
事業費	179,000	0	179,000	74,729	104,271	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	179,000		179,000	74,729	104,271	
自主事業費	0		0	0	0	イベントの実施
管理費	631,000	0	631,000	578,428	52,572	
光熱水費	23,000	0	23,000	20,966	2,034	
電気料金	23,000		23,000	20,966	2,034	
ガス料金	0		0	0	0	
水道料金	0		0	0	0	
清掃費	187,000		187,000	169,620	17,380	定期清掃費
修繕費	100,000		100,000	26,397	73,603	
機械警備費	218,000		218,000	217,800	200	
設備保全費	103,000	0	103,000	143,645	△ 40,645	
空調衛生設備保守	0		0	0	0	
消防設備保守	0		0	0	0	
電気設備保守	0		0	0	0	
害虫駆除清掃保守	0		0	0	0	
駐車場設備保全費	0		0	0	0	
その他保全費	103,000		103,000	143,645	△ 40,645	オーターカー点検・リート回収経費
共益費	0		0	0	0	
公租公課	571,000	0	571,000	498,655	72,345	
事業所税	0		0	0	0	
消費税	571,000		571,000	498,655	72,345	
印紙税	0		0	0	0	
その他（ ）	0		0	0	0	
事務経費（計算根拠を説明欄に記載）	100,000	0	100,000	100,000	0	
本部分	100,000		100,000	100,000	0	労務・経理等の本部事務経費
当該施設分	0		0	0	0	
ニーズ対応費	0		0	0	0	
支出合計	8,912,000	0	8,912,000	8,112,582	799,418	
差引	0	0	0	2,327	△ 2,327	
自主事業費収入				0		
自主事業費支出				0		
自主事業収支				0		
管理許可・目的外使用許可収入				135,906		
管理許可・目的外使用許可支出				0		
管理許可・目的外使用許可収支				135,906		

## (2) 監査の結果

### 【指摘18-1】 本部事務管理費の評価について

指定管理者が毎年度報告している瀬谷中央公園こどもログハウスの事業報告書によると、事務経費における本部分の金額が毎年度同額の100,000円となっている。所管課においても事務経費における本部分の金額が毎年度同額になっていることについて認識しているものの、その理由については指定管理者に対して特段質問等は行ってなく、内容の詳細は把握していない。

指定管理料の積算については、一般的に、控除方式を採用しており、「指定管理料=支出総額-収入総額（利用料等）」の算式で算定されるものであり、指定管理者が得るべき利益が明示されていない。したがって、事務経費における本部分の金額には、事実上の利益を含んで積算するという実務が一般化しており、指定管理事業の真のコスト総額が不透明になっているものと考えられる。

指定管理者に事務経費における本部分の金額が毎年度100,000円計上されている理由について質問したところ、指定管理者の本部における一般管理費を各指定管理施設に本部経費として按分すると、本来100,000円以上の本部経費が計上されるが、予め決められた指定管理料の中で収支がマイナスにならないようにするためには100,000円が妥当な金額であると考え、毎年度100,000円を計上しているとの回答であった。

すなわち、指定管理料を上記算式に基づき算定すると、現状の指定管理料の7,339,000円を超える、本来7,339,000円よりも指定管理料は高額であるべきところ、指定管理料が予め決められているため、支出総額を抑制せざるを得ず、支出総額の調整を本部事務経費で行っているとのことであった。結果的に、指定管理料は過少に設定されているとの認識であった。

現状においては、指定管理者が本部事務経費の正確な実績額を市に対して開示していない中で、所管課としても何ら具体的な検証を行っておらず、本部事務経費の正確な実績額の把握の努力を怠っていると言わざるを得ない。

指定管理者は、本部事務経費の按分対象となる管理費について、年度ごとに大きな変動はないということであり、所管課もそのような説明を受けているものと考えられるが、本部事務経費の評価にあたっては指定管理者に対して、本部事務経費の按分対象となる管理費実績資料を要求し、その算定根拠を精査し、あるべき実績額等に基づいた評価を実施することが必要である。

また、正確に評価した上で、指定管理料が過少に設定されているのであれば、指定管理料を増額するなどの見直しが求められる。

## 【意見18-1】 モニタリングの証跡について

ガイドラインにおいては、モニタリングに関して、次の通り規定している。

### ガイドラインより抜粋

#### 第6章 運用手続《3》モニタリング及び評価

##### 3 市（施設所管課）による評価

市（施設所管課）による指定管理者の適切なモニタリングは、地方自治法上も義務とされており（第244条の2第7項）、協定書及び毎年作成・提出を行う事業報告書の記載項目に基づく管理運営状況の確認を行う。

事業報告書には、次の項目を必ず記載することとする。

- (1) 管理経費の支出状況
- (2) 利用料金の収入状況
- (3) 利用実績（利用者数、自主事業への参加者数等）
- (4) 管理運営の実施状況（自主事業の実施状況、施設の管理状況、施設点検の実施状況及び結果等）
- (5) 指定管理者による自己評価結果（利用者会議・アンケート等含む）
- (6) 指標に対する目標値の達成状況

また、日常の管理運営の状況を把握し、持続的改善を促すことを目的として、市（施設所管課）は定期的（毎月又は四半期ごと等）に、次に基づき、モニタリングを実施する。

- (1) 関係書類の確認（例：日報、利用申請書、経理関係書類等）
- (2) 実地調査の実施
- (3) 適切な指示・指導の実施
- (4) 指示・指導に対する改善状況の確認

所管課は、指定管理者の日常の管理運営の状況を把握し、持続的改善を促すことを目的として、定期的（毎月又は四半期ごと等）にモニタリングを実施することが要請されている。

具体的な取組としては、事業報告書の記載項目に基づく管理運営状況の確認のほか、例えば日報、利用申請書、経理関係書類等の関係書類の確認、実地調査、適切な指示・指導の実施、指示・指導に対する改善状況の確認である。

所管課にモニタリングの時期、手法等について確認したところ、定期的に現地を訪問し、指定管理者による管理運営の状況等をモニタリングしているとのことであったが、現地視察の証跡は残されていなかった。

証跡のないモニタリングについては、モニタリングが実施されていない場合との区別はできず、公の施設の管理責任を果たしているとは評価できない。

モニタリング指針に基づき、定期的に現地にてモニタリングを実施しているのであれば、たとえ問題とすべき事項がない場合であっても、モニタリングの実施証跡を適正に文書に記録されることを要望する。

## 19. 横浜国際プール

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

横浜国際プールは、横浜市都筑区にある横浜市営の水泳用プールである。1998年に完成し、かながわ・ゆめ国体会場として使用された。プールなどの水泳施設のほかに屋内競技のための体育室や、テニスコート、緑地などもあり、個人利用のためにも開放されている。

また 2011 年より、bj リーグの横浜ビー・コルセアーズの試合会場として、B.LEAGUE 初年度の 2016-17 シーズンからはホームアリーナとして使用されている。

#### ② 施設の概要

名称	横浜国際プール	
場所	横浜市都筑区北山田 7-3-1	
指定管理者	横浜市スポーツ協会・コナミスポーツ・トーリツグループ ・代表団体 公益財団法人横浜市スポーツ協会 ・コナミスポーツ株式会社 ・株式会社トーリツ	
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日（6 年間）	
施設規模	構造	鉄筋コンクリート造り 地上 3 階地下 2 階
	延床面積	35,876.94 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市スポーツ施設条例	
設置目的	1. 横浜のスポーツ・レクリエーションの拠点として、水泳をはじめとした各種スポーツの振興・普及を図るとともに、アスリートから一般の市民まで幅広く満足と感動を与える施設を目指す。 2. スポーツ大会や各種イベントにおいて、主催者等の多様なニーズに応え、効率的・効果的な施設運営及び施設 P R ・周辺環境への配慮を行う。 3. スポーツ関係団体や関係者との連携強化による大規模スポーツイベントの誘致、管理運営方法や新たな事業の提供、サービスの向上を行う。	

### ③ 運営状況

開館時間	午前9時30分から午後9時30分まで
休館日	12月29日から1月3日まで
自主事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ教室等事業</li> <li>・飲食事業</li> <li>・物販事業</li> <li>・鍼灸・マッサージ等事業</li> <li>・利用料金収入（駐車場他）等</li> </ul>

### ④ 指定管理料の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料（千円）	397,379	397,662	404,494	401,351	415,596

### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開館日数（日）	347	347	347	319	288
入館者数（人）	846,357	864,366	872,657	704,563	317,842

## ⑥ 収支決算書

横浜国際プール 令和2年度年次報告

### 収支報告書

令和2年4月～令和3年3月

#### 1 総括表

##### (1) 収入

項目	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計	備考
①指定管理料収入	129,360,000	48,372,000	98,422,000	139,442,000	415,596,000	
②補てん金収入・助成金収入	0	0	0	62,153,353	62,153,353	
③利用料金収入	1,485,165	48,303,058	39,934,373	42,681,251	132,403,847	
④利用料金収入（駐車場）	269,475	10,059,000	9,362,975	10,074,850	29,766,300	
⑤スポーツ教室等事業収入	17,600	29,497,220	23,620,145	4,740,300	57,875,265	
⑥託児事業収入	0	2,400	4,200	5,400	12,000	
⑦レンタル事業収入	0	80,300	66,700	83,300	230,300	
⑧広告業務収入	2,985,343	0	0	0	2,985,343	
⑨その他収入	150	362,213	505,486	-651,136	216,713	
⑩自主事業からの還元収入	2,039,000	2,039,000	2,039,000	2,039,000	8,156,000	
小計（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩） (A)	136,156,733	138,715,191	173,954,879	260,568,318	709,395,121	
⑪自主事業による収入	1,277,952	5,642,711	11,464,692	8,164,618	26,549,973	
スポーツ教室等事業	0	0	0	0	0	
飲食事業	0	0	0	0	0	
物販事業	816,261	1,623,113	1,311,616	1,614,133	5,365,123	
鍼灸・マッサージ等事業	267,641	989,045	1,347,781	1,441,377	4,045,844	
利用料金収入 (基本開館時間以外・深夜)	0	856,099	814,874	579,093	2,250,066	
利用料金収入（駐車場） (基本開館時間以外)	59,850	386,950	263,250	47,620	757,670	
その他	134,200	1,787,504	7,727,171	4,482,395	14,131,270	
合計（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+ ⑪）	137,434,685	144,357,902	185,419,571	268,732,936	735,945,094	

##### (2) 支出

項目	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計	備考
①維持管理運営費用 (B)	125,397,256	154,940,078	188,055,623	244,708,979	713,101,936	
人件費	63,398,677	60,144,277	62,232,681	58,855,701	244,631,336	
修繕費	15,182,086	5,088,039	11,220,419	14,021,766	45,512,310	
設備管理費・保安警備費	0	0	0	173,400	173,400	
備品購入費・消耗品費	734,994	3,811,709	1,620,189	3,882,669	10,049,561	
外構・植栽管理費・廃棄物処理費	0	2,889,371	0	0	2,889,371	
広報費・印刷製本費	141,900	185,791	296,316	151,924	775,931	
光熱水費・燃料費	25,390,981	53,673,327	32,389,778	36,011,752	147,465,838	
保険料	5,210,042	97,384	68,687	-3,402,903	1,973,210	
使用料・賃借料・通信運搬費・旅費交通費	3,426,920	4,109,241	8,583,336	10,361,562	26,481,059	
委託料・謝金	243,275	13,190,007	60,129,629	97,636,874	171,199,785	
公租公課・手数料	102,731	181,072	141,428	15,251,459	15,676,690	
その他	11,565,650	11,569,860	11,373,160	11,764,775	46,273,445	
②自主事業による経費	7,749,929	5,598,736	6,229,116	5,758,564	25,336,345	
スポーツ教室等事業（基本開館時間以外）	88,193	0	116,238	-88,193	116,238	
飲食事業	1,978,608	1,978,608	1,978,608	1,978,608	7,914,432	
物販事業	1,259,349	1,345,967	1,274,969	1,683,691	5,563,976	
鍼灸・マッサージ等事業	2,333,155	235,161	820,301	145,458	3,534,075	
管理費（基本開館時間以外）	51,624	0	0	0	51,624	
駐車場管理費（基本開館時間以外）	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	
指定管理事業への還元支出	2,039,000	2,039,000	2,039,000	2,039,000	8,156,000	
合計（①+②）	133,147,185	160,538,814	194,284,739	250,467,543	738,438,281	

##### (3) 指定管理収支差額

項目	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計	備考
指定管理収支差額 = (収入（A） - 支出（B）)	10,759,477	-16,224,887	-14,100,744	15,859,339	-3,706,815	

## (2) 監査の結果

### 【意見 19-1】 収支報告書の様式について

所管課は、基本協定書第35条第1項に基づき、年間事業報告書等の提出を求めている。この年間事業報告書等の中には、施設の管理運営の収支状況を報告する収支報告書が含まれている。

#### 基本協定書より抜粋

第35条 指定管理者は、市が定めるところにより、市の指定する期日までに年間事業報告書等を市に提出しなければならない。

横浜国際プールの指定管理者である公益財団法人横浜市スポーツ協会では、公益法人の会計基準に準拠して会計処理及び財務報告を行っており、公益法人の会計基準に準拠するために作成された残高試算表と、横浜市が指定する収支報告書の様式では異なる科目等も多く、残高試算表から勘定科目や計上金額を組替えて、収支報告書を作成する業務に相当な時間を要しているとのことであった。

また、横浜市に報告する収支報告書の様式の記載項目が限られているため、該当する項目がない場合には、項目「その他」の欄への計上が行われている。

具体的な例としては、(1)施設概要⑥収支報告書に記載の通り、(1)収入⑪自主事業による収入の内訳項目である「その他」として14,131千円が計上されており、これは⑪自主事業による収入の合計額26,549千円の53%に相当する。

言い換えると、この自主事業についての報告は、自主事業収入の半分以上の内容が不明瞭であることを表しており、この結果、横浜市としては、収入の実態を詳細に把握することができていないことになる。

したがって、横浜市は指定管理者に収支報告の提出を求める際、予め様式を調整することで、指定管理者が準拠している会計処理及び財務報告の基準によって作成された報告書の活用や、必要に応じて勘定科目内訳書等の附属資料の活用など、事務作業の効率化と報告内容の明瞭性を確保するための手法を検討されたい。

### 【意見 19-2】 本部事務経費の金額の妥当性について

指定管理者が作成した収支報告書「(2) 支出①維持管理運営費用 その他」に46,273千円が計上されている。46,273千円の内訳についての内容を担当者にヒアリングしたところ、本部事務経費としてスポーツ協会で要する一般管理費を

横浜国際プールの負担分として、図表42の計算式で計上しているとの回答であった。

図表42 本部事務経費の算出式

$$\boxed{\text{本部事務経費} = [\text{総支出} - (\text{人件費・賃金} + \text{委託料})] \times 10\%}$$

横浜国際プールの経理業務はスポーツ協会の経理部で実施しており、当該経理部は横浜国際プールの経理だけではなく、他の管理運営施設の経理事務も行っているため、当該事務に係る経費を各管理運営施設に按分することは必要ではある。

しかし、スポーツ協会で要した上記割合を横浜国際プールの維持管理運営費用の本部事務経費として計上することの理由については、スポーツ協会内部の考え方の提示はあったが、その妥当性を検証した資料は確認できなかった。

指定管理者が作成した収支報告書「(2) 支出①維持管理運営費用 その他」に計上される金額の妥当性を検証するためにも、毎年度、スポーツ協会にて算出した按分割合の算定根拠を明確にしておくことが求められる。

### 【意見 19-3】 預金口座の区分管理について

横浜国際プールでは前掲の通り、年間 7 億円超の利用料金収入等が発生し、年間 7 億円超の人件費等各種費用も発生している。多額の収入及び費用が生じているが、指定管理者は、1 つの預金口座にて収入及び支出を管理している。

ここで、基本協定書第 39 条では指定管理者の収入の内容、同 44 条では管理口座について次のように定めている。

#### 基本協定書より抜粋

##### (指定管理者の収入)

第 39 条 指定管理者の収入は、指定管理料、利用料金収入、スポーツ教室等事業収入、広告業務収入、自主事業収入及び雑入とする。

2 指定管理者は、指定管理料、利用料金収入、スポーツ教室等事業収入、広告業務収入、自主事業収入及び雑入について、必要な帳簿を作成し他の経費と混同することのないよう、適正に管理するものとする。

##### (管理口座)

第 44 条 指定管理者は、本指定管理の実施に係る収入及び支出を適正に管理することを目的として本指定管理専用の口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

2 指定管理者は、第 42 条第 3 項に定める指定期間外の利用に係る利用料金収入について

は、前項で規定する口座と別の口座を設け、これを管理するものとする。

前項で規定する口座と別の口座を設けることが困難である場合には、同一口座内での管理を行うことも可能とするが、その場合は指定期間内の利用に係る収入との区分を明確にし、適切に管理を行うこと。

確かに預金口座を1口座のみで運用している現在の事務自体は基本協定書には違反していないし、1口座で管理する事務についても、指定管理者からの申請により、横浜市も許可している。

しかし、基本協定書第39条に定められている事業を全て一括して1つの預金口座にて管理することは指定管理に係る収入・支出と指定管理以外に係る収入・支出を混同する原因になることもある。そのため、少なくとも、指定管理に係る収入・支出と指定管理以外に係る収入・支出に関しては、預金口座を分けて管理することを検討されたい。

#### 【意見19-4】備品等の購入、修繕等における費用の負担について

横浜国際プールは平成10年7月にオープンして以来、23年が経過し、指定管理者による運営は平成18年度より開始している。現場視察を実施した際、施設内に老朽化した備品が多数存在し、また掲示板が破損しているなど、全体的に施設の老朽化が目立っていた。

当施設は令和4年4月1日から第4期指定期間に入るため、当年度に公募を行っており、要件の1つに、「横浜国際プール入退場ゲートシステム・更衣室ロッカーの調達について」がある。これは、老朽化した備品等の取り替えであり、1億円から1億5,000万円をかけての取り替え調達を指定管理者の費用負担で行うことを予定しているものである。

ここで、平成22年12月28日に総務省より発出された「『指定管理者制度の運用について』の発出」によると、「指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた」制度であるとしている。

「公の施設」について、「民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図る」制度であるから、施設を整備する責任は原則的には横浜市にある。

すなわち、横浜市は施設の設置者としての責務を全うすべきであり、施設の存

続に関わる維持管理については、横浜市が自ら費用を負担し対応するべきものと考える。繰り返しになるが、指定管理者制度の趣旨は民間事業者等のノウハウを活用することによる施設サービスの向上や経費節減であることから、その制度趣旨に則っても、施設のハード面における指定管理者の過度な負担は避けるべきであり、指定管理者に一方的に負わせるべきではない。

具体的には、施設の維持存続を左右するような大規模な工事や、大規模備品の更新にあたっては、横浜市は長期的な視点に立った計画や見通しを立てた上で、その内容について、指定管理者選定時等の機会において周知・公表に努め、指定管理者と情報を共有化するなど連携を図っていくべきである。

本施設における入退場ゲートシステム・更衣室ロッカーについては、施設運営にあたり必要不可欠な施設・備品ではあるが、経年劣化等に伴う備品等の更新であり、横浜市の仕様に基づく機器以外は設置不可能とのことであるため、指定管理者に裁量の余地はない。また、更新に係る費用も高額となることからもその責任は横浜市が負うべきものである。

指定管理者施設で使用する備品等については、施設の設置者である横浜市と指定管理者のどちらが購入すべきかについては、それぞれの責任や権限を明確にし、金額的な重要性も勘案してルールを定めることが望まれる。その際には、指定管理者制度の趣旨に則り、施設の重要な機器・備品の更新のみならず、施設の維持向上等にあたり必要不可欠と横浜市が考える修繕等については、横浜市の負担により実施し、指定管理者に提供することを検討されたい。

### 【指摘19-1】備品の実査について

備品については、年1回実地棚卸を実施し、所在の確認をして横浜市に報告している旨、館長より説明があった。なお、直近で現物確認を実施したのは令和3年1月8日である。

備品の監査にあたっては、実際に任意に備品を選択し、備品台帳と現物を突合したところ、以下のような問題点が散見された。

- 備品の置き場所の認識があいまいである。
- 備品のどこに横浜市所定の備品シールが貼付されているか認識していない。
- 備品と認識していたものに、備品シールが貼付されておらず、備品台帳にも登録されていない。
- 備品に横浜市所定の備品シール（現在運用されているシールではない古いシール）が貼付されており、備品として認識はしているものの、備品台帳に

登録されていない（ロッカーやワーキングデスクに多く見られた）。

- 現物確認を実施したということであるが、備品台帳にチェックをした形跡（証跡）が残っていない（破棄済み）。
- 備品台帳上、グレーでハイライトされている箇所が多数存在するが、何を意味しているのか不明である。

横浜市の web ページにて例規集を確認したところ、指定管理者が備品の現物確認を実施する頻度について明確な規定は存在しない。しかし、横浜市物品規則第46条において、会計管理者が現物検査を実施する頻度が規定されている。

#### 横浜市物品規則より抜粋

##### （物品の検査）

第46条 会計管理者は、毎年1回以上その所属の物品出納員の物品の出納及び保管の事務を検査するものとする。この場合において、物品管理者に立会いその他の協力を求めることができる。

同規則第46条は、指定管理者が実施する現物確認の頻度を規定しているものではないが、会計管理者が毎年1回以上物品の出納及び保管の事務を検査することを規定しており、また、必要に応じて物品管理者に立会を求めるという規定の内容から判断するに、同規則は物品管理者に毎年1回は現物確認することを求めていると解釈することができる。

備品は購入時において、管理番号、購入年月日、数量、単価、金額、品名、耐用年数、減価償却方法など一定の記載事項を備品台帳に記載し、現物確認の際には、当該備品台帳の管理番号と現物を突合していくのが一般的な手法である。また、現物確認の際には、印刷した備品台帳に、現物との一致を確認できた備品にはチェック（✓）を付すなどして、現物が網羅的に存在するか確認することが必要である。

指定管理者の担当者は、備品の数量が非常に多いため、複数人で数か月かけて現物確認を行っていると説明していたが、そもそも備品台帳にチェックを付した証跡は残っておらず、これでは現物確認を実施したかどうかの判断はできない。

そこで、現物確認を実施したのであれば、備品台帳に現物との突合を実施したことの証跡を残し、当該証跡が残った備品台帳はデータ（PDF）化するなどして保管されたい。

また、税抜金額欄又は備考欄に金額不明とのコメントが残っている備品については、現物の存在の有無について確認した上で、適正な表記に修正されたい。

### 【意見 19-5】 濱ともカード利用者数の管理方法について

横浜市では、65歳以上の横浜市民向けに、「濱ともカード」を渡しており、「濱とも協賛店」に提示すると、商品・入場料の割引などのサービスを受けることができるというものである。横浜国際プールは、濱とも協賛店に加盟しており、濱ともカードは一日平均20人～30人に利用されている。濱ともカード利用者の人数は、「収入日計表」に正の字を記載して人数をカウントしていく業務フローとなっており、「収入日計表」にて正の字で集計された利用者数を「施設利用券出入庫管理台帳」及び「濱ともカード利用者集計表」に転記し、濱ともカードの利用者については、別途管理している。

現場視察時にサンプル抽出をして、2021年8月12日の「施設利用券出入庫管理台帳」「濱ともカード利用者集計表」「収入日計表」を閲覧したところ、「施設利用券出入庫管理台帳」及び「濱ともカード利用者集計表」に記載された人数と「収入日計表」に記載された人数に齟齬があった。なお、入金は、「収入日計表」に記載された人数分の入金があった。

収入金額は、「収入日計表」の総合計欄の金額と一致しているということであるが、「施設利用券出入庫管理台帳」「濱ともカード利用者集計表」にて濱ともカード利用者の人数を把握しているということであるから、「収入日計表」にて集計された人数は適切に「施設利用券出入庫管理台帳」「濱ともカード利用者集計表」に転記されたい。

濱ともカード利用者の人数を「収入日計表」にてカウントした上で、さらに「施設利用券出入庫管理台帳」「濱ともカード利用者集計表」に転記し、管理するのは効率的とはいえないため、業務の見直しを実施されたい。仮に、現在の業務フローを維持したいのであれば、チェックリスト又はマニュアルを整備し、「収入日計表」に記載された人数が適切に「施設利用券出入庫管理台帳」「濱ともカード利用者集計表」に転記されているかどうかを別の担当者が確認する（ダブルチェックする）体制を構築されたい。

### 【意見 19-6】 券売機精算業務の改善について

横浜国際プールの利用者は、プール利用料金、駐車場料金、各種教室事業等に係る料金を券売機にて支払う。営業時間終了後、コナミスポーツ株式会社の担当者が、20時頃より券売機の精算業務を開始する。券売機の精算業務に関しては、簡易なマニュアルが作成されており、当該マニュアルに従って券売機の現金を回収し、金庫に入金し、実際残高と出納帳残高の一致が確認できるまでの作業をその日のうちに実施している。終了時刻は21時から21時30分頃である。

券売機の現金精算業務は、1～2時間ほどの時間を要しており、営業日は毎日

当該業務を行っている。現金の取り扱いは盜難や紛失、計算間違い等のリスクも高く人件費も掛かる。業務を効率的に実施するためにも、キャッシュレス決済を導入することを要望する。

#### 【意見 19-7】 使用不能となった備品の取り扱いについて

横浜国際プールの1階フロアを視察したところ、使用不能となった展示台が置かれていた。ガラス張りの中に横浜国際プールの模型が格納されており、ボタンを押すと該当する施設にランプが点灯する仕組みの展示台である。ケーブルも切断されており、使用できなくなつてから数年が経過しているような外観である。

指定管理者によると、ランプが点灯する機能については使用できないが、施設の全体像がわかるため現在も展示し、今後も継続する考えである。

このような展示台は、施設を継続して使用している利用者が日常的に使用するよりは、施設に初めて訪れた者が使用する頻度が高いと考えられる。特に、当施設はプロバスケットボールの横浜ビー・コルセアーズの試合会場として使用され、市外県外からの観客も数多く訪れる施設である。

今後も展示を継続するのであれば、使用可能な状態に修理するか、使用できないランプ等の機能は取り外す等の外観の手直しを行うことが求められる。

また、手直しに多額の費用が掛かり、使用の頻度も高くない状態であれば、廃棄し、備品台帳からも除外する手續が求められる。

#### 【意見 19-8】 横浜国際プールの利用方法の一本化について

横浜国際プールの web ページにおいて施設概要が公表されている。

横浜国際プールの web ページより抜粋

正式名称	横浜国際プール（愛称 WATER ARENA ウォーターアリーナ）
開館日	平成 10 年 7 月 4 日（土）
所在地	横浜市都筑区北山田 7 丁目 3 番地 1 号
規模・構造	地上 3 階地下 2 階 鉄筋コンクリート造

市民の健康増進や体力づくりはもとより国際級の大会をはじめとする各種大会の開催や、選手・指導者の養成など幅広く活用できる 350 万都市横浜にふさわしい室内総合競技場として建設されました。

メインプールは、約4,000席の観客席を擁する国内最大級の国際公認プールであり、また冬季においては、床にパネルを組み立て、スポーツフロアとして、テニスやフットサルなど様々な競技が実施できます。

指定管理者からの聞き取りによると、現状、横浜国際プールでは、FINA（国際水泳連盟）主催の国際大会は実施できないとのことである。

20年ほど前になるが、2002年パンパシフィック水泳大会、ジャパンパラ水泳競技大会など、国内外のさまざまな大会が開催されてきた。しかし、現在、FINA主催の国際大会を開催するための要件の一部を満たしていない。具体的には、計測器にオメガ製を使用する必要があるが、横浜国際プールではオメガ製を使用していないこと、また、基本席数が4,000席で増設対応可能となっている観客席の構造が、国際大会実施の要件を満たさないことが理由である。

また、webページにも掲載されている通り、冬季期間中にメインプールは使用せず、体育施設として利用するため、2,200万円ほどの費用をかけ（工事期間1か月）、床にパネルを組み立て、バスケットボール仕様にすることである。夏季においては、プールでの利用に戻すため、再度2,900万円ほどの費用をかけ（工事期間1か月）、プール仕様に戻すことである。

大会誘致等以外にも、プールの個人利用やスポーツ教室・カルチャー教室等を展開し、施設運営を行っているとのことであるが、横浜国際プールを建設した趣旨が、多くの国際大会を開催し、経済的にも地域の発展に貢献するということであるのに対し、現状では、国際大会は実施できず、また、年間5,100万円ほどの費用をかけて、年の半分はプール利用、もう半分は体育館として利用を行っており、床転換時には2か月の工事休館による機会損失が発生している。

横浜国際プールの建設当時の目的に反するだけではなく、年間5,100万円という膨大な費用をかけてプールと体育館を入れ替えるというのは、経済性という点からも明らかに合理性がないといわざるを得ない。費用対効果を勘案した上でプールか体育館に一本化するよう提案する。

## 20. 横浜市民ギャラリーあざみ野

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

横浜市民ギャラリーあざみ野は、市民に美術文化の創造と普及の場を提供し、市民の福祉の増進及び文化の向上に寄与することを目的とした施設であり、横浜市北部方面における市民ギャラリーとして、平成17年に開館した。なお、男女共同参画センター横浜北との複合施設である。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市民ギャラリーあざみ野	
場所	横浜市青葉区あざみ野南一丁目17番地3	
指定管理者	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団	
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）	
施設規模	構造	鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階 [施設内容] (ア) 市民ギャラリーあざみ野専有部 展示室1、展示室2、アトリエ、 収蔵庫（作品保管庫）等 (イ) 男女共同参画センター横浜北専有部 レクチャールーム、セミナールーム、 会議室、音楽室、生活工房、 健康スタジオ、企画室、子どもの部屋、 交流ラウンジ等 (ウ) 共用部 事務室、エントランスホール、 地下駐車場等
	延床面積	7,899 m <sup>2</sup> (男女共同参画センター横浜北専有面積及び共用部分の面積を含む)
設置の根拠	横浜市市民ギャラリ一条例	
設置目的	市民に美術文化の創造と普及の場を提供し、市民の福祉の増進及び文化の向上に寄与するため、横浜市に市民ギャラリーを設置する。	

### ③ 運営状況

開館時間	午前9時から午後9時まで
休館日	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日 ただし、保守点検等施設の安全性を確保するために必要な場合や利用状況等を考慮して、変更することができる。
自主事業	横浜市所蔵のカメラ・写真コレクションを活用した企画展を始め、市民向けの各種ワークショップ等を開催している。

### ④ 利用料金収入等の推移

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用料金収入 ※1	7,836	8,116	7,869	7,289	4,447
自主事業収入	5,777	5,457	5,178	9,820	2,874
指定管理料 ※1	160,000	160,000	160,000	161,590	157,870
指定管理施設運営支援金等	—	—	—	577	1,315 ※2
合計	173,614	173,574	173,047	179,277	166,507

※1：横浜市民ギャラリーあざみ野の指定管理者の収入としては、利用料金、自主事業収入等のほか、指定管理実施の対価として指定管理料を交付している。

※2：新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応に伴い指定管理者に生じた損害等について、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う休館等の指定管理施設運営支援金交付要綱」及び「横浜市民ギャラリーあざみ野における新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応に伴う費用負担に関する協定書」に基づき、負担金(1,315千円)を交付している。

### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開館日数（日）	347	347	347	346	347
入場者数（人）	97,333	93,845	95,334	84,438	25,963
展示室稼働率（%）	95	99	100	92	46

## 第6章 対象施設に係る指摘及び意見

### ⑥ 収支決算書

令和2年度 「横浜市民ギャラリーあざみ野」 収支予算書及び報告書

収入の部						
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	157,870,000		157,870,000	157,870,000	0	横浜市より
利用料金収入	8,200,000		8,200,000	4,447,290	3,752,710	新型コロナウイルス感染症の影響による施設利用減のため
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入			0	0	0	
自主事業収入	7,472,000		7,472,000	2,874,728	4,597,272	助成申請不採択、センター北との共同事業実施見合わせによる
入場料・講座料・その他事業収入				2,113,728		講座料・入場料・教育プラットフォーム事業負担金収入
助成金・協賛金収入				761,000		野村財团助成金（コロナワクチン）、アトあざみ野広告料、文化庁コロ
横浜市による運営支援（休館期間等）				1,315,000		休館期間等における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた横浜市による運営支援
横浜市による運営支援（利用再開後の期間等）				0		利用再開後の期間等における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた横浜市による運営支援
雑入	5,000,000	0	5,000,000	2,985,257	2,014,743	
物販等手数料	50,000		50,000	0	50,000	
自動販売機手数料	920,000		920,000	447,462	472,538	臨時休館・感染症対策による来館者減のため
駐車場利用料収入	3,900,000		3,900,000	2,171,550	1,728,450	同上
その他（センター北負担金等）	130,000		130,000	366,245	△ 236,245	センター北と共に事務機器の折半負担分 ハマふれんど給付金、派遣休業業務料返還等
収入合計	178,542,000	0	178,542,000	169,492,275	10,364,725	
支出の部						
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	76,062,000	0	76,062,000	70,245,763	5,816,237	
給与・賞金	64,040,000		64,040,000	58,138,706	5,901,294	職員7名、派遣職員3名、育休2名、事務室別バイト1名、アトリ事業別バイト6名、企画展短期バイト分。（予算計上時からの変更：正職員1名育休取得のため派遣へ切替）
社会保険料	7,797,000		7,797,000	7,398,464	398,536	
通勤手当	1,931,000		1,931,000	1,348,303	582,697	
健康診断費	104,000		104,000	113,508	△ 9,508	
勤労者福祉共済掛金	0		0	0	0	
退職給付引当金繰入額	2,190,000		2,190,000	3,246,782	△ 1,056,782	実配置との差
事務費	3,458,000	0	3,458,000	4,561,120	△ 1,103,120	
旅費	100,000		100,000	23,365	76,635	
消耗品費	400,000		400,000	902,615	△ 502,615	新型コロナウイルス感染症対策による消毒液等の購入増ほか
会議用い費	0		0	0	0	
印刷製本費	180,000		180,000	104,720	75,280	封筒、名刺等印刷費
広報宣伝費	122,000		122,000	222,741	△ 100,741	年次作成（デザイン委託含む）
通信費	545,000		545,000	623,722	△ 78,722	
使用料及び賃借料	1,401,000	0	1,401,000	1,226,174	174,826	
横浜市への支払分	125,000		125,000	126,706	△ 1,706	行政目的外使用料（飲料自販機、お弁当やさん事業）
その他	1,276,000		1,276,000	1,099,468	176,532	PC・プリンター・AED等リース、放送受信料、足ふきマットレス、セキュリティワード・ドメイン等使用料（提案書時から料金改定あり）
備品購入費	200,000		200,000	969,390	△ 769,390	文化庁助成金対象で購入した感染症対策備品及び、予算策定後に必要となった高所作業用設備の購入、Windows10PC新規購入による
図書購入費	0		0	0	0	
施設賠償責任保険	81,000		81,000	80,665	335	
職員等研修費	0		0	2,500	△ 2,500	
振込手数料	230,000		230,000	181,390	48,610	
リース料	0		0	0	0	300万以上のリース物件に使用
手数料	192,000		192,000	223,838	△ 31,838	産業廃棄物処理、インターネットバンキング、アトリ備品のリース等
地域協力費	0		0	0	0	
その他（ 雑支出等 ）	7,000		7,000	0	7,000	
事業費	27,920,000	0	27,920,000	21,268,276	6,651,724	
自主事業費						
	27,920,000		27,920,000	21,268,276	6,651,724	展覧会事業等の実施内容を大幅に見直し ※「こどもぎゃらりい2020」中止、ワクショウ事業に切替え、「コロナボーリー展」会場規模縮小・「フォト・エニアル展」会期短縮、「ジニアコロ」等中止
管理費	57,698,000	0	57,698,000	55,300,887	2,397,113	
光熱水費	14,000,000	0	14,000,000	11,233,571	2,766,429	
電気料金	9,300,000		9,300,000	7,173,834	2,126,166	4-5月臨時閉館及び貸出施設稼働率低下による
ガス料金	3,400,000		3,400,000	2,777,137	622,863	
水道料金	1,300,000		1,300,000	1,282,600	17,400	
清掃費	0		0	0	0	建物総合管理契約に含むため「その他保全費」に計上
修繕費	1,700,000		1,700,000	2,037,368	△ 337,368	館舎15年の経年劣化による修繕箇所発生
機械設備備蓄費	174,900		174,900	174,900	0	
設備保全費	41,823,100	0	41,823,100	41,855,048	△ 31,948	
空調衛生設備保守	2,333,650		2,333,650	2,360,050	△ 26,400	
消防設備保守	544,500		544,500	544,500	0	
電気設備保守	958,100		958,100	958,100	0	
害虫駆除消掃保守	0		0	0	0	建物総合管理契約に含むため「その他保全費」に計上
駐車場設備保全費	547,800		547,800	547,800	0	
その他保全費	37,439,050		37,439,050	37,444,598	△ 5,548	
共益費			0	0	0	
公租公課	6,624,000	0	6,624,000	6,679,222	△ 155,222	
事業所税			0	0	0	
消費税	6,407,000		6,407,000	6,593,500	△ 186,500	
印紙税	60,000		60,000	29,000	31,000	
その他（ 法人住民税 ）	57,000		57,000	56,722	278	
事務経費（ 計算根拠を説明欄に記載 ）	6,880,000	0	6,880,000	6,880,000	0	
本部分	6,880,000		6,880,000	6,880,000	0	
当該施設分			0	0	0	
支出合計	178,542,000	0	178,542,000	164,935,268	13,606,732	
差引		0	0	4,557,007	△ 3,242,007	

## (2) 監査の結果

### 【指摘 20-1】 不明備品等の取り扱いについて

指定管理者は、横浜市からの貸与備品等（備品等（I種））については物品管理簿（台帳）を作成し管理しており、毎年度、物品管理簿と現物との照合（棚卸し）を行っているとのことである。

監査時点（令和3年8月時点）においては、物品管理簿の備考欄に、現物と物品管理簿との間で数量に差異があるものや、存在が確認できないため確認をする旨が記載されているものがあったが、横浜市には報告されていない。

横浜市民ギャラリーあざみ野は備品等の数量も多く保管場所も多岐にわたることから、一度の棚卸しで全ての備品等の有無や状態を確認できず、後日にあらためて確認し直すことも想定されるが、一部の備品等では1年程前から不明の状態が続いているものもあるとのことである。

基本協定書第37条において、指定管理者は市から貸与された備品等を常に良好な状態に保つとともに、経年劣化等により指定管理実施の用に供することができなかった場合、市との協議により、必要に応じて修繕又は廃棄することが定められている。

所管課は、指定管理者に対して、備品等について認識している数量と現物の数量との間に差異がある場合や存在が確認できない備品等についても、適宜、報告を求め、その後の対応及び当該備品の取り扱い等を協議し、方針を決定しておく必要がある。

図表43 数量の差異等が生じている備品等

備品等	保管場所等	単価（円）	数量	状況
テーブル天板	3F アトリエ	67,200	5	現物10台
ローリングタワー	1F・2F 展示室	304,000	3	現物4台
伸縮作業棒	1F 展示備品庫2	22,400	2	1年ほど前から 不明
伸縮作業棒	2F 展示備品庫4	22,400	2	1年ほど前から 不明
CPS ソフトリッパー Plus	2F 事務室 男女折半	98,661	1	不明（時期不明）

（出典：指定管理者保管の物品管理簿より監査人作成）

### 基本協定書より抜粋

(指定管理者による備品等の管理等)

第37条 指定管理者は、本指定管理実施の用に供するため、市が所有する備品等（以下「備品等（I種）」という。）を管理する。

2 指定管理者は、指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等（I種）が経年劣化等により本指定管理実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、市との協議により、必要に応じて、当該備品等を修繕するものとする。

4 前項の場合において、当該備品の修繕が困難なときは、指定管理者は、市との協議により、必要に応じて、当該備品を廃棄することができる。

### 【意見20-1】 指定管理者における備品管理方法について

指定管理者は、横浜市からの貸与備品については物品管理簿（台帳）を作成し管理しているが、横浜市民ギャラリーあざみ野においては備品の数量が多いとともに、特殊な備品も多く、物品管理簿に記載された名称及び保管場所等の情報だけでは現物の特定に時間がかかることが想定される。

このため、指定管理者においては、例えば、台帳に当該備品の写真映像を添付する等、現物と台帳との関係をより分かりやすくするとともに、棚卸しを行った際にはその記録を保管し、その時点において一致が確認できなかったものの顛末の記録を残す等、より効果的に管理できる方法を検討されたい。

### 【意見20-2】 備品管理状況の報告方法の見直し

横浜市が貸与する備品等はあくまでも市が所有するものであり、基本協定書においても、指定管理者は、指定期間中、横浜市から貸与された備品等を常に良好な状態に保つことを求めている。

現在、横浜市から指定管理者に貸与されている備品に関しては、当該年度中の増減（購入又は廃棄等）の報告はなされているが、貸与備品の一覧（台帳）と現物との照合結果等の報告は求めていません。

所管課として指定管理者の備品管理状況を把握し、市と指定管理者との認識を共有するためにも、例えば、指定管理者に年に1回は備品等の棚卸し（台帳と現物との照合）を行うこととし、事業計画書に棚卸しの実施計画を記載し、その結果を事業報告書にて報告する運用とすることを検討されたい。

なお、棚卸しの方法としては、備品の種類、使用の頻度、保管場所等により備

品を分類し、複数年に分けてすべての備品を循環棚卸しする方法等、市において有効な管理ができ、指定管理者の負担も最小限となる方法での実施が望ましい。

### 【意見 20-3】新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた web 対応等の年度目標及び評価への組入れ

令和 2 年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業が中止又は縮小を余儀なくされた。このような状況下において、指定管理者である公益財団法人横浜市芸術文化振興財団においては、実施方法等の見直しや参加者数を抑える等し、可能な方法での事業の実施に取り組んでいることは評価できる。

例えば、令和 2 年 8 月に開催された「こどもぎゃらりい 2020」等においては、当初は現地での参加による実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ワークショップでの制作過程等を動画に収録し、web ページでの公開を行う等の取り組みを行っていた。

このように web での対応等を組み合わせて行った事業は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急避難的に行ったものではあるものの、その中には、新型コロナウイルス感染症の影響が収まった後においても、参加方法の多様化等の観点から、継続的に取り組むことが望ましいものもある。

今後、指定管理者においては、web 等での対応といった新しい手法について、そのメリット・デメリット等を総括し、今後の事業の実施への適用の適否を継続的に検討されたい。また、所管課においても、市民の参加方法の多様化等の観点から評価できるものについては、毎年度の目標設定や実績評価に経常的に組み込んでいくことを検討されたい。

### 【意見 20-4】新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた指定管理料の調整について

令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、年度当初から 5 月末まで休館したことを受け、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う休館期間等の指定管理施設運営支援金交付要綱」及び「横浜市民ギャラリーあざみ野における新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応に伴う費用負担に関する協定書」に基づき、追加の指定管理料 1,315 千円が交付されている。

その際、令和 3 年 3 月 31 日付けにて「横浜市民ギャラリーあざみ野における新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応に伴う費用負担及び令和 2 年度決算

確定後の調整に関する協定書」（以下「費用負担及び決算確定後の調整に関する協定書」という。）が締結されており、令和2年度決算が確定した後、収入が支出を上回った場合には、あらためて調整を行うことが定められている。

#### 費用負担及び決算確定後の調整に関する協定書より抜粋

（令和2年度決算確定後の調整）

第7条 乙は、令和2年度の決算が確定し、収入が支出を上回った場合には、第2条の期間について受けた、指定管理施設運営支援金及び新型コロナウィルス感染症拡大防止の対応に伴う負担金の金額の範囲内で、令和3年度の指定管理料等で甲と調整を行うこととする。

注：甲は横浜市、乙は公益財団法人横浜市芸術文化振興財団である。

結果として、令和2年度決算においては、本件負担金も併せて、収入が支出を4,557千円上回っており、本件負担金1,315千円の範囲内で調整を行うこととなった。

図表44 令和2年度收支の対前期・前々期比較

（単位：千円）

区分	令和2年度 A	令和元年度 B	増減 A-B	平成30年度 C	増減 A-C
指定管理料	157,870	161,590	△3,720	160,000	△2,130
利用料金収入	4,447	7,289	△2,842	7,869	△3,421
自主事業収入	2,874	9,820	△6,946	5,178	△2,303
負担金	1,315	0	1,315	0	1,315
その他	2,985	5,805	△2,820	5,785	△2,799
収入合計	169,492	184,506	△15,014	178,832	△9,340
人件費	70,245	71,170	△925	71,474	△1,228
事務費	4,561	5,392	△831	3,943	617
自主事業費	21,268	35,077	△13,808	36,330	△15,062
管理費	55,300	59,163	△3,862	58,691	△3,390
公租公課	6,679	6,533	145	4,874	1,805
事務経費	6,880	6,826	54	9,260	△2,380
支出合計	164,935	184,163	△19,228	184,574	△19,639
差引	4,557	342	4,214	△5,741	9,956

（出典：横浜市提供資料より監査人作成）

令和2年度においては、年度当初からの休館とともに、6月からの開館以後においても、多くの事業について中止又は規模の縮小等を余儀なくされている。このため、収入合計169,492千円は、対令和元年度比で15,014千円減少し、対平成30年度比では9,340千円減少した水準となっている。

一方、支出合計164,935千円は、対令和元年度比で19,228千円減少し、対平成30年度比では19,639千円減少した水準となっている。支出額の減少が全て事業の中止又は規模の縮小等によるものとは限らないものの、一定程度の影響が反映されていることが推測される。

交付された指定管理料は当初予定していた事業量に応じて金額が算定されており、予定していた事業等の縮減による支出額の減少は、指定管理料の減額要因となる性質のものである。一方、新型コロナウイルス感染症の影響等によるかかり増し経費や逸失した利用料金収入等については、指定管理料の増額要因となる性質のものである。

令和2年度に発生した本件負担金1,315千円の調整（市への返還）等については、返還するかしないかの判断や返還方法の判断材料として収支計算を使っている。

令和2年度及び令和3年度の収支計算の中には、新型コロナウイルス感染症の影響による増減額と通常の施設管理による増減額が混在している。この内、調整されるべき増減額は新型コロナウイルス感染症の影響によるものである。

したがって、本件負担金の調整を行う際に収支計算を使用する場合には、可能な限り新型コロナウイルス感染症の影響額のみを評価し、その金額を基礎に調整を実施することが求められる。

## 21. 横浜市栄区精神障害者生活支援センター

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

精神障害者生活支援センターは、地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を促進することを目的として、横浜市では各区に1館設置している。

横浜市栄区生活支援センターは、平成13年に市内2番目の生活支援センターとして設置されている。

精神保健福祉士などによる日常生活相談、日常生活に必要な情報の提供、食事サービス、入浴サービス、洗濯サービスの提供、各センターによる自主事業（レク・イベント等）、地域交流活動などを行っている。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市栄区精神障害者生活支援センター	
場所	横浜市栄区小菅ヶ谷町3丁目32-12 (横浜市小菅ヶ谷地域ケアプラザ併設)	
指定管理者	社会福祉法人恵友会	
指定期間	令和3年4月1日～令和13年3月31日(10年間)	
施設規模	構造	RC2階建て
	専有面積	466.27 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市精神障害者生活支援センター条例	
設置目的	精神障害者の地域生活支援における横浜市の拠点施設として、地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としている。	

### ③ 運営状況

開館時間	月曜日から金曜日：午前9時から午後8時まで 土曜日：午前9時から午後5時まで
休館日	日曜日、12月29日から1月3日まで
自主事業	定例事業（誕生会、利用者ミーティング等） その他イベント（クリスマス会、区民まつり等）は新型コロナウイルス感染症防止のため中止

### ④ 指定管理料の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料（千円）	62,389	65,550	70,931	73,848	72,889

注：人件費については精算方式を採用している。

### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開館日数（日）	352	352	353	316	310
来館者数（人）	11,153	10,186	10,040	8,702	6,603

## ⑥ 収支決算書

令和2年度 栄区精神障害者生活支援センター指定管理料収支決算書  
(総括版)

自令和2年4月1日 至令和3年3月31日

(単位:円)

科目	予算額	決算額	決算額のうち 法人負担金額	差額	備考
<b>I 収入の部</b>					
1 指定管理料収入(当初)	81,927,000	81,927,000		0	
2 指定管理料収入(変更)				0	
3 法人負担金				0	
4 相談支援事業に要した交通費収入				0	
<b>収入合計</b>	<b>81,927,000</b>	<b>81,927,000</b>		<b>0</b>	
<b>II 支出の部</b>					
C 戻 入 精 算	1 人件費	64,958,000	55,920,745	0	9,037,255 ✓
	所長			▲ 57,810	
	常勤職員			1,796,749	常勤5名
	非常勤職員	14,448,000	10,445,938	4,002,062	非常勤4名
	アルバイト	4,857,000	2,791,661	2,065,339	アルバイト2名
	調理アルバイト	2,813,000	2,825,770	▲ 12,770	調理6名
	嘱託医賃金	1,002,000	812,899	189,101	嘱託医3回/月、カウンセラー1回/月
	法定福利費	7,079,000	6,241,959	837,041	健康保険、厚生年金他
	退職金給与引当金	1,128,000	936,000	192,000	中退金
	福利厚生費	160,000	146,457	13,543	健康診断、インフルエンザ
	労務厚生費	60,000	48,000	12,000	ハマフレンド
C 2	2 施設管理費	6,620,000	6,973,989	0	▲ 353,989
	光熱水費	3,280,000	3,691,372	▲ 431,372	電気、ガス、水道
	庁舎管理費	2,920,000	2,877,124	42,876	施設管理、清掃他
	修繕積立金	500,000	500,000	0	大規模修繕積立
	利用者負担金充当金	▲ 60,000	▲ 94,507	34,507	入浴、インターネット他
C 3	3 運営費	7,409,000	6,041,245	0	1,367,755
	旅費	400,000	172,285	227,715	旅費交通費
	消耗品費	600,000	499,864	100,136	事務用品他
	印刷製本費	250,000	164,805	85,195	パンフレット、チラシ作成他
	修繕費	1,500,000	1,198,945	301,055	自動ドア、エアコン他修理
	通信運搬費	1,000,000	1,028,808	▲ 28,808	電話、ネット、切手他
	賃借料	2,000,000	1,776,521	223,479	車両、PC、コピー機他リース料
	備品等購入費	250,000	416,570	▲ 166,570	
	保険料	100,000	26,870	73,130	施設賃償保険
	雑費	1,309,000	756,577	552,423	研修費、会費他
C 4	4 本部繰入金	2,940,000	2,940,000	0	
	<b>支出合計</b>	<b>81,927,000</b>	<b>71,875,979</b>	<b>0</b>	<b>10,051,021</b>
<b>III 戻入の部</b>					
人件費戻入精算分		9,037,255			

## (2) 監査の結果

### 【意見 21-1】 収支決算書に記載すべき範囲について

横浜市栄区生活支援センターを含む各生活支援センターの収支決算書を確認したところ下記①・②が検出された。

#### ① 利用料金収入について

利用料金とは、指定管理者が横浜市精神障害者生活支援センタ条例に基づき、相談支援や自立生活援助の利用に係る料金をいう（協定書第38条）。

各生活支援センターでは同じ事業を実施しているにもかかわらず、栄区生活支援センターの令和2年度収支決算書では、利用料金収入（給付費）の計上は行われていなかったが、他の指定管理者が管理運営している神奈川区生活支援センター及び磯子区生活支援センターの収支決算書では、利用料金収入（給付費）が計上されていた。

図表45 栄区生活支援センターの収入の部（一部抜粋）

自令和2年4月1日 至令和3年3月31日						(単位:円)
科目	予算額	決算額	決算額のうち 法人負担金額	差額	備考	
<b>I 収入の部</b>						
1 指定管理料収入(当初)	81,927,000	81,927,000		0		
2 指定管理料収入(変更)				0		
3 法人負担金				0		
4 地域相談支援に要した交通費収入				0		
収入合計	81,927,000	81,927,000		0		

図表46 神奈川区生活支援センターの収入の部（一部抜粋）

自令和2年4月1日 至令和3年3月31日					(単位 円)
科目	予算額	決算額	差額	備考	
<b>I 収入の部</b>					
1 指定管理料 収入	73,100,000	73,100,000	0		
2 指定管理料収入(追加)	55,880	55,880	0		
3 利用料収入(給付費)	0	3,755,142	△ 3,755,142		
4 地域相談支援及び計画相談支援に要した交通費収入		0	0		
収入合計	73,155,880	76,911,022	△ 3,755,142		

注：丸囲みは監査人が加筆

利用料金については、各生活支援センターで実施すべき相談支援や自立生活援助業務から生じるものであり、基本協定書第35条において、「指定管理者の収入は、指定管理料、利用料金、有料サービスの提供に伴う利用者負担金、自主事業収入および雑入とする。」と明記されているため、当然に収支決算書に含める必要がある。

また、相談支援や自立生活援助業務に係るコスト（人件費や通信運搬料など）が収支決算書の支出の部に含まれており、収支を対応させるためにも利用料金を記載する必要がある。

## ② 食事サービスの実費負担収入について

生活支援センターが提供する実費負担を伴うサービス（食事サービス、入浴サービス、洗濯サービス、インターネットサービス）については、利用に応じて利用者が負担することとなっている。

これらの利用者の実費負担については、公募要項に記載がある。

### 公募要項より抜粋

これら実費収入は指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

公募要項に記載があるにもかかわらず、栄区生活支援センターのみでなく、各生活支援センターで、食事サービスの実費負担収入については記載がなかった。

したがって、すべての生活支援センターにおいて、食事に係る実費収入を記載することが必要である。なお、食事サービス実費収入の計上が行われていないため、食事サービスを提供するための食材費等についても計上が行われていない。こちらについても記載が必要である。（後述の「【意見21-2】利用料金の見直し」の検討の上でも有用性がある。）

上記①・②の通り、収支報告の対象から漏れている事項があるため、公の施設としての収支状況が適切に把握することができていない。したがって、所管課として収支決算書に記載すべき範囲を明確にし、適切な収支報告を求める必要がある。

## 【意見 21-2】 利用料金の見直し

利用者の負担については、「横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱」に記載がある。

横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱より抜粋

(利用者の負担)

第12条 センターの利用は無料とする。ただし、センターが提供する実費負担を伴うサービスについては、別表2に掲げる金額を利用者に負担させるものとする。

利用者の実費負担の金額については、次の図表47に記載の通りである

図表47 横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱別表2

センター提供サービス	利用者負担金	備考
食事サービス	1食 500円以下	利用者負担額は、各生活支援センターで必要な額を定める。利用者負担額は全額食材等に当てる。
入浴サービス	1回 100円	石鹼、シャンプーは利用者負担とする。
洗濯サービス	1回 100円	洗剤は利用者負担とする。
インターネットサービス	10分 10円	利用時間は1人連続2時間までとする。
第4条第5号の自立生活援助及び同条第6号の相談支援事業の利用に係る実費相当額	実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額	

これらの利用者負担金については、長らく見直しが行われていない。

食事サービス、入浴サービス及び洗濯サービスについては、指定期間の10年の間に1回は、各指定管理者に対して実費相当額を確認するとともに、他の社会福祉制度との整合性を勘案しつつ、料金設定を見直すことが望ましい。なお食事サービスの実費相当額については、「【意見 21-1】 収支決算書に記載すべき範囲について」に記載の通り、収支決算書への記載を求めて実費相当額が把握しやすくなると考えられる。

また、インターネットサービス利用料については、多くの公の施設でWi-fiを導入し、無料でネット利用が可能な環境を整備している状況を鑑みれば、利用料金を徴収する必要性について見直しの検討をすることが望ましい。

### 【意見 21-3】修繕積立金について

指定管理者が横浜市に提出している栄区生活支援センターの収支決算書には、過年度より修繕積立金が計上されている。修繕積立金は、将来の修繕に備えて積み立てるものであるが、実際に予定していた修繕を行った際には、修繕積立金を取り崩し、収支決算書上で修繕費の支出額から控除する必要がある。

令和2年度までの修繕積立金と修繕費の支出額との関係は図表48の通りである。

図表48 修繕積立金と修繕費の関係

(単位：千円)

科目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
修繕積立金積立額	200	200	300	300	0	0	0	0	0	500
修繕積立金累計	200	400	700	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,500
修繕費計上額	670	329	531	748	1,969	567	1,258	1,267	1,997	1,199

(出典：各年度の収支決算書より監査人作成)

指定管理者は平成26年度までに修繕積立金を1,000千円積み立てているが、その後第2期指定期間（平成23年度から令和2年度まで）の最終年度である令和2年度に至るまで、毎期修繕を実施しているものの、一度も積立金が取り崩されておらず、修繕積立金の対象となる工事が行われていないと考えられる。

また、指定管理者が切り替わる可能性を考慮すると、指定期間の最終年度に目的とする工事を実施しない場合には、予め修繕積立金を取り崩す手続が必要であると考えられる。

修繕積立金は、将来の修繕に備えて計画的に積み立てるものであり、収支に余裕があるからといって、ただやみくもに積み立てるのでは意味がない。適切な修繕計画を策定し、その実行を確実にするためのものである。

今後所管課は、収支決算書上修繕積立金の計上を許容するのであれば、指定管理者から修繕計画入手するなどのモニタリングを実施し、修繕積立金の適切な把握に努められたい。

## 【指摘 21-1】 備品台帳の記載について

備品台帳については、基本協定書の別紙2で書式を定めている。

図表49 横浜市栄区生活支援センター備品台帳（一部抜粋）

別紙2 基本協定書（第28条）			
平成 年 月 日 時点			
横浜市栄区精神障害者生活支援センター			
備品等（I種）管理簿			
I種：横浜市が所有権を有する備品			
備品管理番号	備品名	購入年月日	修繕履歴

備品の管理については、横浜市の基準に準じて台帳を作成し、その購入、廃棄等の記録を確実に行う必要がある。そのためには、現在の別紙2の書式の備品台帳（備品等（I種）管理簿）では、備品の取得価額や保管場所、数量等を記載する欄がなく、不十分である。

今後は、横浜市物品規則様式14を参考にするなどし、適切な書式で備品台帳を作成する必要がある。

## 【指摘 21-2】 備品実査について

所管課による指定管理者の適切なモニタリングの一環として、ガイドラインにおいて備品の実査に関する記載がある。

### ガイドラインより抜粋

施設の安定的な管理運営を確保するため、年1回を目途として、指定管理者となっている民間事業者等の団体の財務状況を把握することが重要である。そのため、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の確認を行う。  
また、備品については、年に1回は物品管理簿と現物の突合せ（棚卸し）をして、管理状況等を確認する。

栄区生活支援センターの備品については、指導監査等の際に備品の管理状況を確認しているとのことであるが、ガイドラインに記載のように年に1回の確認は実施していなかった。今後、ガイドラインに基づく適正な管理を行う必要がある。

#### 【意見 21-4】 情報公開のタイミングについて

ガイドラインでは、市による評価の結果に関する情報公開について、次の通り定めている。

##### ガイドラインより抜粋

###### 3 市（施設所管課）による評価

市による評価の結果については、「事業計画書」「事業報告書」を本市ウェブサイトに掲載するなど、積極的な公表に努める。

この情報公開については、公表の時期については述べられていないが、市民局所管の公の施設では、対象年度の翌年度6月の公表を目指していた。

一方、栄区生活支援センターの「事業計画書」「事業報告書」については、平成26年度以降、長らくホームページ上の公開が行われていなかった。

生活支援センターにおいては、個人情報保護の観点から、他の公の施設の指定管理より、さらに慎重に「事業計画書」や「事業報告書」の内容を確認する必要があることは理解できる。ただし、情報公開には適時性も求められるため、所管課として公表の目安となるタイミングを設定し、その公開が可能となるようなチェック体制の構築が望まれる。

#### 【意見 21-5】 指定管理料の消費税の取り扱いについて

所管課は、指定管理料のうち生活支援センタ一本体の運営に係る指定管理料のみならず、自立アシスタント支援事業に係る指定管理料についても、消費税非課税の取引として取り扱っている。

従来委託で自立アシスタント支援事業を実施した場合については、消費税の課税取引として処理していたため、指定管理部分で委託した場合の消費税についても、課税取引であるか非課税取引であるかを明確に説明できるよう、税務署等に照会を行うなどの対応を行い、所管課として経緯等を継続的に引き継いでいくことが望ましい。

## 22. 日野こもれび納骨堂

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

日野こもれび納骨堂は、横浜市墓地及び納骨堂に関する条例に規定される納骨堂として平成30年に供用を開始した。自動搬送式、合葬式の納骨施設を有し待合スペース、多目的室、駐車場を備える新しい施設である。

#### ② 施設の概要

名称	日野こもれび納骨堂	
場所	横浜市港南区日野中央1-13-2	
指定管理者	清光社・横浜植木共同事業体	
指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日（5年間）	
施設規模	構造	鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造） 地上1階 地下1階
	敷地面積	3,745.70 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市墓地及び納骨堂に関する条例	
設置目的	墓地需要の増加とニーズの多様化に対応するため、多くのご遺骨を収蔵できる納骨堂や緑豊かな整備した新たな施設として日野こもれび納骨堂を設置する。	

#### ③ 運営状況

開館時間	午前9時から午後5時まで
休館日	11月第1月曜日
自主事業	粉骨業務、銘板販売、供花販売、駐車場

#### ④ 指定管理料の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料（千円）	—	—	56,033	55,852	56,192

## ⑤ 利用実績の推移

### 1) 納骨実施件数の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自動搬送式納骨施設(件)	-	-	594	374	294
合葬式納骨施設(件)	-	-	593	499	525

### 2) 自主事業件数の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
粉骨業務(件)	-	-	631	521	578
供花販売(件)	-	-	905	823	1,454
銘板販売(件)	-	-	712	347	309
駐車場利用台数(台)	-	-	5,645	8,343	9,897

## ⑥ 収支決算書

令和2年度 「日野こもれび納骨堂」 収支予算書及び報告書

収入の部						
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	56,192,000	0	56,192,000	56,192,000	0	横浜市より
利用料金収入	0	0	0	0	0	
自主事業(既存管理料受取の自主事業)収入	0	0	0	0	0	
自主事業収入	49,220,000	0	49,220,000	22,720,504	26,499,496	
贈入	2,605,000	0	2,605,000	1,459,342	1,145,658	
印刷代	0	0	0	0	0	
自動販売機手数料	199,000		199,000	147,952	51,048	
駐車場利用料収入	2,406,000		2,406,000	1,287,660	1,118,360	
その他(発行手数料 算り金)	0		0	23,700	23,700	
収入合計	108,017,000	0	108,017,000	80,371,848	27,645,154	
支出の部						
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	21,858,000	0	21,858,000	21,927,928	69,928	
給与・賞金	17,920,000	0	17,920,000	16,271,674	351,674	
社会保険料	2,978,000	0	2,978,000	2,371,544	606,456	
通勤手当	800,000	0	800,000	1,174,710	374,710	
健康診断費	160,000	0	160,000	110,000	50,000	
勤労者福祉共済掛合	0		0	0	0	
退職給付引当金繰入額	0		0	0	0	
事務費	3,720,000	0	3,720,000	4,210,923	490,923	
旅費	145,000	0	145,000	38,900	106,100	
消耗品費	607,000	0	607,000	1,457,846	850,846	消耗用具等を含む
会議謝い費	0		0	0	0	
印刷製本費	381,000	0	381,000	194,335	186,665	差圖リーフレット、複合機カウンター、見注書を含む
通信費	607,000	0	607,000	1,234,840	617,840	ホームページ作成料を含む
使用料及び賃借料	500,000	0	500,000	499,903	97	
横浜市への支払分	500,000	0	500,000	499,903	97	自動販売機、供花販売スペース、Wi-Fi設置スペース
その他	0		0	0	0	
備品購入費	474,000	0	474,000	106,834	367,166	
因書購入費	0		0	0	0	
旅費賃貸責任保険	88,000	0	88,000	93,800	5,800	
職員等研修費	154,000	0	154,000	58,000	96,000	
振込手数料	213,000	0	213,000	85,049	127,951	
リース料	281,000	0	281,000	433,056	152,056	AED、コピー機、デジタルサイネージなど
手数料	248,000	0	248,000	8,360	239,640	
環境協力費	22,000	0	22,000	0	22,000	
事業費	45,626,000	0	45,626,000	14,430,531	31,195,469	
自主事業(既存管理料受取の自主事業)費	656,000		656,000	657,880	1,880	繁忙期のマイクロバス運行(3,7,8,9月)
自主事業費	44,970,000		44,970,000	13,772,651	31,197,349	
償還費	28,913,000	0	28,913,000	24,321,350	4,591,650	
光熱水費	2,136,000	0	2,136,000	3,316,563	1,182,563	
電気料金	1,543,000	0	1,543,000	2,156,354	613,354	
ガス料金	387,000	0	387,000	975,412	588,412	
水道料金	206,000	0	206,000	186,797	19,203	
清掃費	671,000	0	671,000	1,382,734	711,734	排水設備清掃、廻収荷物処理費を含む
修繕費	2,200,000	0	2,200,000	951,390	1,248,610	外物搬送、自動販売機のUPS交換費など
織維医療費	2,177,000	0	2,177,000	396,000	1,781,000	
設備保全費	21,729,000	0	21,729,000	18,262,663	3,466,337	
空調衛生設備保守	1,498,000	0	1,498,000	783,200	714,800	
消防設備保守	133,000	0	133,000	99,000	34,000	
電気設備保守	424,000	0	424,000	380,798	43,202	
害虫駆除清掃保守	0	0	0	0	0	
駐車場設備保全費	5,018,000		5,018,000	1,464,280	3,553,720	
自動ドア点検	1,190,000	0	1,190,000	1,128,600	61,400	
機器管理	7,956,000	0	7,956,000	7,956,660	660	供花交換業務含む
自動販売機管理	5,510,000	0	5,510,000	5,478,000	32,000	表面作業費含む
その他保全費	0		0	972,125	972,125	繁忙期の交通誘導警備(3,9月)
共益費	0		0	0	0	
公租公課	1,860,000	0	1,860,000	2,220,540	360,540	
事業所税		0	0	0	0	
消費税	1,860,000		1,860,000	2,196,840	336,840	
自転車税	0		0	0	0	
その他(発行手数料 算り金)	0		0	23,700	23,700	
事務経費(仕事相談を除く)費	6,040,000	0	6,040,000	13,220,000	7,180,000	労務、経理等
本部分	6,040,000	0	6,040,000	13,220,000	7,180,000	
当該施設区分	0		0	0	0	
ニーズ対応費	0		0	0	0	
支出合計	108,017,000	0	108,017,000	80,331,272	27,685,728	
差引	0	0	0	40,574	40,574	

## (2) 監査の結果

### 【指摘 22-1】 備品管理について

本施設は平成30年4月1日に運営を開始した新しい施設である。物品管理簿も施設の業務開始に伴って新規に作成されている。物品管理簿は表計算ソフトによりデータで管理され、基本協定書第28条に基づき備品等Ⅰ種、Ⅱ種を区分して記録されている。

監査時に任意に選択した数点の備品について、その実在性や物品管理簿の記載状況を確認したところ、次のような誤りが判明した。

- ① 備品等(Ⅰ種)である除湿器2台が、備品等(Ⅱ種)として記録されていた。
- ② 備品等(Ⅱ種)の整理番号がずれていた。
- ③ 備品等(Ⅱ種)のプラカード8枚が重複して記録されていた。
- ④ 備品等(Ⅱ種)の「インフォメーションディスプレイ」と記録されていたものは、正しくは建物建設時の設備であり備品ではない。しかしながら、誤って備品等(Ⅱ種)として記載され、内容も指定管理者の自主事業としてリース契約をしているリース物品である「デジタルサイネージ」の内容が記録されていた。

監査時に指定管理者からは、備品等に関しては実地棚卸により確認をしているという説明を受けたが、監査時にサンプリングをした結果上記誤りが発見された。前述の事実からすると、指定管理者が下記の基本協定書第28条及び第29条を遵守し、備品等Ⅰ種Ⅱ種の明確な区分と正確な記載、管理、運営をしているとは評価できず、改善の必要がある。

#### 基本協定書より抜粋

第28条 指定管理者は、本指定管理実施の用に供するため、市が所有する備品等（以下「備品等(Ⅰ種)」という。）を管理する。
2 指定管理者は、指定期間中、備品等(Ⅰ種)を常に良好な状態に保つものとする。
3 備品等(Ⅰ種)が経年劣化等により本指定管理実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、市との協議により、必要に応じて、自己の費用により当該備品等を修繕するものとする。
4 前項の場合において、多額の費用を要することなどにより当該備品の修繕が困難なときは、指定管理者は、市との協議により、必要に応じて、当該備品を廃棄することができる。

- 5 前項の規定に基づき当該備品を廃棄する場合、指定管理者は、市との協議により、同等の機能を有する備品等を、自己の費用により購入又は調達するものとする。ただし、市が必要ないと認めた場合は、この限りではない。
- 6 指定管理者は、前項の規定により購入又は調達した備品等について、市に所有権を移転するとともに、備品等(Ⅰ種)として管理することができる。ただし、市が必要ないと認めた場合は、この限りではない。
- 7 指定管理者は、故意又は過失により備品等(Ⅰ種)を破損滅失したときは、市との協議により、必要に応じてこれを弁償するものとする。
- 第29条** 指定管理者は、本指定管理実施のため、自己の費用により備品等を購入又は調達することができる。
- 2 指定管理者は、自己の費用により購入又は調達した備品等（以下、「備品等(Ⅱ種)」という。）を帳票に記載し、前条に規定する備品等(Ⅰ種)と明確に区別して管理しなければならない。
- 3 前項に規定する備品等(Ⅱ種)は、指定管理者に帰属するものとする。ただし、市と指定管理者の協議により、市に所有権を移転することを妨げない。

### 【指摘 22-2】 合葬式納骨用消耗品の認識について

指定管理施設内に合葬式納骨用不織布巾着等が段ボール箱のまま山積みされていた。これは、日野こもれび納骨堂の供用開始に向け、必要な消耗品として市が平成30年1月に購入したものである。市が購入しており、当然に市の所有物であるが、市及び指定管理者は、指定管理者が購入した指定管理者所有の資産と誤認していた。

令和3年8月19日に実施した施設監査では、館内施設の説明を受けている際に施設内の階段脇の空スペースに段ボール箱が山積みされていたため、箱の中の確認を依頼すると、自主事業としている粉骨業務に使用する布袋とビニール袋であった。

相当数が積まれていたので、購入の経緯について質問すると、指定管理者からは、合葬式納骨施設の上限である2万体分を経費節減になるため一括購入し、棚卸資産という認識はないという回答であった。

また、市の所管課からは、あくまで自主事業経費であり、指定管理料の中での一括購入については特に問題はないと考えているとの回答であった。

その後、当該消耗品の管理状況や購入の経緯・手続、在庫数等についての確認を進める過程で、購入したのは指定管理者ではなく、正確には市が購入した市所有の消耗品であることが判明した。

横浜市物品規則第1条では「この規則は、本市物品取扱事務の公正、確実かつ

能率的な運営を図るため、その事務執行に関する根本基準を定め、あわせて物品の適正かつ効率的な使用その他良好な管理を図ることを目的とする。」と規定されている。

市が、物品の適正かつ効率的な使用その他良好な管理を図る対象は「本市物品」であるが、市の所管課では、その把握もできていなかった。指定管理施設にある全ての物品について、誰の所有物かの見直しを行い、良好な管理を図る対象を明確にすべきである。

### 【指摘 22-3】 合葬式納骨用消耗品の過剰在庫について

横浜市は、日野こもれび納骨堂の供用開始に向け、合葬式納骨用の不織布巾着・ヨーポリ袋・MS タイ（以下「納骨用巾着」という。）をそれぞれ 20,000 点購入し、購入金額は 1,118,448 円であった。当施設には、自動搬送式納骨施設と合葬式納骨施設があり、納骨用巾着は合葬式納骨の際に必要な消耗品である。合葬式納骨施設は、最大で 20,000 体を収蔵できるため、横浜市は最大値と同数の 20,000 点の消耗品を供用前に購入した。

市の当初計画によると、合葬式施設を平成 29 年度から令和 8 年度の 10 年間で募集し、募集数は前半の 5 年間は年間 1,350 体、後半の 5 年間は年間 2,650 体を予定していた。令和 2 年度終了時点では、応募数が募集予定数を上回っており、当初計画を超えての募集が行われ、7,251 件の使用許可数となっている。

合葬式納骨施設の使用年数は 60 年であり、申込区分は「遺骨 1 体」「遺骨 2 体」「生前 1 体」「生前 2 体」の 4 種類に分かれている。「遺骨」区分は、現に自宅や一時保管施設に遺骨を保管・収蔵している者が対象であり、「生前」区分は、将来に「遺骨」を納骨する者が対象となる。

したがって、使用許可数と納骨数には大きく差が生じ、令和 3 年 4 月時点での使用許可数 7,251 件に対し、実際の納骨数は 1,891 件となっている。さらに納骨にあたって市が購入した納骨用巾着を使用するかしないかは、応募者の選択になり、現在ではわずかであるが、市が購入した納骨用巾着以外の容器を使用している者もいる。

このような状況のもと、令和 3 年 11 月時点で納骨用巾着は約 18,000 袋（購入数の 90%）が未使用の状態で保管されている。

そもそも消耗品は短期間の使用を目的として購入する物品であるため、供用開始時点で短期間に使用が見込まれない数量については購入すべきでない。また、長期間の在庫保有は、保管・管理コストの増大や、品質劣化や減損のリスクも伴うため、物品の適正かつ効率的な使用や良好な管理を損なう可能性も高い。大量に購入することで調達コストを削減する努力は認められるが、消耗品につ

いては、使用の計画を立て、必要な時に必要な数量を購入すべきである。

### 【意見 22-1】 第三者への委託に係る承認手続の明確化

第三者への委託について基本協定書第9条及び第18条は次の通り規定されている。

#### 基本協定書より抜粋

第9条 本指定管理において、指定管理者が行う業務の範囲は、横浜市墓地及び納骨堂に関する条例（平成5年3月横浜市条例第14号。以下、「条例」という。）第19条第1項に関することとする。

第18条 指定管理者は、第9条に定める一部について、委託する業務の内容、委託契約の締結方式及び相手方等に関して予め市と文書により協議し承認を得た上で、第三者に委託することができる。

2 指定管理者がその業務の一部を第三者に実施させることとなる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うこととし、当該業務に関し指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、すべて指定管理者が負担するものとする。

#### 横浜市墓地及び納骨堂に関する条例より抜粋

第19条 次に掲げる別表第4に掲げる墓地又は納骨堂の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(1) 別表第4に掲げる墓地又は納骨堂の施設及び設備の維持管理に関するこ

と。

(2) その他市長が定める業務

別表第4(第16条、第19条第1項及び第4項)

(平28条例69・追加)

メモリアルグリーン

日野こもれび納骨堂

実際に第三者への委託は行われているが、基本協定書にあるような委託する業務の内容、委託契約の締結方法及び相手方等に関し予め市と文書により協議

し承認を得る手続は取られず、事業報告書等による事後報告にとどまっている。

業者の選定も指定管理者に任せられ、事後的な報告書が事業報告書内文書として提出されるにとどまっている。基本協定書を遵守するという観点からすれば、予め市と文書により協議し承認を得ることが望ましい。

### 【意見 22-2】 収支予算書及び報告書について

本施設について、収支予算書及び報告書の内容を確認したところ、当初予算と決算額に大きな乖離がある費目が見受けられる。年度毎に状況は異なるため、予算額と決算額は必ずしも近似値にならないことはあるが、施設開設から3年度連続して乖離のある費目は図表50の通りである。

図表50 施設開設から3年度連続して乖離のある費目

(単位：千円)

年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
科目	予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算現額	決算額
自主事業費	42,231	30,481	43,692	16,266	44,970	13,772
駐車場設備保全費	4,496	1,498	5,002	1,484	5,018	1,464
事務経費	4,850	9,600	4,850	10,880	6,040	13,220

(出典：実地調査の結果報告書より監査人作成)

さらに、予算現額に対する決算額の割合を表すと図表51のようになる。

図表51 予算現額に対する決算額の割合

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自主事業費	72.17%	37.23%	30.62%
駐車場設備保全費	33.32%	29.67%	29.17%
事務経費	197.94%	224.33%	218.87%

(出典：実地調査の結果報告書より監査人作成)

自主事業費決算額の対予算比は、平成30年度は72.17%であるが、翌2事業年度はいずれも30%台である。駐車場設備保全費については平成30年度が30%台であり、翌2事業年度は連続して30%を下回っている。それらに反し、事業経費については平成30年度が197.94%、翌2事業年度は200%を超えており、

指定管理者に駐車場設備保全費の内容について確認したところ、その内訳は駐車場設備のリース料 1,059 千円、同保守料 396 千円、領収書発行等の消耗品 9 千円の合計額 1,464 千円であった。いずれもほぼ定額であり、特別な事がない限りその金額が大幅に変動する可能性は低いため、予算の見直し修正は可能であると考えられるが、実際には行われていない。

一方、事務経費については 3 年度連続して予算を大幅に上回っているが、説明欄には「労務、経理等」と記載があるのみで、特に明細や特別な事情の説明はなく、内容は判然としない。また、指定管理者選考時に提出された収支予算書での事務経費は平成 30 年度分～平成 34 年度（令和 4 年度）分までの 5 年度分、いずれも 5,000 千円と見積もられており、その金額と比較しても決算額とは乖離があると言える。

稼働から数年の施設のため正確な予測が難しいことは理解するが、各年度の収支予算書及び報告書は施設の収支を表す重要なものであり、予算を慎重に立てると同時に、決算額の報告においては、特別な事情がある場合や、大きな乖離が生じる場合には、その内容を確認し、横浜市に適切な報告をすると共に理由を分析し、翌年度の予算の見直しを行うことが望ましい。

## 23. 横浜市寿町健康福祉交流センター

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

横浜市寿町健康福祉交流センターは、寿地区の保健医療の充実を図るとともに、寿地区の住民をはじめとする市民の健康づくりや介護予防の取り組み、自立した生活の支援、生活環境の向上を推進し、さらには市民の社会参加を促進して、市民相互の交流を深めることで、福祉の向上に寄与するために設置された施設である。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市寿町健康福祉交流センター	
場所	横浜市中区寿町 4-14	
指定管理者	公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会	
指定期間	令和元年 6月 1日～令和 6年 3月 31 日（4年 10か月間）	
施設規模	構造	鉄筋コンクリート造り 地上 2 階 地下 1 階
	延床面積	2,529.94 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市寿町健康福祉交流センター条例	
設置目的	寿地区の保健医療の充実を図るとともに、寿地区の住民をはじめとする市民の健康づくり及び介護予防の取組、自立した生活の支援並びに生活環境の向上を推進し、社会参加を促進し、市民相互の交流を深め、もって福祉の向上に寄与するために設置する。	
施設及び設備の内容	《1階》多目的室、作業室、調理室、ラウンジ、図書コーナー、管理人室他 《2階》診療所、精神科デイケア、健康コーディネート室、活動・交流スペース、一般公衆浴場、授乳室、事務室他 《屋外》広場、スロープ、駐車場（5台）、利用者駐輪場、屋外トイレ、防災備蓄倉庫他 《地下》機械設備室	

### ③ 運営状況

開館時間	月曜日から土曜日まで：午前9時から午後9時まで 日曜日、祝日及び休日：午前9時から午後5時まで ※ センター内の施設ごとに市民の利用に供する時間（以下「供用時間」という。）が異なるため、一方の施設が供用時間中に他方が供用時間に当たらないという状態になることがある。そこでセンター内のいずれかの施設の供用時間にあたる間を開館時間とし、センター内のすべての施設について、市民の利用に供さない日を休館日とする。
休館日	毎月第4日曜日及び1月1日
センターに関する事業の内容	(1) 診療所、精神科デイケア施設の運営 寿地区の保健医療の充実を図るために設置している。診療所は無床である。 (2) 健康コーディネート室の運営 寿地区の保健医療の充実を図るために設置され、保健師や社会福祉士等の専門職が健康相談や関係機関との調整を行う。 (3) 一般公衆浴場の運営 地域住民の生活環境の向上を目的として設置している。 (4) ラウンジの運営 50人程度の利用が可能な規模である。日常の居場所、交流等を目的として設置され、囲碁・将棋やテレビの視聴などの娯楽、談話、カップ麺程度の飲食が可能なスペースである。 (5) 図書コーナーの運営 30人程度が着席して図書の閲覧が可能な規模である。 (6) その他利用の許可が必要となる施設の提供 多目的室、調理室、作業室、活動・交流スペース、広場、駐車場
自主事業	寿地区の生活環境及び地域福祉の現状を理解して、地域のニーズを十分に把握し、多くの住民が参加できるような事業を行う。具体的には、介護予防のための軽運動講座、食生活改善のための調理実習、生きがいづくり及び社会参加のための絵画や書道教室等を想定している。

#### ④ 指定管理料の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
指定管理料（千円）	—	—	—	138,412	174,114

注：指定管理者制度は令和元年度から適用されている。

#### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開館日数（日）	267	267	266	339	347
入館者数（人）	106,355	132,384	128,718	143,118	114,212

注 1：平成 30 年度以前はセンターの前身であった寿町総合労働福祉会館の入館者数である。

注 2：令和 2 年度の開館日はいずれかの施設が供用されている日を開館日としている。

## ⑥ 収支決算書

### 正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金額		
	当 期 (R2.4~R3.3)	前 期 (R1.4~R2.3)	増 減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>1. 経常増減の部</b>			
<b>(1) 経常収益</b>			
基本財産運用収益	70	130	△ 60
基本財産受取利息	70	130	△ 60
特定資産運用収益	1,146	1,572	△ 426
特定資産受取利息	1,146	1,572	△ 426
事業収益	390,408,944	361,117,866	29,291,078
センター指定管理料収益	174,114,000	138,412,000	35,702,000
センター開設事前準備受託料収益	0	12,490,200	△ 12,490,200
診療事業収益	151,707,153	149,782,881	1,924,272
公衆浴場利用料金収益	10,722,270	6,958,240	3,764,030
施設貸付収益	633,357	644,679	△ 11,322
寿生活館業務受託収益	42,981,000	42,590,000	391,000
仕事チャレンジアシスト事業受託収益	3,866,280	3,831,132	35,148
寿ライフ事業受託収益	6,384,884	6,408,734	△ 23,850
受取補助金等	0	15,116,000	△ 15,116,000
受取地方公共団体補助金	0	15,116,000	△ 15,116,000
負担金収益	2,000	159,200	△ 157,200
自己負担収益	2,000	159,200	△ 157,200
雑収益	1,129,453	368,123	761,330
雑収益	1,129,453	368,123	761,330
過年度修正益	0	29,240	△ 29,240
過年度修正益	0	29,240	△ 29,240
<b>  経常収益計</b>	<b>391,541,613</b>	<b>376,792,131</b>	<b>14,749,482</b>
<b>(2) 経常費用</b>			
<b>事業費</b>			
役員報酬	350,148,698	345,212,845	5,004,284
報酬	6,842,234	6,910,665	△ 68,431
給料・手当	165,554,110	151,749,966	13,804,144
賞与引当金繰入額	35,903,710	35,385,629	518,081
退職給付費用	9,636,212	8,907,307	728,905
厚生費	4,379,962	7,768,251	△ 3,388,289
福利費	26,348,281	24,954,220	1,394,061
旅費交通費	9,356	4,440	4,916
臨時雇賃金	3,658,875	6,349,445	△ 2,690,570
交流活動費	991,433	1,046,926	△ 55,493
健康コーディネート活動費	238,193	885,579	△ 647,386
デイケア活動費	579,466	636,487	△ 57,021
公衆浴場運営活動費	13,546,703	11,118,861	2,427,842
高齢者・文化活動費	22,117	121,594	△ 99,477
会議費	563	0	563
減価償却費	2,281,540	2,528,238	△ 246,698
通信運搬費	959,730	867,576	92,154

## 第6章 対象施設に係る指摘及び意見

科 目	金 額			(単位 : 円)
	当 期 (R2.4~R3.3)	前 期 (R1.4~R2.3)	増 減	
什器備品費	0	164,570	△ 164,570	
消耗什器備品費	1,462,218	2,480,591	△ 1,018,373	
消耗品費	3,401,808	4,320,926	△ 919,118	
修繕工事費	4,374,558	1,816,996	2,557,562	
印刷製本費	152,892	420,240	△ 267,348	
光熱水料費	11,079,841	11,845,354	△ 765,513	
賃借料	7,189,010	7,583,161	△ 394,151	
保険料	230,705	243,655	△ 12,950	
諸謝金等	0	0	0	
租税公課	1,438,212	482,675	955,537	
委託費	27,753,822	38,710,789	△ 10,956,967	
医薬材料費	18,151,077	14,141,193	4,009,884	
雑費	3,007,355	2,747,157	260,198	
<b>管理費</b>	<b>2,086,514</b>	<b>2,358,605</b>	<b>△ 272,091</b>	
役員報酬	673,990	795,473	△ 121,483	
給料・手当	0	200,841	△ 200,841	
賞与引当金繰入額	47,616	47,616	0	
退職給付費用	0	0	0	
厚生費	108,196	113,018	△ 4,822	
福利費	41,712	1,732	39,980	
旅費交通費	247,000	0	247,000	
税務相談報酬	968,000	872,000	96,000	
会議費	0	788	△ 788	
通信運搬費	0	117,177	△ 117,177	
光熱水料費	0	27,485	△ 27,485	
雑費	0	182,475	△ 182,475	
<b>経常費用計</b>	<b>352,235,212</b>	<b>347,571,450</b>	<b>4,663,762</b>	
<b>当期経常増減額</b>	<b>39,306,401</b>	<b>29,220,681</b>	<b>10,085,720</b>	
<b>2. 経常外増減の部</b>				
<b>(1) 経常外収益</b>				
<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>(2) 経常外費用</b>				
過年度修正損	12,500	0	12,500	
固定資産除却損	1,118,558	386,664	731,894	
貸倒引当金繰入	48,810	35,525	13,285	
貸倒損失	0	0	0	
<b>経常外費用計</b>	<b>1,179,868</b>	<b>422,189</b>	<b>757,679</b>	
<b>当期経常外増減額</b>	<b>△ 1,179,868</b>	<b>△ 422,189</b>	<b>770,964</b>	
<b>他会計振替額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>税引前当期一般正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>38,126,533</b>	<b>28,798,492</b>	<b>9,328,041</b>	
一般正味財産期首残高	60,352,585	31,554,093	28,798,492	
一般正味財産期末残高	98,479,118	60,352,585	38,126,533	
<b>II 指定正味財産増減の部</b>				
<b>当期指定正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
指定正味財産期首残高	1,000,000	1,000,000	0	
指定正味財産期末残高	1,000,000	1,000,000	0	
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>99,479,118</b>	<b>61,352,585</b>	<b>38,126,533</b>	

## (2) 監査の結果

### 【意見 23-1】 第三者への委託に係る承認手続の明確化

基本協定書第22条には次のような規定が記載されている。

基本協定書より抜粋

(第三者による実施)

第22条 指定管理者は、第10条に定める業務の一部について、委託する業務の内容、委託契約の締結方式及び相手方等に関して予め市と文書により協議し承認を得た上で、第三者に委託することができる。

2 指定管理者がその業務の一部を第三者に実施させることとなる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うこととし、当該業務に関し指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、すべて指定管理者が負担するものとする。

本施設の管理運営においては、指定管理者が全ての業務を行っているわけではなく、必要に応じて他の事業者に業務を委託している。したがって、上記の規定に照らし、他の事業者に業務を委託する際には文書にて市の承認にかかる手続を経る必要があるが、市と指定管理者の間でこのような手続は行われていなかった。

なお、事業報告の中には、「令和2年度外部契約一覧（委託・修繕）」という資料が作成されており、指定管理者が第三者へ委託している業務を市が把握していないわけではない。次年度以降は予め文書による承認手続を経るようにされたい。

### 【指摘 23-1】 貸借対照表の表記内容について

令和2年度決算報告書に令和3年3月末日における貸借対照表が掲載されている。この貸借対照表では、当期における退職給与引当金が30,217,870円（前期37,066,537円）計上されており、他方、この財源として確保されている特定資産、すなわち退職給与引当資産が37,943,639円（前期49,171,122円）計上されている。

ここで、退職給与引当金は、将来発生する職員の退職金について当期末時点で既に発生していると考えられる額を負債として計上したものである。したがって、退職金制度を採用している公益法人で、その退職金原資を法人の会計内で管理している場合は必ず計上しなければならないものである。

一方、退職給与引当資産は、退職給与引当金の財源的裏付けを示すものである。したがって、その計上額は、退職給与引当金と一致していることが原則である。しかし、現状の協会における退職給与引当資産の計上額は退職給与引当金より多くなっており、これは合理的な会計処理ではない。

負債相当額よりその財源の方が大きな計上額となる処理は、改める必要がある。

### 【意見 23-2】 指定管理者の選定方法について

指定管理者制度運用ガイドラインによると指定管理者は原則として公募によって候補者を募ることとされている。本施設においても平成30年度の指定管理者の募集は公募としていたが、寿町勤労者福祉協会（現寿町健康福祉交流協会）以外の団体は募集に応じなかった。なお、本施設は、令和元年度から指定管理者制度に移行したため、平成30年度の選定が指定管理者の選定としては初めてである。因みに、現在の寿町健康福祉交流センターの前身である寿町総合労働福祉会館の管理運営については、寿町勤労者福祉協会（現寿町健康福祉交流協会）が、神奈川県（平成27年度まで）及び市から補助を受け管理にあたっていた。

他の団体が募集に応じない理由は様々考えられるところである。

第一に、民間が運営している類似の施設がないため施設運営のノウハウを持っている事業者が少ないということが考えられる。第二に、施設が担っている使命が地域社会と密接に関連しているため、他の事業者が参入しにくいことがある。また、第三として、本施設は、その前身である寿町総合労働福祉会館時代も含めて長い間寿町勤労者福祉協会（現寿町健康福祉交流協会）がその管理運営を担っており、他の事業者は募集時の選考段階で自らの優位性をアピールできる可能性が低いと判断している、ということも考えられる。いずれにせよ、現状、本施設については、他の事業者が指定管理者に応募してくれる可能性が低く公募することによるメリットは明確ではない。

このような状況にもかかわらず公募方式によることは、公募によるメリットも非公募によるメリットも享受できることになる。すなわち、非公募のメリットとは、市及び指定管理者双方にとって運営の安定性が確保されることから、中長期的なプランが立てやすくなるというメリットがある。具体的には、職員の雇用が安定するため、指定管理者の組織作りが場当たり的にならないことや職員個人にノウハウが蓄積することが挙げられる。また、指定期間を延長することが前提となるが、それによりリースや保守管理などが長期の契約を組めることで経費削減が可能になることがある。

また、これに加えて、本施設のような福祉関連施設の場合、指定管理者の創意

工夫によるサービスの多様化や発展、ビジネス領域の拡大は期待する余地が少なく、指定管理者の交代によって生まれる可能性がある市民の利益が明確にならない。他方、非公募が原因となって生起する可能性がある運営の非効率や効果のない事業の実施については、事後的なモニタリングや利用者アンケート等による隨時の外部検証によっても排除できるものである。

そのように考えた場合、本施設の指定管理者の募集については非公募の方式によることも考えても良いのではないかと考える。同時に、中長期的な視点に立ったプランなどを指定管理者に提示してもらい、本施設のより良い運営方法について検討することが望ましい。

### 【意見 23-3】 寿生活館とのバンドリングについて

本施設は、健康福祉をテーマにした市民の交流施設である。一方、中区寿町には横浜市寿生活館という施設もある。横浜市寿生活館は、3階及び4階の管理運営のみに指定管理者制度が採用されており、指定管理者は本施設と同じ寿町健康福祉交流協会が担っている。

図表52 横浜市寿生活館概略

施設名	寿町健康福祉交流センター	横浜市寿生活館
住所	横浜市中区寿町 4-14	横浜市中区寿町 3-12-2
指定期間	令和元年 6月 1日 ～令和 6年 3月 31 日	平成 28 年 4月 1日 ～令和 3 年 3月 31 日
施設内容	診療所、健康コーディネート室、一般公衆浴場、ラウンジ、図書コーナー、多目的室、会議室他	(3 階) 児童ホール、女性子供室、児童図書室他 (4 階) 集会室、会議室、洗濯室、シャワー室他

(出典：横浜市提出資料より監査人作成)

しかし、現状では、両施設の指定管理者の選定は一本化されておらず、別々に実施されている。以下は、指定管理者制度運用ガイドラインの記載である。

#### 指定管理者制度運用ガイドラインより抜粋

##### 第4章 運用手続《I》 指定管理者の公募及び選定

###### (2) 選定単位の設定

指定管理者は、必ずしも個々の施設ごとに選定しなければならないものではない。施設の設置目的や特性・実情等を考慮し、一つの指定管理者が管理

を行うことによって、それぞれの施設の設置目的が効果的に達成されると考えられる場合には、複数の施設の管理運営についての「全体最適」を追求するという視点から、複数の施設を一体として選定を行う、いわゆる「バンドリング」についても積極的に検討する。

#### ア 同種施設

同一の条例を根拠として設置される施設が多数存在する場合又は別の条例で設置されている同種の施設を同一の指定管理者が管理することで設置目的をより効果的に達成できる場合には、複数の施設を一体として公募、選定及び指定手続を行うことが可能である。

スケールメリットの活用とリスクを比較考慮の上、施設の設置目的が効果的に達成されると考えられる場合には、一体として公募、選定及び指定手続を行うことを検討する。

なお、その際には、事前に常任委員会等における説明を実施することが必要である。

例) 市営住宅、公園プール、地区センター 等

#### イ 複合施設

本市の公の施設の設置条例の原則として、施設の設置目的を「最も効果的に達成することができるもの」を指定管理者とすることとなっている。

そのため、異なる条例を根拠として設置される施設が一つの建物に合築されている場合（コミュニティハウスとケアプラザの合築施設等）、条例で例外規定を設けない限りは、それぞれの施設について設置目的を最も効果的に達成することができる事業者を選定することが原則となる。

しかしながら、一体的な管理運営による効率性の向上（又は分割による効率性の低下）及びサービス水準の維持・向上（又は分割によるサービス水準の低下）が具体的に見込まれる場合には、一体として公募、選定及び指定手続を行うことを検討することとする。

両施設は、別々の条例にて設置が定められているため、上記にいう同種施設には該当しない。一方、住所は同じ寿町内ではあるが少し離れており、同一施設内にあるわけではないため複合施設にも該当しない。

しかし、ガイドラインにもあるように『一体的な管理運営による効率性の向上（又は分割による効率性の低下）及びサービス水準の維持・向上（又は分割によるサービス水準の低下）が具体的に見込まれる場合』には該当する部分もあると考えられる。これは、両施設が、そしてその指定管理者である寿町健康福祉交流協会が、この地域の福祉にどのように関わってきたかという歴史を見れば明ら

かである。そのように考えると、ガイドラインにおける上記の記載はもっと実質的な判断と解釈を許容する余地もあると思われる。

現状は偶々同一の指定管理者になっているため、余り不都合を感じないかも知れないが、この二つの施設の管理運営については、より一体的な管理を積極的に行うためにも、バンドリングによる選定を検討されたい。

#### 【意見 23-4】 収支計算における指定管理料の取り扱い

図表 53 は本施設の収支計算における指定管理料の予算と実績を対比したものである。

図表 53 によると、令和 2 年度及び令和元年度ともに指定管理料の金額が予算と決算で大きく異なっている。指定管理料は、指定管理業務にかかる費用を積算して決定されることから、本来的には予算額と決算額が異なることはないはずである。

指定管理者がこのような経理処理をしている理由は、決算時における指定管理料の按分について、予算編成時の按分方針に従わず前年度の割合と同一にしたためである。

繰り返しになるが、指定管理料は指定管理業務にかかる費用を積算して決定されているのであるから、予算編成時において各区分会計の指定管理料の按分は当該指定管理業務にかかる費用に対応する額とし、決算時においてもこれを変えないようにすべきである。無論、大きく乖離したのであれば、事業報告においてその乖離した理由を明示し、黒字または赤字の発生原因を説明することとなる。加えて、次年度の予算編成時においてこれをどのように反映させるか検討する必要がある。

また、図表 53 における「法人会計」に配賦されている指定管理料であるが、法人会計は法人全体にかかる収益と費用が記載される欄である。収益については、例えば、どの区分会計にも属さない資産が稼得する賃貸収入や手数料収入、法人口座で発生する利子収入などが考えられる。本施設の指定管理料については、指定管理者の法人本部経費についても一定割合が積算に含まれているのであるから、その分についてのみ法人会計の収益として計上しておくようにすることが適切である。収支計算書の記載ルール上、法人会計では事業を行うことはあり得ないため、収益獲得手段がない場合がほとんどである。したがって、原則として、法人会計の収支が大きく黒字になることはない点は付言しておく。

図表53 指定管理料の予実対比

(単位：千円)

会計区分	予算額	割合	決算額	割合	差引
<b>【R2 年度】</b>					
公 1	78,950	45.3%	95,763	55.0%	16,813
公 2	78,434	45.0%	43,529	25.0%	▲34,905
公 3	0	0.0%	0	0.0%	0
公 4	0	0.0%	0	0.0%	0
収 1	8,205	4.7%	0	0.0%	▲8,205
法人	8,525	4.9%	34,822	20.0%	26,297
合計	174,114	100.0%	174,114	100.0%	0
<b>【R1 年度】</b>					
公 1	79,287	57.3%	76,127	55.0%	▲3,160
公 2	54,899	39.7%	34,603	25.0%	▲20,296
公 3	0	0	0	0.0%	0
公 4	0	0	0	0.0%	0
収 1	183	0.1%	0	0.0%	▲183
法人	4,043	2.9%	27,682	20.0%	23,639
合計	138,412	100.0%	138,412	100.0%	0

注1：表中の会計区分について

- (公1) 労働者及び地域住民の就労の確保と福祉の向上を図る事業
- (公2) より患者に寄り添い差別なく平等に必要な医療を提供する診療事業等
- (公3) 住居がない者及び簡易宿泊所宿泊者等の更正と福祉を図る事業
- (公4) 仕事チャレンジアシスト受託事業
- (収1) 貸付事業（公衆浴場及び会議室等の貸付事業）
- (法人) 法人会計

注2：公3及び公4の会計区分で実施している事業は、指定管理者が行う指定管理業務とは別に市から受託している業務である。

**【意見 23-5】 収支の大幅な黒字の取り扱い**

図表 54 は、指定管理者の法人全体にかかる令和 2 年度の収支決算書である。

図表54 令和 2 年度収支決算書（要約）

(単位：千円)

項目	公1	公2	公3	公4	収1	法人	合計
<b>【経常収益】</b>							
指定管理料収益	95,763	43,529				34,823	174,115
診療事業収益		151,707					151,707
公衆浴場利用料収益					10,722		10,722
施設貸付収益					633		633
寿生活館業務受託収益			42,981				42,981
仕事チャレンジアシト受託収益				3,866			3,866
寿ライフ事業受託収益				6,385			6,385
その他の収益	45	1,005	7	0	75	1	1,133
<b>経常収益合計</b>	<b>95,808</b>	<b>196,241</b>	<b>42,988</b>	<b>10,251</b>	<b>11,430</b>	<b>34,824</b>	<b>391,542</b>
<b>【経常費用】</b>							
役員報酬	3,722	2,029	601	150	339	722	7,563
報酬	15,800	128,270	14,372	6,183	929		165,554
給与・手当	16,363	18,960	8,478	782	957		45,540
退職給付費用	2,353	2,397	▲472	34	68		4,380
厚生費	5,411	16,191	3,440	969	337	108	26,456
臨時雇賃金	2,151	1,292	215				3,658
公衆浴場運営活動費					13,547		13,547
光熱水費	4,659	1,387	5,033				11,079
賃借料	981	5,946	263				7,190
委託費	16,587	7,129	4,038				27,754
医薬材料費		18,151					18,151
その他の費用	7,583	7,076	4,174	1,479	16	1,034	21,362
<b>経常費用合計</b>	<b>75,610</b>	<b>208,828</b>	<b>40,142</b>	<b>9,597</b>	<b>16,193</b>	<b>1,864</b>	<b>352,234</b>
当期経常増減額	20,198	▲12,587	2,846	654	▲4,763	32,960	39,308
経常外費用	957	223					1,180
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>19,241</b>	<b>▲12,810</b>	<b>2,846</b>	<b>654</b>	<b>▲4,763</b>	<b>32,960</b>	<b>38,128</b>

図表 54 より、令和 2 年度決算においては、指定管理者は法人全体として 38,128 千円ほどの黒字となった。この原因は、人件費、光熱水費及び委託費が予想を大きく下回ったことであり、収益の額はほとんど変わらないため、費用の減少分がそのまま黒字の額となっている。本施設に限らないことだが、令和 2 年度においては横浜市の施設のほとんどが 4 月及び 5 月に新型コロナウイルス感染症対策の影響で閉館していた。本施設でも、4 月及び 5 月の閉館で稼働が減った分変動費が減少し、それにより収支差額が黒字となった。

平成 15 年 7 月 17 日総行行第 87 号の総務省通知によれば、指定管理者制度は、「公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減等を図ること」を目論んだ制度である。そして、民間企業はその継続性のために少なくとも赤字にならないことが事業遂行上の必須条件である。したがって、令和 2 年度のように決算が黒字になることは悪いことではないのだが、令和 2 年度に関していえば「民間の能力を活用」した結果の黒字とはいえない。

一方、基本協定書第 43 条に指定管理料の変更に関する次の規定がある。

#### 基本協定書より抜粋

##### (指定管理料の変更)

第 43 条 各年度中の物価水準の変動、その他やむを得ない事由により、市又は指定管理者が、各年度の当初に合意した指定管理料が不適当と認めたときは、相手方に対し、文書をもって指定管理料の変更に関する協議を申し出ることができる。

2 市及び指定管理者は、前項に定める協議の申出があった場合は、これに応じなければならない。

3 指定管理料変更の要否及び指定管理料の額の変更は、市と指定管理者の協議により定めるものとする。

今年度のような状況で、この規定がどのように適用されるのかは定かではない。令和 2 年度のように指定管理者にとっては不可抗力で閉館となり、稼働が減ったことによって発生した多額の収支差額をどのように取り扱うのかについては基本協定書上で詳細に決めておくことが望ましい。

例えば、発生した収支差額を有意義に利用するために、次年度以降の設備投資に使うようにする、あるいは非常勤のアルバイトの方にも待機手当を支給する、あるいは光熱水費の減少分については指定管理料を市に返還する、など様々な方法が考えられる。少なくとも指定管理者の努力によらない多額の収支差額については、そのまま法人の利得とするのではなく、施設の管理運営に資する利用方法を検討する必要がある。

## 24. 深谷町ふれあい公園（ハマヤク農園）

### （1）施設概要

#### ① 施設の特徴

深谷町ふれあい公園（ハマヤク農園）は、横浜市公園条例に規定される有料施設として平成28年4月に公開された農園付公園である。公園内には応募者が使う個別の分区園のほかに「協働農園」があり、協働農園は、指定管理者がイベント等で地域住民に一時的な農業体験を提供する場となっている。また、本事業はネーミングライツを導入しており、ネーミングライツパートナーである横浜薬科大学との契約により、ハマヤク農園との公園愛称が付されている。

なお、本事業は令和元年度より、深谷町ふれあい公園（ハマヤク農園）、和泉アカシア公園分区園及び泉が丘公園分区園がバンドリングにより同一の公募単位となっているが、本外部監査においては深谷町ふれあい公園（ハマヤク農園）を中心に監査したことから、ハマヤク農園を中心に記載する。

#### ② 施設の概要

名称	深谷町ふれあい公園（ハマヤク農園）	
場所	横浜市戸塚区深谷町1272番1他	
指定管理者	株式会社田澤園	
指定期間	平成31年4月1日～令和5年3月31日（4年間）	
施設規模	面積	4,333 m <sup>2</sup> （街区公園）
	分区園 区画規模	10 m <sup>2</sup> ×49 区画（有料施設。個人用分区園） 15 m <sup>2</sup> ×34 区画（有料施設。個人用分区園） 50 m <sup>2</sup> ×6 区画（有料施設。団体用分区園） 150 m <sup>2</sup> ×1 区画（協働農園）※ 95 m <sup>2</sup> ×1 区画（協働農園） 10 m <sup>2</sup> ×1 区画（協働農園） ※150 m <sup>2</sup> の協働農園はネーミングライツパートナーと共同で使用。
設置の根拠	横浜市公園条例	
設置目的	公園内に設置した分区園（貸農園）にて、地域住民が野菜や草花の栽培を通して自然に親しみ、緑の大切さを体験し、心身のリフレッシュを図ることを目的とする。	

### ③ 運営状況

開園時間	日の出から日没まで
開園日	通年
自主事業	令和2年度実績：園芸資材の現地販売、現地での栽培相談会、ラベンダー摘み取りイベント、七夕飾り、トウモロコシの収穫体験、サツマイモの収穫体験、土壤調査の実施 新型コロナウィルス感染症により中止：侯野公園の集いの参加

### ④ 指定管理料の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料(千円)	3,638	3,638	3,638	5,450	5,563

注：令和元年度より、深谷町ふれあい公園、和泉アカシア公園分区園及び泉が丘公園分区園  
がバンドリングにより同一の公募単位となったため、指定管理料が増加した。

### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区画数	89	89	89	89	89
利用区画数	88	88	87	87	80
稼動率(%)	98.88%	98.88%	97.75%	97.75%	89.89%
自主事業回数	25回	13回	6回	10回	13回

## 第6章 対象施設に係る指摘及び意見

月	深谷町ふれあい公園 平成28年度から令和2年度利用料金推移												利用料金改定(月割り導入)		
	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	10m <sup>2</sup>	15m <sup>2</sup>	団体	10m <sup>2</sup>	15m <sup>2</sup>	団体	10m <sup>2</sup>	15m <sup>2</sup>	団体	10m <sup>2</sup>	15m <sup>2</sup>	団体	10m <sup>2</sup>	15m <sup>2</sup>	団体
4 区画数 全額	48	34	3	39	26	5	44	34	4	47	34	4	37	29	5
4 区画数 全額	192,000	204,000	60,000	156,000	156,000	100,000	176,000	204,000	80,000	188,000	204,000	80,000	296,000	348,000	172,000
5 区画数 全額			1	5	3		2							2	
5 区画数 全額			18,300	20,000	18,000		8,000							22,000	
6 区画数 全額			2	3	5		2			1			1		
6 区画数 全額			33,200	12,000	30,000		8,000			4,000			6,667		
7 区画数 全額			1							1			1		
7 区画数 全額			4,000							4,000			9,000		
8 区画数 全額			0										2		
8 区画数 全額			0										10,667		
9 区画数 全額															
10 区画数 全額			1				1						2		
10 区画数 全額			4,000				1,600						12,000		
11 区画数 全額															
12 区画数 全額													1		
12 区画数 全額													2,000		
1 区画数 全額															
2 区画数 全額															
3 区画数 全額															
区画数 全額	48	34	6	49	34	5	49	34	4	49	34	4	41	34	5
区画数 全額	192,000	204,000	111,500	196,000	204,000	100,000	193,600	204,000	80,000	196,000	204,000	80,000	315,334	391,000	172,000
			507,500			500,000			477,600			480,000			878,334

注1：横浜市公園条例の改正により、平成31年4月1日より分区園の利用料金の上限が1m<sup>2</sup>当たり400円／年から1,500円／年へ引き上げられた。

注2：深谷町ふれあい公園においては、令和2年4月1日より利用料金を1m<sup>2</sup>当たり400円／年から800円／年に引き上げた。

## ⑥ 収支決算書

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
収入の部						
指定管理料	5,563,777		5,563,777	5,563,777	0	
利用料金収入	1,856,000		1,856,000	1,367,234	488,766	
自主事業収入	140,000		140,000	128,100	11,900	
雑入						
その他雑入						
収入合計	7,559,777		7,559,777	7,059,111	500,666	

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額(D)	差引 (C-D)	説明
支出の部						
人件費	5,450,000		5,450,000	5,094,139	355,861	
給与・賃金	4,450,000		4,450,000	4,276,817	173,183	
社会保険料	700,000		700,000	534,602	165,398	
通勤手当	100,000		100,000	82,720	17,280	
健康診断費	150,000		150,000	150,000	0	
労働者福祉共済掛金						
退職給付引当金繰入額	50,000		50,000	50,000	0	
事務費	705,000		705,000	888,729	-	
旅費	70,000		70,000	3,136	66,864	
消耗品費	225,000		225,000	435,518	-210,518	
会議賄い費	8,000		8,000	0	8,000	
印刷製本費	90,000		90,000	324,000	-234,000	
使用料及び賃借料						
(横浜市への支払い分)						
(その他)						
備品購入費	121,200		121,200	28,635	92,565	
図書購入費	20,000		20,000	0	20,000	
施設責任賠償保険	29,800		29,800	38,640	-8,840	
職員等研修費	40,000		40,000	0	40,000	
振込手数料	20,000		20,000	0	20,000	
リース料	56,000		56,000	58,800	-2,800	
手数料	5,000		5,000	0	5,000	
地域協力費	20,000		20,000	0	20,000	
自主事業費	140,000		140,000	258,022	-	植栽による 花材含む
118,022						
管理費総合計						
光熱水費合計	258,000		258,000	240,313	17,687	
光熱水費（電気）						
光熱水費（ガス）						
光熱水費（水道）						
光熱水費（下水道）						

## 第6章 対象施設に係る指摘及び意見

清掃費						
修繕費	210,000		210,000	167,800	42,200	
機械警備費						
施設保全費	500,000		500,000	280,110	219,890	
空調衛生設備保守						
消防設備保守						
電気設備保守						
害虫駆除清掃保守						
その他保全費・園地管理費						
共益費（合築等の場合）						
公租公課	296,777		296,777	126,249	170,528	
公租公課（事業所税）						
公租公課（消費税）						
公租公課（印紙税）						
その他公租公課						
事務経費						
事務経費（本部分）						
事務経費（当該施設分）						
その他経費（当該公園分）						
支出合計	7,559,777		7,559,777	7,055,362	504,415	
差引	0		0	3,749	-3,749	

(参考) 指定管理料外の経費

設置管理許可収入合計	64,000		64,000	106,899	-42,899	自販機収入
設置管理許可支出合計	32,000		32,000	32,000	0	自販機支出
差引	32,000		32,000	74,899	-42,899	

## (2) 監査の結果

### 【意見 24-1】 事業報告書の様式について

基本協定書第32条において月間事業報告書等の提出義務が課されており、同第33条において年間事業報告書等の提出義務が課されている。また、公園及び公園施設共通管理業務仕様書において、月間事業報告書等については、月報及び四半期報告書の提出を求め、年間事業報告書等については、年度事業報告書の提出を求めている。

基本協定書より抜粋

(月間事業報告書等)

第32条 指定管理者は、市の定めるところにより、市の指定する期日までに月間事業報告書等を市に提出しなければならない。

(年間事業報告書等)

第33条 指定管理者は、市の定めるところにより、市の指定する期日までに年間事業報告書等を市に提出しなければならない。

月報及び四半期報告書については、公園及び公園施設共通管理業務仕様書において多岐にわたる記載項目が定められているものの、所定の様式の定めは無く、指定管理者の任意様式にて作成されている。

一方、年度事業報告書は、市による所定の様式が公開されており、指定管理者において報告内容を記載しやすい形式となっている。

事業報告書の提出は、指定管理者の業務執行状況を市が確認する際の資料となり、確認する内容やその頻度の違いにより、横浜市は、月報（日報を含む）、四半期報告書及び年度事業報告書の提出を求めている。当然ではあるが、各報告書の記載事項については共通する部分も多いため、各報告書間の整合性は保たれてなければならない。

また、指定管理者からの報告を適時に受け、市が業務執行状況の確認を適時に行うためには、単に網羅的に報告が行われるだけではなく、各報告書の記載内容や詳細さは、市が月次、四半期、年度に行う業務執行状況の確認に対して有用なものでなければならない。さらには、指定管理料を効果的・効率的に活用するためにも、報告事務は可能な限り少なくすることが求められる。

現在、公園及び公園施設共通管理業務仕様書において規定されている月報と四半期報告書の記載内容は次の通りであり、その中には、その時期に報告を求める目的や、その内容としては何を記載すべきか等について疑問が生じる項目も見受けられる。

例えば、「苦情要望」のように月報で詳細の報告を求め、四半期報告書で概要を求めているものもあれば、「提案事業及びイベント（自主事業）実施状況」のように、月報（日報）で概要の報告を求め、四半期報告書で詳細を求めている項目もある。また、報告形式が「一覧」となっている項目の報告内容に「詳細」と「概要」が混在しており、どのように報告すべきか判断に迷うことも考えられる。

報告時期やその内容は管理の目的に沿って任意に決めるべきものではあるが、一般的には、日報は日々の個別活動の状況、月報は月次で区切った個別活動の結果や成果、四半期報告書は3か月間の集計を主な報告事項にしている報告書が多いと考えられる。

最終的な報告は、地方自治法244条の2第7項に規定する年間事業報告書で行われるため、途中段階の月報及び四半期報告書においては、記載内容の範囲を絞る等の工夫をすることで、指定管理者の報告書作成事務労力を軽減するような工夫を検討されたい。

#### 公園及び公園施設共通管理業務仕様書より抜粋

##### (その他) 指定管理者に求める報告内容

###### 1 月報（合計30ページ以内でまとめてください）

- (1) 提出期限は翌月30日まで（厳守できない場合は、実績評価での減点対象となります）
- (2) 提出方法はPDF化し、各所管の電子メールアドレスへ電子データを添付して提出
- (3) 有料施設利用実績（有料施設がある場合）
  - ア 利用者数
  - イ 利用料金収入
  - ウ 付帯施設利用料金収入
  - エ 減免件数及び減免金額

※有料施設がなく、公園利用者数統計を取っている場合、その利用者数を報告

###### (4) 日報

- ア 提案事業及び自主事業実施状況（概要）
- イ 園内作業実施状況（清掃、草刈、せん定、点検等概要）

###### (5) 苦情要望一覧（詳細）

- (6) 事件・事故・災害発生一覧（詳細）
- (7) 施設点検マニュアルに基づく点検結果（9月末のみ）

###### 2 四半期報（合計30ページ以内でまとめてください）

- (1) 提出期限は翌月30日まで（厳守できない場合は、実績評価での減点対象となります）

- (2) 提出方法は PDF 化し、各所管の電子メールアドレスへ電子データを添付して提出
- (3) 有料施設利用実績（有料施設がある場合）  
※月単位の合計報告（3か月分「月報」の内容を再構成し、まとめたもの）
- (4) 提案事業及び自主事業実施状況（詳細）
- (5) 園内作業実施状況（清掃、草刈、せん定、点検等詳細）
- (6) 苦情要望一覧（対応結果概要）
- (7) 事件及び事故一覧（対応結果概要）
- (8) 施設、設備及び備品の修繕状況
  - ア 実施一覧（名称、金額、概要）
  - イ 施工写真
- (9) 四半期の指定管理業務の振り返り、反省点及び今後の展開
- (10) 横浜市の指示に対する改善状況

## 【意見 24-2】 指定管理者の帳簿と事業報告書との整合性

基本協定書第 37 条第 2 項において次の通りに規定されている。

### 基本協定書より抜粋

（指定管理者の収入）

第 37 条 指定管理者の収入は、指定管理料、利用料金、自主事業収入及び雑入とする。

2 指定管理者は、指定管理料、利用料金、自主事業収入及び雑入について、必要な帳簿を作成し他の経費と混同することのないよう、適正に管理するものとする。

指定管理者においては、経理業務にあたり会計ソフトを使用しているものの、会計ソフトによる部門別管理は行われていない。指定管理業務に係る収入及び費用の識別については、仕訳帳の元帳摘要に一定番号を振ることにより対応している。

令和 2 年度分の年間事業報告書のうち様式 9 収支報告書について、指定管理者の総勘定元帳や仕訳帳といった帳簿等との突合せを行うことにより現物確認を行った。

様式 9 収支報告書においては、バンドリング単位での合計数値の記載のみとなっており、各指定管理施設の内訳の記載はなかった。各数値の記載にあたっては、本事業担当者が帳簿や領収書等の原始証憑から、事業報告書（Excel）への

転記作業を行っているとのことである。

様式9 収支報告書の数値について検証したところ、指定管理料及び利用料金収入といった収入額に関しては税込金額で記載がされていた。一方、支出項目のうち水道光熱費と消耗品費についてサンプリングにより数値の検証を行ったところ、消費税込額と消費税抜額の記載が混在していることが判明した。消費税込額で記載する報告であるため、消費税抜額は記載誤りである。

また、様式9 収支報告書支出項目の自主事業費について様式11 自主事業実施報告書の収支状況との突合せを行ったところ、金額の整合性が取れておらず、市においてもその事実は把握していなかった。

上記より、現在の収支報告書においては、本事業に係る収支状況が正確に反映されていない項目もあり、各施設の指定管理者制度導入に関する有効性評価に資するものにならない可能性もあるため、改善が必要である。

改善を行うにあたっては、所管課が対応する項目と横浜市全体として制度所管局で対応する項目が考えられる。例えば、様式9と様式11の不一致については所管課で対応するものである。一方、転記作業の効率化や消費税の税込と税抜の違いについては、横浜市全体として収支報告書の様式やその記載方法の見直しを行い、管理の有効性は確保し、より簡単で時間の掛からない報告様式を定めすることが求められる。

### 【意見24-3】自主事業の評価について

自主事業については、ガイドライン、公募要項、共通業務仕様書、特記仕様書のいずれにおいてもその定義が明確にされていないが、「横浜市の公園及び公園施設指定管理者共通公募要項」において、指定管理者に対して自主事業の提案及び実施の取組が求められている。本共通公募要項によれば、自主事業は、指定管理者の民間ノウハウ等を活用し、当施設の利用者に向けた利便性の向上や、地域住民との協働・連携、利用者同士のコミュニティの形成を目的として取り組まなければならないものとされている。

横浜市の公園及び公園施設指定管理者共通公募要項より抜粋

#### ウ その他

「ア」及び「イ」の事業を通じて公園及び公園施設の設置目的を効果的に達成するため、次の取組を行ってください。

##### (ア) 自主事業の提案及び実施

指定管理者の民間ノウハウ活用等による創意工夫の取組や、公園利用者に向けた利便性の向上の取組、自治会町内会等の地域の団体や地域住民との協働・

連携に関する取組等を提案してください。

また、協働農園が設置されている農園付公園については、指定管理者が協働農園を活用して、市民に農体験の機会を広く提供し、農や自然について学ぶきっかけとするとともに、利用者同士のコミュニティの形成を図ることを目的とした自主事業を提案してください。

(イ) 地域の課題への理解

地域の公園及び公園施設に関する課題について把握、理解し、必要に応じて地域の団体や地域住民、関係団体と協力し課題解決に努めます。

本事業では、自主事業費が自主事業収入を上回っており、赤字の状態で自主事業を実施している。また、自主事業費には、自主事業実施に直接かかった材料費等しか計上されてなく、人件費やその他の間接経費はすべて指定管理料から充当されている。

自主事業の目的が利用者の利便性向上等であるため、必ずしも黒字であるべきとは言い切れないものの、収支の観点からは黒字であることが望ましく、赤字の場合には、それを解消するための対応が必要になるものと思われる。

また、本事業における自主事業開催回数は新型コロナウイルス感染症の影響等により減少傾向にあるが、それと同時に分区園の稼動率も減少傾向にあることを鑑みれば一定の相関関係は認められ、魅力的な自主事業の開催が利用率の向上につながる可能性が高いものと思われる。

上記より、自主事業はどうあるべきかについて具体化するとともに、自主事業の効果を判断することができる仕組みについて検討されたい。例えば、予算面・実績面等の金額も含めて、予定したものと達成できたか、何を目的として行いどのような効果をもたらしたのか等について、指標を作つて検証する仕組みを整えることで、より一層有効的な運用がなされるものと考える。

#### 【意見 24-4】付帯設備・電気設備の管理状況について

深谷町ふれあい公園（ハマヤク農園）を視察し、特記仕様書に記載されている付帯設備・電気設備について現物確認及び管理状況の確認を行った。確認の結果、全ての設備が適切に維持管理されていることを確認できたものの、堆肥置き場が有効活用されておらず、物置になっていることが確認された。

堆肥置き場については、整備段階では堆肥置き場として想定していたが、当施設の立地上、堆肥生成の原料となる落ち葉等の採集が出来ないことから現在は使用していない。現段階で指定管理者に堆肥置き場として活用を求めるることは困難なため、本スペースを堆肥置き場以外も含め有効活用することが望まれる。

図表55 遊休状態の堆肥置き場



(監査人撮影)

### 【意見 24-5】 備品の管理状況について

備品の管理状態について、備品管理台帳の記載内容と現物確認及び管理状況の確認を行った。なお、基本協定書第 29 条に規定する横浜市帰属備品（I 種）について（ロッカー・整理棚ほか）は、開園時に施設設備として購入され、備品として認識していないとの報告を受けた。また、現場往査時点においては、基本協定書第 30 条に規定する備品（II 種）のうち、横浜市へ所有権を移転したものはない。

検証の結果、備品の所有権の識別に関して、備品（II 種）についてはシールが貼付されており、シールには「品目」「番号」「取得年月日」の記載がなされていたものの、市に帰属する備品（I 種）については、上述の通り、備品として認識しておらず、識別のための措置が取られていないことが判明した。また、基本協定書においては、備品台帳に登載すべき備品の範囲についての指定がなく、指定管理者においては備品台帳に記載すべきものかどうかの判断がつかないため、購入金額が 10,000 円を超えるものを備品台帳に記載しているとの意見が聞かれた。

備品台帳に登載すべき備品の範囲や金額の基準を明確化するとともに、市に帰属する備品（Ⅰ種）と指定管理者に帰属する備品（Ⅱ種）を明確に識別するため、双方にシールを貼付する等の対応が望まれる。

#### 【意見 24-6】 AED の設置場所について

AED の設置状況について現地往査により確認した。

AED は特記仕様書附帯設備欄に記載の倉庫付きトイレ内のロッカーに設置されている。しかしながら、当該倉庫の鍵は指定管理者が管理する鍵でのみ開閉可能であり、農園利用者が管理する鍵では開閉できない状態にある。

当施設については、当指定管理者が常駐しているわけではないため、AED の使用が必要な際に、利用者が瞬時に利用できる体制を整えることが必要であると考える。

図表56 指定管理者保管の鍵でのみ開閉可能な倉庫



(監査人撮影)

## 25. 動物園

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

横浜市動物園条例により、横浜市立よこはま動物園（ズーラシア）、横浜市立野毛山動物園、横浜市立金沢動物園のほか、野毛山動物園の分園として横浜市立万騎が原ちびっこ動物園を設置している。なお、今回の監査においては、規模的に小さい万騎が原ちびっこ動物園については監査対象としていない。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市立よこはま動物園（ズーラシア）	横浜市立野毛山動物園	横浜市立金沢動物園
場所	横浜市旭区上白根町 1175-1	横浜市西区老松町 63-10	横浜市金沢区釜利谷東 5-15-1
指定管理者	公益財団法人横浜市緑の協会		
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（10 年間）		
スローガン	横浜市を代表する総合的な動物園として、誰もが楽しみながら学べる動物園	小さな子どもが初めて動物に出会い、ふれあい、命感じる動物園 誰もが気軽に訪れて、楽しく、憩い、癒される動物園	動物たちのふれあいと、横浜南部の緑豊かな自然を感じながら、命や環境の大切さについて気づく「いきもの発見！体感動物園」
面積	45.3ha	3.3ha	12.8ha
入園料	大人：800 円 高校生：300 円 小中学生：200 円 乳幼児：無料	無料	大人：500 円 高校生：300 円 小中学生：200 円 乳幼児：無料
設置の根拠	横浜市動物園条例		

設置目的・事業	<p>1 横浜市立よこはま動物園、横浜市立野毛山動物園及び横浜市立金沢動物園は、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育的配慮のもとに、動物を収集し、飼育し、及び展示すること。</li> <li>(2) 動物に関する知識、動物愛護思想及び環境教育の普及活動を行うこと。</li> <li>(3) 動物に関する調査研究を行うこと。</li> <li>(4) 野生動物の保護及び繁殖を行うこと。</li> <li>(5) 野生動物の救護活動を行うこと。</li> <li>(6) その他前各号の事業に附帯する事業</li> </ul> <p>2 横浜市立万騎が原ちびっこ動物園は、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育的配慮のもとに、主として家畜を収集し、飼育し、及び展示すること。</li> <li>(2) 子供と動物とのふれあいの場を提供すること。</li> <li>(3) その他前2号の事業に附帯する事業</li> </ul>
---------	--

### ③ 運営状況

開園時間	1月2日から12月28日まで 午前9時30分から午後4時30分まで（入園は午後4時まで）
休園日	よこはま動物園：毎週火曜日 野毛山・金沢動物園：毎週月曜日 3園共通：12月29日から1月1日まで 祝祭日及び振替休日に当たる場合はその翌日が休園
自主事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発事業</li> <li>・市民協働、ボランティア活動支援</li> <li>・広報、イベントの実施及びマーケティング業務</li> </ul>

### ④ 指定管理料の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料（千円）	2,237,404	2,237,404	2,237,404	2,263,085	2,288,319

## ⑤ 利用実績の推移

園名	項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 ※1	令和 2 年度 ※2
よこはま	開園日数（日）	321	325	321	290	254
	入園者数（人）	1,086,486	1,149,654	1,077,317	982,820	754,247
野毛山	開園日数（日）	322	322	322	291	247
	入園者数（人）	844,401	721,131	638,518	548,927	390,886
金沢	開園日数（日）	322	322	322	288	253
	入園者数（人）	305,858	321,990	299,098	246,982	263,224

※1：令和 2 年 2 月 29 日から 3 月 31 まで新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 3 園とも臨時休園

※2：令和 2 年 4 月 1 日から 6 月 10 日まで新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 3 園とも臨時休園

注 1：よこはま動物園では令和 2 年 6 月 11 日以降入園者数の制限を実施

6 月 11 日から 9 月 6 日：上限 5 千人程度として先着での入園制限を実施

9 月 7 日から 10 月 18 日：インターネット及び電話での事前予約制による入園整理券を導入し、上限 5 千人程度とした入園制限を実施

10 月 19 日～：事前予約制を土日祝日のみとし、上限を 8 千人程度に拡大

注 2：野毛山動物園では令和 2 年 6 月土日臨時休園

## ⑥ 収支決算書

### 令和2年度横浜市立動物園等管理運営経費収支

#### (1) 収入の部

事業収益等	よこはま動物園	野毛山動物園	金沢動物園	合計
・指定管理料	2,489,046			2,489,046
1,238,167	498,275	752,604		
・利用料金	290,402	0	67,772	358,174
・動物収集事業		7,625		7,625
・自主事業等		58,357		58,357
3園合計				2,913,202

#### (2) 支出の部

事業費	よこはま動物園	野毛山動物園	金沢動物園	合計
・指定管理事業	1,463,698	480,515	784,248	2,728,461
人件費	526,498	256,167	277,130	1,059,795
委託費	466,740	91,890	306,221	864,851
物件費	169,148	45,561	75,595	290,304
修繕費	49,664	5,993	26,410	82,067
光熱水料費	160,878	37,396	42,696	240,970
租税公課	58,030	30,332	36,295	124,657
一般管理費	32,740	13,176	19,901	65,817
・動物収集事業		7,625		7,625
・自主事業		84,950		84,950
3園合計				2,821,036

(指定管理者が記入する様式)

### 令和2年度 「動物園」 収支予算書及び報告書

#### 収入の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	2,288,319,000	0	2,288,319,000	2,489,045,777	△ 200,726,777	
利用料金収入	559,571,000	0	559,571,000	358,173,891	201,397,109	
収入合計	2,847,890,000	0	2,847,890,000	2,847,219,668	670,332	

#### 支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	1,057,565,000	0	1,057,565,000	1,059,795,012	△ 2,230,012	
委託費	992,825,000	0	992,825,000	864,851,080	127,973,920	
物件費	288,958,000	0	288,958,000	290,303,799	△ 1,345,799	
消耗品費	205,820,000	0	205,820,000	207,473,224	413,293,224	
印刷製本費	7,912,000	0	7,912,000	3,878,605	11,790,605	
教育研修費	883,000	0	883,000	260,600	1,143,600	
賃借料	24,632,000	0	24,632,000	22,140,105	46,772,105	
減価償却費	12,248,000	0	12,248,000	14,584,148	26,832,148	
その他物件費	37,463,000	0	37,463,000	41,967,117	79,430,117	
修繕費	67,345,000	0	67,345,000	82,066,601	△ 14,721,601	
光熱水料費	273,584,000	0	273,584,000	240,969,640	32,614,360	
租税公課	116,174,000	0	116,174,000	124,657,280	△ 8,483,280	
一般管理費	74,558,000	0	74,558,000	65,816,929	8,741,071	
支出合計	2,871,009,000	0	2,871,009,000	2,728,460,341	142,548,659	

## 第6章 対象施設に係る指摘及び意見

(指定管理者が記入する様式)

### 令和2年度 「よこはま動物園」 収支予算書及び報告書

(税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	1,055,319,000		1,055,319,000	1,238,166,802	△ 182,847,802	
利用料金収入	488,096,000		488,096,000	290,401,611	197,694,389	
収入合計	1,543,415,000	0	1,543,415,000	1,528,568,413	14,846,587	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	529,499,000		529,499,000	526,498,038	3,000,962	
委託費	556,093,000		556,093,000	466,740,068	89,352,932	
物件費	157,953,000		157,953,000	169,147,881	△ 11,194,881	
消耗品費	109,481,000		109,481,000	120,916,815	230,397,815	
印刷製本費	5,534,000		5,534,000	2,619,094	8,153,094	
教育研修費	548,000		548,000	93,300	641,300	
賃借料	9,753,000		9,753,000	9,464,063	19,217,063	
減価償却費	10,399,000		10,399,000	10,628,439	21,207,439	
その他物件費	22,238,000		22,238,000	25,426,170	47,664,170	
修繕費	28,448,000		28,448,000	49,663,534	△ 21,215,534	
光熱水料費	169,631,000		169,631,000	160,877,517	8,753,483	
租税公課	61,831,000		61,831,000	58,030,250	3,800,750	
一般管理費	40,407,000		40,407,000	32,740,393	7,666,607	
支出合計	1,543,862,000	0	1,543,862,000	1,463,697,681	80,164,319	

(指定管理者が記入する様式)

### 令和2年度 「野毛山動物園」 収支予算書及び報告書

(税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	498,200,000		498,200,000	498,275,281	△ 75,281	
利用料金収入	0		0		0	
収入合計	498,200,000	0	498,200,000	498,275,281	△ 75,281	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	250,974,000		250,974,000	256,166,805	△ 5,192,805	
委託費	103,627,000		103,627,000	91,890,348	11,736,652	
物件費	49,965,000		49,965,000	45,560,825	4,404,175	
消耗品費	36,720,000		36,720,000	34,421,708	71,141,708	
印刷製本費	818,000		818,000	471,916	1,289,916	
教育研修費	204,000		204,000	52,500	256,500	
賃借料	5,342,000		5,342,000	4,461,336	9,803,336	
減価償却費	1,155,000		1,155,000	1,793,277	2,948,277	
その他物件費	5,726,000		5,726,000	4,360,088	10,086,088	
修繕費	9,524,000		9,524,000	5,992,613	3,531,387	
光熱水料費	43,944,000		43,944,000	37,395,853	6,548,147	
租税公課	26,398,000		26,398,000	30,332,349	△ 3,934,349	
一般管理費	13,043,000		13,043,000	13,175,711	△ 132,711	
支出合計	497,475,000	0	497,475,000	480,514,504	16,960,496	

## 第6章 対象施設に係る指摘及び意見

(指定管理者が記入する様式)

### 令和2年度 「金沢動物園」 収支予算書及び報告書

収入の部						
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	(税込、単位：円)
指定管理料	734,800,000		734,800,000	752,603,694	△ 17,803,694	
利用料金収入	71,475,000		71,475,000	67,772,280	3,702,720	
収入合計	806,275,000	0	806,275,000	820,375,974	△ 14,100,974	
支出の部						
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	277,092,000		277,092,000	277,130,169	△ 38,169	
委託費	333,105,000		333,105,000	306,220,664	26,884,336	
物件費	81,040,000		81,040,000	75,595,093	5,444,907	
消耗品費	59,619,000		59,619,000	52,134,701	111,753,701	
印刷製本費	1,560,000		1,560,000	787,595	2,347,595	
教育研修費	131,000		131,000	114,800	245,800	
賃借料	9,537,000		9,537,000	8,214,706	17,751,706	
減価償却費	694,000		694,000	2,162,432	2,856,432	
その他物件費	9,499,000		9,499,000	12,180,859	21,679,859	
修繕費	29,373,000		29,373,000	26,410,454	2,962,546	
光熱水料費	60,009,000		60,009,000	42,696,270	17,312,730	
租税公課	27,945,000		27,945,000	36,294,681	△ 8,349,681	
一般管理費	21,108,000		21,108,000	19,900,825	1,207,175	
支出合計	829,672,000	0	829,672,000	784,248,156	45,423,844	

## (2) 監査の結果

### 【意見 25-1】動物園に附帯する駐車場からの収益について

指定管理者である「公益財団法人横浜市緑の協会」(以下「緑の協会」という。)の財務諸表を確認したところ、令和 3 年 3 月 31 日時点の正味財産期末残高が 5,811 百万円であった。このうち、寄附者等の意思により当該資産の使途について制約が課されている指定正味財産は 2,623 百万円あり、使途が制限されていない一般正味財産期末残高は 3,187 百万円であった。

緑の協会の公益目的事業の一つである動物園事業では、指定管理収入が大部分を占めているため、同事業から大きな正味財産が生じることは想定しづらい。そこで、指定管理者に一般正味財産期末残高が大きくなっている要因をヒアリングしたところ、収益事業から生じる正味財産増減によるところが大きな要因とのことであった。緑の協会の収益事業の一般正味財産は、公園・動物園に附帯する駐車場、飲食施設や物販施設の経営、自動販売機による飲料等の販売から生じるものである。

実際、緑の協会の令和 2 年度の正味財産増減計算書内訳表では、一般正味財産期末残高 3,187 百万円のうち、動物園事業を含む公益目的事業会計 447 百万円、法人会計 1 百万円に対し、収益事業の部に一般正味財産期末残高 2,739 百万円が計上されていた。このように、公園・動物園に附帯する駐車場等の経営を含む収益事業から正味財産(運用については、事業用固定資産への投資を含む。)が生じていることがわかる。

なお、動物園に附帯する駐車場、飲食施設や物販施設などの便益施設等の管理運営については、基本協定書第 62 条に記載の通り、指定管理の範囲外の業務であるが、必要な許可を受けたうえで、指定管理者が管理運営を行うこととされている。緑の協会は、適切に必要な許可を受けており、便益施設等の管理運営を行っている。

#### 横浜市立動物園等の管理運営に関する基本協定書より抜粋

(本指定管理の範囲外の業務)

##### 第 62 条

- 4 横浜市動物園等に便益施設等が設置されている場合、指定管理者がその管理運営を行うものとする。
- 5 前項の場合において、指定管理者は、法令の規定に基づき公園施設の管理許可、設置許可その他の必要な許可を受けなければならないものとする。
- 6 第 4 項の管理運営を行うに当たっては、指定管理者は、その管理運営方法についてあらかじめ市と協議するものとする。

7 前項の規定は、管理運営方法を変更する場合に準用する。

駐車場、飲食施設や物販施設を含む都市公園法第5条に基づく管理許可施設から生じる収支については、仕様書に記載されているが動物園の収支報告の対象としていない。そこで、一般正味財産が増加している原因を確認するため、緑の協会に対し、動物園に附帯する駐車場、飲食施設や物販施設から生じる収支の状況に関する情報を依頼した。この結果は図表57の通りである。

図表57 緑の協会の収益事業のうち動物園附帯部分の収支

(単位：千円)

事業名	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
飲食・販売	収入	444,307	416,539	357,689
	支出	419,421	395,919	357,634
	収支	24,886	20,620	325
駐車場	収入	318,202	284,830	258,749
	支出	190,817	165,461	170,633
	収支	127,385	119,408	88,116
合計	収入	762,509	701,369	616,438
	支出	610,238	561,380	527,997
	収支	152,271	140,028	88,441

(出典：指定管理者が作成した資料を監査人が加工)

図表57より、平成29年度からの3年間においても、指定管理者の収益事業である動物園に附帯する駐車場の運営から毎年正の収支差額が生じていることがわかる。この収支差額については、仕様書にも記載されており、各年度において指定管理者の公益目的事業である動物園の普及啓発、イベント、広報等の自主事業などに活用されているが、残額は繰り越されている。

図表58 動物園の自主事業に係る収支決算書（資金ベース）の推移

(単位：千円)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計
△53,154	△112,764	△57,612	△223,530

(出典：横浜市が作成した資料を監査人が加工)

このように、指定管理者の公益事業の収支を補てんするために、収益事業から公益目的事業に繰り入れを行っているものの、前述の通り、令和3年3月31日時点では収益事業の部の正味財産に2,739百万円が計上されている。指定管理者である緑の協会では動物園以外の公園等の指定管理事業の受託も行っており、動物園以外の公園の駐車場等からも正味財産が生じていることは認識しているが、やはり動物園に附帯する駐車場の運営から生じる正味財産が、収益事業の部の正味財産に占める割合が大きいと推定される。

したがって、今後も動物園に附帯する駐車場から正味財産が生じることが見込まれるため、あらためて横浜市への収益還元や公益事業の実施が適切に行われるよう、横浜市としてモニタリングしていくことが望まれる。

例えば、公益法人には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第16条に定める遊休財産の保有制限がある。緑の協会では、この制限に抵触しないように適切な運営が図られているが、緑の協会に限らず公益法人には、収益事業から生じる正味財産額が継続的に余剰となる場合、この保有制限額を超過しないように公益目的事業等で費用を増やそうとするインセンティブが生じてしまう。そのため、保有制限の超過を回避するために費用対効果を十分に検討せず、支出を行う可能性が生じる。

動物園の駐車場のケースでいえば、動物園に附帯する駐車場から生じた正の収支差額の累積額が、遊休財産の保有制限に抵触しないように、図表58のように継続的に負の収支差額を生じている動物園の普及啓発等の自主事業に充当されているという見方もできる。そのため、横浜市としては、指定管理者が公益法人の場合、遊休財産を減らそうとするインセンティブが働く可能性があるという視点を持ち、モニタリングすることが必要である。

具体的には、緑の協会が実施している自主事業について、普及啓発等の費用対効果を検証し、実施内容が適切であることを確認することが望ましい。

加えて、動物園に附帯する駐車場に着目した場合、本来横浜市が駐車場の管理を直営で実施していれば、駐車場の管理許可使用料として徴収している金額よりも多くの収入を得られる可能性が否定できない。

したがって、現行の通りに、指定管理者が動物園に附帯する駐車場の管理許可を得て運営を行うケースと、横浜市が動物園に附帯する駐車場の運営を直営で実施するケースとを定量的に比較した上で、定性的な評価についても加味し、あらためて動物園に附帯する駐車場の運営方法について検討することが望ましい。

## 【意見 25-2】 よこはま動物園の備品管理について

よこはま動物園の視察を行った際に、サンプルとして抽出した 17 件について、指定管理者が管理している備品の確認を行った。

図表59 動物園実査対象備品一覧（監査人サンプル抽出）

No.	資産名(全角9文字以内)	取得年月日	製造者・機種・品番・形状等	取扱価額(円税抜会費)	その他(保管場所等)
1	壁面什器	1998/3/31	W1250×D500×H2160- 特注製作	280,000	オージーヒルギフトショップ
2	フリーザー冷凍冷蔵庫	1998/3/31	W1950×D4300×H2460建築工事電気	2,943,000	オージーヒルレストラン
3	冷凍冷蔵庫	1998/3/31	D367F2C1W900 D650×H1895ステンレス冷凍266、冷蔵266部電気	910,000	オージーヒルレストラン
4	暗視・監視カメラシステム	1999/12/30	ITVカメラ設備 松下電器 オガハ雨天時用	4,300,000	オカビ 舎
5	発電機	1999/3/31	ヤンマー YAG13S-4	2,680,000	オカビ 舎
6	除湿機	1998/12/25	除湿機 KFH-08R-W	169,750	ゾウ 舎
7	脚立・はしご	1999/3/8	移動式足場	404,000	ゾウ 舎
8	脚立・はしご	1999/3/31	2連はしご PRO-80	52,000	ゾウ 舎
9	自転車	1999/3/31	電気自転車 ヤマハ PASワゴンハスクケット仕様	182,350	管理課
10	診断用X線関連装置	1997/10/1	小動物専用X線システム 東芝メディカルVPX-20	11,150,000	動物病院
11	麻酔器	1997/10/1	大動物用麻酔器 メラ MAA-70気化器2台含む	3,500,000	動物病院
12	顕微鏡	1998/1/21	ディスカッショングループ顕微鏡 オリンパスBX50-33-MDO-5	2,116,000	動物病院
13	クリーンベンチ	1997/12/19	クリーンベンチ サンヨー MCV-16BSF	1,912,500	動物病院
14	メス	1997/12/19	電気メス メラ NS-2000	1,064,000	動物病院
15	パソコンソフト	1999/3/29	Adobe Publishing Collection	176,000	動物病院
16	ファイバースコープ(内視鏡)	2011/3/7	ファイバースコープ オリンパス CF-P10L	30,000	動物病院
17	パソコン	1999/3/31	エフソン AT-700C Windows98	183,000	BYOUIN07

図表60 サンプル備品についての実査結果

No.	資産名(全角9文字以内)	取扱価額(円税抜会費)	その他(保管場所等)	実査結果
1	壁面什器	280,000	オージーヒルギフトショップ	問題なし
2	フリーザー冷凍冷蔵庫	2,943,000	オージーヒルレストラン	問題なし
3	冷凍冷蔵庫	910,000	オージーヒルレストラン	問題なし
4	暗視・監視カメラシステム	4,300,000	オカビ 舎	令和3年度廃棄処理予定のこと
5	発電機	2,680,000	オカビ 舎	ゾウ 舎の横に移動済み
6	除湿機	169,750	ゾウ 舎	長期にわたって使用されていない
7	脚立・はしご	404,000	ゾウ 舎	問題なし
8	脚立・はしご	52,000	ゾウ 舎	問題なし
9	自転車	182,350	管理課	令和3年度廃棄処理予定のこと
10	診断用X線関連装置	11,150,000	動物病院	一部破損が見受けられる。令和3年度入替予定。
11	麻酔器	3,500,000	動物病院	長期にわたって使用されていない
12	顕微鏡	2,116,000	動物病院	長期にわたって使用されていない
13	クリーンベンチ	1,912,500	動物病院	問題なし
14	メス	1,064,000	動物病院	長期にわたって使用されていない
15	パソコンソフト	176,000	動物病院	令和3年度廃棄処理予定のこと
16	ファイバースコープ(内視鏡)	30,000	動物病院	単価登録に誤りの可能性がある
17	パソコン	183,000	BYOUIN07	令和3年度廃棄処理予定のこと

上記表の通り、サンプルで抽出した備品の管理について、適切でない事例が検出された。

- ① 実査対象として事前に依頼したサンプル 17 件のうち、5 件についてはすでに令和 3 年度中の廃棄が決まっていた。
- ② ゾウ舎横の除湿器や動物病院の顕微鏡や電気メスについては、代替品の購入や老朽化等により、長期にわたって使用されておらず、直ちに使用できるかどうかがわからないような状況であった。

- ③ 動物病院の実査対象物については、取得価額 30,000 円の内視鏡があり、担当者に確認したところ取得価額の登録誤りとのことである。
- ④ サンプルで抽出した発電機について、備品台帳上はオカピ舎にあることになっていたが、実際にはゾウ舎の横に移動されていた。

①②については、備品の棚卸しの際に、単に物品と台帳の紐づけを行うだけではなく、備品の使用状況についても確認し、不要な物品については管理コスト削減の観点から適正な承認手続を受けた上で適時に廃棄することが望ましい。

なお、協定書においては、備品の管理について次の通り定めている。

#### 基本協定書より抜粋

##### 第4章 備品及び動物の扱い

(指定管理者による備品及び動物の管理等)

2 指定管理者は、指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態に保つものとする。

したがって、使用されていない物品を長期にわたって放置する事がないよう、適切に維持管理することが必要である。

③④については、備品台帳への登録・移動に関する変更手続を再度、指定管理者に周知し、今後同様の誤りがないよう、備品の適切な管理体制の構築を図る必要がある。

#### 【意見 25-3】 指定管理者の財務諸表について

指定管理者である緑の協会の財務諸表を閲覧したところ、下記の事項が検出されたので、対応を検討されたい。

##### ① リース債務の流動固定分類について

公益法人会計の貸借対照表の負債の部は、流動負債と固定負債に分類されている。1年の間に支払期限が到来するものを流動負債、1年を超えるものを固定負債とすることから、リース債務についても期末日の翌日から1年内に支払期限が到来するものについては流動負債の部に「短期リース債務」として計上されたい。

## ② 金融商品の状況に関する注記の導入について

2016年3月23日に内閣府公益認定等委員会から出された「公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」(平成27年度報告)によって、「金融商品の運用次第では法人運営に相当のリスクをもたらすおそれがある法人」については、金融商品の状況に関する注記をすべきとされている。また、日本公認会計士協会非営利法人委員会実務指針第38号「公益法人会計基準に関する実務指針」では自主的な注記について言及している。

### 公益法人会計基準に関する実務指針より抜粋

当該金融資産の運用次第では、公益目的事業の安定的な持続可能性に影響を与えるなど、法人運営に相当のリスクをもたらすおそれがあると法人が判断した場合に注記することとすべきであるとされているが、それ以外の場合であっても法人が自主的に注記を行うことは妨げない。

緑の協会については、上記の「金融商品の運用次第では法人運営に相当のリスクをもたらすおそれがある法人」に該当する法人であるかどうかについての判断は不明であるが、令和2年度の財産目録によると、資産合計7,084百万円のうち、特定資産「よこはま緑の街づくり基金」と基本財産の一部を合わせた2,495百万円（うち390百万円は満期保有目的の債券として開示済み）を有価証券で運用している。

金融商品の内容とそのリスク、リスク管理体制など金融商品の状況に関する情報を開示することは、公益目的事業の安定的な持続可能性に影響を与えるほどの信用リスクを取らないよう、法人の内部統制を図る効果を及ぼすことが期待されることから、指定管理者の有価証券の金額的重要性等を考慮した場合、有用な情報開示の観点から金融商品の状況に関する注記を記載することが望ましい。

注記内容については、「公益法人会計基準に関する実務指針」Q30を参考とされたい。

## 【意見25-4】 指定管理者の収支報告の記載について

### ① 自主事業の記載について

自主事業については、⑥収支決算書の「令和2年度横浜市立動物園等管理運営経費収支」に記載の通り、3園共通の収支報告となっている。

一方で「横浜市立動物園等の指定管理者応募要項」においては、次の通り定め

られている。

#### 横浜市立動物園等の指定管理者応募要項より抜粋

##### 4 動物園等の概要

###### (7) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

###### 才 利用料金等

また、自主事業等に関わる参加料等を参加者から運営費の範囲内で徴収することができます。これらの収入は、指定管理業務の収支報告書において、園ごとに適切に報告することとします。

（太字下線は監査人が加筆）

自主事業については、毎年度指定管理者が「よこはま市立動物園等 管理運営実施計画書」を市に提出し、この計画に基づいて実施している。

自主事業の中身については、夏の暑さによる閑散期対策として例年実施している「横浜夜の動物園」やよこはま動物園「ぱかぱか広場」での馬とのふれあい体験、「アフリカのサバンナ」でのラクダライドなどを展開している。3園共通の自主事業展開もあるが、収支についてはそれぞれの園での集計が可能であると見込まれるため、動物園ごとにより適切な収支報告を行う観点から、自主事業の収支報告について、応募要項に記載の通り動物園別の収支報告を実施されたい。

## ② 管理費の取り扱いについて

公益法人会計では、法人の運営に必要な経常的経費（管理費）は、一般に法人会計区分で計上される。指定管理者である緑の協会も、管理費を法人会計区分で計上している。

令和2年度の緑の協会の管理費は29,943千円であるが、この金額については、収支報告の対象となっていない。

施設運営においては、本部の総務、人事、経理部門等の人事費等の直接経費以外の必要な経費である「間接経費」が生じるものと想定される。これらの負担については、適切な収支報告の観点から一般管理費の区分に計上すべきであり、公益法人の管理費はこの「間接経費」に該当するものである。

したがって、今後は法人会計区分で計上している管理費のうち、動物園事業に負担させる部分については、収支報告の一般管理費に上乗せして計上させることが適切な収支の把握の観点から必要である。

### ③ その他

動物園 3 園合計と動物園ごとの「収支予算書及び報告書」の物件費の内訳については、「差引欄」の金額が予算額－決算額ではなく、予算額＋決算額で表示されているので、正しく報告させる必要がある。また、「説明欄」に何らの記載もないでの、予算額と決算額に大幅な乖離がある場合の説明や、利用料金の説明欄に入園者数を記載するなど、有用な収支報告の仕組みを構築されたい。

#### 【意見 25-5】 野毛山動物園の入園料について

##### ① 過去の包括外部監査に対する措置状況の確認

平成 27 年度包括外部監査「公有財産（不動産）の管理、運営等について」において、動物園が監査対象となっていたため、監査での指摘及び意見として取り上げられた事項について確認を行った。

指摘事項については、「横浜市報定期第 1015 号 別冊」にて改善措置が完了していることが横浜市 HP 上で開示されている。

意見については、所管課は「既に改善や検討等を進めている事項」「対応の方向性について早期に検討が必要となる事項」「中長期的な課題として継続的な取組が必要な事項」の 3 つに分類した上で、すべての項目について現時点における対応状況を明確にしている。各項目について、資料閲覧及びヒアリングにおいて確認した。

平成 27 年度の包括外部監査での指摘・意見に対する所管課及び指定管理者の取り組みは十分なものであったと考えるが、野毛山動物園の入園料については、再検討を要望したい。

##### ② 経緯

野毛山動物園の入園料については、受益者負担の観点から、平成 27 年度の包括外部監査に先立って、平成 15 年度の包括外部監査「公の施設の管理運営」においても取り上げられた事項である。

#### 平成 15 年度包括外部監査報告書より抜粋

＜意見＞「野毛山動物園の受益者負担についての検討を求めるもの」

現在、入園料が無料である野毛山動物園は、他の無料公立動物園に比較してその規模が大きく施設も充実していることから、入園者 1 人当たりの経常経費負担は 708 円となっています。入園者に対する受益に応じた負担について

検討されることが望されます。

平成27年度包括外部監査報告書より抜粋

「意見41」野毛山動物園の受益者負担の検討について

厳しい財政状況の中、動物園事業を継続していくためには、動物園事業の収支改善を図ることが必要である。そのため、他の無料動物園に比して入場者数が多く経常費用も多額となっている野毛山動物園の受益者負担について再検討していくことが望ましい。

この点、平成15年度の包括外部監査においても同様の意見が出されているが、市は当面の間は入園料無料を継続するとしたうえ、ネーミングライツの導入など、多角的収入の確保に努めて市費負担の軽減を図るとしていた。しかし、ネーミングライツの導入については応募者がなく、企業協賛等の収入の多角化に取り組んではいるものの、市の負担の軽減には至っていないと考えられる。

引き続き、収入の多角化等を検討し、市の歳入増を図る必要がある。併せて、入園者数の減少も懸念されるが、有料化も含め入園料のあり方を検討することが期待される。

この意見に対して、平成28年3月9日の市長定例会見において、当時の林文子市長は次の通りコメントしており、野毛山動物園の入園料については、無料とする方針を明言している。

動物園課提出資料より抜粋

野毛山は無料を続けたい。野毛山有料化についてはこれまでにも何回か議論され、有料化しても高い入場料はとれないとの試算結果が出ているといい、無料のメリットとして「子育て世帯には経済的な負担がなく、子どもへの良い教育にもなる」と強調。

### ③ 現況

市内3園の入園者一人当たりの経費と入園料の経常費用に対する割合については、直近5年度で次表の通り推移している。（入園料については、減免後の金額を記載している。）

図表61 よこはま動物園：入園者一人当たりの経費と入園料の経常費用に対する割合

年度	入園者数 (人)	経常費用 (千円)	入園者一人当たり経費(円)	入園料 (千円)	負担割合
平成28年度	1,086,486	1,534,617	1,412	427,096	28%
平成29年度	1,149,654	1,487,075	1,293	454,024	31%
平成30年度	1,077,317	1,535,082	1,425	414,970	27%
令和元年度	982,820	1,493,214	1,519	378,283	25%
令和2年度	754,247	1,463,697	1,941	290,401	20%

(出典：監査人が収支報告書を加工して作成)

図表62 金沢動物園：入園者一人当たりの経費と入園料の経常費用に対する割合

年度	入園者数 (人)	経常費用 (千円)	入園者一人当たり経費(円)	入園料 (千円)	負担割合
平成28年度	305,858	698,253	2,283	72,891	10%
平成29年度	321,990	740,445	2,300	73,708	10%
平成30年度	299,098	829,707	2,774	67,900	8%
令和元年度	246,982	810,064	3,280	57,749	7%
令和2年度	263,224	784,248	2,979	67,772	9%

(出典：監査人が収支報告書を加工して作成)

図表63 野毛山動物園：入園者一人当たりの経費と入園料の経常費用に対する割合

年度	入園者数 (人)	経常費用 (千円)	入園者一人当たり経費(円)	入園料 (千円)	負担割合
平成28年度	844,401	440,196	521	0	0%
平成29年度	721,131	448,857	622	0	0%
平成30年度	638,518	493,215	772	0	0%
令和元年度	548,927	488,740	890	0	0%
令和2年度	390,886	480,514	1,229	0	0%

(出典：監査人が収支報告書を加工して作成)

よこはま動物園と金沢動物園は、入園料を徴収しているが、野毛山動物園では昭和39年6月以降入園料を徴収せずに運営を行っている。横浜市内の3園は一体的に運営しており、野毛山動物園は規模が他の2園に比較して小さく、教育的な役割を担っていることから無料としているとのことである。一方で毎年5億円弱の経常費用がかかっている。

平成15年度包括外部監査報告書では、「平成13年度に実施された野毛山動物園来園者アンケートの集計結果から、入園者の3分の1は横浜市外に居住しており」と記載されている。最新の「横浜市立動物園利用者調査結果報告書（2021年公益財団法人横浜市緑の協会）」では、アンケートの結果、横浜市民以外の利用者が4割を占めるということがわかった。今後もみなとみらい観光と合わせて、野毛山動物園を利用する横浜市民以外の利用者が増加していく可能性がある。

この場合、市外在住の利用者にとっては、住民税の負担もなく利用できるため、税金負担している横浜市民との公平性が確保されていない。

#### ④ 横浜市以外の動物園の状況

ここで横浜市以外の動物園の状況を確認する。令和2年度の日本動物園水族館年報に記載されている動物園の中で、横浜市以外の自治体が運営主体である動物園について、事業費用規模別に入園料の徴収状況を確認すると下記表の通りであった。

図表64 事業費用別入園料の徴収状況

事業費用	動物園数	入園料を徴収している園	入園料を徴収していない園
1億円から2億円	12園	9園	豊田市鞍ヶ池公園 岡崎市東公園動物園 わんぱーくこうちアニマルランド
2億円から3億円	9園	8園	江戸川区自然動物園
3億円から4億円	4園	4園	なし
4億円から5億円	6園	6園	なし
5億円以上	18園	18園	なし

（令和2年度 日本動物園水族館年報データを監査人が集計して作成）

このように「令和2年度日本動物園水族館年報データ」で事業費用3億円以上の28園については、すべて入園料を徴収している結果であった。

## ⑤ 結論

指定管理者は、収入を増加させる施策として、クラウドファンディングや民間企業との連携など、外部からの財源確保に努めながらの運営を行っていることは十分に評価できる。一方で、他の動物園との比較や横浜市民とそれ以外の利用者との公平性の観点から、入園料の徴収についてあらためて検討することが望ましい。

なお、事業費用規模別に横浜市以外の自治体が運営主体である各動物園の大人的入園料平均を算定すると下記表の通りとなった。

図表65 事業費用規模別大人の入園料平均額

事業費用	入園料徴収している園	大人の入園料平均額
1億円から2億円	9園	413円
2億円から3億円	8園	466円
3億円から4億円	4園	600円
4億円から5億円	6園	643円

(令和2年度 日本動物園水族館年報データを監査人が集計して作成)

「横浜市立動物園利用者調査結果報告書（2021年公益財団法人横浜市緑の協会）」では、野毛山動物園の滞在時間については、1.5時間から2時間滞在した利用者が一番多かった。また、教育的な役割を担う動物園であることも踏まえ、高校生までは無料、大学生以上は300円程度の入園料が現実的であると考える。

## 26. 横浜市道路附属物自動車駐車場

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

横浜市道路附属物自動車駐車場（地下駐車場）は、横浜市道路附属物自動車駐車場条例に規定される駐車場として、路上駐車の多い都心部に設置することで、安全で円滑な交通の確保と活性化を図っている。

#### ② 施設の概要

名称	○横浜市ポートサイド地下駐車場 ○横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場 ○横浜市日本大通り地下駐車場 ○横浜市馬車道地下駐車場 ○横浜市福富町西公園地下駐車場 ○横浜市山下町地下駐車場
指定管理者	日本パーキング株式会社
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
設置の根拠	横浜市道路附属物自動車駐車場条例
設置目的	交通事故や渋滞の原因となる路上駐車対策を目的に自動車駐車場として、道路の地下空間等を有効活用した道路附属物として設置されている。

#### ③ 運営状況

名称	横浜市ポートサイド地下駐車場	
場所	横浜市神奈川区栄町92番地1地先	
供用開始日	平成10年6月25日	
施設規模	形式	平面往復式
	延床面積	約8,400m <sup>2</sup>
収容台数	200台	
共用時間	午前6時から午後12時まで	
休場日	なし	

## 第6章 対象施設に係る指摘及び意見

名称	横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場	
場所	横浜市中区長者町 5 丁目 50 番地先	
供用開始日	平成 15 年 4 月 22 日	
施設規模	形式	平面往復式
	延床面積	約 7,600 m <sup>2</sup>
収容台数	200 台	
共用時間	終日	
休場日	なし	

名称	横浜市日本大通り地下駐車場	
場所	横浜市中区日本大通 9 番地先	
供用開始日	平成 14 年 4 月 17 日	
施設規模	形式	平面往復式
	延床面積	約 7,600 m <sup>2</sup>
収容台数	200 台	
共用時間	終日	
休場日	なし	

名称	横浜市馬車道地下駐車場	
場所	横浜市中区本町 6 丁目 51 番地先	
供用開始日	平成 11 年 4 月 26 日	
施設規模	形式	昇降横行式
	延床面積	約 10,100 m <sup>2</sup>
収容台数	200 台（二輪：25 台）	
共用時間	終日	
休場日	なし	

名称	横浜市福富町西公園地下駐車場	
場所	横浜市中区福富町西通 2 番地先	
供用開始日	平成 9 年 4 月 1 日	
施設規模	形式	昇降横行式
	延床面積	約 7,700 m <sup>2</sup>
収容台数	184 台	
共用時間	終日	
休場日	なし	

名称	横浜市山下町地下駐車場	
場所	横浜市中区山下町 60 番地先	
供用開始日	平成 13 年 4 月 20 日	
施設規模	形式	昇降横行式
	延床面積	約 10,600 m <sup>2</sup>
収容台数	193 台（二輪：26 台）	
共用時間	終日	
休場日	なし	

#### ④ 最低保証額の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
最低保証額（千円）	—	—	—	—	73,857

注 1：最低保証額について

指定管理者が、地下駐車場利用料収入のうち一定額を市に納付するものをいう。最低保証額は、公募の際に指定管理者が提案した金額を基準とし、年度協定により確定する。

注 2：令和 2 年度の最低保証額について

令和 2 年度の最低保証額については、新型コロナウイルス感染症に係る地下駐車場利用収入の減少に伴い、図表 66 の通り納入額が変動した。

図表66 令和 2 年度の最低保証額

項目	最低保証額
年度協定書	上期：41,009,100 円（税込） 下期：41,009,100 円（税込） 合計：82,018,200 円（税込）
令和 2 年 9 月 30 日付 納入額減免について (申し入れ)	上期：34,816,760 円（税込） 下期：41,009,100 円（税込） 合計：75,825,860 円（税込）
令和 3 年 3 月 5 日付 納入額減免について (申し入れ)	上期：34,816,760 円（税込） 下期：39,040,650 円（税込） 合計：73,857,410 円（税込）

## ⑤ 利用実績の推移

年間利用台数

	ポートサイド	伊勢佐木長者町	日本大通り	馬車道	福富町西公園	山下町	合計
令和2年度	54,969	49,172	42,689	60,036	40,499	46,540	293,905
令和元年度	61,791	30,332	58,443	77,126	36,826	52,254	316,772
平成30年度	64,503	40,926	59,936	73,565	41,310	58,086	338,326
平成29年度	63,357	41,118	60,340	68,666	41,587	63,515	338,583
平成28年度	64,520	41,739	59,696	62,668	43,532	60,757	332,912

利用者収入

	ポートサイド	伊勢佐木長者町	日本大通り	馬車道	福富町西公園	山下町	合計
令和2年度	66,198,050	48,401,610	59,611,100	69,367,455	34,053,090	72,787,115	350,418,420
令和元年度	72,054,780	36,257,250	73,704,710	89,860,520	36,501,490	70,646,505	379,025,255
平成30年度	72,739,950	45,671,530	73,429,470	82,286,095	40,534,450	73,977,350	388,638,845
平成29年度	72,533,500	50,123,940	73,400,610	79,105,830	39,827,850	82,528,725	397,520,455
平成28年度	73,156,100	52,436,650	73,008,800	72,760,605	41,763,950	73,220,550	386,346,655

※令和2年度以降は指定管理者としての利用料収入

## ⑥ 収支決算書

**横浜市道路附屬物自動車駐車場  
令和2年度 収支実績（総括）**

(単位：円)

(税別)

		令和2年度				
		予算		実績		差異
福富町西公園 地下駐車場	収入	¥41,794,000	収入	¥30,957,355	収入	¥-10,836,645
	支出	¥59,912,000	支出	¥52,549,469	支出	¥-7,362,531
	差引	¥-18,118,000	差引	¥-21,592,114	差引	¥-3,474,114
ポートサイド 地下駐車場	収入	¥70,609,000	収入	¥60,180,045	収入	¥-10,428,955
	支出	¥60,330,000	支出	¥57,165,299	支出	¥-3,164,701
	差引	¥10,279,000	差引	¥3,014,746	差引	¥-7,264,254
馬車道 地下駐車場	収入	¥90,586,000	収入	¥63,061,323	収入	¥-27,524,677
	支出	¥62,712,000	支出	¥58,063,690	支出	¥-4,648,310
	差引	¥27,874,000	差引	¥4,997,633	差引	¥-22,876,367
山下町 地下駐車場	収入	¥89,117,000	収入	¥66,170,105	収入	¥-22,946,895
	支出	¥66,103,000	支出	¥60,439,753	支出	¥-5,663,247
	差引	¥23,014,000	差引	¥5,730,352	差引	¥-17,283,648
日本大通り 地下駐車場	収入	¥77,108,000	収入	¥54,191,909	収入	¥-22,916,091
	支出	¥59,047,000	支出	¥54,718,003	支出	¥-4,328,997
	差引	¥18,061,000	差引	¥-526,094	差引	¥-18,587,094
伊勢佐木長者町 地下駐車場	収入	¥41,635,000	収入	¥44,001,464	収入	¥2,366,464
	支出	¥59,376,000	支出	¥54,053,551	支出	¥-5,322,449
	差引	¥-17,741,000	差引	¥-10,052,087	差引	¥7,688,913
合計	収入	¥410,849,000	収入	¥318,562,201	収入	¥-92,286,799
	支出	¥367,480,000	支出	¥336,989,765	支出	¥-30,490,235
	差引	¥43,369,000	差引	¥-18,427,564	差引	¥-61,796,564

## (2) 監査の結果

### 【指摘 26-1】定期利用者の使用使途について（横浜市山下町地下駐車場）

横浜市山下町地下駐車場について、現地確認及び定期利用者名簿により定期券の使用状況を確認した。令和3年9月19日現在においては、定期利用は193台中87台となっている。

定期利用車種は半数以上が輸入車であり、ランボルギーニ等の高級輸入車も数十台停められている。国産高級車も多くあり、中には、しっかりと車体カバーがかけられており、月に数回しか出入をせず、単に高級車の保管場所として使用していると思われる車もある。

さらには、定期利用は月極駐車場とは異なり、駐車位置を指定すべきではないにもかかわらず、地下2階及び地下3階に駐車位置を指定している。その上で、一部の契約者は管理室に近い地下1階に長期的に駐車しており、地下1階の大半が埋まっている。

定期利用者の分類を確認すると、法人契約が59件、個人契約が28件であり、利用者の住所は図表67の通りであった。

図表67 定期利用者の分類

住所	横浜市中区内	その他
法人契約	46件	13件
個人契約	23件	5件
計	69件	18件

（出典：横浜市提供資料より監査人作成）

上記定期利用車種及び契約者分布を鑑みた場合、定期利用87台について、そのすべてが路上駐車の削減につながっているとは考え難く、設置目的とは別の目的（近隣住民の個人的な駐車場）により使用されている可能性が排除できない。

なお、当施設は以下の理由から、他の月極駐車場と比較しても割安感があり、かつ、高級車の保管に適した駐車場であるといえる。

- 地下駐車場であり雨風を防ぐことが出来る
- 24時間営業である
- 管理人が常駐していることから車上荒らし等の犯罪発生確率が低い
- 自走式駐車場があり、輸入車の駐車にも支障がない
- みなとみらい線元町・中華街駅に直結している

当施設の設置目的である「路上駐車の削減」及び基本協定書第3条に規定する公共性の趣旨の尊重を鑑みた場合、近隣住民の高級車の保管のための使用は適したものではないものと考えられる。

また、高級車の保管のために利便性の高い自走式駐車場部分が恒常に使用された場合、本施設を利用する一般利用者の利便性が損なわれている。特に休日においては山下公園や中華街へ観光客が多く訪れるため、駐車場の需要は高まるが、その際にも半数近くが使用できない状況となっている。

したがって、一般利用者の利便性が損なわれるような現在の運用形態は抜本的に改善すべきであり、それが改善できないようであれば、定期利用の廃止を含めた検討が必要である。

#### 基本協定書より抜粋

##### (公共性の趣旨の尊重)

第3条 指定管理者は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び本指定管理の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

#### 【指摘26-2】回数駐車券の管理について（横浜市山下町地下駐車場）

地下駐車場管理室における回数駐車券（以下「回数券」という。）の管理について確認した。当施設においては、回数券は事前に一式をセットしロッカーの中に保管して販売の準備をしている。回数券セットの販売があった都度、補充していく方法を採用しているとのことであった。確認体制については、回数券セット作成者及びもう1名の2名体制でのチェックが行われていた。

回数券の在庫実査の手続として、保管されていた回数券セットの一つを確認したが、本来1,000円券がセットされていなければならないところ、100円券がセットされており、その状態で2名のチェックを通過したものが存在した。回数券セットの販売時においては、購入者と販売者の間で再度全ての回数券を相互確認してから販売するため、このような誤ってセットされた商品が外部に販売される可能性は低いと考えるが、回数券セットという商品の保管方法としては不適切な処理がなされている。

今後は、このようなヒューマンエラーの発生を防止する観点からは、2名が同じ方法でチェックするのではなく、それぞれが違う方法で確認する必要がある。

また、改善方法の一つとして、例えば、携帯アプリ等による回数券の販売など、人の手を介さずに現在と同様のサービスを提供できるような仕組みづくりが挙げられる。

### 【指摘 26-3】 現金管理について（横浜市山下町地下駐車場）

地下駐車場管理室における現金管理について、施設往査により確認した。当駐車場にて現金取引が発生するのは、「定期駐車券の更新」「回数駐車券の販売」「自動二輪車駐車時の駐車料金受取」時の現金入金のみであり、管理人室での現金出金は原則として発生しない。

なお、本事業における各駐車場の管理業務は、指定管理者から第三者への業務委託の形式をとっており、本駐車場管理人室においては、釣銭用現金として12万円が指定管理者より預託されている。釣銭用現金は、朝夕の2回従事者が数え金種表を作成している。

また、売上現金については、管理人室従事者が日毎にパソコン（表計算ソフト）により集計し金庫内の集金袋にて保管する。集金袋に保管された売上現金は指定管理者から委託を受けた外部委託業者が週1回集金に訪問し回収する。

現地往査では、金庫内の保管状況を視察し、保管されている現金を受託者が数える手続に立ち会った。往査日時点の売上現金及び釣銭用現金に相違はなく、釣銭用現金については12万円のうち一定の金額を金種統一のうえ保管していることを確かめた。

ただし、金庫内に帳簿外の現金の保管が発見された。

当施設管理人室従事者の個人的な現金との説明を受けたが、帳簿外の現金の保管があるということは、過去の現金の動きについて真実性は疑わざるを得ない。例えば何らかの原因で現金過不足が生じた場合には、帳簿外の現金から出し入れを行い、帳尻を合わせていた実務などが日常的に行われている可能性もある。

今後は、帳簿外の現金保管は絶対に行わないことは当然であるが、現金過不足が発生した旨の指定管理者への報告方法や帳簿への記録方法など、管理人室にて現金過不足が生じた際の対応等についての検討も求められる。さらには、原因究明のマニュアルの作成などの現金過不足が発生しない体制づくりが望まれる。

### 【意見 26-1】 現金管理について（横浜市日本大通り地下駐車場）

地下駐車場管理室における現金管理について、施設往査により確認した。当駐車場にて現金取引が発生るのは、「定期駐車券の更新」「回数駐車券の販売」時の現金入金のみであり、管理人室での現金出金は原則として発生しない。

なお、本事業における各駐車場の管理業務は、指定管理者から第三者への業務委託の形式をとっており、本駐車場管理人室においては、釣銭用現金として12万円が指定管理者より預託されている。釣銭用現金は、朝夕の2回従事者が数え金種表を作成している。

また、売上現金については、管理人室従事者が日毎にパソコン（表計算ソフト）により集計し金庫内の集金袋にて保管する。集金袋に保管された売上現金は指定管理者から委託を受けた外部委託業者が週1回集金に訪問し回収する。

釣銭用現金について、業務委託先企業の社内規定によれば、朝夕の一日2回現金を数えることとなっているものの、実際には1日1回のみしか数えていない日が多い。また、釣銭用現金の金種は毎日統一することが望ましいものの、現在の運用においては金種が日によって異なっている。

売上現金について、管理人室従事者が表計算ソフトにより集計しているものの、集計ミスが散見された。このミスに関して、即座に判明するようなチェック体制は整備されていない。

上記より、現場での現金管理についてヒューマンエラーが発生することは避けられないことから、カード決済等による定期駐車券の購入や回数券の購入ができるような仕組みづくりが望まれる。

また、カード決済等を導入することが出来ない現状においては、①釣銭用現金の金種の統一、②管理人室従事者による売上現金のダブルチェック体制の構築、③指定管理者による売上現金の日時チェック体制の構築が必要である。

#### 【指摘 26-4】個人情報保護について（横浜市日本大通り地下駐車場）

横浜市日本大通り地下駐車場にて、個人情報の保管状況の確認を行ったところ、定期利用者名簿等が保存されているパソコンについてパスワード管理が行われておらず、パソコンに保管されているデータファイル等にパスワードの設定が行われていないことが判明した。

当指定管理者作成の「個人情報保護研修」資料においては、個人情報については、次の通り保管が義務づけられている。

##### 個人情報保護研修資料より抜粋

###### 注意事項

1 取得した個人情報は、安全に管理する

施錠のできる場所に保管（鍵付きキャビネットなど）。PCのファイルは、パスワードをかける。

地下駐車場管理室においては、図表68のように多様な個人情報書類を取り扱っている。したがって、定期的に管理室を巡回し個人情報が適切に保管されているかどうかを確認するとともに、個人情報保護研修等により従事者に対して個人情報保護の重要性について継続して教育を行う仕組みづくりが必要である。

図表68 地下駐車場管理室において取り扱う個人情報書類

・自動車駐車場使用料の領収書	・駐車券再交付申請書
・定期駐車券購入申込書（新規・継続）	・補欠登録簿
・定期駐車券減免申請書	・定期駐車券料金返還申請書
・定期駐車券再交付申請書	・定期券ご利用の皆様へ
・事故発生報告書	・施設等損害報告書
・社員（従業員）名簿	・緊急時連絡網

【指摘 26-5】指定管理者変更時における回数駐車券の既発行分について（全駐車場）

回数券については「横浜市道路附属物自動車駐車場における回数駐車券の取扱に関する特別協定書」にて、次の通り特別協定が締結されている。指定管理者制度導入後における、既発行分の回数券の使用状況について資料を確認した。

特別協定書より抜粋

（市販売の回数駐車券の取扱）

第1条 現指定管理者は、市駐車場の利用者が市販売の回数駐車券を令和2年4月1日以後に利用した場合には、市へ当該利用相当額の償還、費用補填等を求めないものとする。

（現指定管理者販売の回数駐車券の取扱）

第2条 市は、次期指定管理者（令和7年4月1日以後に市駐車場の指定管理者に指定される者をいう。）を公募する際は、次に掲げる条件を、その公募要項に記載するものとする。

次期指定管理者は、現指定管理者がその指定管理期間中に販売した回数駐車券を令和7年4月1日以後に市駐車場の利用者が利用した場合には、現指定管理者へ当該利用相当額の償還、費用補填等を求めない旨の条件

なお、令和2年4月以降、令和3年8月までの市発行回数券の回収額は図表69の通りである。

図表69 令和2年4月～令和3年8月の市発行回数券の回収額

期間	金額
令和2年4月から令和3年3月まで	8,663千円
令和3年4月から令和3年8月まで	1,499千円

(出典：横浜市提供資料より監査人作成)

利用額は減少傾向にあるものの、令和3年に入ってからも月額250千円程度利用されている状況にある。

現指定管理者において、17か月間で10,162千円の機会損失が生じている状況を鑑みると、現指定管理者の機会損失の補てん及び現指定管理者が発行した回数券の利用分を次期指定管理者が負担する状況はどこかで止めなければならぬものと考える。

現在の横浜市道路附属物自動車駐車場条例においては、回数券の有効期間に関する規定は無いものの「建設省都再発第103号、平成3年11月1日、各都道府県知事・各政令指定都市の長あて、建設省都市局長通知、標準駐車場条例の改正について」によれば、標準の駐車場条例として次の通り定めることが推奨されている。

「建設省都再発第103号、平成3年11月1日、各都道府県知事・各政令指定都市の長あて、建設省都市局長通知、標準駐車場条例の改正について」より抜粋  
(料金の額等)

#### 第15条

4 前項の回数駐車券又は定期駐車券の料金の額、有効期間、発行枚数その他回数駐車券又は定期駐車券の発行及び使用について必要な事項は、規則で定める。

上記の現状及び標準駐車場条例も鑑みた場合、下記2点の仕組みの検討が必要であるものと考える。

第1に、特別協定書の内容を変更し、市道路局発行回数券の使用分について現指定管理者との間で一定の基準を設け使用分を精算する必要がある。

但し、利用者の視点から考えると、市道路局発行分の回数券の所持が本事業地下駐車場利用への動機づけとなった可能性も排除できないことから、全額の精算は必要ないものと考える。

第2に、協定書等により、回数券の有効期間を設け、現指定管理者が発行する回数券の有効期間を指定期間末日とする等の制限を設けることで、次期指定管理者に不利益を与えない仕組みを整備する必要がある。

### 【意見 26-2】 第三者への外部委託について

本事業にあたっては、指定管理者は「事業統括管理」及び「経営管理業務」のみを行い、他の全ての業務については第三者への委託の形式により運営されている。本事業の特質上、地下駐車場設備の点検や、精算機械の保守点検等については第三者へ委託することについてはやむを得ない部分があり、また、横浜市内の中小企業への優先発注が行われていることから、基本協定書第8条及び第25条に規定される第三者による実施については条件を満たしているものと思われる。

#### 基本協定書より抜粋

(本指定管理の実施により達成すべき目標)

#### 第8条1項3号

業務の一部の委託等については、市内中小企業へ優先的に発注する  
(第三者による実施)

第25条 指定管理者は、第10条に定める業務の一部について、委託する業務の内容及び相手方等に関してあらかじめ市と文書により協議し承認を得た上で、第三者に委託することができる。

ただし、第三者への委託に関して、コールセンター及び巡回業務（売上現金の回収業務）の契約締結について、指定管理者の本来事業（民間駐車場の管理）に関する締結された契約をそのまま本事業に準用しており、契約書の作成がされていなかった。

基本協定書第25条によると、第三者との委託契約については、市との事前協議が必要であるとの観点から考えた場合、指定管理業務締結後に改めての契約を締結する、あるいは、現契約の内容について本指定管理業務への準用ができることを文書により協議し承認を行うことが望ましいものと考える。

また、業務委託先への委託業務内容については、指定管理者と業務委託先企業との間で締結する「業務委託契約書」においてその範囲が記載されており、横浜市道路附属物自動車駐車場運営マニュアルが作成されているものの、当該運営マニュアルについては、各委託先責任者への説明のみであり実際の従事員への説明は各委託先に一任しているとのことである。

指定管理者制度の目的が「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ること」があることを鑑みると、単に駐車場として運営するだけでなく、公の施設であることを業務委託先従業員一人ひとりに認識させる必要があると考える。また、指定管理者による更なるサービスの向上対策の立案及び外部委託業者への指導が望まれる。

図表70 故障中の精算機



※故障中の掲示のみであり、利用者への対応策の指示がない  
(横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場、監査人撮影)

### 【意見 26-3】 備品の管理状況について

備品の管理状況について、物品管理簿の記載内容と現物確認及び管理状況の確認を行った。なお、本事業における各駐車場の管理業務は、指定管理者から第三者への業務委託の形式をとっており、各地下駐車場の管理事務所には、その第三者委託先が購入した備品が設置されているケースも存する旨聴取した。また、外部監査時点においては、基本協定書第32条第3項に規定する備品（Ⅱ種）の

うち、横浜市へ所有権を移転したものはない。

検証の結果、備品の所有権の識別に関して、備品（I種）についてはシールが貼付されており、シールには「品目」「番号」「取得年月日」の記載がなされていたものの、指定管理者に帰属する備品（II種）及び第三者委託先に帰属する備品については、識別のための措置が取られていないことが判明した。

また、現在未利用の備品についても廃棄処理が行われず、乱雑に設置してある管理室も散見された。

市に帰属する備品（I種）、指定管理者に帰属する備品（II種）及び第三者委託先に帰属する備品を明確に識別する措置が必要であるとともに、指定管理者と第三者委託先との間で締結する業務委託契約書において、備品等の管理条項を設ける必要があるものと考える。

#### 基本協定書より抜粋

（指定管理者による備品等の管理等）

第31条 指定管理者は、本指定管理実施の用に供するため、別紙6の市が所有する備品等（以下「備品等（I種）」という。）を管理する。

（指定管理者による備品等の購入等）

第32条 指定管理者は、本指定管理の実施のため、自己の費用により備品等を購入または調達することができる。

2 指定管理者は、自己の費用により購入又は調達した備品等（以下「備品等（II種）」という。）を帳票に記載し、前条に規定する備品等（I種）と明確に区別して管理しなければならない。

3 前項に規定する備品等（II種）は、指定管理者に帰属するものとする。ただし、市と指定管理者の協議により、市に所有権を移転することを妨げない。

#### 【意見26-4】 事業報告業務の効率化

指定管理者の本社を往査し、本事業に係る総勘定元帳を確認するとともに、経理担当者からのヒアリングを行った。指定管理者においては、本事業に係る6箇所の駐車場の収支について財務会計システムにより部門別管理を行っている。

事業報告書作成の際には、指定管理者財務会計システムから事業報告書所定様式への数字の組替表が作成されており、適正な転記が行われていた。

ただし、事業報告書への転記作業にあたっては、数時間程度の労力を要しており、今後は指定管理者が部門別にて財務処理を行っている場合等一定の要件を設けた上、指定管理者の任意の形式での事業報告を容認する仕組みがあると、指定管理者の業務効率の向上につながるものと考える。

### 【意見 26-5】 料金の減免について

横浜市においては、障害者の外出促進を目的として、横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則第6条に基づき一定の者（身体障害者手帳の保有等）の駐車料金について駐車時間3時間まで10割相当額の減免措置を行っている。

減免の利用状況をヒアリング及び書面により確認したところ、令和2年度における減免件数実績は下表の通りであり、ポートサイド地下駐車場、日本大通り地下駐車場、山下町地下駐車場においては、減免利用者の割合が10%を超えており、最大で年間33,931千円の減免を行っている計算となる。

図表71 令和2年度における減免件数実績

	ポートサイド	伊勢佐木 長者町	日本大通り	馬車道	福富町 西公園	山下町	合計
入庫台数	52,588台	49,172台	42,750台	56,006台	39,442台	46,540台	286,498台
減免台数	6,007台	2,594台	4,498台	3,456台	1,919台	5,009台	23,483台
割合	11%	5%	11%	6%	5%	11%	8%
3時間の利用料	1,500円	900円	1,600円	1,400円	800円	1,800円	
最大減免額	9,010,500円	2,334,600円	7,196,800円	4,838,400円	1,535,200円	9,016,200円	33,931,700円

（出典：横浜市提供資料より監査人作成）

#### 横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則より抜粋

（利用料金の減免）

第6条 条例第8条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 神奈川県道路交通法施行細則に基づく駐車禁止除外指定車の標章の交付を受けている者及びその介護者が利用する場合 一般料金にあっては駐車時間3時間までについては10割相当額及び駐車時間3時間を超える部分については5割相当額、定期駐車券料金にあっては5割相当額

(2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別が1級から4級までのいずれかに該当するもの、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、市長の発行する愛の手帳の交付を受けている者で障害の程度がA1からB1までのいずれかに該当するものその他市長がこれらに準ずると認めた者及びこれらの者の介護者が利用する場合 一般料金にあっては駐車時間3時間までについては10割相当額及び駐車時間3時間を超える部分については5割相当額、定期駐車券料金にあっては5割相

**当額**

- (3) 前2号に定める者のか、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、市長の発行する愛の手帳の交付を受けている者その他市長がこれらに準ずると認めた者及びこれらの者の介護者が利用する場合 一般料金にあっては5割相当額、定期駐車券料金にあっては3割相当額
- (4) 市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める額

その一方、以下の都県や市においては、条例等において利用料の減免規定が設けられているものの、横浜市ほどの減免幅はない。

図表72 地方自治体の減免額（参考）

都県市	減免額
東京都	指定管理者が定めた利用料金の額のうち、最初の六十分間に相当する額
神奈川県	利用料金を条例第13条第2項の規定により定める額の2分の1の額に減額する。
大阪市	一時駐車料金の額の5割に相当する額を減額することができる。
名古屋市	利用料金の5割を減額する。

また、目的が障害者の外出支援であるため、本人が運転しているか否かに関わらず、対象者が乗車していれば減免の対象としている。

本人確認の運用としては手帳の提示が主であるが、手帳の交付対象者が乗車していないこともあり、係員が本人の所在を尋ねても「先に外で降ろした」等の回答で、乗車が確認できることもあるとのことである。

公平性や受益者負担の観点からも減免の運用は厳格にすべきであり、本人確認にあたっては、障害者の利便性の確保の観点から過度な負担とならないよう、配慮する必要があるのではないかと考える。また、他の地方公共団体と比較し減免幅が大きいことから、他の地方公共団体の減免額を参考として見直し（横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の改正）を検討する必要があるのではないかと考える。

東京都駐車場条例施行規則より抜粋

別表(第二条関係)(平二二規則四九・旧別表第一・全改、平二七規則一一〇・平三〇規則六二・一部改正)

身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を提示する者、都が発行する愛の手帳若しくは道府県が発行する療育手帳を提示する者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を提示する者及びこれらの者の付添者が路外駐車場等を利用する場合

条例第十四条の十四第三項の規定により指定管理者が定めた利用料金の額のうち、最初の六十分間に相当する額

神奈川県道路附属物自動車駐車場条例等の施行に関する規則より抜粋

(駐車料金の減免)

第5条 条例第14条第1項の規定により次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金を条例第13条第2項の規定により定める額の2分の1の額に減額する。

- (1) 身体障害者福祉法第15条の身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者が利用するとき。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき。
- (3) 都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長から児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所の判定により知的障害者とされた者に交付される手帳その他これに類するものの交付を受けている者が利用するとき。
- (4) 前3号に掲げる者を同乗させている者が利用するとき。

大阪市駐車場条例より抜粋

(料金の減免)

第8条第2項 指定管理者は、身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他これらに類する者で市規則で定めるものの移動のための自動車の駐車に係る一時駐車料金の額の5割に相当する額を減額することができる。

名古屋市駐車場条例より抜粋

(利用料金の減免)

第4条 指定管理者は、身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者その他の規則で定める者が乗車している自動車を駐車させる場合は、利用料金の5割を減額する。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

## 27. 横浜市海づくり施設

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

海づくり施設は、昭和53年に本牧、昭和58年に磯子、平成8年に大黒海づくり施設がそれぞれ設置され、初心者から上級者まで様々なつり愛好家に利用されている。また、大黒海づくり施設に隣接する大黒ふ頭先端緑地は、家族連れが潮風に吹かれながら遊んだり、船を眺めながら散歩をしたり、軽い運動をしたりする等して親しまれている。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市海づくり施設
場所	①横浜市大黒海づくり施設 横浜市鶴見区大黒ふ頭20番地先 ②大黒ふ頭先端緑地 横浜市鶴見区大黒ふ頭20番地先 ③横浜市本牧海づくり施設 横浜市中区本牧ふ頭1番地先 ④横浜市磯子海づくり施設 横浜市磯子区新磯子町39番地
指定管理者	イオンディライト株式会社
指定期間	平成28年4月1日～令和4年3月31日（6年間）
施設規模	①横浜市大黒海づくり施設 海づくりさん橋 (長さ200m [釣り場総延長400m]、幅17m) 渡りさん橋 (長さ48.75m、幅3.2m) 収容人員 300人 管理棟 (鉄骨平屋建、床面積561m <sup>2</sup> 、休憩室、事務室等) 駐車場 (平面自走式8,805m <sup>2</sup> 、200台収容) 等
	②大黒ふ頭先端緑地 緑地 (約32,000m <sup>2</sup> )、トイレ (浄化槽)、機械室等、 モニュメント 等

	<p>③横浜市本牧海づり施設</p> <p>つりさん橋（長さ 300m、幅 10m）</p> <p>渡りさん橋（長さ 100m、幅 3m）</p> <p>護岸つり場（長さ 600m、幅 5~7m）</p> <p>収容人員 700 人</p> <p>管理棟（鉄骨 2 階建、休憩室、トイレ、事務室等）</p> <p>海づり広場（約 1,000 m<sup>2</sup>）</p> <p>駐車場（平面自走式 7,600 m<sup>2</sup>、230 台収容） 等</p>
	<p>④横浜市磯子海づり施設</p> <p>つりさん橋（長さ 500m、幅 3m）</p> <p>収容人員 250 人</p> <p>管理事務所、トイレ</p> <p>駐車場（平面自走式 2,148 m<sup>2</sup>、90 台収容） 等</p>
設置の根拠	横浜市港湾施設条例
設置目的	市民に安全で快適な海づりの場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与することを目的に設置された施設である。

### ③ 運営状況

利用時間	<p>①横浜市大黒海づり施設、横浜市本牧海づり施設</p> <p>○1月から3月、11月及び12月：午前7時から午後5時まで</p> <p>○4月から10月：午前6時から午後7時まで</p> <p>②横浜市磯子海づり施設</p> <p>○1月、2月、11月及び12月：午前8時から午後5時まで</p> <p>○3月から6月まで、9月及び10月：午前8時から午後6時まで</p> <p>○7月及び8月：午前8時から午後7時まで</p>
休業日	1月1日から1月3日まで及び12月30日及び12月31日 ただし、必要があると認める場合は休業日に開場し、又は休業日以外の日に開場しないことができる。
自主事業	令和2年度においては、以下の事業を行っている。 ①バーベキュー（大黒ふ頭先端緑地） ②貸し竿（磯子海づり施設） 等

#### ④ 利用料金収入等の推移

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用料金収入 ※1	212,209	202,841	219,848	159,447	118,090
指定管理料	—	—	—	31,00 ※2	18,214 ※3
指定管理施設運営支援金等	—	—	—	—	41,331 ※4
合計	212,209	202,841	219,848	190,447	177,636

※1：海づり施設について利用料金制を採用していることから、通常、指定管理料は交付されない。なお、上表の利用料金収入は、施設入場料、駐車場入場料、撮影料金徴収及び提案事業に係る収入である。

※2：令和元年9月及び10月に発生した台風15号及び19号の襲来に伴い、応急的な対応による増加費用が生じるとともに、施設が一定期間休止となった。このため、「横浜市海づり施設等の管理運営に関する基本協定書」第50条に基づき、台風被害が発生せずに通常通り施設が稼働していた場合に指定管理者が稼得し得たであろう売上相当額から、各施設の停止状況に応じた不要経費を差し引いた金額（31,000千円）を指定管理料として交付している。

※3：以下2件より構成される。

[その1] 令和元年9月及び10月に発生した台風15号及び19号の襲来に伴い被害を受けた施設が復旧するまでの期間、横浜市本牧海づり施設において定員数の制限等が生じた。このため、「横浜市海づり施設等の管理運営に関する基本協定書」第50条に基づき、通常通り施設が稼働していた場合に指定管理者が稼得し得たであろう売上相当額（7,374千円）を指定管理料として交付している。

[その2] 令和元年9月及び10月に発生した台風15号及び19号の襲来に伴う被害の復旧に係る横浜市本牧海づり施設仮設トイレ設置工事、横浜市大黒海づり施設に利用者が集中したことへの警備対応費用等（10,840千円）を指定管理料として交付している。

※4：新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応に伴い指定管理者に生じた損害等について、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う休館期間等の指定管理施設運営支援金交付要綱」に基づき、支援金等（41,331千円）を交付している。

## ⑤ 利用実績（入場者数）の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
本牧（人）	167,591	149,250	169,049	94,079	38,249
大黒（人）	76,484	75,990	72,118	74,862	63,876
磯子（人）	30,135	34,600	35,890	39,140	46,245
合計（人）	274,210	259,840	277,057	208,081	148,370

## ⑥ 収支決算書

令和2年度 4月～3月

### 年間収支状況報告書

(単位:円)

	科目	実績	予算額	備考
収入	施設入場料	81,860,860	86,482,000	
	駐車場入場料	35,899,750	35,508,000	
	撮影料金徴収	330,000	330,000	
	提案事業	0	960,000	イベント実施なし
	横北厚生会電気料戻り	573,576	999,000	
	令和2年度指定管理料	18,214,500	0	追加指定管理料18,214,500円
	横浜市による運営支援（休館期間4、5月）	41,331,153	0	支援金39,210,000円 + 負担金2,121,153円
① 事業収入合計		178,209,839	124,279,000	
支出	科目	実績	予算額	備考
	【人件費】	90,527,001	126,626,500	
	【消耗品、備品購入費等】	12,809,934	9,600,000	払戻分8,042,100円含む
	【光熱水費】	7,870,323	7,800,000	
	電気施設利用料	4,034,624	4,200,000	
	光熱水	3,835,699	3,600,000	
	【清掃費】	964,760	7,559,200	本牧海づり施設実施なし
	【安全管理費】	7,044,620	5,531,000	
	交通誘導警備費	4,423,100	3,011,000	大黒ふ頭車列警備費2,798,400円含む
	機械警備費等	2,621,520	2,520,000	
	【環境管理費】	1,018,460	1,320,000	
	【緑地管理費】	4,455,000	6,440,000	スポット作業外注なし
	【施設保守点検費】	2,008,446	1,887,385	
	【小破修繕】	6,584,876	6,952,000	
	【駐車場管理費】	2,891,460	2,880,650	
	【保険料】	96,576	365,600	
	【一般管理費等経費】	8,925,512	9,345,900	
	【提案事業】	0	1,056,000	イベント実施なし
	【租税公課】	200	400	
	【内消費税】	13,199,650	12,145,434	
収支	② 事業支出合計	145,197,168	187,364,635	
	③ 事業収支（① - ②）	33,012,671	▲ 63,085,635	
	④ 横浜市納付金額	11,572,813	1,000	
	最終収支（③ - ④）	21,439,858	▲ 63,086,635	

※ 上記収支表は消費税を含めております。

#### 【自主事業 収支】

	科目	実績	予算額	備考
収入	B B Q	76,200	320,000	7～11月のみ実施
	自動販売機	17,740,792	12,350,000	
	賞し竿	2,579,600	2,292,680	
	WE B バナー収入	145,200	145,200	
	⑤ 自主事業収入合計	20,541,792	15,107,880	
支出	新科目	実績	予算額	備考
	目的外使用料金	165,327	150,000	
	自主事業（自販機）	12,749,890	9,633,000	
	自主事業（貸し竿）	161,904	10,000	竿、リール等購入
	自主事業（イベント支出）	0	210,000	イベント実施なし
	自主事業電気料	477,550	360,000	
	⑥ 自主事業等支出合計	13,554,671	10,363,000	
収支	⑦ 自主事業収支（⑤ - ⑥）	6,987,121	4,744,880	

※ 上記収支表は消費税を含めております。

## (2) 監査の結果

### 【指摘 27-1】 中間時の自己評価の明確化

基本協定書第38条第2項において、指定管理者は毎年度1月末に前年12月までの実績等に基づく中間時の自己評価を実施し、翌年度の事業計画に反映しなければならないと定められている。一方、指定管理者へのヒアリングによれば、来場者アンケート等の利用者モニタリングを実施し、その結果を事業運営に活かしているものの、明確な形での中間時の自己評価は行っていないとのことであった。

翌年度の事業計画を策定するにあたっては、年度途中までの実績等の評価も踏まえて策定することが期待されるが、当該規定は、それを制度化したものと言える。今後、横浜市は指定管理者に対して、中間時の自己評価を明確な形で実施する旨を指導されたい。

また、中間時の自己評価についても、事業報告書の一部として市に提出を求める等、毎年度のPDCAサイクルの中に明確に位置付けるとともに、公表の対象とすることを検討されたい。

ただし、中間時の自己評価はあくまでも途中段階での評価であることに留意しなければならない。実施目的や実施手続を明確にし、年度評価の一部として簡便的に実施し、指定管理者の過度な負担となることは避けなければならない。

#### 基本協定書より抜粋

##### (自己評価の実施)

第38条 指定管理者は、定期的に施設利用者から意見や満足度等を聴取し、利用者モニタリングを行わなければならない。なお、実施時期や項目については、別紙3のとおりとする。

2 指定管理者は、利用者モニタリングの結果及び利用実績の分析により、毎年度自己評価を実施して、その報告書を毎年度末の翌月末までに市に提出しなければならない。ただし、毎年度1月末に前年12月までの実績等による中間時の自己評価を実施し、翌年度の事業計画に反映しなければならない。

### 【意見 27-1】 備品管理の報告について

令和元年9月の台風15号及び19号に本牧海づり施設の管理棟や沖桟橋等に大きな被害が出たが、横浜市からの貸与備品等についても、その多くが流失や使用不能となっている。その後の実態調査を踏まえて、最終的に令和3年4月30日付けにて、指定管理者から流失した備品等の報告がなされている。

市によると、毎年度、備品の増減報告は受けていたものの、市職員又は指定管理者による定期的な棚卸し（台帳と現物との照合）等は行われておらず、今回の報告の中には台風以前に使用不能等となっていたものも含まれる可能性があるとのことである。

備品管理については、基本協定書第31条（指定管理者による備品等の管理等）、32条（指定管理者による備品等の購入等）及び業務仕様書P.23の3.安全管理業（3）ア（ア）に「利用者が安全かつ快適に利用できるよう施設及び備品を管理するとともに提供する。」と記載があるが、棚卸しを行うことなどの手段については明記されてない。

今後、各年度における備品等の増減だけではなく、定期的な棚卸しを行い、台帳と現物との一致を定期的に確かめることを指定管理者に求めることを検討されたい。

また、横浜市としても指定管理者の備品管理状況を把握し、横浜市と指定管理者との認識を共有する必要もあるため、例えば、事業計画書に棚卸しの実施計画を記載し、その結果を事業報告書にて報告する運用とすること等を検討されたい。

図表73 台風15号及び19号の被災により流失した貸与備品等

大黒海づり施設		
備品名	流失数量	備考
キーケース	1	不使用
マリンポーチ	1	不使用
楕円テーブル	4	不使用
丸テーブル	2	不使用
椅子	1	不使用
本牧海づり施設		
備品名	流失数量	備考
双眼鏡	1	不使用
事務机	5	購入予定
回転いす	2	購入予定
平机	1	購入予定
キャビネット	2	不使用
ゴムボート	2	購入予定
時計制御部	1	不使用
ロッカー	1	購入検討
黒板	1	不使用
ペーパーカッター	1	不使用
マリンポーチ	3	購入予定
書庫	1	購入予定
長机	1	不使用
磯子海づり施設		
備品名	流失数量	備考
内線電話	1	不使用
救命浮環（大）	3	不使用
救命浮環（小）	1	購入予定
ライフジャケット（大）	8	不使用

注：備考欄の「不使用」は、今後使用しないものとして購入を予定しない。

(出典：横浜市提供資料より監査人作成)

### 【意見 27-2】 事業報告書内における資料間の数値の齟齬について

入場者数及び入場料金については、事業報告書において、「入場者数・入場料金 年度別統計」として、施設ごと及び全体の単位にて、毎月の数値が報告されている。一方、令和2年度における「入場者数・入場料金 年度別統計」の入場料金の合計額と年間収支状況報告書(収支報告書)の施設入場料との間に270千円の差異があった。指定管理者によれば、令和2年10月～令和3年1月分において、大黒海づり施設の「撮影料金徴収」を入場料収入に誤って含めていたとのことである。

「入場者数・入場料金 年度別統計」は、収支報告書の施設入場料の内訳となるものであり、市が指定管理施設の実態を把握し、指定管理者の業務の実施状況を判断する上で重要なものである。今後、誤りの無い報告とするよう指定管理者を指導されたい。

図表74 事業報告書内における入場料収入の齟齬

入場料収入					差異
入場者数・入場料金 年度別統計				収支 報告書	
本牧	大黒	磯子	合計		
23,977 千円	40,723 千円	17,429 千円	82,130 千円	81,860 千円	△270 千円

注：差異は「収支報告書」の金額から「入場者数・入場料金 年度別統計」の合計金額を差し引いたもの。

(出典：横浜市提供資料より監査人作成)

### 【意見 27-3】 指定期間初年度における納付金の算定方法について

横浜市海づり施設の指定管理においては利用料金制が採用されるとともに、各年度において発生した収支実績(事業収支の黒字額)等に応じて、指定管理者は横浜市に納付金を収めることとされている。各年度の納付金額の算定方法は、5,000千円を最低保証金額と定め、当該最低保証金額に加えて、前年度の収支実績額において収入が支出を超過する場合、超過分に分配率を乗じた額を横浜市に分配するものとされている。また、分配率については、20.00%以上(小数点第二位まで)を条件として応募の際の提案事項となっており、現指定期間における分配率は20.00%である。

各年度の納付金は図表75の通りであり、前年度の事業収支に応じて算定された額が納付されている。

図表75 市への納付金の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業収入	212,951	203,751	220,825	191,070	178,209
事業支出	144,962	156,790	169,303	158,206	145,197
事業収支	67,989	46,960	51,522	32,864	33,012
納付金	9,194	18,597	14,392	13,259	11,572

注：納付金の算定例

[令和 2 年度納付分]

最低保証金額(5,000 千円) + (令和元年度事業収支(32,864 千円) × 20.00%) ÷ 11,572 千円

(出典：横浜市提供資料より監査人作成)

### 基本協定書より抜粋

#### (納付金)

第 41 条 指定管理者は、毎年度市に対して納付金を納入する。

2 指定管理者が市に納付する納付金額は、指定管理者が公募時に提出した提案書類及び前年度収支実績に基づき、500 万円を最低保証額と設定し、各年度ごとに市と指定管理者が協議の上、書面に定めるものとする。

3 納付金額に関する協議の時期、納付金の納付時期や方法等は、年度協定で定めるものとする。

4 指定管理者による管理運営の水準が、公募要項及び協定で定めたものに満たなかった場合、市は、納付金額の最低保証額及び分配率の変更ができるものとする。

### 年度協定書より抜粋

#### (令和 2 年度の横浜市納付金)

第 4 条 指定管理者は、令和 2 年度の横浜市納付金として、最低保証金額 500 万円に令和元年度の収支実績額において収入が支出を超過する場合、指定管理者が提案した分配率 20.00% で超過分を分配した額（消費税及び地方消費税を含む。）を市に対して支払うものとする。金額の確定は書面をもって行う。

ただし、指定期間の初年度においては、指定管理者の交代があり得るため、公募要項において、前年度の収支実績額ではなく、当該年度の収支予算書に基づく収支額を基礎として納付金額を算定する旨が定められている。このため、平成 28 年度の納付金額 9,194 千円は当該年度の収支予算書に基づいて算定された額となっている。

一定の指定期間が定まっていることに対応するための次善の策であると考えられるが、この方法によると、最終年度の収支実績額が納付金の額に反映されないこととなる。例えば、現指定期間においては、平成28年度から令和元年度までの収支実績は、翌年度の納付金の額に反映されているが、令和2年度の収支実績は納付金の額に反映されず、代わりに平成28年度収支予算書に基づいた納付金9,194千円が納付されている。一方、納付の対象とならない令和2年度の事業収支に基づく納付金相当額11,602千円(5,000千円+33,012千円×20.00%)であり、2,408千円の差異が生じている。

必ずしも初年度の収支予算書を上回る収支実績額が最終年度に計上される訳では無く、納付金の返還となることも十分考えられるが、あくまで初年度の予算である以上、最終年度の収支実績額とは相違する可能性が高い。

実務上の次善の策であることは十分に理解できるが、横浜市と指定管理者とで指定期間中に発生した収支実績額を分配するということであれば、できる限り、実績額に応じたものとすることが、横浜市と指定管理者の双方にとってより合理的である。

このため、本来であれば、指定期間最終年度の実績額が確定した後に納付金額を算定できることが最も望ましいが、実務上の制約がある場合には、例えば、指定期間最終年度においては、12月頃までの実績を基礎に当該年度の収支実績想定額を算出し、これに基づく想定納付金が初年度の収支予算に基づく納付金よりも一定割合以上増減する場合には、その差額を精算することとする等、より実績に基づく納付金とすることを検討されたい。

なお、公募要項等への影響もあるため、次回公募に向けての検討になると考えられる。

## 28. 横浜市三殿台考古館

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

三殿台遺跡は、横浜市磯子区岡村にある縄文・弥生・古墳時代のムラの跡であり、標高 55 メートルほどの小高い丘の、約 10,000 平方メートルの広さがある平坦な場所にある。

三殿台遺跡のある丘の周りの斜面には数か所の貝塚が点在し、明治 30 年代に発見され、「屏風ヶ浦岡村貝塚」の名称で紹介されて注目されるようになった。その後、隣接する市立岡村小学校の校地拡張予定地となつたため、1961(昭和 36)年夏、多くの研究者や中・高・大学生、市民ら延べ 5,000 人が参加して、遺跡全体の発掘調査が行われた。

この調査の結果、縄文時代から古墳時代にわたる約 250 軒もの竪穴住居跡が発見された。特に弥生時代の住居は 170 軒近くあり、当時のムラとしては大変貴重なものであることが判明した。そのため、大岡川流域の原始・古代のムラの様子と生活の内容を知ることができる重要な遺跡であるとして、1966(昭和 41)年に国の指定史跡となり、翌 1967(昭和 42)年、三殿台考古館が開館して、遺跡とともに公開されている。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市三殿台考古館
場所	横浜市磯子区岡村 4-11-22
指定管理者	公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（10 年間）
施設規模	本館（事務所、収蔵庫、展示室） : 鉄筋コンクリート造 平屋建 122 m <sup>2</sup> 別館（整理室、資料保管倉庫） : 鉄筋プレハブ造 2 階建 150.96 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市三殿台考古館条例
設置目的	三殿台遺跡及びその他の市内の遺跡からの出土品等を市民に公開することにより郷土文化の向上並びに教育及び学術の発展に資することを目的とする。

指定管理の方法	平成28年4月から横浜市三殿台考古館、横浜市歴史博物館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館及び横浜開港資料館の5施設の管理運営については、一の指定管理者が行うようにし、指定管理者として公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団を非公募により選定している。
---------	--

### ③ 運営状況

開館時間	4月～9月 9:00～17:00 10月～3月 9:00～16:00
休館日	毎週月曜日(祝日の場合翌日)、12月28日～1月4日
事業内容	国史跡三殿台遺跡及びその他の市内の遺跡からの出土品等を市民に公開することにより、郷土文化の向上並びに教育及び学術の発展に資するため、以下の項目について事業活動を行う。 ① 三殿台遺跡の保存及び研究並びに入館者の観覧に関する事項 ② 市内の遺跡の出土品及び考古学上の資料の収集、整理、保存、研究及び展示に関する事項 ③ 市内の遺跡の案内書、解説書、目録、研究報告書等各種の印刷物の作成配布に関する事項 ④ その他考古館の設置の目的を達成するために必要な事業

### ④ 指定管理料の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料(千円)	807,019	807,019	807,019	815,417	829,079

注：5施設全体の指定管理業務にかかる指定管理料である。

### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開館日数(日)	342	306	306	254	280
入館者数(人)	16,154	15,252	14,960	13,427	11,597

## ⑥ 収支決算書

正味財産増減計算書内訳表

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

勘定科目	公益目的事業会計					収益事業会計 ショップ・比率標準店	法人会計	△ 経常 損益	合計
	調査研究事業	展示普及事業	施設管理事業	共通	小計				
I 一般正味財産増減の部									
1 経常増減の部									
(1) 経常収益									
<b>基本財産運用益</b>									
<b>基本財産受取利息</b>									
<b>事業収益</b>	<b>288,531,164</b>	<b>357,786,388</b>	<b>360,275,196</b>		<b>1,006,592,748</b>		<b>66,083,334</b>		<b>1,072,876,082</b>
横浜市委託料収益	48,106,800	48,106,800	27,557,993		123,771,593		4,084,034		127,855,627
発掘調査事業収益	79,112,000				79,112,000				79,112,000
横浜市指定管理委託料収益	160,920,000	275,700,000	330,460,000		767,080,000		61,999,300		829,079,300
利用料金収益	196,984	6,734,042	452,050		7,383,076				7,383,076
指定管理事業収益	195,380	20,729,143			20,924,523				20,924,523
その他事業活動収益		6,516,403	1,805,153		8,321,556				8,321,556
<b>ミュージアムショップ事業収益</b>						<b>18,581,508</b>			<b>18,581,508</b>
歴史博物館ショップ売上						15,805,660			15,805,660
開港資料館ショップ売上						888,660			888,660
都市美術記念館・ユーラシア文化館ショップ売上						1,887,188			1,887,188
<b>その他事業収益</b>						<b>3,612,165</b>			<b>3,612,165</b>
駐車場収益						1,554,500			1,554,500
喫茶室委託料収益						1,859,956			1,859,956
歴史博物館自動販売機手数料						57,720			57,720
開港資料館自動販売機手数料						72,155			72,155
都市美術記念館・ユーラシア文化館自動販売機手数料						67,834			67,834
<b>受取寄附金</b>	<b>1,085,149</b>	<b>406,586</b>			<b>1,491,735</b>				<b>1,491,735</b>
受取寄附金	1,085,149	406,586			1,491,735				1,491,735
受取寄附振替額					0				0
<b>雑収益</b>		<b>2,400</b>	<b>210</b>		<b>2,610</b>		<b>183,349</b>		<b>185,959</b>
受取利息			210		210				210
退職給付引当資産利息							183,349		183,349
雑収益		2,400			2,400				2,400
<b>経常収益計</b>	<b>289,616,313</b>	<b>358,195,374</b>	<b>360,275,406</b>		<b>1,008,087,093</b>	<b>22,193,673</b>	<b>66,472,812</b>		<b>1,096,753,578</b>
(2) 経常費用									
<b>事業費</b>	<b>289,922,161</b>	<b>358,742,276</b>	<b>360,603,950</b>		<b>1,009,288,387</b>	<b>20,668,593</b>			<b>1,029,936,980</b>
役員報酬	2,089,357	2,089,357	2,089,357		6,268,071				6,268,071
給料手当	117,155,941	158,447,531	63,198,369		338,801,841				338,801,841
賞与引当金繰入額	10,293,000	14,034,000	5,301,000		29,628,000				29,628,000
退職給付費用	7,950,549	10,841,656	4,095,736		22,887,941				22,887,941
福利厚生費	22,100,388	29,819,776	12,155,620		64,075,784				64,075,784
臨時雇賃金	39,695,474	10,742,524	19,331,537		69,769,535	732,376			70,501,911
会議費		24,478			24,478				24,478
旅費交通費	912,454	375,230	174,357		1,462,041	858			1,462,899
通信運搬費	215,981	2,746,751	3,088,275		6,051,007	115,324			6,166,331
減価償却費	9,781,710	9,781,709			19,563,419				19,563,419
消耗什器備品費	2,064,638	937,669	369,189		3,371,496	28,160			3,399,656
消耗品費	5,020,840	4,823,340	6,495,486		16,339,666	303,551			16,643,217
修繕費	211,068	430,661	7,277,842		7,919,571				7,919,571
印刷製本費	1,214,711	19,395,837			20,610,548	219,834			20,830,382
燃料費	79,603	6,437	184,488		270,528				270,528
光熱水料費			40,205,290		40,205,290				40,205,290
賃借料	7,247,574	1,498,020	1,736,542		10,482,136				10,482,136
保険料		1,120	103,600	418,404	523,124				523,124
諸謝金	601,385	1,954,402			2,555,787				2,555,787
租税公課	20,964,685	28,686,636	8,353,600		58,004,921	312,934			58,317,855
支払負担金	126,720	3,373,800	1,430,447		4,930,967				4,930,967
支払利息		272,697			272,697				272,697
委託費	42,076,415	55,709,051	183,471,317		281,256,783	4,124,097			285,380,880
商品購入代金						2,725,271			2,725,271
委託商品仕入費		254,496			254,496	10,056,646			10,311,142
手数料	29,300	737,555	1,050,454		1,817,309	144,062			1,961,371
使用料	86,170	1,609,118	172,165		1,867,453	1,905,480			3,772,933
雑費	3,078	45,945	4,475		53,498				53,498

<b>管理費</b>						<b>21,462,069</b>	<b>21,462,069</b>
役員報酬						2,409,359	2,409,359
給料手当						11,306,391	11,306,391
賞与引当金繰入額						1,559,000	1,559,000
退職給付費用						1,204,628	1,204,628
福利厚生費						2,587,943	2,587,943
会議費						0	0
旅費交通費						328,459	328,459
通信運搬費						103,824	103,824
消耗什器備品費						0	0
消耗品費						778,703	778,703
印刷製本費						7,599	7,599
賃借料						0	0
租税公課						755,195	755,195
支払負担金						187,768	187,768
委託費						193,520	193,520
手数料						5,060	5,060
使用料						34,620	34,620
経常費用計	289,922,161	358,742,276	360,603,950	1,009,268,387	20,668,593	21,462,069	1,051,399,049
当期経常増減額	△ 305,848	△ 546,902	△ 328,544	△ 1,181,294	1,525,080	45,010,743	45,354,529
<b>2 経常外増減の部</b>							
(1) 経常外収益							
経常外収益計				0			0
(2) 経常外費用							
棚卸商品廃棄損	0	0	0	0			0
棚卸商品廃棄損	0	0	0	0			0
経常外費用計	0	0	0	0			0
当期経常外増減額	0	0	0	0			0
他会計振替額			547,192	547,192	△ 547,192		0
当期一般正味財産増減額	△ 305,848	△ 546,902	△ 328,544	547,192	△ 634,102	977,888	45,010,743
一般正味財産期首残高	△ 26,695,578	△ 25,450,215	△ 33,703,656	12,383,417	△ 73,466,032	54,482,737	187,545,238
一般正味財産期末残高	△ 27,001,426	△ 25,997,117	△ 34,032,200	12,930,609	△ 74,100,134	55,460,625	232,555,981
<b>II 指定正味財産増減の部</b>							
受取寄附金							
受取寄附金	0	0	0	0			0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0			0
指定正味財産期首残高	157,321	2,691,298		2,848,619			2,848,619
指定正味財産期末残高	157,321	2,691,298		2,848,619			2,848,619
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>△ 26,844,105</b>	<b>△ 23,305,819</b>	<b>△ 34,032,200</b>	<b>12,930,609</b>	<b>△ 71,251,515</b>	<b>55,460,625</b>	<b>232,555,981</b>
							<b>216,765,001</b>

**注) 正味財産増減計算書内訳表中の公益目的事業について**

事業名	内 容	該当款
調査研究事業	発掘並びに調査、研究、収集、保管及びその研究成果の公表、並びに歴史研究に関する助言及び指導	第4条第1項第1号①
展示普及事業	展示、閲覧、講座、講演会、刊行物の編集・発行並びに普及啓発事業等の企画及び実施	第4条第1項第1号②
施設管理事業	歴史及び文化財関連施設の管理及び運営	第4条第1項第1号③

## (2) 監査の結果

### 【意見 28-1】 第三者への委託に係る承認手続の明確化

基本協定書第19条には次のような規定が記載されている。

基本協定書より抜粋

(第三者による実施)

第19条 指定管理者は、第9条に定める業務の一部について、委託する業務の内容、委託契約の締結方式及び相手方等に関して予め市と文書により協議し承認を得た上で、第三者に委託することができる。

2 指定管理者がその業務の一部を第三者に実施させることとなる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うこととし、当該業務に関し指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、すべて指定管理者が負担するものとする。

本施設の管理運営においては、指定管理者が全ての業務を行っているわけではなく、必要に応じて他の事業者に業務を委託している。したがって、上記の規定に照らし、他の事業者に業務を委託する際には文書にて市の承認にかかる手続を経る必要があるが、市と指定管理者の間でこのような手続は行われていなかった。

なお、事業報告の中には、「委託契約・工事請負一覧」という資料が作成されており、指定管理者が第三者に委託している業務を市が把握していないわけではない。次年度以降は予め文書による承認手続を経るようにされたい。

### 【意見 28-2】 施設の管理体制について

本施設における指定管理者の選定は非公募で行われており、また、指定期間も10年と長い期間が設定されている。これにより、指定管理者は10年間の目標を設定することができるようになり、管理運営の方針は長期的な視点で行われるようになっている。

加えて、本施設の指定管理者の選定は横浜市にある歴史関連の5つの施設をバンドリングして実施している。そのことが、効率的な人員配置や経営資源の有効活用を可能にしている。

このように指定管理者の選定方法について、その期間及び施設数の幅をもたせることが指定管理者の管理運営にかかるノウハウの蓄積や施設の学術的意義づけに役立っていることは認められるところである。

一方で、本施設単体の管理運営については、常勤の館長1名とアルバイト1名の2名を基本体制としている。アルバイトは令和3年9月現在7名がシフトを組んで対応している。施設の規模を考えると平日は、このような体制でも問題はないと思われるが、休日や団体見学が予定されている日においては、管理運営に脆弱な面がないとはいえない。

翻って、指定管理者の法人全体の収支を見るとそれほど逼迫している様子はなく、アルバイトの人数を増やす資金的な余裕はあると思われる。本施設単体の管理運営においても体制の強化を検討されたい。

### 【意見 28-3】 収支計算における指定管理料の取り扱い

図表76は、本施設における令和2年度の収支計算について、予算と決算の状況を記載したものである。

図表76 令和2年度における指定管理料の予実対比【予算】

(単位：千円)

【予算】	公益目的事業会計			収益事業 ・ショップ ・駐車場	法人	合計
	調査	展示	施設			
基本財産運用益					235	235
事業収益	245,682	364,214	411,074	-	14,315	1,035,285
指定管理料	154,135	275,972	386,065	-	13,448	829,620
その他	91,547	88,242	25,009	-	867	205,665
ミュージアムシ ョップ事業収益	-	-	-	18,500	-	18,500
その他事業収益	-	-	-	4,783	-	4,783
受取寄付金	50	165	170	-	20	405
雑収益	-	1	2	-	249	252
経常収益合計	245,732	364,380	411,246	23,283	14,819	1,059,460
事業費	245,732	364,380	411,246	19,594	-	1,040,952
管理費	-	-	-	-	19,207	19,207
経常費用合計	245,732	364,380	411,246	19,594	19,207	1,060,159
当期経常増減額	0	0	0	3,689	▲4,388	▲699

便宜上、項目については簡略化しており、また、当期経常増減額までの記載にとどめている。

なお、表中の各会計区分に関する説明は次の通りである。

公益目的事業会計は3つの会計区分からなる。表中の「調査」は調査研究事業会計、「展示」は展示普及事業会計、「施設」は施設管理事業会計である。指定管理者制度の対象となっている5つの施設で実施されている事業はこの3つのカテゴリーに分類して収支計算を行っている。

図表77 令和2年度における指定管理料の予実対比【決算】

(単位：千円)

【決算】	公益目的事業会計			収益事業 ・ショップ ・駐車場	法人	合計
	調査	展示	施設			
基本財産運用益	-	-	-	-	206	206
事業収益	288,531	357,786	360,275	-	66,083	1,072,676
指定管理料	160,920	275,700	330,460	-	61,999	829,079
その他	127,611	82,086	29,815	-	4,084	243,596
ミュージアムシ ヨップ事業収益	-	-	-	18,582	-	18,582
その他事業収益	-	-	-	3,612	-	3,612
受取寄付金	1,085	407	-	-	-	1,492
雑収益	-	2	0	-	183	186
経常収益合計	289,616	358,195	360,275	22,194	66,473	1,096,754
事業費	289,922	358,742	360,604	20,669	-	1,029,937
管理費	-	-	-	-	21,462	21,462
経常費用合計	289,922	358,742	360,604	20,669	21,462	1,051,399
当期経常増減額	▲306	▲547	▲329	1,525	45,011	45,355

まず、予算と決算双方の最下段である「当期経常増減額」を見ると、予算上は3つの公益目的事業会計はいずれも収支差額がゼロになっている。そして、決算ではこの3つの会計区分はいずれもわずかにマイナス（赤字）となっている。一方、法人会計については、同じく「当期経常増減額」を見ると、予算では▲4,388千円となっているが、決算では45,011千円となっている。この違いは、指定管理料の配分が違うことが原因である。すなわち、指定管理料は、予算では13,448千円であったのに対し、決算では61,999千円となっている。

指定管理料は指定管理業務にかかる費用を積算して決定されているのであるから、予算編成時における各区分会計の指定管理料の按分は当該指定管理業務にかかる費用に対応する額とし、決算時においてもこれを変えないようにすべきである。無論、大きく乖離したのであれば、事業報告においてその乖離した理

由を明示し、黒字または赤字の発生原因を説明することとなる。加えて、次年度の予算編成時においてこれをどのように反映させるか検討する必要がある。

また、図表77における法人会計に配賦されている指定管理料であるが、法人会計は法人全体にかかる収益と費用が記載される欄である。収益については、例えば、どの区分会計にも属さない資産が稼得する賃貸収入や手数料収入、法人口座で発生する利子収入などが考えられる。本施設の指定管理料については、指定管理者の法人本部経費についても一定割合が積算に含まれているのであるから、その分についてのみ法人会計の収益として計上しておくようにすることが適切である。収支計算書の記載ルール上、法人会計では事業を行うことはあり得ないため、収益獲得手段がない場合がほとんどである。したがって、原則として、法人会計の収支が大きく黒字になることはない点は付言しておく。

## 29. 横浜市少年自然の家

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

赤城林間学園は、赤城山北西麓海拔約800mに位置し、周辺は広大な農地と森林に囲まれた、のどかな高原に立地しており、植物や野鳥などの自然観察を楽しむことができる。また、地元の特産であるこんにゃく作りや手打ちうどん作りをはじめとする体験活動、木を素材とするオリジナルクラフト作りや、尾瀬ハイキングや日光見学など総合学習に適したプログラムを計画することもできる。

南伊豆臨海学園は、昔からの天然の良港として名高い妻良湾を見下ろす高台に位置し、春から秋にかけて穏やかな妻良湾でのカッタ一体験やシーカヤック体験、そして夏は海水浴や磯遊びなど豊かな海とのふれあいをはじめ、秋冬には潮風に吹かれながらのハイキングなど、四季それぞれ変化に富んだ自然の中での活動ができる。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市少年自然の家 ○赤城林間学園 ○南伊豆臨海学園
指定管理者	公益財団法人横浜市スポーツ協会
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）
設置の根拠	横浜市少年自然の家条例
設置目的	恵まれた自然環境のなかでの集団宿泊生活、野外活動、自然観察等を通して、体力の向上を図るとともに豊かな情操及び社会性を培い、心身ともに健全な少年を育成するため、横浜市少年自然の家を設置している。

### ③ 運営状況

名称	横浜市少年自然の家 赤城林間学園
場所	群馬県利根郡昭和村糸井 7135
供用開始日	昭和 54 年 4 月 1 日
施設規模	敷地面積：587,241 m <sup>2</sup> 建築面積：6,141 m <sup>2</sup> （鉄筋コンクリート 2 階建） 宿泊定員：400 人（宿泊棟） 施設内容：宿泊室（20 室）、リーダー室（3 室）、図書室、医務室、研修室、工作室、ホール、食堂（400 席）、浴室（5 ヶ所）、身障者用トイレ（3 ヶ所）、雨天集会場（体育館バレーコート 2 面）、野外炊事場、グラウンド（2 ヶ所）、キャンプファイヤー場（4 ヶ所）、日本ディスクゴルフ協会公認ディスクゴルフコース（12 ホール）
休園日	基本的にはないが、利用状況によって月に 1 日施設点検日を設定する場合がある。12 月 29 日～1 月 3 日は予約がない場合、休園となる。 <b>【夏季利用】7 月 20 日頃～8 月 31 日</b>

名称	横浜市少年自然の家 南伊豆臨海学園
場所	静岡県賀茂郡南伊豆町子浦 1437
供用開始日	昭和 55 年 11 月 22 日
施設規模	敷地面積：8,122 m <sup>2</sup> 建築面積：2,764 m <sup>2</sup> （鉄筋コンクリート 3 階建） 宿泊定員：208 人 施設内容：宿泊室（24 室）、リーダー室（4 室）、キャンプファイヤー場、食堂、浴室、身障者用トイレ、医務室、会議室、研修室、図書室
休園日	年末年始 1 月 1 日～3 日
開館時間	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

#### ④ 指定管理料の推移

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
指定管理料	138,795	137,326	141,391	147,312	140,348
赤城林間学園	79,222	79,222	84,788	78,870	80,441
南伊豆臨海学園	59,573	58,104	56,603	68,442	59,907

#### ⑤ 利用実績の推移

##### 1) 赤城林間学園

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開所日数（日）	354	354	354	327	※ 281
団体数（団体）	321	355	343	322	60
延人数（人）	35,392	32,805	33,841	28,658	3,205
※ ・ 4、5月閉館（新型コロナウイルス感染拡大防止、緊急事態宣言発出のため） ・ 3月8日～24日閉館（電気設備工事のため）					

##### 2) 南伊豆臨海学園

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開所日数（日）	358	358	358	330	※ 213
団体数（団体）	178	159	171	161	28
延人数（人）	16,931	17,007	18,149	16,692	1,042
※ ・ 4、5月閉館（新型コロナウイルス感染拡大防止、緊急事態宣言発出のため） ・ 12月～2月閉館（消防設備工事のため）					

## ⑥ 収支決算書

### 1) 赤城林間学園

様式16							
施設名 横浜市少年自然の家赤城林間学園							
令和2年度収支決算書							
1 総括表							
(1) 収入							
(金額は円、税込)							
項目	第1四半期 決算金額	第2四半期 決算金額	第3四半期 決算金額	第4四半期 決算金額	合計 (C)	予算 (D)	予算達成率 (%) (=C/D)
①利用にかかる料金収入	0	1,941,570	435,699	623,794	3,001,063	42,037,000	7%
②指定管理料	25,103,650	16,154,050	19,481,550	19,701,750	80,441,000	80,441,000	100%
③助成金・負担金収入	0	0	0	540,680	540,680	0	—
④自主事業還元収入	0	0	0	136,989	136,989	1,099,000	12%
小計(①+②+③+④)	25,103,650	18,095,620	19,917,249	21,003,213	84,119,732	123,577,000	68%
⑤自主事業による収入	27,935	646,164	-107,404	449,145	1,015,840	4,893,000	21%
野外活動教室事業	0	0	93,480	130,380	223,860	1,223,000	18%
飲食事業	0	110,640	27,370	27,920	165,930	2,811,000	6%
物販事業	0	320	22,665	82,745	105,730	202,000	52%
その他	27,935	535,204	-250,919	208,100	520,320	657,000	79%
合計(①+②+③+④+⑤) (A)	25,131,585	18,741,784	19,809,845	21,452,358	85,135,572	128,470,000	66%
(2) 支出							
(金額は円、税込)							
項目	第1四半期 決算金額	第2四半期 決算金額	第3四半期 決算金額	第4四半期 決算金額	合計	予算	年間予算 達成率
①維持管理運営費用	18,201,545	17,698,726	14,442,259	18,882,380	69,224,910	123,577,000	56%
人件費	6,872,110	5,028,664	6,682,265	5,094,758	23,677,797	33,810,000	70%
修繕費	669,900	1,347,799	748,904	86,839	2,853,442	2,200,000	130%
設備管理費・保安警備費	461,846	323,840	48,840	1,900,800	2,735,326	3,482,000	79%
備品購入費・消耗品費	386,992	491,717	43,170	557,246	1,479,125	2,363,000	63%
外構・植栽管理費・廃棄物処理費	0	82,500	77,000	434,060	593,560	1,755,000	34%
広報費・印刷製本費	22,000	0	0	0	22,000	137,000	16%
光熱水費・燃料費	1,476,613	1,616,352	2,141,546	2,464,974	7,699,485	14,298,000	54%
保険料	183,235	58,940	0	21,140	263,315	300,000	88%
使用料・賃借料	311,096	430,090	305,274	292,826	1,339,286	1,056,000	127%
委託料・報償費	6,329,244	5,501,201	2,771,421	645,595	15,247,461	19,618,000	78%
公租公課	21,400	1,284	2,889	4,353,878	4,379,451	88,000	4977%
旅費・通信運搬費	98,446	144,730	149,115	162,339	554,630	900,000	62%
給食材料費	0	1,024,423	95,655	540,764	1,660,842	27,631,000	6%
利用にかかる材料費等	0	1,231	0	750	1,981	6,750,000	0%
間接事務費	1,310,500	1,310,500	1,310,500	1,310,500	5,242,000	5,258,000	100%
その他	58,163	335,455	65,680	1,015,911	1,475,209	3,931,000	38%
②自主事業による経費	221,178	271,437	83,550	439,675	1,015,840	4,893,000	21%
野外活動教室事業	139,480	0	45,029	78,082	262,591	951,000	28%
飲食事業	0	111,066	16,910	27,932	155,908	2,499,000	6%
物販事業	43,500	0	11,760	33,348	88,608	164,000	54%
その他	38,198	160,371	9,851	163,324	371,744	180,000	207%
自主事業還元支出	0	0	0	136,989	136,989	1,099,000	12%
合計(①+②) (B)	18,422,723	17,970,163	14,525,809	19,322,055	70,240,750	128,470,000	55%
(3) 収支差額							
(金額は円、税込)							
項目	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計	備考	
収支差額=収入(A)-支出(B)	6,708,862	771,621	5,284,036	2,130,303	14,894,822		

## 第6章 対象施設に係る指摘及び意見

### 2) 南伊豆臨海学園

様式16								
施設名	横浜市少年自然の家南伊豆臨海学園							
令和2年度収支決算書								
1 総括表								
(1) 収入								
(金額は円、税込)								
項目	第1四半期 決算金額	第2四半期 決算金額	第3四半期 決算金額	第4四半期 決算金額	合計 (C)	予算 (D)	予算達成率 (%) (=C/D)	備考
①利用にかかる料金収入	8,250	1,057,750	368,570	435,881	1,870,451	23,304,000	8%	
②指定管理料	21,187,650	8,454,050	16,272,850	13,992,450	59,907,000	59,907,000	100%	
③負担金収入	0	0	0	722,333	722,333	0	-	
④自主事業還元収入	0	0	0	0	0	5,078,000	0%	
小計(①+②+③)	21,195,900	9,511,800	16,641,420	15,150,664	62,499,784	88,289,000	71%	
⑤自主事業による収入	30,729	374,081	276,908	51,253	732,971	13,660,000	5%	
野外活動教室事業	0	0	129,500	0	129,500	6,710,000	2%	
飲食事業	9,750	91,860	143,790	0	245,400	3,544,000	7%	
物販事業	10,979	63,851	-28,342	49,253	95,741	139,000	69%	
その他	10,000	218,370	31,960	2,000	262,330	3,267,000	8%	
合計(①+②+③+④) (A)	21,226,629	9,885,881	16,918,328	15,201,917	63,232,755	101,949,000	62%	
(2) 支出								
(金額は円、税込)								
項目	第1四半期 決算金額	第2四半期 決算金額	第3四半期 決算金額	第4四半期 決算金額	合計	予算	年間予算 達成率	備考
⑥維持管理運営費用	22,909,957	11,758,527	14,100,842	10,310,191	59,079,517	88,289,000	67%	
人件費	8,661,639	5,602,078	6,941,815	5,395,858	26,601,390	31,892,000	83%	
修繕費	256,087	433,950	232,100	0	922,137	3,098,000	30%	
設備管理費・保安警備費	1,058,780	457,830	498,270	1,387,470	3,402,350	3,585,000	95%	
備品購入費・消耗品費	756,611	1,107,506	286,057	114,110	2,264,284	1,475,000	154%	
外構・植栽管理費・廃棄物処理費	630	98,465	1,470	14,040	114,605	295,000	39%	
広報費・印刷製本費	0	0	0	0	0	203,000	0%	
光熱水費・燃料費	839,322	1,696,908	979,861	784,460	4,300,551	6,972,000	62%	
保険料	154,650	32,000	0	0	186,650	280,000	67%	
使用料・賃借料	547,226	451,290	420,389	425,073	1,843,978	1,691,000	109%	
委託料・報償費	9,433,135	312,700	3,450,395	-2,421,575	10,774,655	15,085,000	71%	
公租公課	200	0	400	3,224,453	3,225,053	52,000	6202%	
旅費・通信運搬費	87,468	109,119	104,399	221,500	522,486	440,000	119%	
給食材料費	72,299	575,140	293,543	77,542	1,018,524	12,797,000	8%	
利用にかかる材料費等	0	0	0	96,250	96,250	3,028,000	3%	
間接事務費	816,500	816,500	816,500	816,500	3,266,000	3,266,000	100%	
その他	225,410	65,041	75,643	174,510	540,604	4,130,000	13%	
⑦自主事業による経費	357,356	214,796	184,856	27,280	784,288	13,660,000	6%	
野外活動教室事業	146,080	4,818	104,383	4,342	259,623	4,938,000	5%	
飲食事業	0	77,122	60,727	0	137,849	2,482,000	6%	
物販事業	43,004	0	0	-2,864	40,140	115,000	35%	
その他	168,272	132,856	19,746	25,802	346,676	1,047,000	33%	
自主事業還元支出	0	0	0	0	0	5,078,000	0%	
合計(⑥+⑦) (B)	23,267,313	11,973,323	14,285,698	10,337,471	59,863,805	101,949,000	59%	
(3) 収支差額								
(金額は円、税込)								
項目	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計	備考		
収支差額=収入(A)-支出(B)	-2,040,684	-2,087,442	2,632,630	4,864,446	3,368,950			

## (2) 監査の結果

### 【意見 29-1】 横浜市内団体の利用率について

赤城林間学園の利用団体を分類すると、学校、青少年、一般、その他の4種類となる。設置目的である、集団宿泊生活等での体力の向上や健全な少年の育成からわかるように、主な利用対象は小中学校の児童・生徒や少年団体であるといえる。また、横浜市が設置している施設であるため、当然に、主な利用対象は横浜市内にある団体となる。

図表78 直近4年間の宿泊者延人数の推移

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
小学校	13,806	250	15,504	180	10,318	78	724	0
中学校	3,591	112	2,214	240	1,436	924	0	0
青少年団体	321	0	514	314	884	292	690	641
青少年グループ <sup>¶</sup>	877	4,039	1,255	3,475	826	4,174	83	188
その他	3,197	5,044	2,534	6,186	2,506	5,601	356	60
合計	21,792	9,445	22,021	10,395	15,970	11,069	1,853	889
総数	31,237		32,416		27,039		2,742	
割合	70%	30%	68%	32%	59%	41%	68%	32%

(出典：事業報告書より監査人作成)

図表79 直近4年間の利用率等の推移

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設利用人員（人）	32,805	33,841	28,658	3,205
宿泊日数（日）	156	172	153	105
開所日数（日）	354	354	327	281
宿泊利用日数率（%）	44.1%	48.6%	46.8%	37.4%
施設利用人員率（%）	23.2%	23.9%	21.9%	2.9%

(出典：事業報告書より監査人作成)

図表80 直近4年間の市内小中学校の利用数

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	39(338)	48(339)	32(339)	3(338)
中学校	10(145)	7(145)	5(145)	0(144)

注：()内は各学校の総数

(出典：横浜市提供資料より監査人作成)

図表78より、新型コロナウイルス感染症の影響がない平成29年度と平成30年度を見ると、市内利用者と市外利用者の割合は7対3となっている。市内利用者の内訳としては小学校と中学校が多く、市外利用者の内訳としては青少年グループとその他が多いことがわかる。すなわち、赤城林間学園は、主な利用対象となる横浜市内の小学校・中学校の集団宿泊生活等を体験する施設として利用され、予約等が空いているときには市外のスポーツ関連団体等により利用されていることがわかる。

次に図表79から、開所日数に対する宿泊日数の割合で計算される宿泊利用日数率は、44.1%（平成29年度）、48.6%（平成30年度）、46.8%（令和元年度）と50%以下となっており、日帰りではなく宿泊を主な利用手段として設置する当施設を前提とすると、利用率は決して高くないことがわかる。

宿泊利用日数率が低迷している原因としては、立地や施設の老朽化等の施設固有の原因や、生徒数の減少・イベントの減少等の外的要因も考えられるが、主な原因の1つとして、施設の宿泊室の影響がある。

赤城林間学園には、宿泊施設として山の家と鳥の家があり、それぞれ定員20名の部屋が10室設けられている。宿泊施設としては、2つの建物があるが、小学校や中学校の集団宿泊生活を前提とすると、2つの建物を同時に利用する場合には1つの学校が望ましく、児童・生徒の安全な宿泊生活を実施するためには可能な限り別々の学校で同時に利用することは避けるべきである。また、各部屋の定員は20名であるため、5名前後の団体を複数受け入れることにも適していない。

これらの前提を考えると、学級数や各学年の在学者数が減少傾向にある現状では、400名の定員で準備されている当施設を高い利用率で運営することは非常に難しいと言える。

したがって、当施設を有効に活用するためには、やはり市内小中学校の児童・生徒の利用率を高めることを目標にすべきと考えられる。図表80からわかるように、横浜市には平成30年度末で339校の小学校と145校の中学校があるが、その内当施設を使用した小学校が48校（14%）、中学校が7校（5%）と非常に低い利用率に留まっている。

施設を担当する所管課には、市内小中学校の利用率が低いことについての原因を調査分析し、利用率を高める手段の有無や、その実行可能性を検討することが求められる。その上で、市内小中学校の利用がない期間に対する利用促進案について、指定管理者と協力して検討することが求められる。

図表81 赤城林間学園 鳥の家（宿泊棟）の外観



（監査人撮影）

## 30. 横浜市山内図書館

### (1) 施設概要

#### ① 施設の特徴

横浜市山内図書館は、図書館法第10条に則り横浜市立図書館で3番目の図書館として昭和52年に開館した。開館直後から多くの市民に利用されている。平成22年度からは横浜市内では図書館として唯一指定管理者制度を導入している施設である。

#### ② 施設の概要

名称	横浜市山内図書館	
場所	横浜市青葉区あざみ野2-3-2	
指定管理者	有隣堂グループ	
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）	
施設規模	構造	鉄筋コンクリート造3階建（図書館部分2階）
	延床面積	2,147 m <sup>2</sup>
設置の根拠	横浜市立図書館条例	
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して地域住民の利用に供し、その教養を深め、調査研究、レクリエーション等に活用することを目的として図書館を設置する。	

#### ③ 運営状況

開館時間	・火曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後8時30分まで ・土曜日、日曜日、月曜日、休日、祝日 午前9時30分から午後5時まで
休館日	月1回（施設点検日） 12月29日から1月3日まで
自主事業	山内堂、図書取次サービス

#### ④ 指定管理料の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料（千円）	175,850	176,250	176,350	177,982	180,180

#### ⑤ 利用実績の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人貸出登録者数	83,914	83,884	83,688	83,163	81,417
()内は新規 (人)	(6,164)	(6,043)	(6,005)	(5,157)	(3,671)
貸出冊数(冊)	642,412	634,517	629,273	599,724	531,417

## 第6章 対象施設に係る指摘及び意見

### ⑥ 収支決算書

令和2年度 「横浜市山内図書館」 収支決算書

収入の部

(税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	180,180,000		180,180,000	180,180,000	0	横浜市より
利用料金収入			0	0	0	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	200,000		200,000	105,918	94,082	臨時休館、自主企画事業中止等の影響による
自主事業収入			0	0	0	
雑入	500,000		500,000	298,597	201,403	
自動販売機手数料等	500,000		500,000	298,597	201,403	臨時休館、自主企画事業中止等の影響による
その他（）			0		0	
収入合計	180,880,000		180,880,000	180,584,515	295,485	

支出の部

説明

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	103,365,300		103,365,300	101,974,970	1,390,330	
給与・賃金	87,495,500		87,495,500	86,573,070	922,430	
社会保険料	9,174,800		9,174,800	9,015,320	159,480	
通勤手当	5,936,000		5,936,000	5,326,880	609,120	
健康診断費	377,000		377,000	409,700	△ 32,700	
福利厚生費	382,000		382,000	650,000	△ 268,000	
事務費	3,955,000		3,955,000	5,242,615	△ 1,287,615	
旅費	200,000		200,000	111,313	88,687	
消耗品費	1,000,000		1,000,000	1,694,435	△ 694,435	感染予防対策費(消毒液等)
通信費	500,000		500,000	536,707	△ 36,707	
使用料及び賃借料	15,000		15,000	13,992	1,008	
備品購入費	200,000		200,000	366,306	△ 166,306	
雑誌・新聞購入費	1,620,000		1,620,000	1,702,655	△ 82,655	
施設賠償責任保険	120,000		120,000	117,960	2,040	
職員等研修費	20,000		20,000	0	20,000	
振込手数料	0		0	0	0	
リース料	100,000		100,000	102,960	△ 2,960	
手数料（ごみ処理費）	180,000		180,000	596,287	△ 416,287	古紙回収手数料の単価上昇による
事業費	5,318,400		5,318,400	5,245,256	73,144	
自主事業費	4,500,000		4,500,000	4,426,856	73,144	
自主事業費（図書取次サービス）	818,400		818,400	818,400	0	
管理費	36,891,300		36,891,300	32,885,290	4,006,010	
光熱水費	21,650,000		21,650,000	14,288,140	7,361,860	
電気料金	12,500,000		12,500,000	8,618,854	3,881,146	新型コロナによる図書館と地区センターの臨時休館、利用制限、開館時間短縮による
ガス料金	4,000,000		4,000,000	2,985,747	1,014,253	
水道料金	5,150,000		5,150,000	2,683,539	2,466,461	
清掃費	5,247,000		5,247,000	5,247,000	0	
修繕費	1,500,000		1,500,000	4,821,850	△ 3,321,850	自動ドア・LED交換工事等
機械警備費	880,000		880,000	880,000	0	
設備保全費	6,614,300		6,614,300	6,614,300	0	
空調衛生設備保守	1,991,000		1,991,000	1,991,000	0	
消防設備保守	396,000		396,000	396,000	0	
電気設備保守	1,221,000		1,221,000	1,221,000	0	
害虫駆除清掃保守	126,500		126,500	126,500	0	
建築設備保全費	2,186,800		2,186,800	2,186,800	0	
その他保全費	693,000		693,000	693,000	0	飲料水・ウォータークーラー水質検査、植栽剪定・草刈、煤煙測定業務
共益費	1,000,000		1,000,000	1,034,000	△ 34,000	前庭ベンチ(バーゴー設置)交換等
公租公課	9,350,000		9,350,000	10,058,000	△ 708,000	
事務経費	22,000,000		22,000,000	24,500,000	△ 2,500,000	本部支援費(人件費、システム経費等)、研修教材費 新型コロナ対応による業務量増加
支出合計	180,880,000	0	180,880,000	179,906,131	973,869	
差引	0	0	0	678,384	△ 678,384	

## (2) 監査の結果

### 【意見 30-1】 備品の管理について

備品の管理については、基本協定書第30条では次の通り規定されている。

#### 基本協定書より抜粋

第30条 指定管理者は、本指定管理実施の用に供するため、別添の市が有する備品等（以下「備品等（I種）」という。）を管理する。

2 指定管理者は、指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等（I種）が経年劣化等により本指定管理実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、市との協議により、必要に応じて、自己の費用により当該備品等を修繕するものとする。

4 前項の場合において、多額の費用を要することなどにより当該備品の修繕が困難なときは、指定管理者は、市との協議により、必要に応じて、当該備品を廃棄することができる。

5 前項の規定に基づき当該備品を廃棄する場合、指定管理者は、市との協議により、同等の機能を有する備品等を、自己の費用により購入又は調達するものとする。ただし、市が必要ないと認めた場合は、この限りではない。

6 指定管理者は、前項の規定により購入又は調達した備品等について、市に所有権を移転するとともに、備品等（I種）として管理することができる。ただし、市が必要ないと認めた場合は、この限りではない。

7 指定管理者は、故意又は過失により備品等（I種）を破損滅失したときは、市との協議により、必要に応じてこれを弁償するものとする。

第31条 指定管理者は、本指定管理実施のため、自己の費用により備品等を購入又は調達することができる。

2 指定管理者は、自己の費用により購入又は調達した備品等（以下「備品等（II種）」という。）を帳票に記載し、前条に規定する備品等（I種）と明確に区別して管理しなければならない。

3 前項に規定する備品等（II種）は、指定管理者に帰属するものとする。ただし、市と指定管理者の協議により、市に所有権を移転することを妨げない。

本施設の備品管理において、基本協定書第30条に規定されている市の備品等（I種）については、市の物品管理簿が指定管理者と共有され、第31条に規定される備品等（II種）については、指定管理者の備品等物品管理簿に記載されて

いるため、明確に区分されている。

ただし、所管課に確認したところ、市の物品管理簿が一部不完全であったこと、さらには、年度が古いため備品等に貼付してあるシールの記載が不鮮明なものもあること等から、廃棄の際に物品管理簿と突合ができないケースもあり、令和2年度に実地棚卸により物品管理簿を見直した上で、新たに作成し直していると説明を受けた。

また、棚卸しの方法については、市と指定管理者が個別に行っている。個別に行うことにより確認漏れの備品等の無いよう十分に留意し、備品等Ⅰ種Ⅱ種の確認も含め両者合わせての棚卸しをすることが望ましい。

### 【指摘 30-1】 備品等(Ⅱ種)の取り扱いについて

基本協定書第31条に規定される備品等(Ⅱ種)は指定管理者に帰属する。本施設では備品等(Ⅱ種)について物品管理簿に記載するとともに、今後市に寄贈する予定のものと指定管理者の所有を継続する予定のものとを区分記載しているが、市への寄贈は予定であり、実際に手続はされていないため、備品等(Ⅱ種)の帰属は全て指定管理者ということになる。本施設の指定管理者は株式会社であるため、法人税法上資産に該当し、さらに償却資産として申告義務が生じる備品等(Ⅱ種)の記載がみられた。

令和2年度に關していくれば、指定管理者作成の備品等物品管理簿記載の内、2021/2/1付購入卓上型書籍除菌庫が専用台を含め取得価額330千円(税込)のため該当するが、指定管理者に確認したところでは、「基本的に指定管理料業務上で購入した物件におきまして、20万円を超えるものにつきましては横浜市への引き渡しを前提にしておりまして、指定管理者の資産として認識するものはないという解釈です」という回答を得た。しかしながら、あくまでも「横浜市への引き渡しを前提としている」のであり、少なくとも監査時点においては、引渡していないのであるから、やはり指定管理者に帰属する資産に該当する。

指定管理者の資産としての認識がないのであれば、横浜市への引き渡しを前提としているものについては、取得後速やかに寄贈の手続を取る必要がある。

### 【意見 30-2】 その他資産について

本施設前にはパーゴラ、ウッドデッキが設置されていて、利用者の休み場所として使用され、喜ばれている。ウッドデッキは平成27年度に1,516千円、パーゴラは令和2年度に704千円をそれぞれ本業務内共益費支出において取得している。どちらも新たな設置であり、資産に該当するものであるが、監査時点では

横浜市への引き渡しはしていない。横浜市、指定管理者の双方に確認したが、資産としての認識はなく、修繕という意味合いの認識であるという回答であった。

あえて法人税法の見解を示すのであれば、固定資産に対して行った修理、改良等のために支出した当該資産の維持管理のため、または既存した固定資産の原状回復の支出でもないため、ウッドデッキ設置、パーゴラ設置工事共に修繕費には該当しない。

また、令和2年度の修繕費の支出内訳の中にエアコン新設工事の742,500円の請求書を確認したが、エアコンの新設工事は、資産取得に該当する。その後、本施設指定管理者に確認したところ請求書通りのエアコン新設工事であると回答を得た。したがって、備品等(Ⅱ種)同様にこれらの資産も市への寄贈の手続が取られるまでは、指定管理者に帰属することになるため、法人として適切な会計処理、必要な税務申告及び固定資産税（償却資産）の手続を求めることが望ましい。

### 【指摘30-2】 第三者への委託に係る適正な手続について

第三者への委託については基本協定書第18条では次の通り規定されている。

#### 基本協定書より抜粋

**第9条** 本指定管理において、指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 横浜市立図書館条例（昭和39年3月横浜市条例第49条。以下「条例」という）第4条第1項第1号に関すること
- (2) 山内図書館及び横浜市山内地区センター（以下「山内地区センター」という。）との共用部分施設及び設備の維持保全及び管理に関すること
- (3) その他市が定める業務

**第18条** 指定管理者は、第9条に定める一部について、委託する業務の内容、委託契約の締結方式及び相手方等に関する予め市と文書により協議し承認を得た上で、第三者に委託することができる。ただし、条例第3条の規定に基づく複写手数料の取扱については、委託することができない。

2 指定管理者がその業務の一部を第三者に実施させることとなる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うこととし、当該業務に関し指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、すべて指定管理者が負担するものとする。

第三者への委託は図表82の通り25件に及んでいる。

図表82 三洋装備 第三者への委託先一覧(令和2年度)

NO	名称	金額（円）	委託先
1	電気設備点検	360,000	関東電気保安協会
2	非常用発電機保守点検	400,000	第一テクノ
3	直流電源装置点検	350,000	ミヤケ電池サービス
4	空調熱源保守点検	1,210,000	相模設備
5	消防設備点検	260,000	ハマ防災
6	昇降機点検	804,000	日本エレベーター
7	自動ドア点検	304,000	神奈川ナブコ
8	冷却塔他管理	600,000	市田化学
9	煤煙測定	200,000	富士産業
10	植栽剪定・草刈	320,000	植茂園
11	受水槽・高架水槽清掃	148,000	エムワイ
12	飲料水水質検査	80,000	総合環境分析
13	冷水器水質検査	30,000	総合環境分析
14	簡易専用水道検査	5,000	予防医学協会
15	害虫駆除	115,000	シーアイシー
16	排水槽清掃	100,000	ワイズサービス
17	蓄熱槽清掃	230,000	ワイズサービス
18	定期清掃A	840,000	サポート
19	定期清掃B	2,700,000	アークビルサービス
20	窓ガラス清掃	180,000	光陽興業
21	照明器具清掃	360,000	サポート
22	ブラインド清掃	200,000	サポート
23	機械警備	800,000	京浜警備
24	駅ポスト点検	50,000	伊藤伊
25	防火設備点検	100,000	ハマ防災
合計		10,646,000	

基本協定書第18条通りの委託する業務の内容、委託契約の締結方式及び相手方等に関する予め市と文書により協議し承認を得るような手続は取っていない。各年度に提出される事業計画書内にて建築・設備保守管理実施表に記載の内容、相手先及び委託時期を確認するにとどまっている。

また、本施設の指定管理者は2法人による共同事業体であり、1社は主に基づき基本協定書第9条(1)の図書館業務を、もう1社は同条(2)の施設設備の維持管理業務を行っている。

第三者へ委託している業務は施設設備の維持管理業務である。しかも、光熱費を除いた管理費15,041千円の7割超となる10,646千円を第三者へ委託している。指定管理者に共同事業体として施設設備の専門業者を選定しているにもかかわらず、第三者へ委託している理由を確認したところ、本施設の規模が大きく、定期清掃は休館日の作業となり人員が賄えないこと及び専門性を考慮してとのことという回答を得た。

加えて、委託先は協力会社であり、他社と比較して金額も抑えてあるとの説明もあったが、競争入札や見積合わせの手続は1件も取られていないため、金額の妥当性については確認できない。

基本協定書には「委託契約の締結方式」について協議し承認を得ることが規定されている。地方自治法の規定に基づき公の施設の管理を行う指定管理者制度の趣旨に鑑みれば、最小の経費で第三者へ委託することに加え、その手続についても適正性の確保が求められる。

指定管理者は、専門性と必要経費の抑制及び金額の妥当性を考え合わせた上で無駄のない第三者への委託を実施することは勿論のこと、基本協定書を遵守し、委託する業務の内容、委託契約の締結方式及び相手方等について、予め横浜市と文書により協議し承認を得ることが必要である。

また、横浜市は第三者への委託が適正な手続で履行されていることを確認し、承認しなければならない。

### 【意見30-3】臨時休館に伴う助成金の処理について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応のため、令和2年4月11日から5月26日までの間、横浜市立図書館は臨時休館となつたため、横浜市はその休館による収支の影響額を確認している。

本施設の場合、所定の計算により不要となつた金額（光熱水費及び人件費）については、必要とされる本施設の修繕費に充当するため、精算は行っていない。

実際、年度内に修繕を行いその費用に充当していることも確認できている。

一方、休館中に出勤しなかったスタッフに対する休業手当金につき雇用調整助成金の請求を行い、受け取った助成金の内本施設に勤務する該当職員分に相当する金額について一切、報告がなされていない。休業手当金も含め、支払った給与額は給与賃金を構成するのだが、その金額に相応する助成金については雑入等として計上すべきである。

指定管理者に確認したところ、法人全体として助成金を受け取っているため、本施設該当分の金額が不明であるためとの回答であった。しかし、助成金の申請は該当職員の給与額により計算されるものであり、厳密ではないにしろ按分計算は可能であると考える。

助成金については雑入に計上し、指定管理施設に関してできる限り正確な収支状況を把握することが望ましい。